

奈良地方最低賃金審議会

第1回 奈良県最低賃金専門部会

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿	1
No. 2	奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 運営規程（案） . . .	2
No. 3	奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 傍聴規程（案） . . .	4
No. 4	各種関連指標一覧表	5
No. 5	各種関連指標の近隣府県との比較	6
No. 6	2020年基準消費者物価指数（奈良市）	7
No. 7	企業物価指数の推移（2023年6月速報）	8
No. 8	第1回目安に関する小委員会配布資料	
No. 9	第2回目安に関する小委員会配布資料	
	1. 令和5年賃金改定状況調査結果	
	2. 生活保護と最低賃金	
	3. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率	
	4. 賃金分布に関する資料	
	5. 最新の経済指標の動向	
No.10	令和5年度 最低賃金に関する基礎調査結果	

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
しもやま 下山	あきら 朗
つばた 坪田	そのこ 園子

労働者代表

かわもと 河本	しょうご 章吾
まつだ 松田	たくみ 拓実
やまね 山根	あつし 惇

使用者代表

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

(敬称略、五十音順)

備 考 令和5年7月19日任命

(案)

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会運営規程

令和3年7月19日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する奈良県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

- 第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月19日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会傍聴規程

- 第1条 この規程は、奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、係員に住所及び氏名を告げ、その指示により傍聴席に着かなければならない。
ただし、傍聴席が満席の後には、その入場を拒否することができる。
- 2 集団で多人数の者が傍聴しようとする場合において、その団体（集団）を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、専門部会は、その若干人を指定して傍聴させることができる。
- 第3条 専門部会は、傍聴席の整理上必要があると認めたときには、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限することができる。
- 2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。
- 第4条 次の各号の一に該当すると認められる者は、入場を許されない。
- 1 酒気を帯びている者。
- 2 凶器その他危険なものを持っている者。
- 3 旗、のぼり、こん棒、プラカード等を携帯している者。
- 4 前各号に掲げる外、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者。
- 第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴席以外の場所に入ってはならない。
- 第6条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げることをしてはならない。
- 1 みだりに傍聴席を離れること。
- 2 飲食等を行うこと。
- 3 拍手その他いかなる方法でも、議事の言論に批評を加え、又は可否を表わすこと。
- 4 放談、私語その他喧噪にわたり又は議事を妨害するような行為を行うこと。
- 5 前各号の外、会場の秩序を乱す言動を行うこと。
- 第7条 会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ事務局に申し出て許可を得なければならない。
- 第8条 部会長及び事務局は、この規程を守らない傍聴人に対しては、注意を与え、なお止めないときは、その者を退場させることができる。
- 第9条 傍聴人は、会議開始5分前までに着席すること。以降の入場は認めない。
- 第10条 この規程の改廃は、専門部会の決議に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和元年7月25日から施行する。

◀ 各種関連指標 一覧表 ▶

令和4年度
地域別最低賃金

都道府県	(円)	順位
東京都	1,072	1
神奈川県	1,071	2
大阪府	1,023	3
埼玉県	987	4
愛知県	986	5
千葉県	984	6
京都府	968	7
兵庫県	960	8
静岡県	944	9
三重県	933	10
広島県	930	11
滋賀県	927	12
北海道	920	13
栃木県	913	14
茨城県	911	15
岐阜県	910	16
富山県	908	17
長野県	908	17
福岡県	900	19
山梨県	898	20
奈良県	896	21
群馬県	895	22
岡山県	892	23
石川県	891	24
新潟県	890	25
和歌山県	889	26
福井県	888	27
山口県	888	27
宮城県	883	29
香川県	878	30
福島県	858	31
島根県	857	32
徳島県	855	33
岩手県	854	34
山形県	854	34
鳥取県	854	34
大分県	854	34
青森県	853	38
秋田県	853	38
愛媛県	853	38
高知県	853	38
佐賀県	853	38
長崎県	853	38
熊本県	853	38
宮崎県	853	38
鹿児島県	853	38
沖縄県	853	38

資料出所
「最低賃金決定要覧」
(令和5年度版)

2022年
標準生計費
(1人世帯・1ヶ月)

都道府県 県庁所在地	(円)	順位
福島市	152,610	1
神戸市	150,800	2
京都市	145,300	3
東京都	136,180	4
前橋市	134,300	5
さいたま市	129,510	6
那覇市	129,260	7
宇都宮市	129,091	8
山口市	123,175	9
松江市	121,850	10
金沢市	121,330	11
札幌市	120,900	12
富山市	118,678	13
甲府市	118,530	14
高松市	118,049	15
長崎市	118,040	16
名古屋市	117,950	17
新潟市	117,570	18
高知市	116,250	19
奈良市	115,570	20
横浜市	115,360	21
佐賀市	114,600	22
津市	113,700	23
大分市	113,100	24
静岡市	112,420	25
水戸市	110,475	26
徳島市	110,290	27
岡山市	110,170	28
熊本市	107,578	29
千葉市	107,280	30
大津市	107,240	31
仙台市	106,957	32
山形市	106,640	33
広島市	103,950	34
盛岡市	103,490	35
岐阜市	103,040	36
宮崎市	102,670	37
長野市	102,440	38
大阪市	100,270	39
福岡市	98,570	40
鹿児島市	96,160	41
和歌山市	93,843	42
鳥取市	93,300	43
福井市	92,740	44
青森市	89,390	45
松山市	89,180	46
秋田市	85,664	47

資料出所
人事院、各都道府県人事委員会
(2022年4月)

(4人世帯・1ヶ月)

都道府県 県庁所在地	(円)	順位
神戸市	260,350	1
さいたま市	251,380	2
前橋市	251,180	3
京都市	247,030	4
東京都	240,370	5
福島市	237,450	6
松江市	236,350	7
金沢市	234,490	8
山口市	231,446	9
名古屋市	230,510	10
高松市	222,885	11
宇都宮市	221,249	12
甲府市	220,030	13
静岡市	219,481	14
長崎市	218,650	15
高知市	217,400	16
横浜市	216,890	17
奈良市	215,970	18
新潟市	215,560	19
富山市	213,316	20
津市	212,380	21
岡山市	212,010	22
大分市	210,060	23
佐賀市	209,770	24
岐阜市	208,050	25
千葉市	207,220	26
徳島市	206,390	27
札幌市	205,320	28
大津市	203,110	29
仙台市	203,061	30
那覇市	195,970	31
水戸市	195,945	32
長野市	191,230	33
宮崎市	189,230	34
広島市	187,068	35
山形市	185,180	36
盛岡市	182,880	37
熊本市	182,070	38
大阪市	181,520	39
和歌山市	180,241	40
鹿児島市	178,870	41
福岡市	177,580	42
鳥取市	167,250	43
福井市	165,670	44
松山市	160,000	45
秋田市	156,762	46
青森市	154,450	47

2022年
勤労者世帯消費支出
(1世帯・1ヶ月)

主要都市	(円)	順位
千葉市	358,233	1
前橋市	355,387	2
名古屋市	352,413	3
岐阜市	352,348	4
東京都区部	351,136	5
相模原市	348,415	6
山口市	346,099	7
水戸市	344,330	8
さいたま市	342,788	9
静岡市	341,597	10
大津市	337,800	11
堺市	335,925	12
新潟市	332,103	13
浜松市	331,025	14
富山市	330,808	15
横浜市	330,698	16
宇都宮市	330,209	17
長野市	328,353	18
大分市	327,046	19
福島市	326,648	20
奈良市	323,792	21
甲府市	322,243	22
高知市	321,687	23
岡山市	321,431	24
金沢市	318,950	25
高松市	315,951	26
福井市	315,597	27
川崎市	314,827	28
京都市	313,243	29
松江市	313,030	30
長崎市	311,716	31
広島市	311,230	32
秋田市	311,046	33
和歌山市	310,983	34
徳島市	308,936	35
津市	308,219	36
盛岡市	307,326	37
神戸市	306,990	38
佐賀市	304,526	39
鳥取市	302,848	40
福岡市	301,350	41
札幌市	300,722	42
鹿児島市	298,260	43
熊本市	297,362	44
山形市	294,104	45
仙台市	293,496	46
宮崎市	292,913	47
那覇市	289,775	48
北九州市	287,347	49
大阪市	280,698	50
青森市	271,927	51
松山市	268,247	52

資料出所
総務省統計局「家計調査結果」

2022年
勤労者世帯実収入
(1世帯・1ヶ月)

主要都市	(円)	順位
さいたま市	804,799	1
川崎市	709,895	2
千葉市	704,576	3
東京都区部	695,496	4
岐阜市	690,538	5
金沢市	682,776	6
宇都宮市	678,473	7
横浜市	666,560	8
福井市	663,848	9
富山市	662,732	10
奈良市	660,753	11
福島市	651,337	12
山口市	651,322	13
徳島市	648,138	14
前橋市	642,949	15
名古屋市	639,823	16
松江市	635,926	17
相模原市	631,786	18
大津市	630,658	19
高松市	629,648	20
静岡市	628,816	21
山形市	628,688	22
浜松市	624,663	23
水戸市	616,855	24
長野市	616,818	25
堺市	614,880	26
新潟市	613,427	27
広島市	612,143	28
高知市	607,094	29
盛岡市	600,801	30
大分市	599,018	31
京都市	598,505	32
大阪市	592,301	33
甲府市	588,301	34
津市	583,109	35
札幌市	581,372	36
福岡市	579,466	37
佐賀市	577,838	38
鳥取市	565,945	39
長崎市	559,133	40
岡山市	555,070	41
鹿児島市	552,926	42
仙台市	552,466	43
宮崎市	550,697	44
青森市	546,029	45
秋田市	543,860	46
和歌山市	540,772	47
神戸市	534,628	48
熊本市	531,390	49
北九州市	504,323	50
那覇市	482,880	51
松山市	473,934	52

資料出所
総務省統計局「家計調査結果」

県民所得
(1人当たり・年間)

都道府県	(千円)	順位
東京都	5,757	1
愛知県	3,661	2
静岡県	3,407	3
栃木県	3,351	4
福井県	3,325	5
滋賀県	3,323	6
富山県	3,316	7
群馬県	3,288	8
山口県	3,249	9
茨城県	3,247	10
神奈川県	3,199	11
広島県	3,153	12
徳島県	3,153	12
山梨県	3,125	14
千葉県	3,058	15
大阪府	3,055	16
埼玉県	3,038	17
兵庫県	3,038	17
岐阜県	3,035	19
香川県	3,021	20
京都府	3,005	21
三重県	2,989	22
和歌山県	2,986	23
石川県	2,973	24
新潟県	2,951	25
島根県	2,951	25
宮城県	2,943	27
福島県	2,942	28
長野県	2,924	29
山形県	2,909	30
佐賀県	2,854	31
福岡県	2,838	32
北海道	2,832	33
岡山県	2,794	34
岩手県	2,781	35
奈良県	2,728	36
愛媛県	2,717	37
熊本県	2,714	38
秋田県	2,713	39
大分県	2,695	40
高知県	2,663	41
長崎県	2,655	42
青森県	2,628	43
鹿児島県	2,558	44
鳥取県	2,439	45
宮崎県	2,426	46
沖縄県	2,396	47

資料出所
内閣府経済社会総合研究所
「2019(平成31・令和元)年度
県民経済計算」

製造品出荷額等
(1事業所当たり・年間)

都道府県	(千円)	順位
山口県	3,921,890	1
愛知県	3,181,597	2
三重県	3,153,989	3
大分県	3,135,627	4
滋賀県	3,069,596	5
千葉県	2,633,772	6
茨城県	2,553,529	7
岡山県	2,448,089	8
神奈川県	2,442,017	9
栃木県	2,219,961	10
兵庫県	2,165,554	11
広島県	2,128,366	12
愛媛県	2,096,748	13
群馬県	2,004,899	14
福岡県	1,978,876	15
静岡県	1,952,424	16
宮城県	1,793,341	17
徳島県	1,752,182	18
和歌山県	1,591,103	19
佐賀県	1,588,515	20
香川県	1,528,514	21
熊本県	1,484,033	22
山梨県	1,482,664	23
富山県	1,479,166	24
福島県	1,460,248	25
京都府	1,371,493	26
埼玉県	1,311,551	27
長野県	1,291,766	28
青森県	1,286,964	29
岩手県	1,277,959	30
宮崎県	1,222,577	31
山形県	1,216,602	32
北海道	1,214,150	33
奈良県	1,190,363	34
島根県	1,113,584	35
福井県	1,111,750	36
石川県	1,093,848	37
岐阜県	1,092,205	38
大阪府	1,091,248	39
長崎県	1,087,421	40
鹿児島県	1,025,703	41
新潟県	981,377	42
鳥取県	960,176	43
秋田県	780,444	44
東京都	724,260	45
高知県	540,154	46
沖縄県	459,271	47

資料出所
総務省・経済産業省
「2020年 工業統計表
地域別統計表」

県外就業率

都道府県		(%)	順位
埼玉	玉	29.28	1
千葉	葉	27.42	2
奈良	良	27.33	3
神奈	川	24.94	4
兵庫	庫	14.05	5
京	都	12.35	6
滋	賀	11.02	7
岐	阜	10.97	8
茨	城	9.67	9
佐	賀	8.46	10
東	京	7.50	11
栃	木	7.08	12
和歌	山	6.49	13
	阪	6.03	14
大群	馬	5.61	15
三	重	5.50	16
山	梨	3.18	17
山	取	3.13	18
山	口	2.69	19
福	岡	2.67	20
島	根	2.38	21
岡	山	2.31	22
愛	知	2.25	23
熊	本	2.11	24
大	分	1.96	25
徳	島	1.78	26
宮	城	1.75	27
岩	手	1.74	28
静	岡	1.74	28
広	島	1.70	30
長	崎	1.62	31
石	川	1.59	32
福	島	1.51	33
香	川	1.51	33
宮	崎	1.50	35
富	山	1.36	36
福	井	1.26	37
鹿	島	1.16	38
山	形	1.05	39
青	森	1.02	40
愛	媛	0.98	41
長	野	0.89	42
高	知	0.77	43
秋	田	0.72	44
新	潟	0.45	45
北	道	0.17	46
海	沖	0.17	46

各種関連指標の近隣府県との比較

	①地域別最低賃金		②標準生計費				③勤労者世帯消費支出		④勤労者世帯家計実収入		⑤ 1人当り県民所得		⑥ 1事業所当たり 製造品出荷額		
	時間額	格差	(1人世帯、1ヶ月)	格差	(4人世帯、1ヶ月)	格差	(1世帯、1ヶ月)	格差	(1世帯、1ヶ月)	格差	年額(千円)	格差	(千円)	格差	
奈良	896	83.6	115,570	84.9	215,970	89.8	323,792	92.2	660,753	95.0	2,728	47.4	1,190,363	164.4	
滋賀	927	86.5	107,240	78.7	203,110	84.5	337,800	96.2	630,658	90.7	3,323	57.7	3,069,596	423.8	
京都	968	90.3	145,300	106.7	247,030	102.8	313,243	89.2	598,505	86.1	3,005	52.2	1,371,493	189.4	
大阪	1,023	95.4	100,270	73.6	181,520	75.5	280,698	79.9	592,301	85.2	3,055	53.1	1,091,248	150.7	
兵庫	960	89.6	150,800	110.7	260,350	108.3	306,990	87.4	534,628	76.9	3,038	52.8	2,165,554	299.0	
和歌山	889	82.9	93,843	68.9	180,241	75.0	310,983	88.6	540,772	77.8	2,986	51.9	1,591,103	219.7	
三重	933	87.0	113,700	83.5	212,380	88.4	308,219	87.8	583,109	83.8	2,989	51.9	3,153,989	435.5	
全国平均	930	86.8	114,480	84.1	213,240	88.7	309,469	88.1	605,316	87.0	3,345	58.1	1,773,360	244.9	
東京	1,072	100.0	136,180	100.0	240,370	100.0	351,136	100.0	695,496	100.0	5,757	100.0	724,260	100.0	
資料出所	厚生労働省 「令和5年度版 最低賃金決定要覧」 (令和4年)		人事院、都道府県人事委員会 (2022年)				総務省統計局 「家計調査報告」 (2022年)		総務省統計局 「家計調査報告」 (2022年)		内閣府経済社会総合研究所 「県民経済計算」 (平成31(令和元)年度)		総務省・経済産業省 「2020年 工業統計表 地域別統計表」		
※全国平均は 全国加重平均額		※県庁所在地		※主要都市		※主要都市									

	⑦短時間労働者所定内給与(5人～9人)		⑧短時間労働者所定内給与(企業規模計)		⑨県外就業率		⑩就業者割合(第1次産業)		⑪就業者割合(第2次産業)		⑫就業者割合(第3次産業)	
	(円)	格差	(円)	格差	(%)	順位	(%)	順位	(%)	順位	(%)	順位
奈良	1,244	71.4	1,165	76.1	27.33	3	2.4	37	22.1	34	75.5	9
滋賀	1,292	74.2	1,151	75.2	11.02	7	2.4	37	33.0	2	64.6	39
京都	1,220	70.0	1,356	88.6	12.35	6	1.9	41	22.4	31	75.7	8
大阪	1,493	85.7	1,355	88.6	6.03	14	0.5	46	22.5	30	77.0	6
兵庫	1,454	83.5	1,280	83.7	14.05	5	1.8	43	24.8	21	73.4	13
和歌山	1,111	63.8	1,137	74.3	6.49	13	8.1	10	22.3	32	69.6	22
三重	1,181	67.8	1,189	77.7	5.50	16	3.2	31	32.0	6	64.8	38
全国平均	1,319	75.7	1,270	83.0	8.95	9-10	3.2	31-33	23.4	26-28	73.4	13-14
東京	1,742	100.0	1,530	100.0	7.50	11	0.4	47	15.0	46	84.6	1
資料出所	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(産業計)(令和4年6月)(女子労働者)				総務省「国勢調査報告」(不詳補完結果)2020(令和2)年※調査周期:5年							

(注)「格差」は、東京を100として算出したものである〔各都道府県の数値(金額)÷東京都の数値(金額)×100〕。

奈良市消費者物価指数

資料No. 6

2020年基準奈良市・全国総合指数（確報）

2020年（令和2年）=100

		奈良市				全国				
		年平均		年度平均		年平均		年度平均		
			前年比%		前年度比%		前年比%		前年度比%	
昭和	58 年	81.8	2.3	82.3	2.3	80.3	1.9	80.8	1.9	
	59	83.7	2.3	84.1	2.2	82.2	2.3	82.6	2.2	
	60	85.4	2.1	85.7	1.9	83.8	2.0	84.2	1.9	
	61	85.9	0.6	85.5	-0.2	84.3	0.6	84.2	0.0	
	62	85.7	-0.2	86.0	0.5	84.4	0.1	84.6	0.5	
	63	87.2	1.7	87.5	1.8	85.0	0.7	85.3	0.8	
	元	89.6	2.7	90.4	3.3	86.9	2.3	87.7	2.9	
	平成	2 年	92.4	3.1	93.1	3.1	89.6	3.1	90.4	3.3
		3	95.1	3.0	95.6	2.7	92.6	3.3	92.9	2.8
		4	97.0	1.9	97.4	1.8	94.1	1.6	94.5	1.6
5		98.0	1.0	98.1	0.8	95.4	1.3	95.6	1.2	
6		98.3	0.3	98.4	0.3	96.0	0.7	96.0	0.4	
7		98.2	-0.1	98.1	-0.3	95.9	-0.1	95.8	-0.1	
8		98.4	0.2	98.6	0.5	96.0	0.1	96.2	0.4	
9		100.2	1.9	100.8	2.3	97.7	1.8	98.1	2.0	
10		101.4	1.2	101.5	0.7	98.3	0.6	98.3	0.2	
11		101.1	-0.3	100.7	-0.8	98.0	-0.3	97.8	-0.5	
	12	99.8	-1.4	100.0	-0.8	97.3	-0.7	97.2	-0.5	
	13	99.9	0.1	99.5	-0.5	96.7	-0.7	96.3	-1.0	
	14	98.8	-1.1	98.7	-0.8	95.8	-0.9	95.7	-0.6	
	15	98.0	-0.8	97.8	-0.9	95.5	-0.3	95.5	-0.2	
	16	97.5	-0.5	97.2	-0.6	95.5	0.0	95.4	-0.1	
	17	96.4	-1.1	96.2	-0.8	95.2	-0.3	95.2	-0.1	
	18	96.1	-0.3	96.0	-0.2	95.5	0.3	95.4	0.2	
	19	96.3	0.2	96.8	0.8	95.5	0.0	95.8	0.4	
	20	97.6	1.4	97.5	0.8	96.8	1.4	96.8	1.1	
	21	95.9	-1.8	95.3	-2.3	95.5	-1.4	95.2	-1.7	
	22	94.8	-1.1	94.7	-0.4	94.8	-0.7	94.7	-0.4	
	23	94.5	-0.4	94.6	-0.1	94.5	-0.3	94.6	-0.1	
	24	94.1	-0.4	93.8	-0.8	94.5	0.0	94.4	-0.3	
	25	94.4	0.3	94.8	1.1	94.9	0.4	95.2	0.9	
	26	96.9	2.7	97.5	2.9	97.5	2.7	98.0	2.9	
	27	97.9	1.0	97.9	0.4	98.2	0.8	98.2	0.2	
	28	97.7	-0.2	97.8	-0.2	98.1	-0.1	98.2	-0.1	
	29	98.1	0.5	98.5	0.8	98.6	0.5	98.9	0.7	
	30	99.4	1.3	99.5	1.0	99.5	1.0	99.6	0.7	
	令和	元	100.0	0.6	100.1	0.6	100.0	0.5	100.1	0.5
2 年		100.0	0.0	99.9	-0.1	100.0	0.0	99.9	-0.2	
3		99.9	-0.1	100.2	0.2	99.8	-0.2	100.0	0.1	
4		102.5	2.6	103.4	3.2	102.3	2.5	103.2	3.2	
		月別	前月比%	前年同月比%	月別	前月比%	前年同月比%			
R 4年	6 月	99.5	0.2	-0.2	99.5	0.1	-0.5			
	7 月	99.8	0.3	-0.3	99.7	0.2	-0.3			
	8 月	99.9	0.1	-0.3	99.7	0.0	-0.4			
	9 月	100.1	0.2	0.1	100.1	0.4	0.2			
	10 月	100.3	0.1	0.2	99.9	-0.2	0.1			
	11 月	100.5	0.2	0.7	100.1	0.2	0.6			
	12 月	100.6	0.1	1.1	100.1	0.0	0.8			
	1 月	100.8	0.2	0.9	100.3	0.3	0.5			
	2 月	101.0	0.2	0.9	100.7	0.4	0.9			
	3 月	101.2	0.2	1.2	101.1	0.4	1.2			
	4 月	101.7	0.5	2.7	101.5	0.4	2.5			
	5 月	102.2	0.5	2.9	101.8	0.3	2.5			
R 5年	6 月	102.3	0.1	2.8	101.8	0.0	2.4			
	7 月	102.6	0.3	2.8	102.3	0.5	2.6			
	8 月	102.9	0.3	3.0	102.7	0.4	3.0			
	9 月	103.1	0.2	3.0	103.1	0.4	3.0			
	10 月	103.9	0.7	3.6	103.7	0.6	3.7			
	11 月	103.9	0.0	3.4	103.9	0.2	3.8			
	12 月	103.9	0.0	3.3	104.1	0.2	4.0			
	1 月	105.0	1.1	4.2	104.7	0.5	4.3			
	2 月	104.3	-0.7	3.3	104.0	-0.6	3.3			
	3 月	104.5	0.2	3.2	104.4	0.4	3.2			
	4 月	105.2	0.7	3.4	105.1	0.6	3.5			
	5 月	105.7	0.5	3.5	105.1	0.1	3.2			

日本銀行ホームページから時系列データをダウンロードする際には、
「時系列統計データ検索サイト」をご利用ください。
<https://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>



本件の公表時刻は 8 時 5 0 分

2023年7月12日
日本銀行調査統計局

企業物価指数(2023年6月速報)

国内企業物価指数は、前月比▲0.2%（前年比+4.1%）。

輸出物価指数は、契約通貨ベースで前月比▲0.6%、円ベースで同+1.1%（前年比+0.4%）。

輸入物価指数は、契約通貨ベースで前月比▲3.1%、円ベースで同▲1.2%（前年比▲11.3%）。

指数は2020年平均=100、%

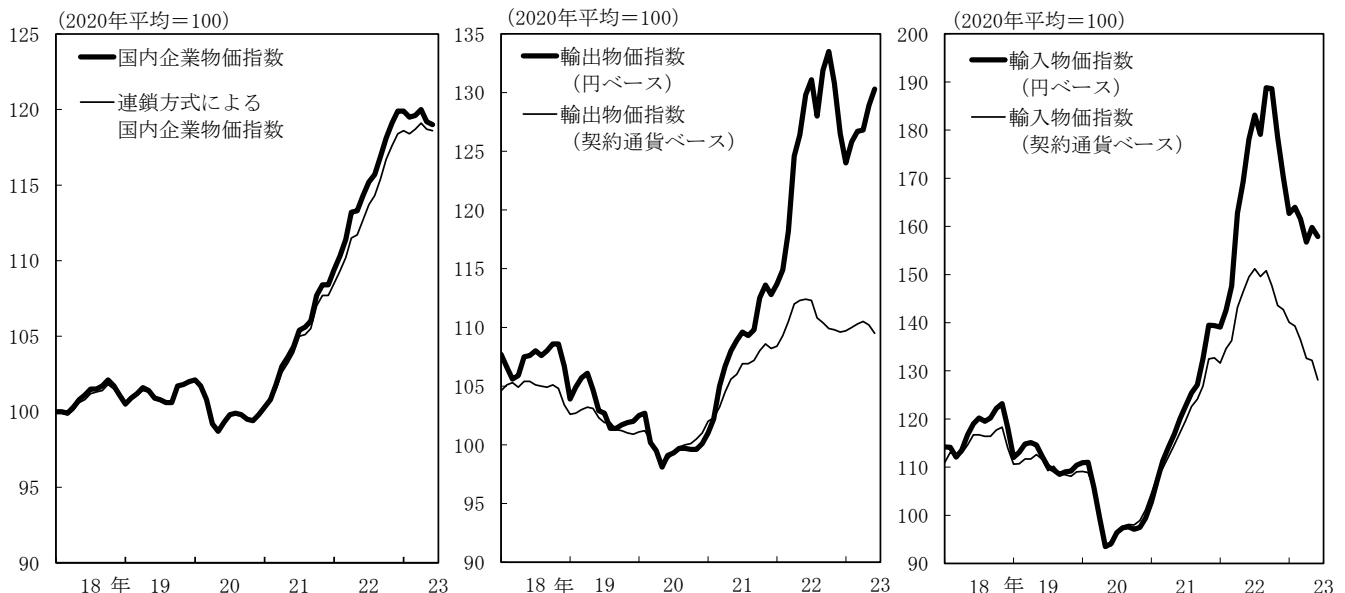
指数は2020年平均＝100、%

	国内企業物価指数			輸出物価指数				輸入物価指数				(参考)
			(参考) 夏季電力 料金調整後	円 ベース		契 約 通 貨 ベース		円 ベース		契 約 通 貨 ベース		為替相場 ドル/円
	前月比	前年比	前月比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比
2022年 5月	0.1	9.4	0.1	1.4	17.0	0.3	6.3	3.9	44.9	2.2	27.7	2.2
6月	0.9	9.6	0.9	2.7	19.2	0.1	6.0	5.3	48.3	2.1	27.6	4.0
7月	0.8	9.3	0.6	1.0	19.6	-0.1	5.1	2.8	49.2	1.1	26.3	2.1
8月	0.4	9.6	0.4	-2.4	17.1	-1.3	3.6	-2.2	42.8	-1.1	22.0	-1.1
9月	1.0	10.3	1.0	3.0	20.1	-0.4	3.0	5.4	48.5	0.8	21.5	5.8
10月	1.0	9.7	1.2	1.2	18.7	-0.5	1.8	-0.1	42.3	-2.1	16.5	2.9
11月	0.8	9.9	0.8	-2.0	15.1	-0.1	1.1	-5.4	28.0	-2.8	8.4	-3.2
12月	0.7	10.6	0.7	-3.3	12.1	-0.2	1.3	-4.6	22.2	-0.6	7.5	-5.2
2023年 1月	0.0	9.6	0.0	-2.0	9.1	0.1	1.2	-4.5	17.0	-1.8	6.5	-3.5
2月	-0.3	8.3	-0.3	1.5	9.5	0.3	0.6	0.8	15.0	-0.6	3.5	1.8
3月	0.1	7.4	0.1	0.7	7.2	0.3	-0.2	-1.5	9.4	-2.1	0.1	0.9
4月	0.3	r 6.0	0.3	0.1	1.8	0.2	-1.3	-3.0	r -3.7	r -2.8	r -7.4	-0.4
5月	-0.7	r 5.2	-0.7	1.7	2.0	r -0.3	r -1.9	r 2.0	r -5.6	r -0.3	r -9.7	3.0
6月 速 報	-0.2	4.1	-0.2	1.1	0.4	-0.6	-2.6	-1.2	-11.3	-3.1	-14.3	2.8
6月指数	119.0		119.0	130.3		109.5		157.9		128.1		141.3

(注)1. 夏季電力料金調整後は、毎年7月から9月に適用される夏季電力割増料金の影響を総平均から除いて算出した指数。

2. 為替相場は、符号がマイナスの場合、円高を示す。

3. r：訂正值



(前月比で上昇・下落した主な類別・品目)

国内企業物価指数 前月比 -0.2 %		
類 別	寄与度	主な品目
電力・都市ガス・水道	-0.35 %	事業用電力、都市ガス
化学製品	-0.07 %	化学肥料、ベンゼン、スチレンモノマー
農林水産物	-0.02 %	しらす干し、牛肉、鶏肉
木材・木製品	-0.01 %	住宅建築用木製組立材料、普通合板、ひき角
石油・石炭製品	0.19 %	ガソリン、軽油、A重油
非鉄金属	0.04 %	銅、プラスチック被覆銅線、電力・通信用メタルケーブル
飲食料品	0.02 %	即席めん、肉製品、そう菜
パルプ・紙・同製品	0.02 %	段ボール箱、新聞用紙、大人用紙おむつ
その他工業製品	0.01 %	ジュエリー、防振ゴム、革製履物

輸物価指数（契約通貨ベース） 前月比 -0.6 %		
類 別	寄与度	主な品目
化学製品	-0.33 %	パラキンレン、合成ゴム、シリコーン
金属・同製品	-0.23 %	熱延広幅帯鋼、銅、金地金
その他産品・製品	-0.16 %	軽油、ジェット燃料油・灯油、B重油・C重油
はん用・生産用・業務用機器	-0.02 %	半導体製造装置（除フラットパネルディスプレイ製造装置）、機械工具、フラットパネルディスプレイ製造装置
電気・電子機器	-0.02 %	モス型メモリ集積回路、電動機、プリント配線板
輸送用機器	0.08 %	乗用車、船外機、自動車用内燃機関

輸入物価指数（契約通貨ベース） 前月比 -3.1 %		
類 別	寄与度	主な品目
石油・石炭・天然ガス	-2.74 %	原油、一般炭、液化天然ガス
金属・同製品	-0.31 %	銅鉱、モリブデン鉱、パラジウム
化学製品	-0.08 %	高機能性樹脂、化学肥料、無機顔料
その他産品・製品	0.01 %	真珠、かばん・袋物、運動用品
繊維品	0.01 %	女子用外衣類、シャツ・セーター類
電気・電子機器	0.01 %	携帯電話機、液晶パネル、デジタルカメラ・ビデオカメラ

国内企業物価指数 (2023年6月速報)

指数は2020年平均=100、%

	ウェイト	指数 (速報)	5 月	前月比 (速報)	5 月	前年同月比 (速報)	5 月
総 平 均	1,000.0	119.0	r 119.2	-0.2	-0.7	4.1	r 5.2
夏 季 電 力 料 金 調 整 後	1,000.0	119.0	r 119.2	-0.2	-0.7	4.1	r 5.2
飲 食 料 品	144.6	114.4	r 114.2	0.2	0.2	7.4	r 8.0
織 維 製 品	9.4	111.9	r 111.9	0.0	r -0.2	8.2	r 6.7
木 材 ・ 木 製 品	9.6	137.6	r 139.3	-1.2	r -1.3	-22.2	r -21.0
パ ル プ ・ 紙 ・ 同 製 品	28.8	121.5	r 120.8	0.6	r 0.3	15.7	r 15.6
化 学 製 品	86.1	115.1	r 116.1	-0.9	r -0.7	-3.8	r -0.8
石 油 ・ 石 炭 製 品	52.8	152.1	r 147.9	2.8	r -0.7	-2.6	r -1.6
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	41.0	112.2	r 112.3	-0.1	-0.2	4.8	r 5.9
窯 業 ・ 土 石 製 品	23.4	122.5	r 122.2	0.2	r 1.5	15.6	r 16.2
鉄 鋼	50.6	154.3	r 154.3	0.0	-0.1	7.8	r 9.2
非 鉄 金 属	26.7	151.7	r 149.9	1.2	r -1.3	-0.5	-2.0
金 属 製 品	43.7	121.7	r 121.8	-0.1	r 0.2	9.4	r 11.2
は ん 用 機 器	33.3	106.9	r 107.0	-0.1	0.3	4.4	r 4.7
生 産 用 機 器	45.8	106.9	r 107.0	-0.1	r 0.8	3.3	r 4.3
業 務 用 機 器	14.9	104.5	r 104.5	0.0	0.1	3.0	r 3.2
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	19.3	106.1	106.2	-0.1	r -0.2	2.7	2.8
電 気 機 器	50.0	108.1	r 108.2	-0.1	r 0.7	5.6	r 6.0
情 報 通 信 機 器	18.2	106.4	r 106.5	-0.1	r 0.9	5.6	r 6.0
輸 送 用 機 器	150.9	107.2	r 107.2	0.0	r 0.2	3.2	r 3.6
そ の 他 工 業 製 品	43.2	111.3	r 111.0	0.3	r 0.5	7.2	r 7.6
農 林 水 産 物	40.3	108.0	r 108.6	-0.6	r 0.8	10.0	r 10.5
鉱 産 物	3.7	140.9	r 140.9	0.0	r -1.7	10.9	r 12.8
電 力 ・ 都 市 ガ ス ・ 水 道	58.4	134.1	r 141.2	-5.0	r -8.5	5.3	r 12.8
ス ク ラ ッ プ 類	5.3	172.4	r 170.9	0.9	r -4.4	-10.0	r -18.2

輸 出 物 価 指 数 (2023年6月速報)

指数は2020年平均＝100、%

	ウエイト	指 数 (速報)		前月比 (速報)			前年同月比 (速報)		
		円 ベース	5 月	円 ベース	5 月	契約通貨 ベース	円 ベース	5 月	契約通貨 ベース
総 平 均	1,000.0	130.3	128.9	1.1	1.7	-0.6	0.4	2.0	-2.6
織 維 品	9.2	128.5	126.0	2.0	4.2	0.4	8.8	9.7	5.8
化 学 製 品	117.5	139.4	r 140.6	-0.9	r 2.3	-2.5	-6.6	r -2.9	-9.4
金 属 ・ 同 製 品	103.5	161.3	r 161.0	0.2	r 0.8	-1.8	-4.3	r -3.8	-8.1
はん用・生産用・業務用機器	196.5	118.4	r 117.2	1.0	0.8	-0.1	5.4	r 6.0	3.1
電 気 ・ 電 子 機 器	210.2	118.4	r 116.6	1.5	r 1.8	-0.1	0.3	r 1.7	-2.5
輸 送 用 機 器	269.9	127.4	124.3	2.5	2.3	0.4	7.1	7.9	3.4
そ の 他 産 品 ・ 製 品	93.2	145.2	r 144.8	0.3	r 1.7	-1.5	-8.4	r -4.1	-10.9

輸 入 物 価 指 数 (2023年6月速報)

指数は2020年平均＝100、%

	ウエイト	指 数 (速報)		前月比 (速報)			前年同月比 (速報)		
		円 ベース	5 月	円 ベース	5 月	契約通貨 ベース	円 ベース	5 月	契約通貨 ベース
総 平 均	1,000.0	157.9	r 159.8	-1.2	r 2.0	-3.1	-11.3	r -5.6	-14.3
飲 食 料 品 ・ 食 料 用 農 水 産 物	85.1	155.6	r 152.6	2.0	r 1.7	-0.1	-0.1	r 1.5	-3.1
織 維 品	58.6	123.0	r 121.3	1.4	r 1.7	0.2	5.7	r 5.8	3.6
金 属 ・ 同 製 品	101.6	162.1	163.6	-0.9	5.4	-3.0	-8.1	-6.8	-11.5
木 材 ・ 木 製 品 ・ 林 産 物	16.6	154.1	r 150.2	2.6	r -0.5	-0.1	-24.9	r -20.6	-29.3
石 油 ・ 石 炭 ・ 天 然 ガ ス	213.6	239.3	r 254.9	-6.1	r 1.6	-8.4	-27.7	r -15.9	-31.4
化 学 製 品	108.4	121.6	r 121.2	0.3	r 1.8	-0.9	-3.7	r -0.4	-6.1
はん用・生産用・業務用機器	75.9	128.5	r 126.7	1.4	r 1.7	-0.1	6.5	r 7.8	3.3
電 気 ・ 電 子 機 器	206.7	128.8	r 126.1	2.1	r 2.1	0.1	0.5	r 1.4	-2.9
輸 送 用 機 器	51.2	132.0	r 130.0	1.5	r 1.6	0.2	10.4	r 11.1	7.2
そ の 他 産 品 ・ 製 品	82.3	133.1	r 130.2	2.2	1.2	0.3	4.1	r 5.3	0.0

〔参考〕 連鎖方式による国内企業物価指数（2023年6月速報）

指数は2020年平均＝100、％

	ウェイト	指数 (速報)	前月比 (速報)	5 月	前年同月比 (速報)	5 月
総 平 均	1,000.0	118.6	-0.1	r -0.3	5.2	r 6.3
夏 季 電 力 料 金 調 整 後	1,000.0	118.6	-0.1	r -0.3	5.2	r 6.3
飲 食 料 品	148.2	113.9	0.1	r 0.3	7.3	r 8.0
織 維 製 品	9.3	111.2	0.2	r -0.2	7.6	r 6.2
木 材 ・ 木 製 品	9.5	146.1	-1.0	r -1.2	-16.8	r -15.4
パ ル プ ・ 紙 ・ 同 製 品	29.3	121.3	0.7	0.3	15.7	r 15.4
化 学 製 品	86.9	113.0	-0.5	r -0.5	-1.8	r 0.4
石 油 ・ 石 炭 製 品	46.9	150.8	3.0	r -0.9	-1.8	r -0.7
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	41.8	112.3	-0.1	-0.1	4.8	r 5.9
窯 業 ・ 土 石 製 品	23.4	122.0	0.3	r 1.3	15.2	r 15.7
鉄 鋼	48.5	153.6	0.0	-0.1	8.0	r 9.4
非 鉄 金 属	25.8	151.0	1.1	-1.1	0.1	-1.2
金 属 製 品	44.9	120.8	-0.1	r 0.2	9.5	r 10.9
は ん 用 機 器	32.8	106.7	-0.1	r 0.3	4.3	r 4.5
生 産 用 機 器	45.2	106.4	-0.1	r 0.7	3.1	r 4.1
業 務 用 機 器	15.5	104.4	0.1	0.1	2.9	r 3.1
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	19.9	105.5	-0.2	r -0.1	2.2	2.5
電 気 機 器	51.6	107.7	-0.1	r 0.7	5.5	r 5.9
情 報 通 信 機 器	18.3	105.6	0.0	r 1.0	4.9	r 5.2
輸 送 用 機 器	148.8	106.6	0.0	r 0.2	3.1	r 3.5
そ の 他 工 業 製 品	43.5	110.7	0.3	r 0.5	6.9	r 7.2
農 林 水 産 物	42.8	107.3	0.0	r 0.8	9.9	r 9.9
鉱 産 物	3.6	143.8	0.0	r -0.6	14.2	r 15.8
電 力 ・ 都 市 ガ ス ・ 水 道	58.4	134.2	-4.8	r -8.3	5.7	r 12.6
ス ク ラ ッ プ 類	5.1	172.0	0.8	r -3.9	-8.0	r -15.1

（注）ウェイト算定年次は2020年。

〔参考〕各物価指数の時系列データ

指数は2020年平均＝100、％

	国内企業物価指数						輸出物価指数							
							総平均				総平均（円ベース）			
	前期 （月）比	前年比	3か月 前比	（参考） 夏季電力 料金調整後		前期 （月）比	3か月 前比	前期 （月）比	前年比	3か月 前比	前期 （月）比	前年比	3か月 前比	
2020 年	100.0	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—
2021	104.6	—	4.6	—	—	—	108.3	—	8.3	—	105.8	—	5.8	—
2022	114.7	—	9.7	—	—	—	125.8	—	16.2	—	110.6	—	4.5	—
2020 年度	99.9	—	—	—	—	—	100.2	—	—	—	100.4	—	—	—
2021	107.0	—	7.1	—	—	—	111.5	—	11.3	—	107.5	—	7.1	—
2022	117.1	—	9.4	—	—	—	128.3	—	15.1	—	110.8	—	3.1	—
2022 年 Q3	115.9	2.0	9.6	—	1.8	—	130.3	2.7	18.9	—	111.2	-0.9	3.9	—
Q4	119.0	2.7	10.0	—	2.9	—	130.3	0.0	15.3	—	109.8	-1.3	1.4	—
2023 年 Q1	119.7	0.6	8.4	—	0.6	—	125.5	-3.7	8.6	—	110.0	0.2	0.5	—
Q2	119.4	-0.3	5.1	—	-0.3	—	128.7	2.5	1.4	—	110.1	0.1	-1.9	—
2022 年 5月	113.3	0.1	9.4	2.7	0.1	2.7	126.4	1.4	17.0	10.0	112.3	0.3	6.3	2.7
6月	114.3	0.9	9.6	2.6	0.9	2.6	129.8	2.7	19.2	9.8	112.4	0.1	6.0	1.7
7月	115.2	0.8	9.3	1.8	0.6	1.6	131.1	1.0	19.6	5.2	112.3	-0.1	5.1	0.3
8月	115.7	0.4	9.6	2.1	0.4	1.9	128.0	-2.4	17.1	1.3	110.8	-1.3	3.6	-1.3
9月	116.9	1.0	10.3	2.3	1.0	2.1	131.9	3.0	20.1	1.6	110.4	-0.4	3.0	-1.8
10月	118.1	1.0	9.7	2.5	1.2	2.7	133.5	1.2	18.7	1.8	109.9	-0.5	1.8	-2.1
11月	119.1	0.8	9.9	2.9	0.8	3.1	130.8	-2.0	15.1	2.2	109.8	-0.1	1.1	-0.9
12月	119.9	0.7	10.6	2.6	0.7	2.7	126.5	-3.3	12.1	-4.1	109.6	-0.2	1.3	-0.7
2023 年 1月	119.9	0.0	9.6	1.5	0.0	1.5	124.0	-2.0	9.1	-7.1	109.7	0.1	1.2	-0.2
2月	119.5	-0.3	8.3	0.3	-0.3	0.3	125.8	1.5	9.5	-3.8	110.0	0.3	0.6	0.2
3月	119.6	0.1	7.4	-0.3	0.1	-0.3	126.7	0.7	7.2	0.2	110.3	0.3	-0.2	0.6
4月	120.0	0.3	6.0	0.1	0.3	0.1	126.8	0.1	1.8	2.3	110.5	0.2	-1.3	0.7
5月	119.2	-0.7	5.2	-0.3	-0.7	-0.3	128.9	1.7	2.0	2.5	110.2	-0.3	-1.9	0.2
6月	119.0	-0.2	4.1	-0.5	-0.2	-0.5	130.3	1.1	0.4	2.8	109.5	-0.6	-2.6	-0.7

指数は2020年平均＝100、％

	輸入物価指数								(参考)
	総平均（円ベース）				総平均（契約通貨ベース）				為替相場 ドル/円
	前期 （月）比	前年比	3か月 前比		前期 （月）比	前年比	3か月 前比		
2020 年	100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	-2.1
2021	121.6	—	21.6	—	118.7	—	18.7	—	2.8
2022	169.0	—	39.0	—	143.9	—	21.2	—	19.7
2020 年度	99.5	—	—	—	99.9	—	—	—	-2.5
2021	130.6	—	31.3	—	125.4	—	25.5	—	6.0
2022	173.9	—	33.2	—	145.0	—	15.6	—	20.5
2022 年 Q3	183.7	8.1	46.8	—	150.5	2.8	23.3	—	6.8
Q4	179.1	-2.5	30.6	—	144.7	-3.9	10.7	—	2.3
2023 年 Q1	162.7	-9.2	13.7	—	138.6	-4.2	3.3	—	-6.5
Q2	158.1	-2.8	-7.0	—	131.0	-5.5	-10.5	—	3.8
2022 年 5月	169.2	3.9	44.9	18.7	146.4	2.2	27.7	8.8	2.2
6月	178.1	5.3	48.3	20.7	149.5	2.1	27.6	9.7	4.0
7月	183.1	2.8	49.2	12.5	151.2	1.1	26.3	5.6	2.1
8月	179.1	-2.2	42.8	5.9	149.6	-1.1	22.0	2.2	-1.1
9月	188.8	5.4	48.5	6.0	150.8	0.8	21.5	0.9	5.8
10月	188.6	-0.1	42.3	3.0	147.7	-2.1	16.5	-2.3	2.9
11月	178.5	-5.4	28.0	-0.3	143.6	-2.8	8.4	-4.0	-3.2
12月	170.3	-4.6	22.2	-9.8	142.7	-0.6	7.5	-5.4	-5.2
2023 年 1月	162.7	-4.5	17.0	-13.7	140.1	-1.8	6.5	-5.1	-3.5
2月	164.0	0.8	15.0	-8.1	139.3	-0.6	3.5	-3.0	1.8
3月	161.5	-1.5	9.4	-5.2	136.4	-2.1	0.1	-4.4	0.9
4月	156.7	-3.0	-3.7	-3.7	132.6	-2.8	-7.4	-5.4	-0.4
5月	159.8	2.0	-5.6	-2.6	132.2	-0.3	-9.7	-5.1	3.0
6月	157.9	-1.2	-11.3	-2.2	128.1	-3.1	-14.3	-6.1	2.8

今回の企業物価指数の公表日は、8月10日（木）。

令和5年度 第1回目安小委員会提供統計資料

(令和5年6月30日開催)

主 要 統 計 資 料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移（全国、暦年・月） . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別） . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移①〔事業所規模30人以上〕（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移②〔事業所規模5～29人〕（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和4年）
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況（令和5年）（連合、経団連） . . . 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移（暦年） . . . 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32

II 都道府県統計資料編

1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・ 38
(2) 労働時間	
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕 (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	・・・ 39
5 消費者物価指数等の推移	
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・ 40
(2) 消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・ 41
消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・ 42
6 消費支出額の推移	
(1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・ 43
(2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・ 44
7 労働者数等の推移	
(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 45
(2) 雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 46
(3) 就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 47

Ⅲ 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況	
(1) 令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・ 48
(2) 目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 49
(3) 効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 50
(4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・ 51
(5) 最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・ 52
(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 53
2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・ 54
(2) 業種別法違反の状況(令和5年1月～3月、全国計)	・・・ 55

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.1	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2 年	5,390,824	△ 3.4	-	5,288,946	△ 4.3	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
3 年	5,494,531	1.9	-	5,403,097	2.2	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
4 年	5,565,525	1.3	-	5,459,556	1.0	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
令和 3 年 1～3 月	5,481,915	△ 0.0	△ 0.1	5,381,040	△ 0.3	106.3	2.7	110.1	3.1	1,554	△ 28.2	195	28	2.8
4～6 月	5,510,533	0.5	2.1	5,405,031	0.4	107.5	1.1	110.8	0.6	1,490	△ 18.9	210	14	3.0
7～9 月	5,477,198	△ 0.6	△ 2.4	5,383,554	△ 0.4	103.3	△ 3.9	104.2	△ 6.0	1,447	△ 28.4	193	△ 13	2.8
10～12 月	5,516,904	0.7	2.9	5,450,189	1.2	104.6	1.3	109.0	4.6	1,539	△ 12.1	180	△ 23	2.6
4 年 1～3 月	5,525,134	0.1	0.6	5,412,917	△ 0.7	105.4	0.8	108.1	△ 0.8	1,504	△ 3.2	182	△ 13	2.7
4～6 月	5,593,863	1.2	5.1	5,487,500	1.4	103.9	△ 1.4	104.3	△ 3.5	1,556	4.4	189	△ 21	2.7
7～9 月	5,543,482	△ 0.9	△ 3.6	5,467,409	△ 0.4	107.1	3.1	109.5	5.0	1,585	9.5	180	△ 13	2.6
10～12 月	5,607,604	1.2	4.7	5,473,068	0.1	105.3	△ 1.7	111.2	1.6	1,783	15.9	167	△ 13	2.4
5 年 1～3 月	5,719,870	2.0	8.3	5,510,007	0.7	103.4	△ 1.8	106.6	△ 4.1	1,956	30.1	177	△ 5	2.6
令和 5 年 1 月	-	-	-	-	-	100.8	△ 3.9	103.9	△ 5.6	570	26.1	167	△ 4	2.4
2 月	-	-	-	-	-	104.5	3.7	108.0	3.9	577	25.7	180	13	2.6
3 月	-	-	-	-	-	104.8	0.3	107.9	△ 0.1	809	36.4	195	15	2.8
4 月	-	-	-	-	-	105.5	0.7	111.1	3.0	610	25.5	180	△ 15	2.6
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	706	34.7	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.2	98.5	△ 0.2	105.1	△ 0.7	29.34	97.6	△ 0.7	104.2	△ 1.2	13.33
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.2	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.7	9.7	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 4 年 1～3月	2.20	1.21	100.8	0.8	110.4	2.0	102.0	1.9	101.2	1.1	31.36	102.7	0.9	101.9	0.1	13.51
4～6月	2.23	1.25	102.0	1.2	113.6	2.9	102.1	0.1	100.0	△ 1.2	31.30	103.4	0.7	101.2	△ 0.7	13.62
7～9月	2.31	1.30	103.2	1.1	115.9	2.0	102.3	0.2	99.2	△ 0.8	31.68	103.6	0.2	100.5	△ 0.7	13.57
10～12月	2.37	1.35	104.6	1.4	119.0	2.7	102.5	0.2	98.0	△ 1.2	32.04	103.9	0.3	99.3	△ 1.2	13.56
5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.6	103.0	0.5	98.0	0.0	32.17	103.5	△ 0.4	98.5	△ 0.8	13.68
令和 5 年 1月	2.38	1.35	105.5	0.6	119.9	0.0	102.1	△ 0.5	96.9	△ 0.8	32.08	103.2	△ 1.1	97.9	△ 1.4	13.59
2月	2.32	1.34	104.7	△ 0.8	119.5	△ 0.3	102.5	0.4	98.0	1.1	32.22	102.7	△ 0.5	98.1	0.2	13.70
3月	2.29	1.32	105.2	0.5	119.6	0.1	104.3	1.8	99.2	1.2	32.20	104.5	1.8	99.4	1.3	13.76
4月	2.23	1.32	106.0	0.7	119.9	0.3	103.1	△ 1.2	97.2	△ 2.0	31.67	103.7	△ 0.8	97.8	△ 1.6	13.55
5月			106.0	0.1	119.1	△ 0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和5年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均して算出。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	令和5年			
												1月	2月	3月	4月
全国		0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.35	1.34	1.32	1.32
	Aランク	0.92	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.19	1.18	1.19
	Bランク	0.96	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.44	1.42	1.40	1.39
	Cランク	0.82	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.47	1.45	1.43	1.42

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

区分	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
平成25年	4.0	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	2.3	4.3	7.6	5.7	3.6	3.4	4.4	2.8	3.7	6.2	4.9	3.9	3.1	2.8	1.2
26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7	2.6	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5
27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0
28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
30年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
令和元年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
3年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
4年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
令和5年 1月	2.4	4.5	3.0	2.5	2.1	2.1	1.6	2.6	4.6	3.4	2.5	2.2	2.4	…	2.2	4.3	2.7	2.3	1.9	1.6	…
2月	2.6	5.2	3.5	2.2	2.0	2.5	2.0	2.9	5.5	4.3	1.9	2.2	2.9	…	2.3	4.9	2.7	2.5	1.9	2.2	…
3月	2.8	4.7	4.2	2.2	2.4	2.7	1.9	3.0	4.9	4.4	2.3	2.3	3.1	…	2.5	4.2	3.8	2.1	2.5	2.3	…
4月	2.6	3.8	3.9	2.3	2.3	2.4	1.7	2.7	4.1	3.9	2.3	2.3	2.5	…	2.4	3.7	3.6	2.3	2.2	2.0	…

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：％）

区分		年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年			
										1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上		1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	2.1	1.4	1.4	1.0
	500人以上		0.5	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.4	△ 0.2	0.5	0.6
	100～499人		0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	3.7	3.2	3.0	2.0
	30～99人		1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	0.7	0.4	0.2	△ 0.3
	5～29人		0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.9	0.3	1.5	0.9
定期給与額	30人以上		0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.7 (1.7)	1.4 (1.5)	1.0 (1.0)	1.0 (1.2)
	500人以上		0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.3 (0.4)	0.3 (0.5)	0.1 (0.3)	0.4 (0.7)
	100～499人		0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	2.7 (3.2)	2.5 (2.9)	1.7 (2.0)	2.1 (2.5)
	30～99人		0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.1 (0.9)	0.4 (0.1)	0.2 (△ 0.2)	△ 0.2 (△ 0.4)
	5～29人		0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	△ 0.1 (△ 0.1)	0.4 (0.2)	0.3 (0.1)	0.9 (0.8)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注） 1 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2 （ ）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

区分		年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年			
												1月	2月	3月	4月
パートタイム労働者比率	30人以上		24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.54	24.71	24.65	24.29
	500人以上		16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.34	15.51	15.13	14.90
	100～499人		23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.69	23.56	23.49	23.21
	30～99人		29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.38	30.83	30.94	30.54
	5～29人		36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	41.98	42.05	42.05	41.39

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

区分 年度	高校卒				高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)			(事務・技術)			
	一律	差あり					一律	差あり		
		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
平成25年度	162, 195 141 (0. 1)	166, 122 187 (0. 1)	158, 603 125 (0. 1)	163, 781 38 (0. 0)	182, 112 153 (0. 1)	173, 599 223 (0. 1)	204, 149 132 (0. 1)	205, 698 461 (0. 2)	182, 228 175 (0. 1)	219, 981 161 (0. 1)
26年度	162, 381 702 (0. 4)	167, 202 569 (0. 3)	159, 446 544 (0. 3)	163, 990 736 (0. 5)	182, 401 842 (0. 5)	174, 179 655 (0. 4)	204, 863 806 (0. 4)	206, 322 601 (0. 3)	183, 060 464 (0. 3)	220, 724 787 (0. 4)
27年度	163, 737 1, 239 (0. 8)	167, 472 904 (0. 5)	159, 382 706 (0. 4)	165, 054 1, 151 (0. 7)	184, 173 1, 579 (0. 9)	175, 591 1, 342 (0. 8)	205, 914 1, 574 (0. 8)	207, 854 1, 933 (0. 9)	184, 169 1, 318 (0. 7)	222, 083 1, 875 (0. 9)
28年度	164, 828 824 (0. 5)	167, 370 582 (0. 3)	159, 246 616 (0. 4)	166, 617 748 (0. 5)	185, 186 995 (0. 5)	176, 197 767 (0. 4)	207, 163 880 (0. 4)	209, 785 1, 263 (0. 6)	184, 691 631 (0. 3)	223, 684 1, 153 (0. 5)
29年度	165, 977 1, 093 (0. 7)	167, 090 565 (0. 3)	159, 497 532 (0. 3)	167, 568 834 (0. 5)	186, 402 966 (0. 5)	177, 546 851 (0. 5)	208, 235 1, 109 (0. 5)	211, 051 1, 132 (0. 5)	186, 004 745 (0. 4)	224, 212 930 (0. 4)
30年度	168, 286 1, 361 (0. 8)	170, 104 2, 618 (1. 6)	161, 889 2, 385 (1. 5)	168, 085 1, 386 (0. 8)	187, 652 1, 660 (0. 9)	179, 334 1, 493 (0. 8)	208, 929 1, 637 (0. 8)	213, 500 2, 171 (1. 0)	188, 362 1, 511 (0. 8)	225, 362 1, 707 (0. 8)
令和元年度	168, 696 1, 670 (1. 0)	170, 298 1, 737 (1. 0)	161, 058 1, 641 (1. 0)	170, 066 1, 613 (1. 0)	187, 941 1, 490 (0. 8)	180, 431 1, 642 (0. 9)	209, 173 1, 544 (0. 7)	214, 378 1, 251 (0. 6)	188, 111 1, 041 (0. 6)	225, 732 1, 569 (0. 7)
2年度	170, 663 1, 681 (1. 0)	174, 719 1, 098 (0. 8)	163, 383 1, 160 (0. 7)	171, 892 1, 443 (0. 8)	190, 068 1, 597 (0. 8)	182, 648 1, 202 (0. 7)	209, 561 1, 408 (0. 7)	214, 974 1, 608 (0. 8)	189, 037 1, 231 (0. 7)	225, 729 1, 498 (0. 7)
3年度	171, 550 634 (0. 4)	173, 527 781 (0. 5)	162, 731 603 (0. 4)	171, 894 505 (0. 3)	190, 262 867 (0. 5)	183, 068 797 (0. 4)	210, 092 727 (0. 3)	215, 665 904 (0. 4)	189, 113 544 (0. 3)	226, 262 778 (0. 3)
4年度	174, 214 1, 967 (1. 1)	177, 922 2, 050 (1. 2)	167, 016 2, 109 (1. 3)	172, 803 1, 871 (1. 1)	192, 547 1, 883 (1. 0)	185, 158 1, 669 (0. 9)	212, 129 1, 789 (0. 9)	216, 397 1, 375 (0. 6)	190, 808 1, 275 (0. 7)	228, 266 1, 817 (0. 8)
5年度	183, 388 6, 627 (3. 7)	195, 257 7, 855 (4. 2)	182, 478 7, 936 (4. 5)	180, 095 7, 389 (4. 3)	203, 358 7, 024 (3. 6)	195, 227 6, 570 (3. 5)	225, 686 6, 825 (3. 1)	231, 882 7, 912 (3. 5)	204, 472 6, 685 (3. 4)	243, 953 7, 483 (3. 2)

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

（注） 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。
このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、東証プライム上場企業（令和3年度までは全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業）である。

4 令和5年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（令和2年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①／②	前年比			
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成27年	98.0	0.6	104.8	△ 0.1	93.5	0.5	265,540	135.8	1,955
28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7	1,980
30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
4年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
令和3年1～3月	100.1	0.7	98.1	△ 0.6	102.0	1.3	271,181	127.2	2,132
4～6月	101.1	1.1	102.6	3.9	98.5	△ 2.9	274,127	132.9	2,063
7～9月	100.8	0.7	100.3	0.1	100.5	0.5	273,185	130.0	2,101
10～12月	101.2	0.8	102.6	0.0	98.6	0.7	274,251	133.0	2,062
4年1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.8	276,252	127.2	2,172
4～6月	103.2	2.1	102.7	0.1	100.5	2.0	279,689	133.2	2,100
7～9月	102.9	2.1	101.5	1.2	101.4	0.9	278,813	131.5	2,120
10～12月	103.3	2.1	102.1	△ 0.5	101.2	2.6	279,989	132.3	2,116
5年1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3	2,183

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数（令和2年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①／②	前年比	③	④	③／④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成27年	98.9	0.2	107.8	△ 0.6	91.7	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	1.4	207,447	128.9	1,609
29年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	0.7	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.4	207,780	123.5	1,682
2年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	120.9	1,732
3年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
4年	99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	119.4	1,745
令和3年1～3月	99.4	0.5	97.1	△ 2.0	102.4	2.5	208,120	117.4	1,773
4～6月	100.7	0.5	101.3	2.8	99.4	△ 2.4	210,778	122.4	1,722
7～9月	99.8	△ 0.4	99.0	△ 1.3	100.8	0.9	209,064	119.7	1,747
10～12月	100.0	△ 0.6	101.7	△ 0.6	98.3	0.0	209,441	122.9	1,704
4年1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784
4～6月	100.0	△ 0.7	100.5	△ 0.8	99.5	0.1	209,405	121.5	1,723
7～9月	99.7	△ 0.1	99.2	0.2	100.5	△ 0.3	208,678	119.9	1,740
10～12月	99.9	△ 0.1	99.7	△ 2.0	100.2	1.9	209,075	120.6	1,734
5年1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
平成25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2年	307.7	165	1,865	－	278.0	170	1,635	－	282.0	171	1,649	－
3年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
4年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
3年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
4年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和5年1月	123.9	△ 0.9	110.9	△ 1.7	11.8	0.0	14.5	△ 6.5	7.0	3.0	8.3	2.4
2月	127.7	2.4	117.7	2.4	12.0	0.8	15.6	△ 6.1	7.3	4.3	9.8	1.0
3月	133.3	1.1	120.0	0.9	12.5	△ 0.9	15.8	△ 6.0	7.9	4.0	9.6	△ 4.0
4月	135.7	△ 0.3	123.2	△ 0.4	12.6	△ 2.3	15.5	△ 7.1	7.7	0.0	9.4	△ 1.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和5年）

連合 第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式（組合数による単純平均）	
		35歳	30歳
1,000人以上	384組合 1,664,963人 11,573円 (6,637円) 3.73% (2.18%)	27組合 85,118人 6,265円 (2,308円) 1.82% (0.67%)	26組合 106,770人 3,917円 (1,147円) 1.39% (0.40%)
300～999人	727組合 391,612人 10,185円 (6,063円) 3.69% (2.24%)	43組合 25,656人 6,682円 (3,002円) 2.28% (1.02%)	37組合 20,459人 5,282円 (1,666円) 2.07% (0.67%)
100～299人	952組合 172,747人 9,467円 (5,847円) 3.65% (2.27%)	61組合 10,749人 5,383円 (2,197円) 2.03% (0.82%)	57組合 9,923人 4,413円 (2,067円) 1.83% (0.85%)
～99人	856組合 43,640人 8,354円 (5,446円) 3.37% (2.22%)	76組合 3,856人 3,926円 (1,629円) 1.59% (0.63%)	81組合 4,213人 3,511円 (1,454円) 1.51% (0.62%)
規模計	2,919組合 2,272,962人 11,094円 (6,447円) 3.71% (2.20%)	207組合 125,379人 5,233円 (2,192円) 1.90% (0.78%)	201組合 141,365人 4,145円 (1,639円) 1.69% (0.66%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和4年6月3日付 第6回 回答集計結果。
2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

			単純平均	加重平均
時給	373組合 808,237人	賃上げ額	39.53円 (22.15円)	52.78円 (23.75円)
		引上げ率	—	5.01% (2.32%)
		平均時給	1,094.11円 (1,064.19円)	1,095.65円 (1,048.50円)
月給	132組合 28,256人	賃上げ額	6,703円 (3,737円)	6,982円 (3,989円)
		賃上げ率	3.11% (1.76%)	3.24% (1.85%)

(注) ()内の数値は、令和4年6月3日付 第6回 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和5年5月19日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手241社	92社 13,110円 (7,430円) 3.91% (2.27%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象241社のうち128社(53.1%)の回答を把握したが、うち36社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、令和4年5月20日付第1回集計結果(81社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和5年6月23日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	277社 7,864円 (5,219円) 2.94% (1.97%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
2 288社(38.2%)から回答を把握したが、このうち11社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。
4 ()の数値は、令和4年6月10日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
3 年	4,694	4,087	1.6	1.5
4 年	5,534	4,818	1.9	1.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改訂率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和4年)

(単位: %)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(92.4)	(0.9)	(6.6)
	100.0	100.0	100.0
企業の業績	40.4	23.5	51.6
世間相場	3.2	-	4.1
雇用の維持	11.0	21.7	3.0
労働力の確保・定着	12.0	-	3.6
物価の動向	1.2	-	-
労使関係の安定	2.1	-	2.2
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.3	16.0	0.5
前年度の改定の実績	2.8	8.1	-
その他の要素	3.1	-	2.5
重視した要素はない	16.4	5.7	18.9
不詳	3.6	25.0	13.5

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和5年6月5日)

一時金		2023年回答			2022年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.38ヶ月		△0.01ヶ月	2.39ヶ月	
		1,984組合	1,564,783人		1,844組合	1,558,435人
	回答額	738,357円		11,995円	726,362円	
		1,340組合	915,694人		1,303組合	842,816人
年 間	回答月数	4.87ヶ月		△0.01ヶ月	4.88ヶ月	
		1,968組合	1,862,317人		1,806組合	1,698,233人
	回答額	1,595,525円		16,741円	1,578,784円	
		1,070組合	955,648人		1,055組合	964,564人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2022年回答の数値は2022年6月3日付 第6回 回答集計結果

経団連第1回集計(令和5年6月29日)

	2023年夏季			2022年夏季		
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率
総 平 均	121社	956,027円	3.91%	105社	929,259円	13.81%
製造業平均	110社	949,186円	3.07%	93社	930,475円	15.11%
非製造業平均	11社	1,001,251円	9.48%	12社	922,512円	6.99%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。

2 18業種159社(66.0%)の妥結を把握しているが、うち38社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8
	A ランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0
	B ランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7
	C ランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯					
	消費支出額	勤労者世帯 消費支出額	消費支出額	世帯人員	等価消費 支出額	勤労者世帯		
						消費支出額	世帯人員	等価消費 支出額
平成20年	171,602	195,254	261,306	2.52	164,607	291,498	2.82	173,585
21年	162,731	185,133	253,720	2.49	160,789	283,685	2.79	169,838
22年	162,009	181,962	252,328	2.47	160,552	283,401	2.79	169,668
23年	160,891	182,376	247,223	2.47	157,304	275,999	2.79	165,236
24年	156,450	169,751	247,651	2.45	158,218	276,830	2.80	165,438
25年	160,776	176,255	251,576	2.44	161,055	280,642	2.76	168,927
26年	162,002	179,613	251,481	2.41	161,993	280,809	2.74	169,643
27年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
28年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
29年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
30年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
令和元年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
2年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
3年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
4年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
前年比								
平成20年	1.4%	1.9%	▲ 0.1%	▲ 0.8%	0.3%	0.6%	▲ 0.4%	0.8%
21年	▲ 5.2%	▲ 5.2%	▲ 2.9%	▲ 1.2%	▲ 2.3%	▲ 2.7%	▲ 1.1%	▲ 2.2%
22年	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0%	▲ 0.1%
23年	▲ 0.7%	0.2%	▲ 2.0%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.6%	0.0%	▲ 2.6%
24年	▲ 2.8%	▲ 6.9%	0.2%	▲ 0.8%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1%
25年	2.8%	3.8%	1.6%	▲ 0.4%	1.8%	1.4%	▲ 1.4%	2.1%
26年	0.8%	1.9%	▲ 0.0%	▲ 1.2%	0.6%	0.1%	▲ 0.7%	0.4%
27年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
28年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
29年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
30年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
令和元年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
3年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
4年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
地 域 別 最 低 賃 金 (円)	7 6 4	7 8 0	7 9 8	8 2 3	8 4 8	8 7 4	9 0 1	9 0 2	9 3 0	9 6 1
未 満 率 (%)	1 . 9	2 . 0	1 . 9	2 . 7	1 . 7	1 . 9	1 . 6	2 . 0	1 . 7	1 . 8
影 響 率 (%)	7 . 4	7 . 3	9 . 0	1 1 . 1	1 1 . 9	1 3 . 8	1 6 . 3	4 . 7	1 6 . 2	1 9 . 2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

(注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。

2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。

3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。

4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値 (単位：%)

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
未満率	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—
影響率	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

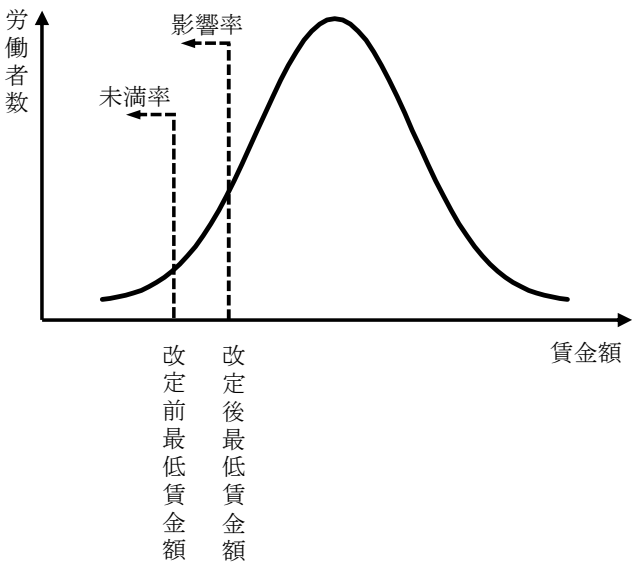
令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値 (単位：%)

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
未満率	1.9	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3
影響率	3.5	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 2 平成25年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

	項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比
		①	②	③	④＝②／③	①／④	⑤	⑥	⑦＝⑤／⑥	①／⑦
		(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
見直し 前の 集計 方法	平成25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
	26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
	27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
	28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し 後の 集計 方法	平成25年	764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4
	26年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
	27年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
	28年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	29年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	30年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	令和元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	3年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
	4年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成25年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

	項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①／②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①／③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①／④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①／⑤
見直し 前の 集計 方法	平成25年	(円) 764	(円) 1,030	(%) 74.2	(円) 1,007	(%) 75.9	(円) 1,029	(%) 74.2	(円) 997	(%) 76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し 後の 集計 方法	平成25年	764	1,157	66.0	1,059	72.1	1,122	68.1	1,039	73.5
	26年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1
	27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
	3年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0
	4年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成25年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額	所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比
	①	②	③	④	②／③	⑤＝②／④	①／⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成27年	798	240,820	18.7	133.5	12,878	1,804	44.2
28年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
29年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
30年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
令和元年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
3年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
4年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断（DI）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		令和2年				令和3年				令和4年				令和5年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き
規模計	製造業	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-3
	非製造業	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	6
大企業	製造業	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9	8	7	1	3
	非製造業	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	15
中堅企業	製造業	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	-4
	非製造業	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	8
中小企業	製造業	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-4
	非製造業	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	3

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注）1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和5年3月調査の時点で、9,199社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断（DI）

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（3か月後）の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢（「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」）の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。
- そして、次式によりディフュージョン・インデックス（Diffusion Index）を算出する。

DI＝（第1選択肢の回答者数構成百分比）－（第3選択肢の回答者数構成百分比）

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	-3.8	50.7	2.4	-2.7
	非製造業	-30.4	35.8	13.3	-2.6
大企業	製造業	-1.4	53.7	5.5	-2.7
	非製造業	-37.9	44.4	19.5	-3.5
中堅企業	製造業	-11.5	37.3	-4.9	-6.6
	非製造業	-23.9	31.6	9.5	-2.8
中小企業	製造業	-10.2	45.0	-14.2	3.5
	非製造業	-16.1	21.8	1.7	0.1

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度 (計画)	令和5年度 (計画)
規模計	製造業	6.39	8.79	8.22	7.86
	非製造業	3.61	4.85	5.12	4.95
大企業	製造業	7.48	10.48	9.96	9.57
	非製造業	4.22	6.31	6.86	6.56
中堅企業	製造業	4.93	6.21	5.49	4.94
	非製造業	3.03	3.73	3.84	3.69
中小企業	製造業	3.70	4.87	3.99	4.04
	非製造業	3.18	3.70	3.59	3.58

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

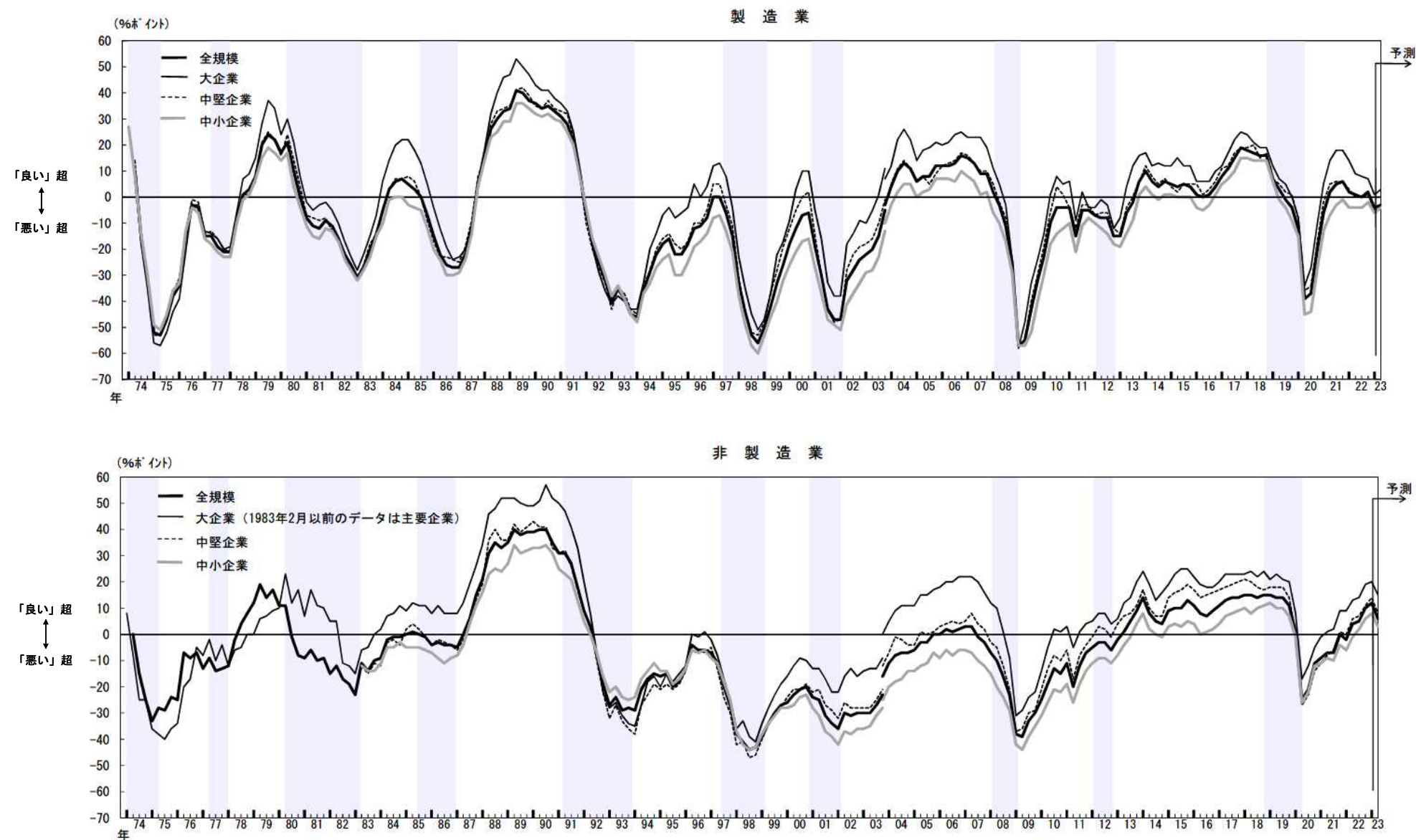
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。

2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

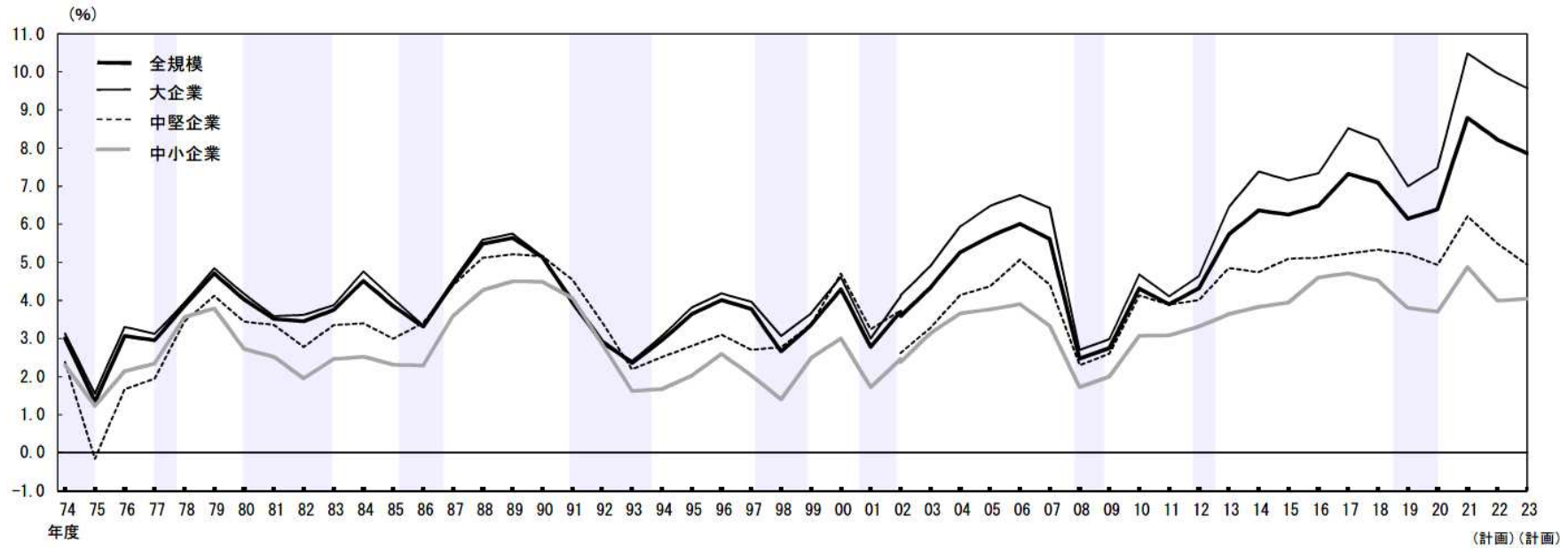
▽業況判断の推移



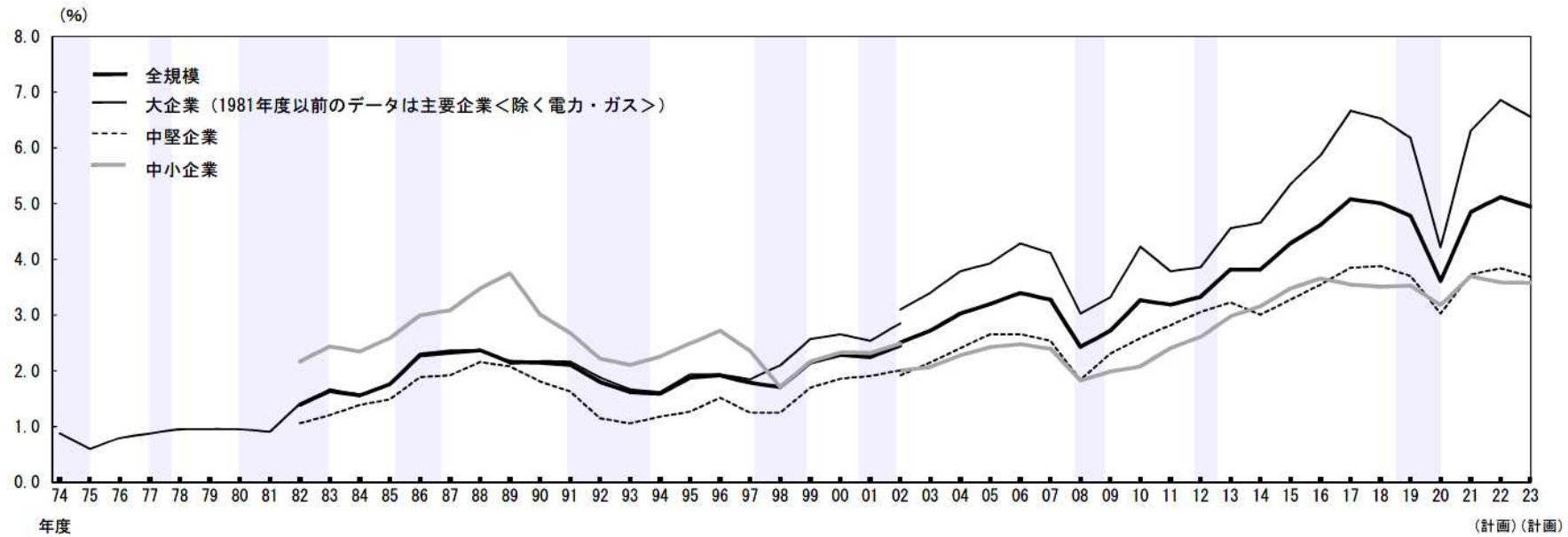
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2023年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常利益	規模計	596,381	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247
	前年度比	23.1	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5
	資本金規模1,000万円以上	577,379	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644
	前年度比	24.1	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6
	〃 10億円以上	348,183	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341
	前年度比	34.1	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6
	〃 1億円～10億円	84,496	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200
	前年度比	8.7	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5
	〃 1,000万円～1億円	144,700	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103
	前年度比	13.3	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1
	〃 1,000万円未満	19,002	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603
	前年度比	▲ 2.1	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8
売上高経常利益率	規模計	4.2	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8
	資本金規模1,000万円以上	4.5	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2
	〃 10億円以上	6.2	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1
	〃 1億円～10億円	3.7	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0
	〃 1,000万円～1億円	2.9	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6
	〃 1,000万円未満	1.6	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		令和 3 年				令和 4 年				令和 5 年
		1 ～ 3 月期	4 ～ 6 月期	7 ～ 9 月期	10～12月期	1 ～ 3 月期	4 ～ 6 月期	7 ～ 9 月期	10～12月期	1 ～ 3 月期
経常利益	資本金規模1,000万円以上	200,746	240,736	167,508	230,145	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230
	前年同期比	26.0	93.9	35.1	24.7	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3
	〃 10億円以上	105,027	163,113	95,107	117,616	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862
	前年同期比	48.9	61.7	41.3	25.4	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2
	〃 1億円～10億円	33,773	32,015	30,947	41,416	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747
	前年同期比	21.7	184.9	28.8	32.0	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3
	〃 1,000万円～1億円	61,947	45,608	41,454	71,113	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621
	前年同期比	1.6	278.6	26.9	19.8	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
	〃 10億円以上	7.3	12.7	7.3	8.2	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9
	〃 1億円～10億円	4.9	4.8	4.4	5.4	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8
	〃 1,000万円～1億円	5.1	3.9	3.4	5.4	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

（注）1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

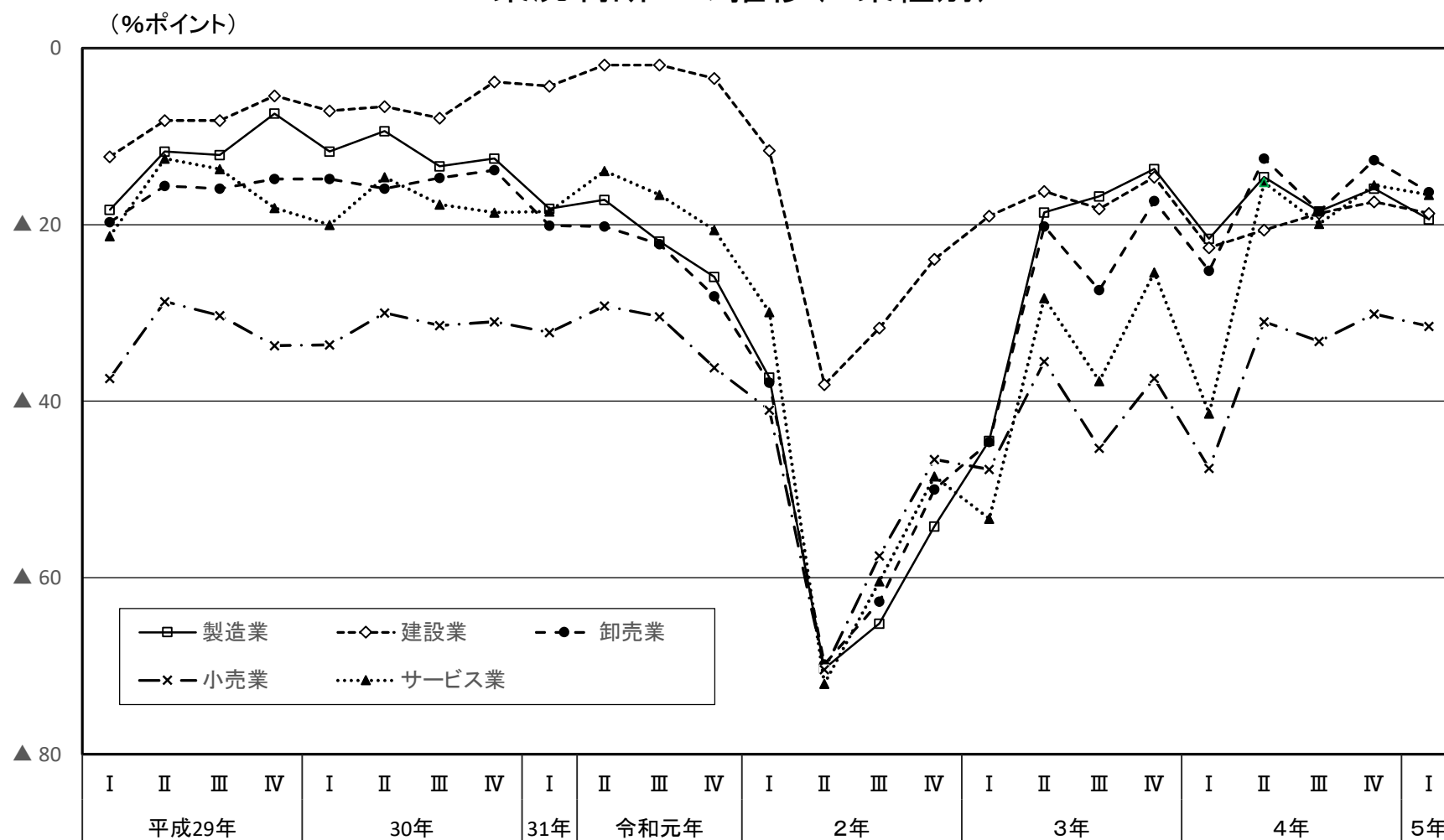
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、
「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」-「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

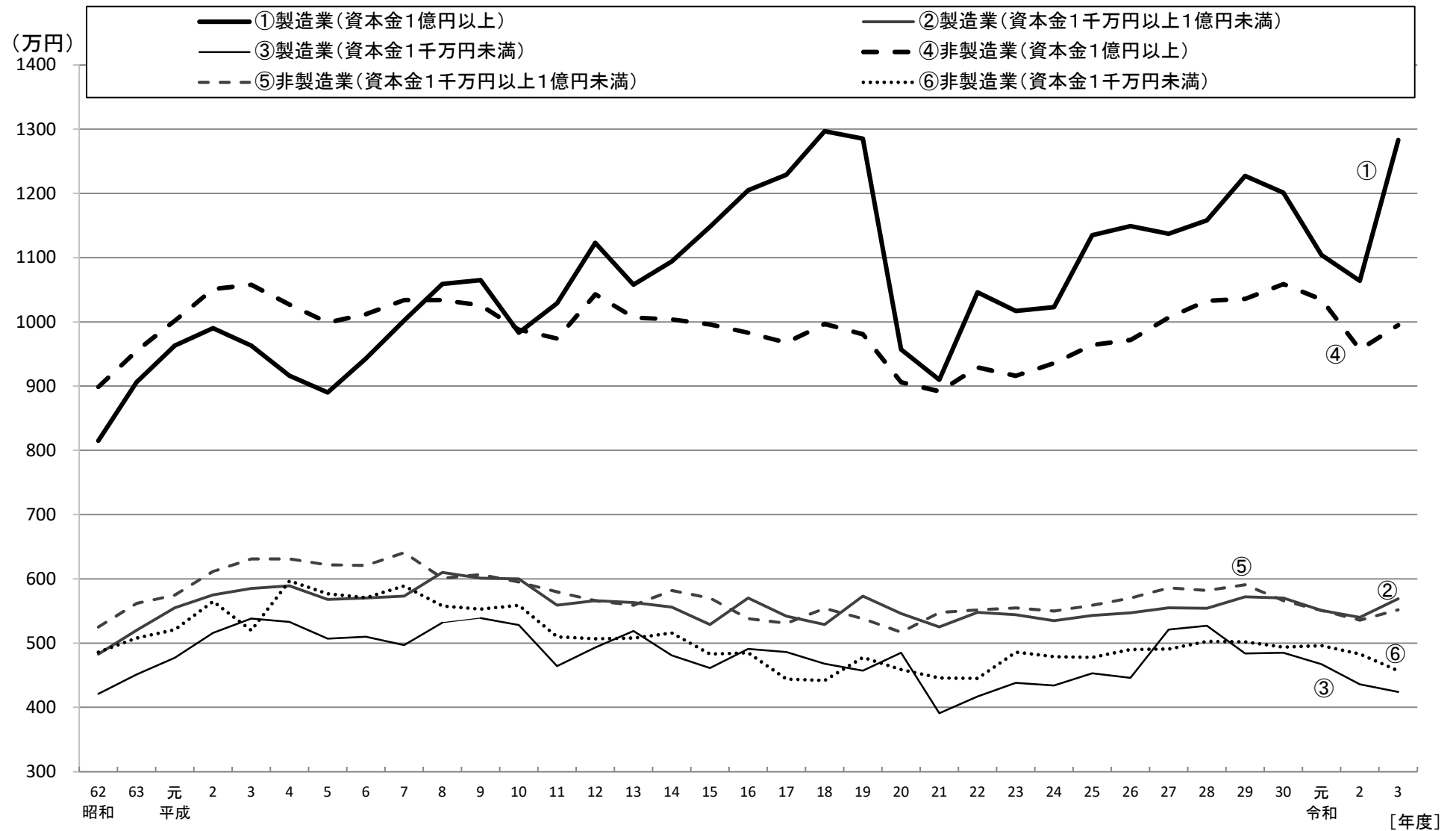
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業１時間当たり名目労働生産性の推移

		平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
就業 １時間 当たり 労働生 産性 (円)	全産業	4,299	4,346	4,280	4,305	4,402	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,771	4,861
	農林水産業	937	1,043	1,029	1,121	1,150	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,439	1,362
	鉱業	3,397	3,757	3,927	3,953	4,895	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,445	5,251
	製造業	4,897	5,274	4,890	4,913	4,926	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,540	5,849
	電気・ガス・水道	12,734	12,603	10,128	9,381	10,190	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,418	13,574
	建設業	2,347	2,282	2,327	2,302	2,555	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,163	3,299	3,304
	卸売・小売業	3,447	3,518	3,676	3,844	3,988	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,271	4,632
	運輸・郵便業	3,164	3,204	3,136	3,321	3,343	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,158	3,057
	宿泊・飲食サービス業	2,632	2,483	2,447	2,398	2,525	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,167	2,030
	情報通信業	8,047	7,853	7,951	7,900	8,012	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,279	6,911
	金融・保険業	8,050	8,152	7,851	7,406	7,798	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,736	7,989
	不動産業	34,171	34,884	33,564	34,124	36,623	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,708	29,165
	専門・業務支援サービス業	3,285	3,102	3,218	3,234	3,229	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,696	3,668
	公務	7,492	7,383	7,474	7,424	7,450	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,308
	教育	6,449	6,333	6,400	6,165	6,270	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,265
	保健衛生・社会事業	3,059	3,023	2,959	3,003	3,055	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,187	3,330
	その他のサービス	2,459	2,473	2,411	2,371	2,355	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,239	2,251
前 年 比	全産業	▲ 2.5%	1.1%	▲ 1.5%	0.6%	2.2%	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.4%	1.9%
	農林水産業	2.6%	11.4%	▲ 1.4%	9.0%	2.6%	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	1.0%	▲ 5.4%
	鉱業	▲ 7.1%	10.6%	4.5%	0.7%	23.8%	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.9%	▲ 3.6%
	製造業	▲ 5.1%	7.7%	▲ 7.3%	0.5%	0.3%	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.5%	5.6%
	電気・ガス・水道	8.6%	▲ 1.0%	▲ 19.6%	▲ 7.4%	8.6%	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.3%	▲ 12.0%
	建設業	2.5%	▲ 2.7%	2.0%	▲ 1.1%	11.0%	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.3%	0.2%
	卸売・小売業	▲ 5.9%	2.0%	4.5%	4.6%	3.7%	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.2%	8.4%
	運輸・郵便業	▲ 9.6%	1.2%	▲ 2.1%	5.9%	0.6%	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.9%	▲ 3.2%
	宿泊・飲食サービス業	▲ 1.4%	▲ 5.7%	▲ 1.4%	▲ 2.0%	5.3%	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 23.0%	▲ 6.3%
	情報通信業	▲ 1.0%	▲ 2.4%	1.2%	▲ 0.6%	1.4%	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.8%	▲ 5.1%
	金融・保険業	▲ 3.4%	1.3%	▲ 3.7%	▲ 5.7%	5.3%	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.4%	3.3%
	不動産業	3.4%	2.1%	▲ 3.8%	1.7%	7.3%	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.2%	▲ 1.8%
	専門・業務支援サービス業	▲ 4.3%	▲ 5.6%	3.8%	0.5%	▲ 0.2%	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.1%	▲ 0.8%
	公務	▲ 2.5%	▲ 1.5%	1.2%	▲ 0.7%	0.4%	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.3%
	教育	0.5%	▲ 1.8%	1.0%	▲ 3.7%	1.7%	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.1%
	保健衛生・社会事業	1.1%	▲ 1.2%	▲ 2.1%	1.5%	1.7%	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.2%	4.5%
	その他のサービス	▲ 4.1%	0.6%	▲ 2.5%	▲ 1.7%	▲ 0.7%	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.9%	0.6%

(資料出所) 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2021年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和元年度）			標準生計費（月額、令和4年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和4年）					
		（千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	（円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	男性	指数	順位	女性	指数	順位
A ランク	東京	5,757	100.0	1	240,370	100.0	5	199.0	100.0	1	202.1	100.0	2
	神奈川	3,199	55.6	11	216,890	90.2	17	189.7	95.3	6	202.6	100.2	1
	大阪	3,055	53.1	16	181,520	75.5	39	187.8	94.4	10	179.0	88.6	14
	愛知	3,661	63.6	2	230,510	95.9	10	188.9	94.9	8	192.7	95.3	4
	埼玉	3,038	52.8	17	251,380	104.6	2	193.4	97.2	3	187.3	92.7	6
B ランク	千葉	3,058	53.1	15	207,220	86.2	26	196.4	98.7	2	191.2	94.6	5
	兵庫	3,038	52.8	18	260,350	108.3	1	185.6	93.3	13	186.7	92.4	7
	京都	3,005	52.2	21	247,030	102.8	4	184.1	92.5	18	184.1	91.1	8
	茨城	3,247	56.4	10	195,945	81.5	32	184.2	92.6	17	179.1	88.6	13
	静岡	3,407	59.2	3	219,481	91.3	14	188.8	94.9	9	183.5	90.8	9
	富山	3,316	57.6	7	213,316	88.7	20	182.1	91.5	20	173.5	85.8	19
	広島	3,153	54.8	12	187,068	77.8	35	179.4	90.2	26	173.4	85.8	20
	滋賀	3,323	57.7	6	203,110	84.5	29	181.2	91.1	24	179.2	88.7	12
	栃木	3,351	58.2	4	221,249	92.0	12	187.2	94.1	12	181.6	89.9	10
	群馬	3,288	57.1	8	251,180	104.5	3	187.4	94.2	11	173.0	85.6	22
	宮城	2,943	51.1	27	203,061	84.5	30	174.7	87.8	34	169.5	83.9	32
	山梨	3,125	54.3	14	220,030	91.5	13	169.3	85.1	43	167.7	83.0	34
	三重	2,989	51.9	22	212,380	88.4	21	181.9	91.4	22	175.7	86.9	16
	石川	2,973	51.6	24	234,490	97.6	8	176.1	88.5	30	171.4	84.8	24
	福岡	2,838	49.3	32	177,580	73.9	42	184.3	92.6	16	169.9	84.1	29
	香川	3,021	52.5	20	222,885	92.7	11	181.9	91.4	22	169.8	84.0	31
	岡山	2,794	48.5	34	212,010	88.2	22	185.1	93.0	14	173.4	85.8	20
	福井	3,325	57.8	5	165,670	68.9	44	191.9	96.4	4	171.4	84.8	24
	奈良	2,728	47.4	36	215,970	89.8	18	191.2	96.1	5	197.1	97.5	3
	山口	3,249	56.4	9	231,446	96.3	9	182.0	91.5	21	162.1	80.2	43
	長野	2,924	50.8	29	191,230	79.6	33	175.5	88.2	32	175.1	86.6	17
	北海道	2,832	49.2	33	205,320	85.4	28	172.6	86.7	39	167.6	82.9	35
	岐阜	3,035	52.7	19	208,050	86.6	25	178.8	89.8	28	176.5	87.3	15
	徳島	3,153	54.8	13	206,390	85.9	27	179.6	90.3	25	169.9	84.1	29
	福岡	2,942	51.1	28	237,450	98.8	6	173.3	87.1	38	160.1	79.2	46
	新潟	2,951	51.3	25	215,560	89.7	19	174.1	87.5	36	171.0	84.6	28
	和歌山	2,986	51.9	23	180,241	75.0	40	174.2	87.5	35	168.3	83.3	33
	愛媛	2,717	47.2	37	160,000	66.6	45	182.5	91.7	19	171.1	84.7	26
	島根	2,951	51.3	26	236,350	98.3	7	176.0	88.4	31	160.9	79.6	45
C ランク	大分	2,695	46.8	40	210,060	87.4	23	178.2	89.5	29	181.1	89.6	11
	熊本	2,714	47.1	38	182,070	75.7	38	174.1	87.5	36	171.1	84.7	26
	山形	2,909	50.5	30	185,180	77.0	36	168.7	84.8	44	164.5	81.4	39
	佐賀	2,854	49.6	31	209,770	87.3	24	175.2	88.0	33	166.6	82.4	36
	長崎	2,655	46.1	42	218,650	91.0	15	179.1	90.0	27	163.2	80.8	41
	岩手	2,781	48.3	35	182,880	76.1	37	170.1	85.5	41	173.9	86.0	18
	高知	2,663	46.3	41	217,400	90.4	16	167.5	84.2	45	164.1	81.2	40
	鳥取	2,439	42.4	45	167,250	69.6	43	172.0	86.4	40	166.5	82.4	37
	秋田	2,713	47.1	39	156,762	65.2	46	165.4	83.1	47	172.7	85.5	23
	鹿児島	2,558	44.4	44	178,870	74.4	41	169.7	85.3	42	165.4	81.8	38
	宮崎	2,426	42.1	46	189,230	78.7	34	189.3	95.1	7	130.3	64.5	47
	青森	2,628	45.7	43	154,450	64.3	47	165.7	83.3	46	162.7	80.5	42
	沖縄	2,396	41.6	47	195,970	81.5	31	185.0	93.0	15	161.0	79.7	44
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

- （注） 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。
2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

２ 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
Ａ ラ ン ク	東 京	1.00	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05
	神 奈 川	0.81	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02
	大 阪	0.83	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04
	愛 知	1.26	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33
	埼 玉	0.73	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12
Ｂ ラ ン ク	千 葉	0.87	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13
	兵 庫	0.84	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14
	京 都	0.91	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18
	茨 城	0.91	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61
	静 岡	0.90	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37
	富 山	1.25	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73
	広 島	0.97	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43
	滋 賀	0.94	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32
	栃 木	0.90	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29
	群 馬	0.96	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56
	宮 城	1.33	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37
	山 梨	0.81	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58
	三 重	1.15	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59
	石 川	1.10	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54
	福 岡	0.77	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08
	香 川	1.23	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64
	岡 山	1.21	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54
	福 井	1.30	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04
	奈 良	0.88	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36
	山 口	0.99	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72
	長 野	0.93	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65
	北 海 道	0.74	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18
	岐 阜	1.12	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72
	徳 島	1.04	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.37
	福 島	1.43	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53
	新 潟	0.98	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55
	和 歌 山	0.93	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25
	愛 媛	1.00	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52
	島 根	1.11	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83
Ｃ ラ ン ク	大 分	0.83	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47
	熊 本	0.90	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55
	山 形	1.04	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68
	佐 賀	0.88	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54
	長 崎	0.77	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32
	岩 手	1.09	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46
	高 知	0.71	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18
	鳥 取	0.90	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68
	秋 田	0.75	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64
	鹿 児 島	0.75	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43
	宮 崎	0.83	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54
	青 森	0.73	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29
	沖 縄	0.57	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１ 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

２ 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年1月～3月
A ラ ン ク	東 京	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.6
	神 奈 川	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9
	大 阪	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.7
	愛 知	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0
	埼 玉	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.8
B ラ ン ク	千 葉	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.4
	兵 庫	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6
	京 都	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.7	2.4	2.6
	茨 城	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.4
	静 岡	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.3
	富 山	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	2.0
	広 島	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	滋 賀	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.3	2.5	2.3	2.1
	栃 木	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.1
	群 馬	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.1	2.1	2.3	1.9	1.9
	宮 城	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.8	3.0
	山 梨	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	1.8
	三 重	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.1	1.8	1.8
	石 川	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	2.1	2.1	2.3
	福 岡	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.6
	香 川	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.2	2.1
	岡 山	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0
	福 井	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	1.7
	奈 良	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.5
	山 口	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.2
	長 野	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.4	2.0	2.2
	北 海 道	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.6
	岐 阜	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.6	1.8	1.6	1.8
	徳 島	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	2.2	2.2
	福 島	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.4	2.3	2.2	2.5
	新 潟	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.5
	和 歌 山	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.5	2.3	1.7
	愛 媛	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.7	2.0	2.2	1.9	2.0
	島 根	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	1.7	1.3	1.7
C ラ ン ク	大 分	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	1.8	2.2
	熊 本	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.5
	山 形	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.0	1.9	2.1
	佐 賀	3.4	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3
	長 崎	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.8
	岩 手	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.4	2.4	2.5	2.7
	高 知	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	1.9	2.0
	鳥 取	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.1
	秋 田	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	3.0
	鹿 児 島	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.6	2.3	1.8
	宮 崎	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.1	2.3	1.8
	青 森	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	3.0
	沖 縄	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.4

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注）1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	330,137	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842
	神奈川	266,691	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379
	大 阪	272,182	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029
	愛 知	269,971	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653
	埼 玉	237,004	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190
	千 葉	246,455	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734
B ラ ン ク	兵 庫	246,516	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584
	京 都	238,170	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060
	茨 城	254,640	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502
	静 岡	258,399	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609
	富 山	249,607	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484
	広 島	242,980	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093
	滋 賀	251,904	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613
	栃 木	256,394	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047
	群 馬	250,428	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532
	宮 城	247,896	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119
	山 梨	242,668	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143
	三 重	260,417	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064
	石 川	239,058	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755
	福 岡	246,244	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978
	香 川	251,249	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258
	岡 山	254,020	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002
	福 井	246,034	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345
	奈 良	222,481	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816
	山 口	243,500	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757
	長 野	248,673	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007
	北海道	227,606	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553
	岐 阜	235,575	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767
	徳 島	243,855	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326
	福 島	245,368	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778
	新 潟	238,112	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291
	和歌山	236,695	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084
	愛 媛	225,542	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238
	島 根	232,844	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055
C ラ ン ク	大 分	224,937	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077
	熊 本	231,614	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428
	山 形	234,226	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381
	佐 賀	228,190	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046
	長 崎	213,212	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673
	岩 手	230,402	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502
	高 知	238,293	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330
	鳥 取	218,876	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507
	秋 田	216,354	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760
	鹿児島	213,839	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306
	宮 崎	210,546	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362
	青 森	219,838	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180
	沖 縄	210,369	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都 道 府 県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ラ ン ク	東 京	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,276	1,254
	神 奈 川	1,169	1,201	1,236	1,256	1,271	1,294	1,285
	大 阪	1,106	1,130	1,158	1,167	1,187	1,213	1,213
	愛 知	1,101	1,124	1,149	1,158	1,176	1,202	1,185
	埼 玉	1,090	1,117	1,146	1,155	1,177	1,198	1,200
	千 葉	1,105	1,127	1,158	1,168	1,182	1,201	1,197
B ラ ン ク	兵 庫	1,087	1,113	1,134	1,151	1,160	1,179	1,155
	京 都	1,061	1,088	1,118	1,132	1,139	1,166	1,150
	茨 城	1,015	1,041	1,066	1,078	1,094	1,124	1,124
	静 岡	1,051	1,071	1,093	1,103	1,122	1,141	1,147
	富 山	994	1,018	1,040	1,050	1,063	1,081	1,086
	広 島	997	1,019	1,037	1,042	1,057	1,093	1,086
	滋 賀	1,020	1,042	1,078	1,082	1,101	1,120	1,138
	栃 木	1,022	1,041	1,069	1,075	1,091	1,104	1,115
	群 馬	1,012	1,035	1,052	1,056	1,071	1,093	1,086
	宮 城	981	1,002	1,025	1,037	1,052	1,063	1,074
	山 梨	1,004	1,020	1,045	1,050	1,073	1,096	1,081
	三 重	1,025	1,046	1,069	1,073	1,098	1,119	1,107
	石 川	992	1,017	1,028	1,023	1,041	1,048	1,061
	福 岡	986	1,010	1,030	1,065	1,079	1,110	1,093
	香 川	984	1,001	1,024	1,032	1,048	1,074	1,077
	岡 山	992	1,003	1,024	1,030	1,049	1,059	1,057
	福 井	964	986	1,005	1,013	1,036	1,045	1,056
	奈 良	1,033	1,047	1,076	1,092	1,106	1,134	1,126
	山 口	958	980	1,003	1,011	1,036	1,069	1,060
	長 野	977	1,000	1,022	1,025	1,047	1,068	1,063
	北 海 道	963	987	1,010	1,024	1,049	1,090	1,072
	岐 阜	998	1,025	1,047	1,054	1,075	1,092	1,091
	徳 島	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,089	1,053
	福 島	971	988	1,000	993	1,009	1,028	1,030
	新 潟	958	978	1,001	1,007	1,024	1,060	1,053
	和 歌 山	994	1,008	1,034	1,043	1,054	1,091	1,073
	愛 媛	948	970	988	997	1,017	1,035	1,033
	島 根	939	959	982	990	1,004	1,015	1,027
C ラ ン ク	大 分	922	939	967	980	1,000	1,037	1,026
	熊 本	944	971	990	1,005	1,029	1,058	1,040
	山 形	916	942	973	974	992	1,014	1,007
	佐 賀	927	954	972	981	1,004	1,028	1,028
	長 崎	907	935	961	976	991	1,016	1,011
	岩 手	898	914	945	947	969	1,022	989
	高 知	920	941	971	982	997	1,026	1,015
	鳥 取	951	969	987	989	1,006	1,021	1,028
	秋 田	894	915	938	956	977	1,006	995
	鹿 児 島	899	929	955	973	993	1,018	1,019
	宮 崎	902	929	946	960	989	1,018	1,009
	青 森	880	901	928	942	960	982	967
	沖 縄	944	974	1,010	1,030	1,048	1,110	1,059
	全 国	1,037	1,059	1,082	1,092	1,110	1,136	1,129

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年平均	令和5年3月	令和5年4月
A ラ ン ク	東 京	1,100	1,111	1,157	1,176	1,180	1,214	1,197
	神 奈 川	1,105	1,132	1,163	1,184	1,199	1,225	1,211
	大 阪	1,051	1,074	1,099	1,108	1,129	1,157	1,154
	愛 知	1,024	1,046	1,070	1,079	1,099	1,117	1,111
	埼 玉	1,029	1,056	1,083	1,090	1,112	1,131	1,139
	千 葉	1,049	1,070	1,097	1,106	1,123	1,144	1,137
B ラ ン ク	兵 庫	1,025	1,052	1,071	1,086	1,100	1,121	1,100
	京 都	1,002	1,029	1,057	1,069	1,080	1,107	1,092
	茨 城	958	983	1,003	1,017	1,034	1,053	1,068
	静 岡	997	1,017	1,034	1,043	1,064	1,084	1,085
	富 山	941	964	983	996	1,011	1,031	1,033
	広 島	949	970	987	993	1,011	1,047	1,039
	滋 賀	970	993	1,024	1,028	1,047	1,070	1,082
	栃 木	961	982	1,011	1,017	1,034	1,047	1,059
	群 馬	951	971	990	995	1,013	1,029	1,025
	宮 城	931	953	974	982	1,000	1,012	1,017
	山 梨	945	963	983	987	1,012	1,030	1,022
	三 重	969	992	1,013	1,017	1,043	1,064	1,050
	石 川	932	956	970	970	991	1,000	1,011
	福 岡	930	954	973	1,001	1,018	1,045	1,037
	香 川	927	945	968	974	989	1,021	1,013
	岡 山	932	949	968	975	996	1,008	1,010
	福 井	915	937	955	963	984	1,001	1,003
	奈 良	975	989	1,015	1,030	1,044	1,073	1,064
	山 口	917	939	958	964	989	1,026	1,010
	長 野	924	947	971	976	998	1,020	1,016
	北 海 道	925	949	969	982	1,007	1,046	1,033
	岐 阜	943	969	988	996	1,017	1,033	1,037
	徳 島	935	958	970	982	997	1,026	996
	福 島	918	935	950	944	964	989	982
	新 潟	913	933	954	960	977	1,012	1,004
	和 歌 山	938	955	977	986	1,002	1,039	1,020
	愛 媛	896	917	936	945	969	986	986
	島 根	899	917	932	942	958	968	981
C ラ ン ク	大 分	880	899	924	934	957	996	982
	熊 本	892	919	935	949	975	1,005	987
	山 形	873	899	923	928	948	967	962
	佐 賀	886	914	925	936	958	983	984
	長 崎	870	896	917	934	951	977	968
	岩 手	860	877	901	906	928	975	948
	高 知	888	910	930	942	958	986	972
	鳥 取	903	918	935	941	961	979	984
	秋 田	860	880	900	917	941	966	956
	鹿 児 島	858	887	909	925	948	972	974
	宮 崎	861	888	902	916	946	975	962
	青 森	847	868	893	906	927	946	938
	沖 縄	899	928	957	973	994	1,048	1,008
	全 国	982	1,003	1,025	1,035	1,054	1,080	1,074

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模 5 人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	146.2	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	12.1	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7
	神 奈 川	137.6	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	10.4	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7
	大 阪	142.8	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	10.2	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0
	愛 知	145.8	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	12.0	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7
	埼 玉	137.7	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	9.8	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9
B ラ ン ク	千 葉	139.8	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	10.6	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0
	兵 庫	140.9	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	10.0	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2
	京 都	140.9	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	11.7	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8
	茨 城	150.0	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	13.9	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8
	静 岡	147.3	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	11.3	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3
	富 山	151.1	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	10.3	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5
	広 島	146.4	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	11.2	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9
	滋 賀	145.8	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	12.0	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8
	栃 木	150.1	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	12.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4
	群 馬	150.9	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	12.7	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3
	宮 城	150.8	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	10.8	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7
	山 梨	147.2	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	9.9	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4
	三 重	148.4	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	12.6	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3
	石 川	148.3	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	9.5	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3
	福 岡	148.4	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	10.3	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4
	香 川	152.6	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.5	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4
	愛 媛	153.1	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	11.4	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5
	福 井	152.1	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	9.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9
	奈 良	137.1	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	8.2	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1
	山 口	148.9	148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	10.7	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2
	長 野	149.9	149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	9.8	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9
	北 海 道	149.3	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	10.5	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0
	岐 阜	145.9	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	9.6	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6
	徳 島	151.1	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	7.9	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1
	福 島	156.2	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	11.2	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2
	新 潟	150.2	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	9.8	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9
	和 歌 山	144.3	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	8.7	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3
	愛 媛	147.9	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	8.8	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9
	島 根	152.7	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	9.7	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1
C ラ ン ク	大 分	150.8	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	8.9	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0
	熊 本	152.1	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	10.0	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4
	山 形	155.5	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	10.8	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9
	佐 賀	155.0	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	10.4	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1
	長 崎	149.9	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	9.5	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0
	岩 手	158.4	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	10.0	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8
	高 知	149.6	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	8.8	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7
	鳥 取	149.6	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	8.4	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5
	秋 田	151.3	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	9.1	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0
	鹿 児 島	151.0	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	8.6	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0
	宮 崎	150.4	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	9.4	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4
	青 森	154.4	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	9.0	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9
	沖 縄	150.9	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	8.1	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注） 事業所規模 5 人以上の数値である。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年				
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東京都	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	5.4	4.2	4.1	4.3	4.0
	神奈川県	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	5.0	4.0	3.9	4.1	3.9
	大阪府	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	6.0	4.3	4.5	4.6	4.2
	愛知県	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	5.8	4.3	4.3	4.3	4.1
	埼玉県	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	5.0	3.9	4.0	3.9	3.4
B ランク	千葉県	0.6	3.3	1.4	△ 0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	5.9	4.7	4.3	4.5	4.5
	兵庫県	0.2	3.0	1.2	△ 0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	4.6	3.4	3.6	4.0	4.2
	京都府	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	4.9	3.6	4.1	3.9	4.0
	茨城県	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	5.9	4.8	3.9	4.3	4.0
	静岡県	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	5.8	4.4	4.1	4.6	3.9
	富山県	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.5	3.3	3.7	4.1	3.9
	広島県	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	5.0	4.0	3.6	3.8	3.4
	滋賀県	0.4	3.1	1.8	△ 0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	4.1	2.7	3.3	3.2	2.9
	栃木県	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	4.5	3.9	3.3	4.0	3.1
	群馬県	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	6.1	5.1	3.9	4.2	3.8
	宮城県	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	5.7	4.1	4.0	4.2	4.0
	山梨県	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	4.8	3.9	3.8	4.0	4.0
	三重県	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	5.8	4.3	4.2	3.9	3.7
	石川県	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	4.6	2.9	3.2	3.7	3.5
	福井県	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	4.5	3.6	3.7	3.8	3.6
	香川県	0.1	3.5	1.1	△ 0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4
	岡山県	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	4.8	3.8	3.9	4.2	3.7
	福岡県	0.3	3.2	1.1	△ 0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	4.8	3.3	3.4	4.3	4.1
	奈良県	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	4.8	3.8	3.7	4.0	4.0
	山口県	0.1	3.1	0.9	△ 0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	5.2	4.1	4.0	4.0	3.9
	長野県	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	6.2	4.8	4.5	4.8	4.6
	北海道	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	5.7	4.4	3.9	4.2	4.0
	岐阜県	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	5.6	3.9	3.9	4.2	4.1
	徳島県	0.2	3.5	1.1	△ 0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1
	福島県	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	5.1	3.6	3.4	3.3	3.3
	新潟県	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	4.9	3.5	3.4	3.0	2.6
	和歌山県	0.7	3.4	0.7	△ 0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	4.7	3.8	3.6	3.3	3.2
	愛媛県	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2
	島根県	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	5.5	4.1	4.4	4.7	4.1
C ランク	大分県	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	4.1	3.1	3.4	3.7	3.6
	熊本県	0.0	3.4	1.1	△ 0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	4.9	3.7	3.6	4.2	3.8
	熊本市	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	4.4	3.7	3.4	3.5	3.2
	佐賀県	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.7	3.9	3.8	3.7	4.0
	長崎県	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	4.7	3.6	3.7	3.7	3.8
	岩手県	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	5.5	4.4	4.2	4.6	3.9
	高知県	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8
	鳥取県	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	5.6	4.2	4.2	4.4	4.1
	秋田県	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	5.2	3.5	3.5	3.7	3.6
	鹿嶋市	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	4.8	3.6	3.3	3.6	2.9
	宮崎県	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	4.3	3.2	3.3	3.9	3.3
	青森県	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	4.7	3.4	3.5	3.5	3.7
	沖縄県	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.5	3.4	3.2	4.5	4.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

リンク・都道府県 (注1、2)		消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ラン ク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3
	神 奈 川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6
	大 阪	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7
	愛 知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9
	埼 玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1
B ラン ク	千 葉	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6
	兵 庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9
	京 都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1
	茨 城	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6
	静 岡	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9
	富 山	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0
	広 島	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8
	滋 賀	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4
	栃 木	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5
	群 馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5
	宮 城	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6
	山 梨	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3
	三 重	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2
	石 川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9
	福 岡	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0
	香 川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3
	岡 山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0
	福 井	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0
	奈 良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9
	山 口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3
	長 野	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0
	北 海 道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6
	岐 阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1
	徳 島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1
	福 島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6
	新 潟	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7
	和 歌 山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1
	愛 媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6
	島 根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2
C ラン ク	大 分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1
	熊 本	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0
	山 形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5
	佐 賀	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0
	長 崎	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9
	岩 手	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5
	高 知	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1
	鳥 取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8
	秋 田	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6
	鹿 児 島	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6
	宮 崎	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9
	青 森	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8
	沖 縄	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

（注）1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

リンク・都道府県		消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ラン ク	全国	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	-	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5
	神 奈 川	-	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0
	大 阪	-	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8
	愛 知	-	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0
	埼 玉	-	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3
B ラン ク	千 葉	-	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6
	兵 庫	-	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7
	京 都	-	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1
	茨 城	-	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8
	静 岡	-	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4
	富 山	-	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8
	広 島	-	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7
	滋 賀	-	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0
	栃 木	-	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1
	群 馬	-	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6
	宮 城	-	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4
	山 梨	-	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7
	三 重	-	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3
	石 川	-	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1
	福 岡	-	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5
	香 川	-	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5
	岡 山	-	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8
	福 井	-	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5
	奈 良	-	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3
	山 口	-	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0
	長 野	-	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4
	北 海 道	-	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8
	岐 阜	-	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3
	徳 島	-	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8
	福 島	-	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4
	新 潟	-	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3
	和 歌 山	-	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4
	愛 媛	-	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2
	島 根	-	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9
C ラン ク	大 分	-	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8
	熊 本	-	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0
	山 形	-	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8
	佐 賀	-	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2
	長 崎	-	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2
	岩 手	-	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4
	高 知	-	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9
	鳥 取	-	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3
	秋 田	-	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4
	鹿 児 島	-	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2
	宮 崎	-	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2
	青 森	-	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9
	沖 縄	-	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移

(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	271,655	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	183,988	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295
	神 奈 川	270,741	254,281	259,694	252,266	232,059	246,388	179,303	169,145	176,292	168,177	161,292	170,839
	大 阪	213,587	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	144,329	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321
	愛 知	252,534	250,540	243,795	236,692	221,606	249,640	167,983	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859
	埼 玉	247,653	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	173,392	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007
	千 葉	236,657	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	174,466	164,794	168,565	164,069	164,765	176,693
B ラ ン ク	兵 庫	174,844	219,630	225,195	195,776	241,334	244,944	127,859	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431
	京 都	207,753	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	138,195	162,904	154,068	145,396	151,760	168,619
	茨 城	271,915	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	178,137	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316
	静 岡	236,737	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	159,247	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791
	富 山	268,389	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	167,092	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948
	広 島	236,764	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	159,626	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063
	滋 賀	244,241	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	162,827	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608
	栃 木	281,887	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	179,360	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038
	群 馬	257,099	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	165,269	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931
	宮 城	209,708	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	151,739	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421
	山 梨	230,066	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	156,904	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655
	三 重	249,284	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	164,732	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048
	石 川	291,966	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	181,770	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379
	福 岡	234,407	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	161,756	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292
	香 川	259,842	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	174,789	180,016	172,634	152,283	150,076	162,349
	岡 山	233,006	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	160,029	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061
	福 井	221,484	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	143,869	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325
	奈 良	274,635	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	173,004	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049
	山 口	207,128	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	156,574	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128
	長 野	247,415	257,572	282,190	232,057	251,065	235,092	156,479	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140
	北 海 道	237,320	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	160,001	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645
	岐 阜	276,099	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	169,287	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492
	徳 島	217,736	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	147,132	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145
	福 島	268,292	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	175,014	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397
	新 潟	230,288	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	152,512	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000
	和 歌 山	214,731	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	136,354	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860
	愛 媛	229,179	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	141,587	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167
	島 根	234,258	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	162,429	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186
C ラ ン ク	大 分	260,158	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	175,001	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890
	熊 本	223,677	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	155,092	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436
	山 形	264,864	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	171,326	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374
	佐 賀	232,159	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	164,573	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158
	長 崎	200,908	231,617	238,713	212,528	209,987	216,962	142,420	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904
	岩 手	220,481	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	150,367	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155
	高 知	237,236	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	158,157	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255
	鳥 取	202,275	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	138,597	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087
	秋 田	229,434	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	147,791	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874
	鹿 児 島	245,584	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	163,723	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944
	宮 崎	221,005	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	145,726	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110
	青 森	211,107	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	135,986	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659
	沖 縄	190,116	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	122,976	127,468	125,720	123,851	132,966	140,785
全国計		243,456	246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	159,493	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917

（資料出所）総務省「家計調査」

（注）１．各都道府県の数値は都道府県所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県所在都市以外の地域も含まれる。

２．「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

		消費支出額						等価消費支出額					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	303,494	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	197,141	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889
	神 奈 川	290,940	267,001	299,782	278,380	248,706	259,721	182,194	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383
	大 阪	238,658	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	150,941	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345
	愛 知	248,974	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	165,615	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581
	埼 玉	310,708	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	190,866	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451
B ラ ン ク	千 葉	244,607	257,771	246,163	239,398	237,123	253,996	169,198	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742
	兵 庫	167,640	256,793	255,452	209,510	270,524	249,137	122,920	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711
	京 都	252,234	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	147,862	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892
	茨 城	317,926	273,104	283,640	271,934	283,178	280,446	190,679	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726
	静 岡	263,198	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	165,799	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791
	富 山	302,698	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	176,537	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777
	広 島	259,924	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	164,390	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759
	滋 賀	264,425	269,658	300,600	273,248	273,492	302,772	151,409	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490
	栃 木	317,706	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	187,863	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311
	群 馬	280,714	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	166,867	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703
	宮 城	255,822	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	162,447	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551
	山 梨	249,614	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	162,830	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957
	三 重	289,087	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	176,918	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095
	石 川	323,792	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	187,254	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788
	福 岡	249,637	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	163,895	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414
	香 川	286,102	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	178,466	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096
	岡 山	264,481	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	170,015	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809
	福 井	268,182	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	157,211	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346
	奈 良	307,654	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	169,102	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256
	山 口	240,601	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	173,639	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431
	長 野	262,771	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	157,317	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666
	北 海 道	249,985	269,521	259,400	252,685	230,308	241,186	158,104	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352
	岐 阜	307,870	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	176,576	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932
	徳 島	271,784	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	160,709	179,139	179,154	162,325	173,801	171,518
	福 島	319,989	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	197,314	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260
	新 潟	285,109	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	167,422	181,906	159,039	150,224	173,458	174,185
	和 歌 山	273,260	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	150,425	134,167	153,951	169,404	136,853	169,165
	愛 媛	271,998	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	151,344	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039
	島 根	255,371	266,811	236,185	262,148	230,561	254,736	162,161	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751
C ラ ン ク	大 分	291,906	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	183,520	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661
	熊 本	309,783	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	174,543	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367
	山 形	293,883	265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	181,216	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242
	佐 賀	295,834	237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	179,376	161,519	200,659	158,350	167,499	152,556
	長 崎	217,266	263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	147,831	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484
	岩 手	255,599	315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	157,609	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585
	高 知	278,239	294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	168,090	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276
	鳥 取	228,065	224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	139,574	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324
	秋 田	272,054	296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	158,936	175,727	166,843	177,662	157,358	177,088
	鹿 児 島	287,585	279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	176,330	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560
	宮 崎	263,402	325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	156,300	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478
	青 森	248,292	249,593	268,359	249,053	237,527	233,006	148,119	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354
	沖 縄	239,552	229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	139,948	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488
全国計		271,136	275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	166,244	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924

(資料出所) 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						前年比増減（％）					
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	750	797	812	806	800	797	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	神 奈 川	276	299	303	302	299	306	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4
	大 阪	392	389	394	394	394	379	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8
	愛 知	302	319	320	319	318	318	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0
	埼 玉	209	211	214	215	214	222	0.3	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6
	千 葉	169	174	172	172	172	177	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7
B ラ ン ク	兵 庫	172	180	182	180	178	182	△ 0.2	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3
	京 都	88	92	95	95	96	95	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6
	茨 城	100	99	99	98	98	102	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0
	静 岡	140	140	141	141	141	142	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9
	富 山	42	42	42	42	42	43	1.1	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8
	広 島	101	105	107	107	107	112	0.4	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2
	滋 賀	49	51	51	50	50	50	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5
	栃 木	71	70	70	70	71	74	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7
	群 馬	71	73	73	71	72	73	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2
	宮 城	83	81	80	80	80	77	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3
	山 梨	28	29	29	29	29	29	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5
	三 重	63	65	65	65	66	67	0.8	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6
	石 川	44	43	44	43	42	43	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9
	福 岡	166	180	180	182	182	187	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0
	香 川	34	34	35	34	34	35	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6
	岡 山	68	68	68	68	67	68	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9
	福 井	29	30	30	30	30	30	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9
	奈 良	33	39	39	39	39	39	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6
	山 口	50	48	49	48	48	47	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4
	長 野	73	75	74	75	76	76	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2
	北 海 道	177	177	179	180	179	181	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0
	岐 阜	66	68	68	68	67	68	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7
	徳 島	23	24	23	24	25	24	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1
	福 島	68	65	66	66	65	67	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4
	新 潟	81	80	82	82	81	83	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0
	和 歌 山	28	29	29	29	28	29	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7
	愛 媛	43	45	46	45	45	46	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3
	島 根	24	23	24	23	23	24	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0
C ラ ン ク	大 分	39	38	38	38	38	37	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
	熊 本	54	57	58	57	56	56	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
	山 形	38	38	38	38	38	39	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3
	佐 賀	25	28	28	28	28	29	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9
	長 崎	42	43	43	42	42	41	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1
	岩 手	41	42	42	42	42	41	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6
	高 知	22	23	23	23	23	23	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3
	鳥 取	18	18	18	18	18	19	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6
	秋 田	32	33	33	33	32	32	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9
	鹿 児 島	47	51	53	53	53	57	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8
	宮 崎	31	34	35	35	34	35	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0
	青 森	41	42	42	42	42	40	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0
	沖 縄	41	46	47	47	48	49	1.5	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1
全国計		5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	1,006	1,028	1,039	1,056	1,065	2.3	2.2	1.0	1.6	0.9
	神 奈 川	220	223	226	228	229	2.0	1.4	1.3	1.0	0.8
	大 阪	362	368	370	373	375	2.2	1.7	0.7	0.9	0.4
	愛 知	286	291	293	294	294	1.9	1.8	0.5	0.4	0.1
	埼 玉	151	154	156	159	159	2.4	1.7	1.5	1.7	0.2
B ラ ン ク	千 葉	122	124	126	128	128	2.4	2.0	1.5	1.3	0.2
	兵 庫	141	142	143	144	143	1.8	1.3	0.6	0.3	△ 0.4
	京 都	75	76	77	77	77	1.4	1.3	0.8	0.1	△ 0.0
	茨 城	79	80	81	82	82	1.8	1.3	0.9	1.0	0.6
	静 岡	117	118	118	119	119	1.5	1.2	0.2	0.5	0.1
	富 山	37	37	37	37	37	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5
	広 島	101	102	102	103	102	1.5	0.9	0.3	0.8	△ 0.7
	滋 賀	39	40	40	40	40	2.1	1.8	0.3	△ 0.0	0.3
	栃 木	57	58	58	59	59	1.8	1.3	0.8	1.0	0.3
	群 馬	61	62	63	63	64	2.2	1.6	0.8	0.2	1.1
	宮 城	73	74	74	74	73	1.4	0.9	0.0	0.1	△ 0.8
	山 梨	22	22	23	23	23	2.2	1.5	0.7	0.6	0.6
	三 重	50	50	51	51	51	2.3	1.2	0.1	0.4	0.6
	石 川	38	39	39	39	38	1.7	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7
	福 岡	172	174	177	178	177	2.0	1.5	1.4	0.6	△ 0.1
	香 川	32	33	33	32	32	1.4	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0
	岡 山	60	60	61	60	60	1.1	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5
	福 井	26	26	26	26	26	1.1	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6
	奈 良	25	25	25	25	25	1.9	1.3	0.8	0.2	△ 0.1
	山 口	41	41	41	41	40	1.0	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8
	長 野	63	64	64	64	64	1.6	1.0	0.2	0.3	0.1
	北 海 道	154	156	157	157	156	1.2	1.1	0.8	0.1	△ 0.6
	岐 阜	60	60	61	61	61	1.6	1.2	0.4	0.3	△ 0.1
	徳 島	20	20	20	20	20	0.4	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3
	福 島	58	58	58	58	58	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7
	新 潟	73	73	73	73	72	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9
	和 歌 山	24	24	24	25	24	1.2	0.8	0.3	0.3	△ 0.6
	愛 媛	41	41	41	41	40	1.2	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8
	島 根	21	21	21	20	20	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7
C ラ ン ク	大 分	34	34	33	33	33	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4
	熊 本	49	49	50	50	50	2.4	1.1	0.7	0.7	0.1
	山 形	33	33	32	32	32	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6
	佐 賀	24	24	24	24	24	1.2	0.6	0.4	0.2	△ 0.4
	長 崎	37	37	37	37	36	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0
	岩 手	37	37	37	37	36	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9
	高 知	20	20	20	20	19	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7
	鳥 取	16	16	16	16	16	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7
	秋 田	29	29	29	29	29	0.3	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2
	鹿 児 島	46	46	46	46	46	0.9	0.8	0.3	0.3	△ 0.1
	宮 崎	30	30	30	30	30	1.5	0.9	0.3	0.2	△ 0.4
全国計	青 森	36	36	36	35	35	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1
	沖 縄	42	43	44	45	45	2.7	2.2	2.0	1.2	0.2
全国計		4,335	4,399	4,430	4,461	4,469	1.8	1.5	0.7	0.7	0.2

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

- (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
 (=雇用保険における一括適用)
 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。
 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。
 5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（％）				
		平成30年	令和元年	2年	3年	4年	平成30年	令和元年	2年	3年	4年
A ラ ン ク	東 京	795	810	816	823	833	3.2	1.9	0.7	0.9	1.2
	神奈川	496	509	505	500	503	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6
	大 阪	443	459	463	463	465	2.0	3.6	0.7	0.0	0.6
	愛 知	408	414	414	417	418	2.9	1.6	0.0	0.6	0.4
	埼 玉	392	398	396	399	403	2.7	1.4	△ 0.4	0.7	1.0
B ラ ン ク	千 葉	333	337	337	337	339	1.6	1.1	0.2	0.0	0.3
	兵 庫	275	276	275	277	278	1.2	0.3	△ 0.2	0.6	0.4
	京 都	135	136	136	136	135	0.8	0.8	0.0	△ 0.4	△ 0.4
	茨 城	150	151	150	150	150	0.9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	0.0
	静 岡	200	200	198	198	197	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3
	富 山	56	56	56	56	55	0.5	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.7
	広 島	144	145	145	145	145	0.6	0.7	0.3	△ 0.2	△ 0.2
	滋 賀	76	77	76	75	76	3.1	1.6	△ 0.8	△ 1.6	1.6
	栃 木	103	103	103	103	103	0.7	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.1
	群 馬	102	103	103	103	103	1.7	0.5	0.0	0.0	0.0
	宮 城	122	123	122	122	121	1.8	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.7
	山 梨	45	45	44	44	44	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9
	三 重	96	99	96	95	94	3.6	3.2	△ 2.9	△ 1.3	△ 1.1
	石 川	62	62	61	61	61	1.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.3
	福 岡	258	260	261	261	261	1.7	0.9	0.3	0.0	0.0
	香 川	49	49	49	49	48	1.7	0.0	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.4
	岡 山	95	96	96	96	96	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0
	福 井	42	43	42	42	41	1.2	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9
	奈 良	66	66	66	66	66	1.2	0.5	0.0	0.2	△ 0.3
	山 口	70	69	68	68	67	1.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.6	△ 2.1
	長 野	114	114	114	112	111	1.5	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2
	北海道	264	267	263	261	260	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4
	岐 阜	112	112	112	112	112	0.6	0.2	0.0	0.0	△ 0.1
	徳 島	36	36	36	36	36	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	福 島	98	98	98	97	96	0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.6
	新 潟	119	118	117	116	116	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4
	和歌山	47	48	48	46	46	△ 2.7	2.1	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.9
	愛 媛	68	69	68	68	68	1.3	0.6	△ 0.4	△ 1.2	0.1
	島 根	36	36	35	35	37	4.9	△ 0.3	△ 3.9	0.0	5.7
C ラ ン ク	大 分	59	59	59	59	58	1.2	1.0	0.0	△ 1.2	△ 0.5
	熊 本	91	92	92	92	91	1.1	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.2
	山 形	58	59	58	58	58	1.8	1.7	△ 1.9	0.2	0.9
	佐 賀	44	43	44	44	44	0.5	△ 3.0	2.8	1.1	0.0
	長 崎	68	68	67	66	66	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2	△ 1.1
	岩 手	67	66	66	64	64	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.8	△ 1.2
	高 知	36	36	35	35	35	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	0.0
	鳥 取	30	30	30	30	30	1.3	△ 0.3	△ 0.3	0.0	△ 0.3
	秋 田	50	50	49	49	48	0.8	0.0	△ 1.6	△ 0.2	△ 2.3
	鹿児島	81	80	80	80	79	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3	△ 0.5
	宮 崎	56	56	56	55	54	0.7	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8
	青 森	65	65	65	64	64	0.3	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8
	沖 縄	71	73	74	74	75	2.4	3.0	0.4	0.5	0.8
全国計		6,682	6,750	6,710	6,713	6,723	2.1	1.0	△ 0.6	0.0	0.1

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

（注） 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。

3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ⅲ 業務統計資料編

(1) 令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラン ク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1041	1072	103	31	2.98%	8月5日	● 使側3名反対	10月1日
A	神奈川	1040	1071	103	31	2.98%	8月5日	●	10月1日
A	大 阪	992	1023	103	31	3.13%	8月4日	○	10月1日
A	愛 知	955	986	103	31	3.25%	8月4日	○	10月1日
A	埼 玉	956	987	103	31	3.24%	8月5日	○	10月1日
A	千 葉	953	984	103	31	3.25%	8月5日	●	10月1日
B	京 都	937	968	103	31	3.31%	8月10日	●	10月9日
B	兵 庫	928	960	103	32	3.45%	8月5日	○	10月1日
B	静 岡	913	944	103	31	3.40%	8月9日	●	10月5日
B	滋 賀	896	927	103	31	3.46%	8月10日	●	10月6日
B	茨 城	879	911	104	32	3.64%	8月5日	●	10月1日
B	栃 木	882	913	104	31	3.51%	8月5日	▲	10月1日
B	広 島	899	930	103	31	3.45%	8月5日	●	10月1日
B	長 野	877	908	104	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
B	富 山	877	908	104	31	3.53%	8月5日	●	10月1日
B	三 重	902	933	103	31	3.44%	8月5日	●	10月1日
B	山 梨	866	898	104	32	3.70%	8月23日	●	10月20日
C	群 馬	865	895	103	30	3.47%	8月12日	○	10月8日
C	岡 山	862	892	103	30	3.48%	8月5日	●	10月1日
C	石 川	861	891	103	30	3.48%	8月12日	○	10月8日
C	香 川	848	878	104	30	3.54%	8月5日	▲	10月1日
C	奈 良	866	896	103	30	3.46%	8月5日	●	10月1日
C	宮 城	853	883	104	30	3.52%	8月5日	○	10月1日
C	福 岡	870	900	103	30	3.45%	8月12日	●	10月8日
C	山 口	857	888	104	31	3.62%	8月17日	●	10月13日
C	岐 阜	880	910	103	30	3.41%	8月5日	▲○ 労側1名反対 使側2名反対	10月1日
C	福 井	858	888	103	30	3.50%	8月8日	● 使側2名反対	10月2日
C	和歌山	859	889	103	30	3.49%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	889	920	103	31	3.49%	8月8日	●	10月2日
C	新 潟	859	890	104	31	3.61%	8月5日	●	10月1日
C	徳 島	824	855	104	31	3.76%	8月10日	○	10月6日
D	福 島	828	858	104	30	3.62%	8月10日	○	10月6日
D	大 分	822	854	104	32	3.89%	8月9日	●	10月5日
D	山 形	822	854	104	32	3.89%	8月10日	●	10月6日
D	愛 媛	821	853	104	32	3.90%	8月9日	●	10月5日
D	島 根	824	857	104	33	4.00%	8月9日	●	10月5日
D	鳥 取	821	854	104	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
D	熊 本	821	853	104	32	3.90%	8月5日	●	10月1日
D	長 崎	821	853	104	32	3.90%	8月12日	●	10月8日
D	高 知	820	853	104	33	4.02%	8月15日	●	10月9日
D	岩 手	821	854	104	33	4.02%	8月23日	●	10月20日
D	鹿児島	821	853	104	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
D	佐 賀	821	853	104	32	3.90%	8月8日	●	10月2日
D	青 森	822	853	104	31	3.77%	8月9日	●	10月5日
D	秋 田	822	853	104	31	3.77%	8月5日	●	10月1日
D	宮 崎	821	853	104	32	3.90%	8月10日	●	10月6日
D	沖 縄	820	853	104	33	4.02%	8月10日	●	10月6日
全国加重平均額		930	961	103	31	3.33%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 961円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致9件 ●使用者側反対33件 ▲労働者側反対 2件
●使用者側一部反対 2件 ▲○使用者側、労働者側双方一部反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い 6件 前年より遅い 22件 前年と同じ 19件
- 4 発効日 前年より早い 5件 前年より遅い 19件 前年と同じ 23件
- 5 目安との比較 目安を上回る22件
- 6 異議申出状況 46局（前年度44局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

[illegible]

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

[illegible]

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位:円)

年度		25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
ランク											
全 国		764 (3.66)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)	961 (3.33)
	Aランク	836 (3.98)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)	1,035 (3.09)
	Bランク	747 (3.03)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)	935 (3.54)
	Cランク	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)	897 (3.46)
	Dランク	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	854 (3.89)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
2 ()内は引上げ率(%)を示す。
3 各ランクは、各年度における適用ランクである。
4 平成29年度はランク区分の入替え(埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 ランク	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
① 最高額 (円)	708 東 京	708 東 京	710 東 京	714 東 京	719 東 京	739 東 京	766 東 京 神 奈 川	791 東 京	821 東 京	837 東 京	850 東 京
② 最低額 (円)	604 沖 縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知
格差 ②／①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7

年度 ランク	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
① 最高額 (円)	869 東 京	888 東 京	907 東 京	932 東 京	958 東 京	985 東 京	1,013 東 京	1,013 東 京	1,041 東 京	1,072 東 京
② 最低額 (円)	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄
格差 ②／①×100	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(单位: %)

年度 都道府県		平成 2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2	3	4
A ラ ン ク	東 京	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.98
	神奈川	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98
	大 阪	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90	3.13
	愛 知	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02	3.25
	埼 玉	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02	3.24
	千 葉	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	3.25
B	兵 庫	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11	3.45
	京 都	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08	3.31
	茨 城	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64
	静 岡	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40
	富 山	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53
	広 島	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45
ラ	滋 賀	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23	3.46
	栃 木	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51
	群 馬	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47
	宮 城	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39	3.52
	山 梨	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70
	三 重	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20	3.44
ン	石 川	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48
	福 岡	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33	3.45
	香 川	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54
	岡 山	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36	3.48
	福 井	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.50
	奈 良	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34	3.46
ク	山 口	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38	3.62
	長 野	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53
	北 海 道	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25	3.49
	岐 阜	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29	3.41
	徳 島	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	3.76
	福 島	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50	3.62
ン ク	新 潟	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37	3.61
	和歌山	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37	3.49
	愛 媛	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90
	鳥 根	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04	4.00
	大 分	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89
	熊 本	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90
ラ ン ク	山 形	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66	3.89
	佐 賀	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90
	長 崎	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90
	岩 手	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53	4.02
	高 知	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02
	鳥 取	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66	4.02
ク	秋 田	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79	3.77
	鹿 児 島	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53	3.90
	宮 崎	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90
	青 森	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77
	沖 縄	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
5	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和5年1月～3月、全国計）

業 種	合 計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,814	398	10.4%	3,437	357	10.4%	377	41	10.9%
01 食料品製造業	966	97	10.0%	965	97	10.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	267	19	7.1%	262	19	7.3%	5	0	0.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	356	40	11.2%	356	40	11.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	80	6	7.5%	80	6	7.5%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	38	0	0.0%	38	0	0.0%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	107	15	14.0%	107	15	14.0%	0	0	-
07 印刷・製本業	154	21	13.6%	154	21	13.6%	0	0	-
08 化学工業	240	32	13.3%	240	32	13.3%	0	0	-
09 窯業土石製品製造業	41	4	9.8%	28	3	10.7%	13	1	7.7%
10 鉄鋼業	23	2	8.7%	18	1	5.6%	5	1	20.0%
11 非鉄金属製造業	16	2	12.5%	14	1	7.1%	2	1	50.0%
12 金属製品製造業	217	20	9.2%	211	20	9.5%	6	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	204	21	10.3%	123	12	9.8%	81	9	11.1%
14 電気機械器具製造業	298	38	12.8%	99	15	15.2%	199	23	11.6%
15 輸送用機械等製造業	105	5	4.8%	48	1	2.1%	57	4	7.0%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	699	76	10.9%	691	74	10.7%	8	2	25.0%
02 鉱業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	241	22	9.1%	240	22	9.2%	1	0	0.0%
01 土木木工事業	55	7	12.7%	55	7	12.7%	0	0	-
02 建築工事業	102	8	7.8%	101	8	7.9%	1	0	0.0%
03 その他の建設業	84	7	8.3%	84	7	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	52	6	11.5%	52	6	11.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	16	3	18.8%	16	3	18.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	33	2	6.1%	33	2	6.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	3	1	33.3%	3	1	33.3%	0	0	-
05 貨物取扱業	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	-
1号～5号 計	4,115	428	10.4%	3,737	387	10.4%	378	41	10.8%
06 農林業	92	20	21.7%	92	20	21.7%	0	0	-
01 農業	89	20	22.5%	89	20	22.5%	0	0	-
02 林業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	23	8	34.8%	23	8	34.8%	0	0	-
01 畜産業	19	7	36.8%	19	7	36.8%	0	0	-
02 水産業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
08 商業	5,853	573	9.8%	5,815	570	9.8%	38	3	7.9%
01 卸売業	1,046	93	8.9%	1,044	93	8.9%	2	0	0.0%
02 小売業	3,942	411	10.4%	3,907	408	10.4%	35	3	8.6%
03 理美容業	705	54	7.7%	704	54	7.7%	1	0	0.0%
04 その他の商業	160	15	9.4%	160	15	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
02 広告・あっせん業	72	7	9.7%	72	7	9.7%	0	0	-
10 映画・演劇業	10	2	20.0%	10	2	20.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	90	10	11.1%	90	10	11.1%	0	0	-
13 保健衛生業	1,069	115	10.8%	1,069	115	10.8%	0	0	-
01 医療保健業	318	32	10.1%	318	32	10.1%	0	0	-
02 社会福祉施設	725	78	10.8%	725	78	10.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	26	5	19.2%	26	5	19.2%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,997	307	10.2%	2,997	307	10.2%	0	0	-
01 旅館業	564	60	10.6%	564	60	10.6%	0	0	-
02 飲食店	2,261	230	10.2%	2,261	230	10.2%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	172	17	9.9%	172	17	9.9%	0	0	-
15 清掃・と畜業	349	43	12.3%	349	43	12.3%	0	0	-
16 官公署	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0	-
17 その他の事業	421	43	10.2%	421	43	10.2%	0	0	-
01 派遣業	18	1	5.6%	18	1	5.6%	0	0	-
02 その他の事業	403	42	10.4%	403	42	10.4%	0	0	-
6号～17号 計	10,990	1,130	10.3%	10,952	1,127	10.3%	38	3	7.9%
合 計	15,105	1,558	10.3%	14,689	1,514	10.3%	416	44	10.6%

令和 5 年度 第 2 回目安小委員会提供統計資料

(令和 5 年 7 月 1 2 日開催)

令和 5 年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業，小売業
- (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業，飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (カ) 医療，福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,489 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において 1 人 1 時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20% となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記 2 に掲げる 7 つの産業で、事業所規模は 1～9 人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和 4 年 6 月と令和 5 年 6 月の両方に在籍していた労働者は 26,256 人（81.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 5 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和 5 年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔令和 5 年 6 月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和 3 年度分、令和 4 年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和 5 年 1 月～6 月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和 5 年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和 4 年 6 月分、令和 5 年 6 月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和 4 年 6 月分、令和 5 年 6 月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1 日の所定労働時間数〔令和 4 年 6 月分、令和 5 年 6 月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5		-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4		-11.1	-1.1		-40.0	-0.4	-2.6	1.8	1.8	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2		-8.2	-5.0			-1.4	-8.7	1.7	1.9	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第1・ 四分位数	中位数	第3・ 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3・ 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3・ 四分位数	分散係数	第1・ 四分位数	中位数	第3・ 四分位数	分散係数
	(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)		(Q1)	(Q2)	(Q3)	
A	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.8%	3.2%	5.3%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.3%	3.8%	7.0%	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
	R4年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・ 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・ 四分位数 (Q3)	分散係数	第1・ 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・ 四分位数 (Q3)	分散係数	第1・ 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・ 四分位数 (Q3)	分散係数	第1・ 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・ 四分位数 (Q3)	分散係数
	%	%	%		%	%	%		%	%	%		%	%	%	
A	1.4	3.0	4.8	0.57	1.0	3.0	7.6	1.10	1.2	2.3	5.0	0.83	1.7	2.8	5.0	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
	R 4 年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

$$2 \text{ 分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年
男 女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性 就業 形態 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

（資料注）第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6％）。

参考 1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
	R 4 年	100.0	80.5	5.9	2.0

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２ 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5	計	事由 1	事由 2	事由 3	事由 4	事由 5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

- （注）事由 1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由 2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由 3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由 4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由 5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

3 年間所定労働日数（事業所平均）

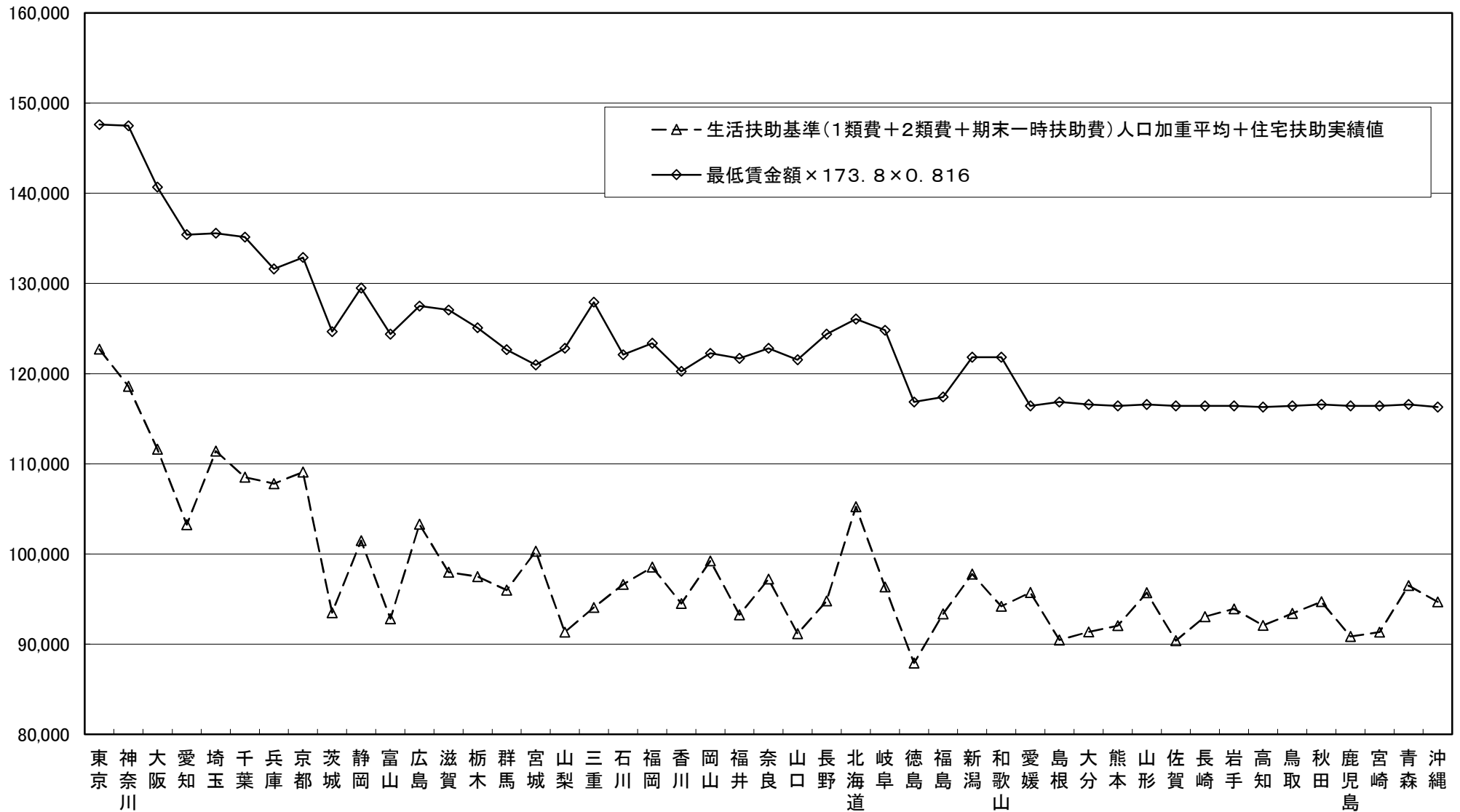
(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

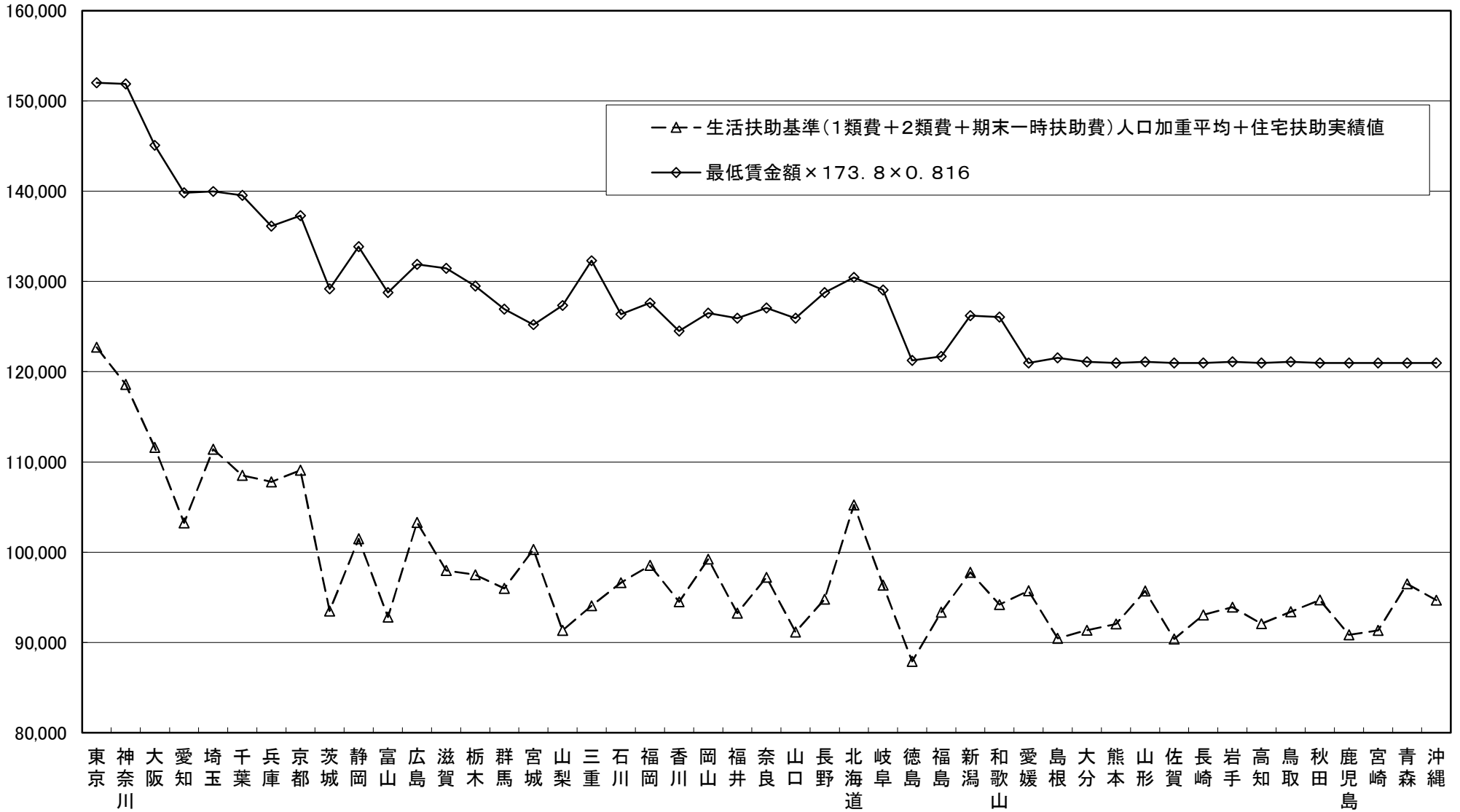
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度 データに基 づく乖離額	令和4年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額	昨年度の 目安小委で 示した乖離額	乖離の変動額				
	(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.817→0.816) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△29	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

- ※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成25～令和4年度）

年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		7 6 4 (15)	7 8 0 (16)	7 9 8 (18)	8 2 3 (25)	8 4 8 (25)	8 7 4 (26)	9 0 1 (27)	9 0 2 (1)	9 3 0 (28)	9 6 1 (31)
Aランク	未満率 (%)	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2
	影響率 (%)	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4
Bランク	未満率 (%)	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6
	影響率 (%)	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9
Cランク	未満率 (%)	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5
	影響率 (%)	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1
Dランク	未満率 (%)	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7
	影響率 (%)	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4
計	未満率 (%)	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8
	影響率 (%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2

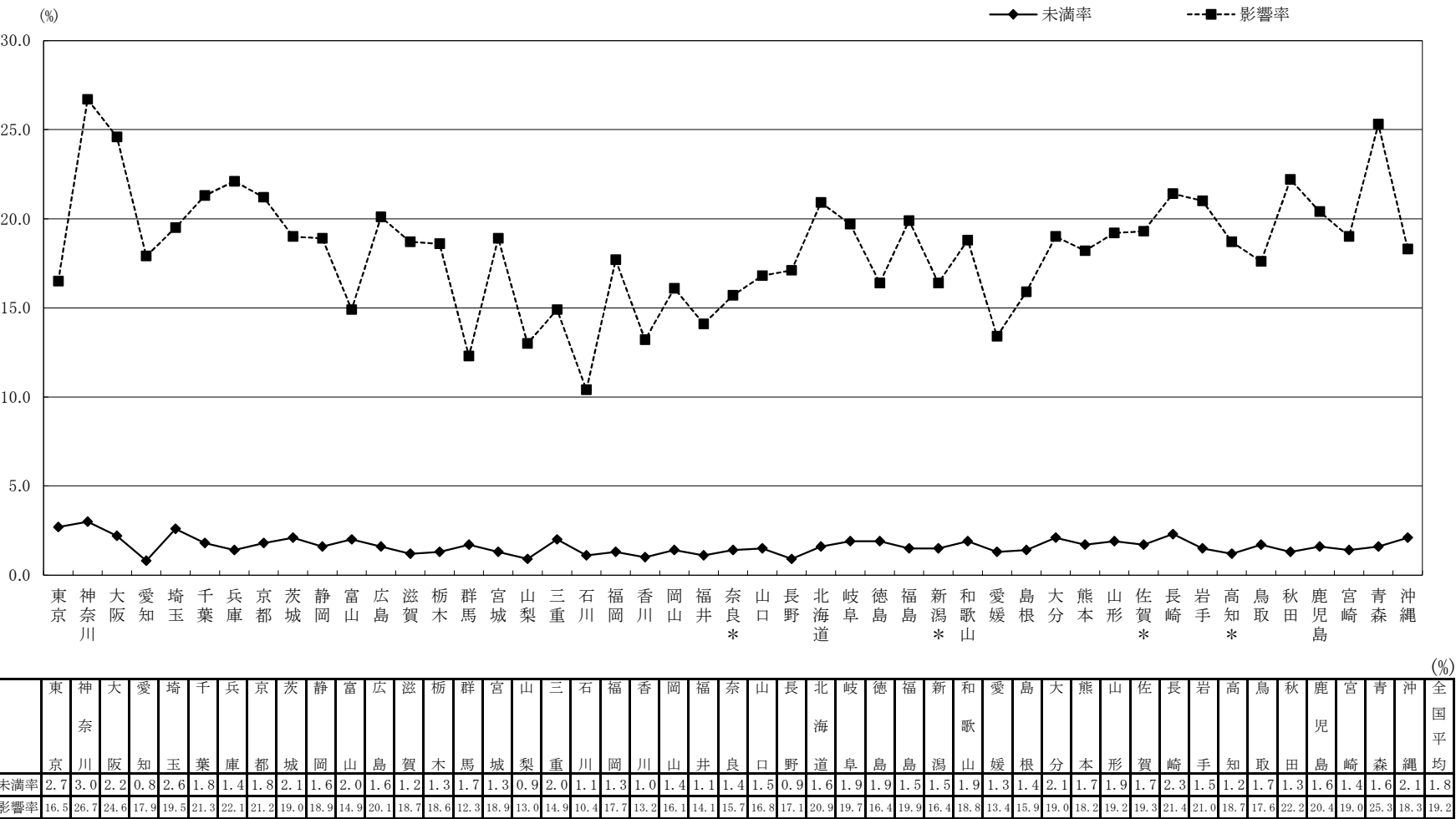
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成25～令和4年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 1.8%
影響率(全国加重平均) 19.2%

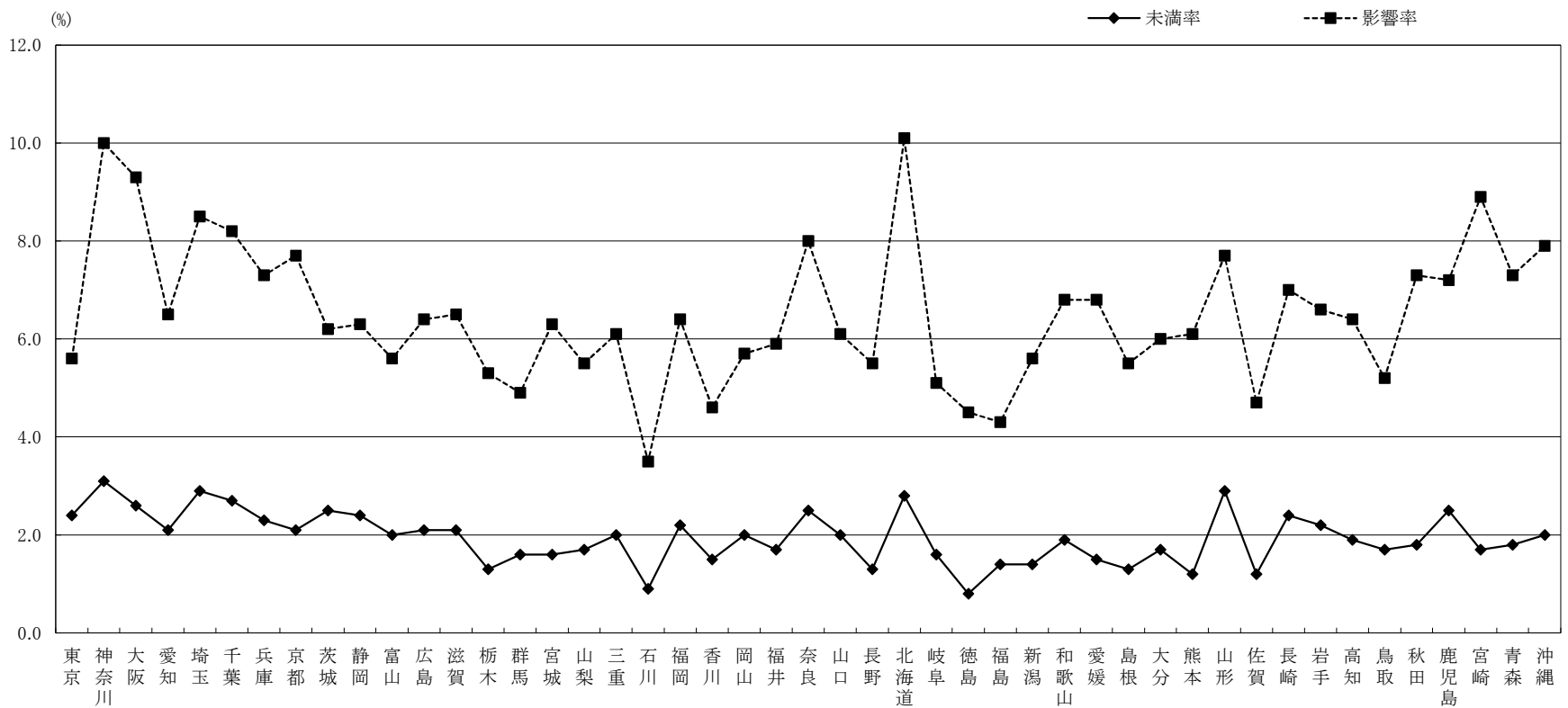


資料出所 厚生労働省「令和4年最低賃金に関する基礎調査」
(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和4年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和4年)

未満率(全国加重平均) 2.3%

影響率(全国加重平均) 6.9%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.4	3.1	2.6	2.1	2.9	2.7	2.3	2.1	2.5	2.4	2.0	2.1	2.1	1.3	1.6	1.6	1.7	2.0	0.9	2.2	1.5	2.0	1.7	2.5	2.0	1.3	2.8	1.6	0.8	1.4	1.4	1.9	1.5	1.3	1.7	1.2	2.9	1.2	2.4	2.2	1.9	1.7	1.8	2.5	1.7	1.8	2.0	2.3
影響率	5.6	10.0	9.3	6.5	8.5	8.2	7.3	7.7	6.2	6.3	5.6	6.4	6.5	5.3	4.9	6.3	5.5	6.1	3.5	6.4	4.6	5.7	5.9	8.0	6.1	5.5	10.1	5.1	4.5	4.3	5.6	6.8	6.8	5.5	6.0	6.1	7.7	4.7	7.0	6.6	6.4	5.2	7.3	7.2	8.9	7.3	7.9	6.9

資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したもの。

賃金分布に関する資料

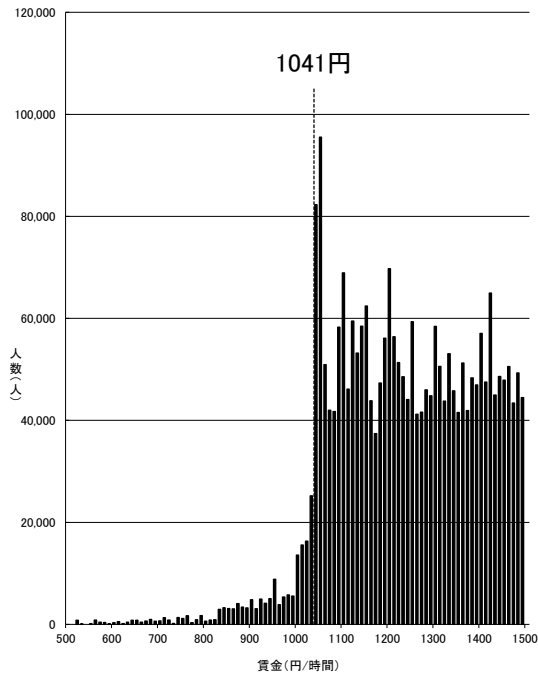
(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・27

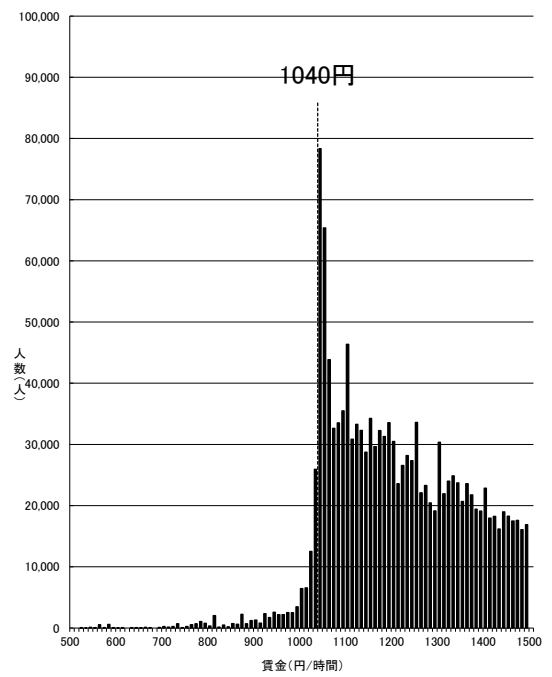
時間当たり賃金分布（一般・短時間計）

資料No. 4-1

東京(A)



神奈川(A)



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

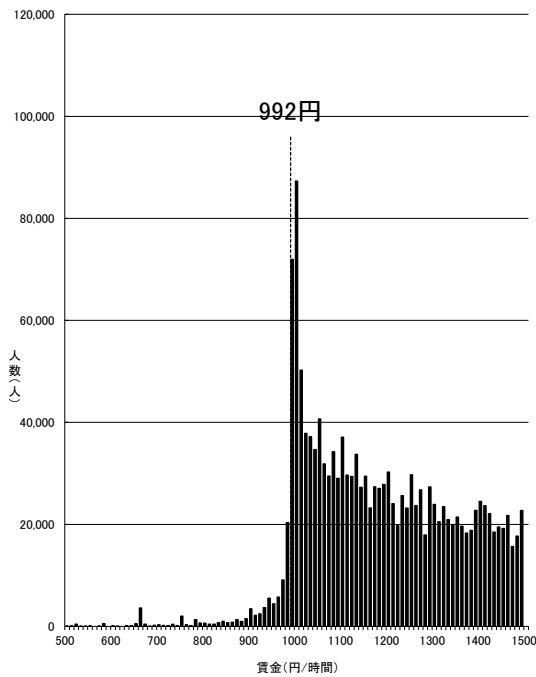
一般・短時間計

資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

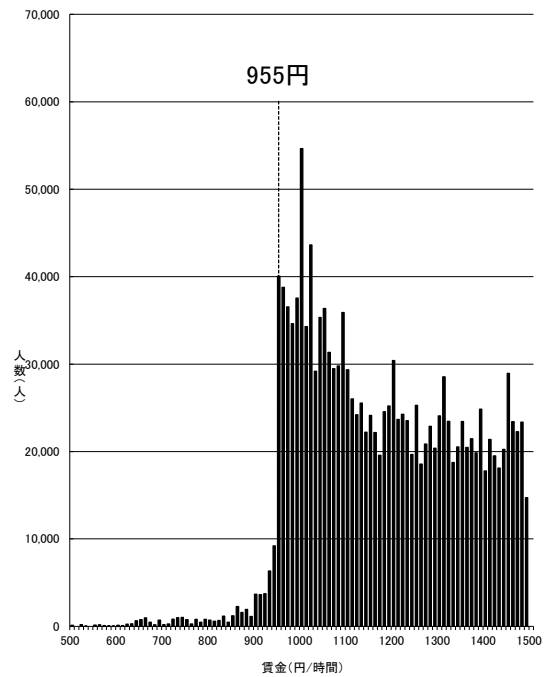
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)



愛知(A)



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

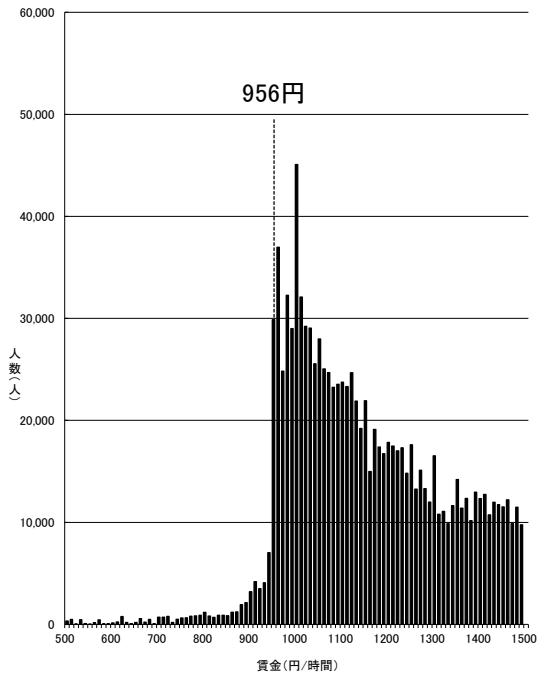
一般・短時間計

資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

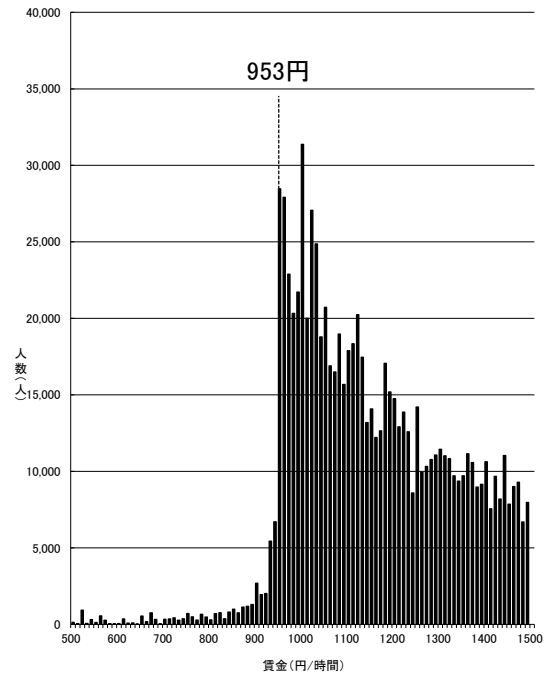


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

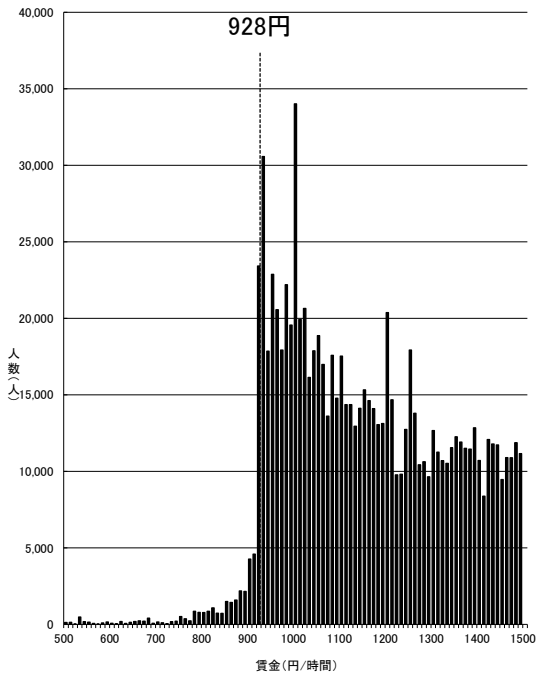


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

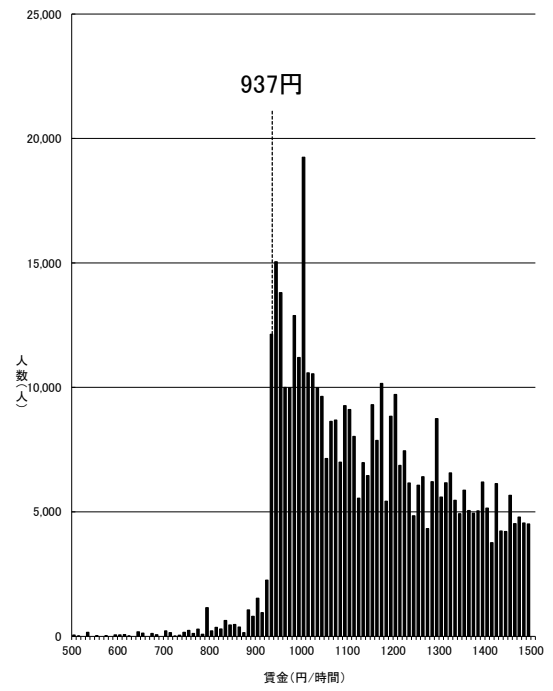


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

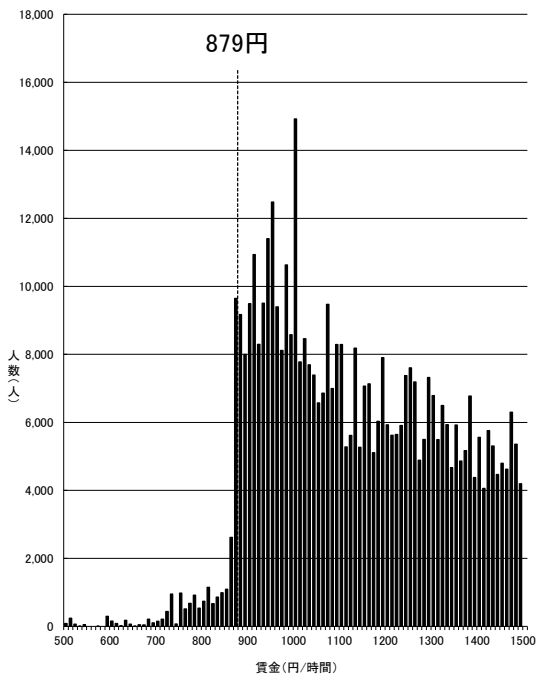


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

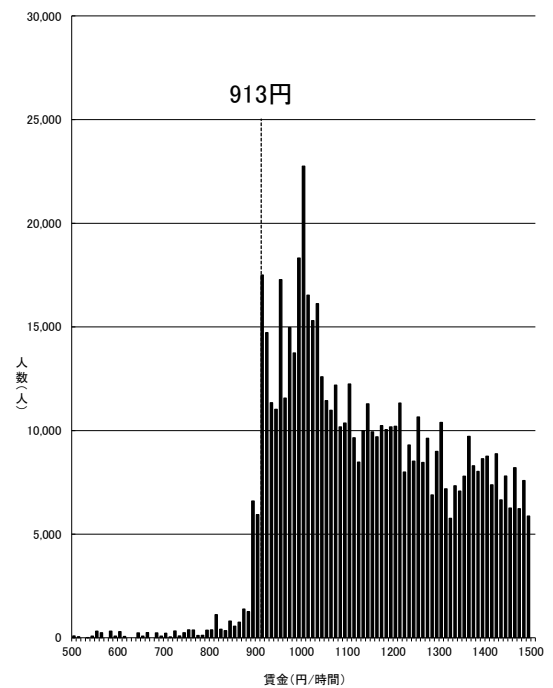


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

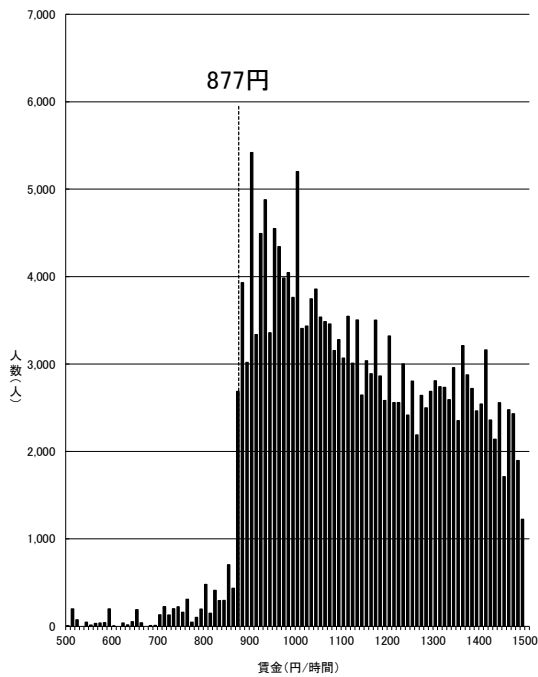


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

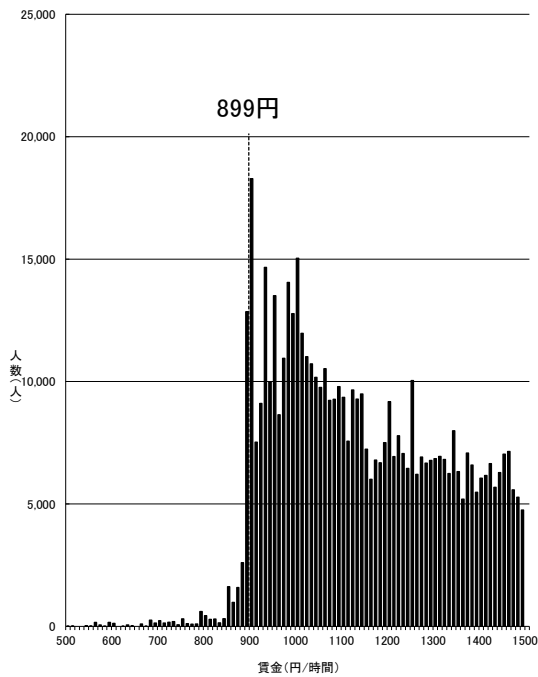


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

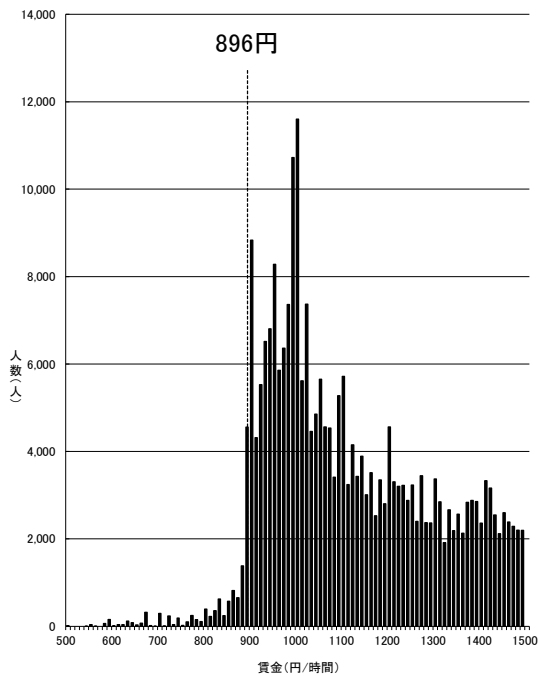


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

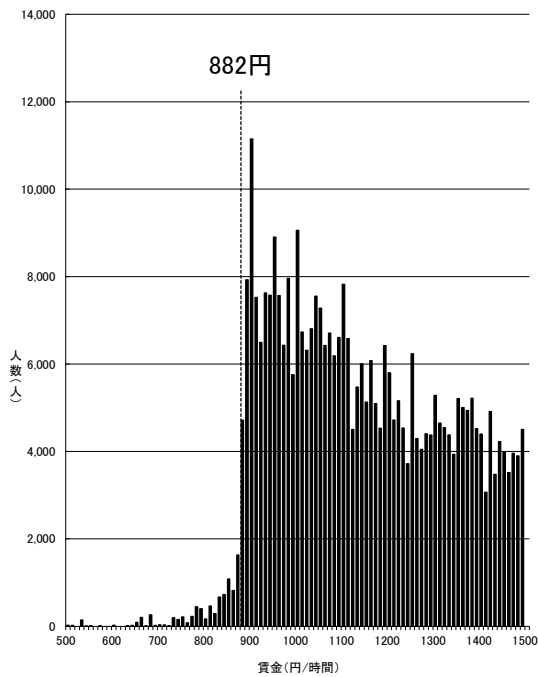


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

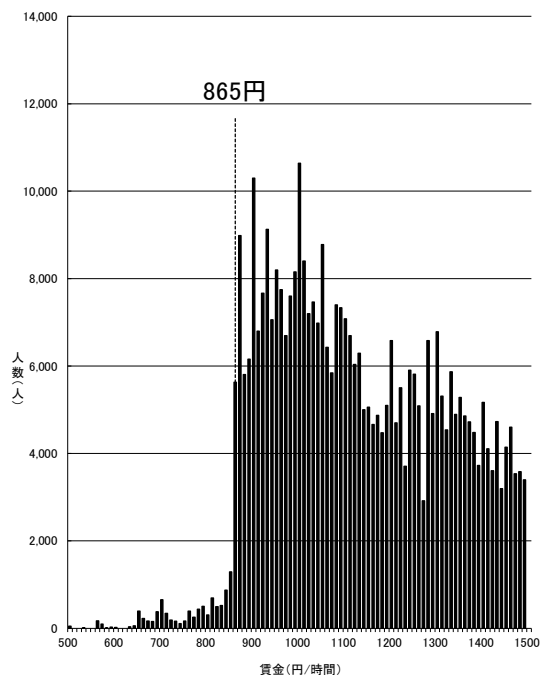


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

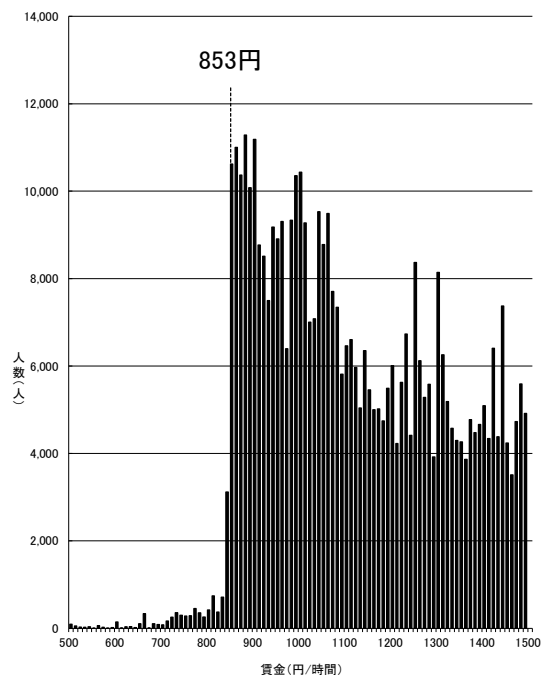


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

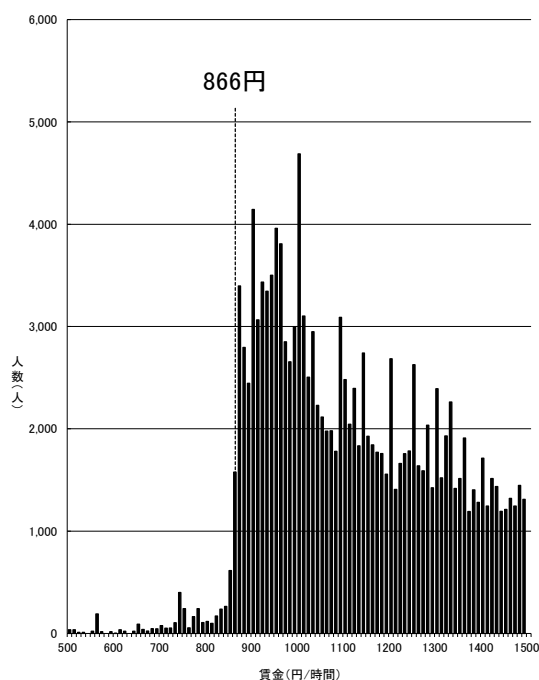


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

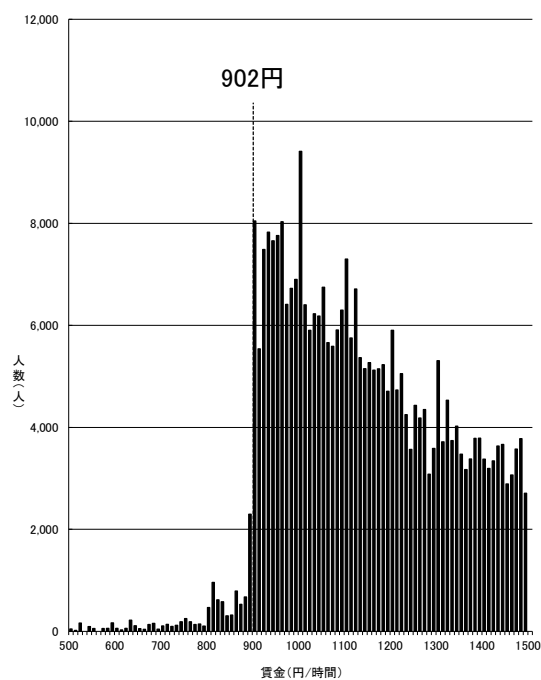


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

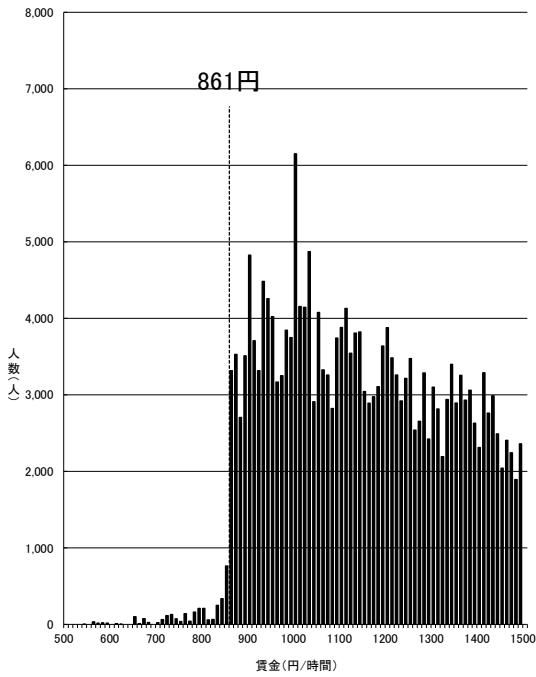


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

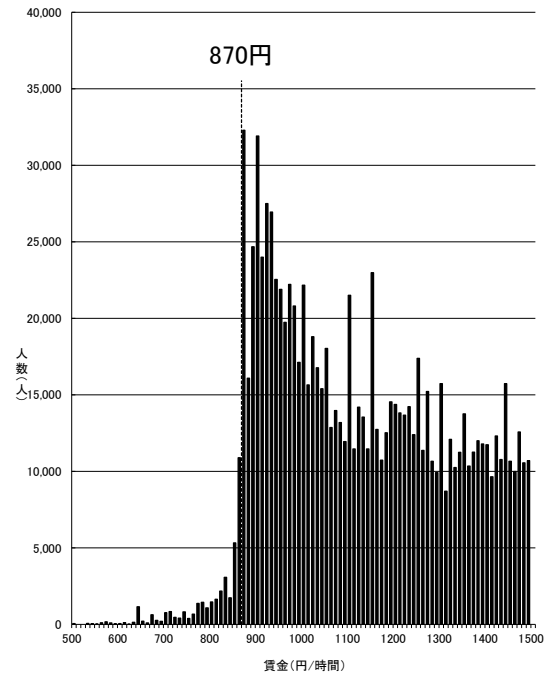


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

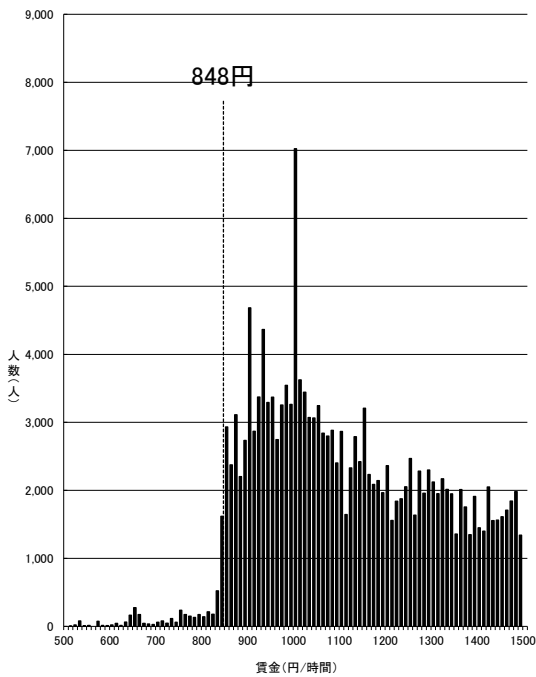


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

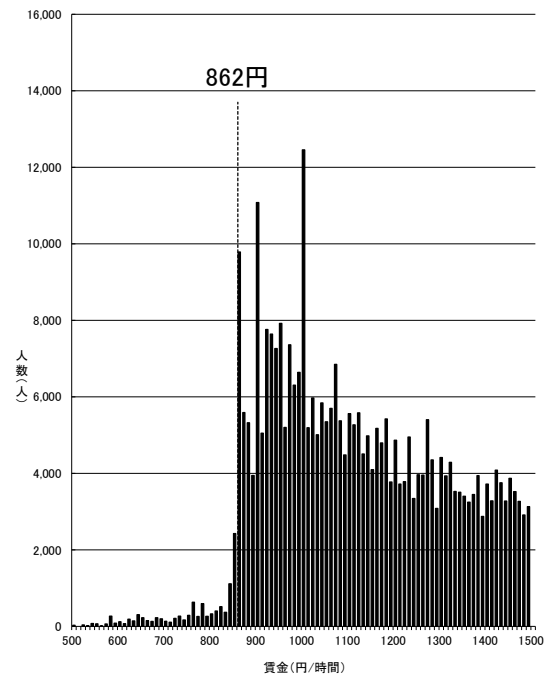


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

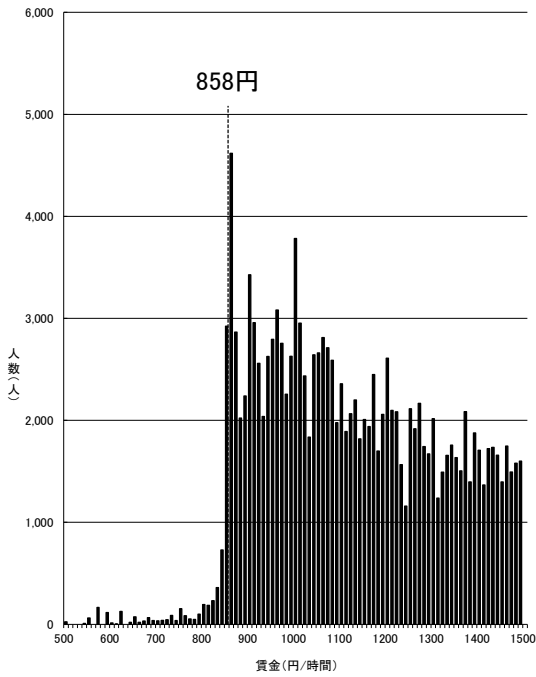


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

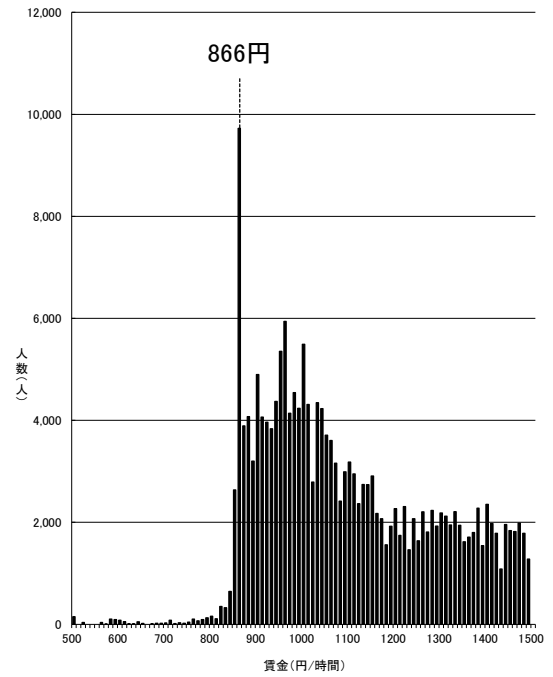


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

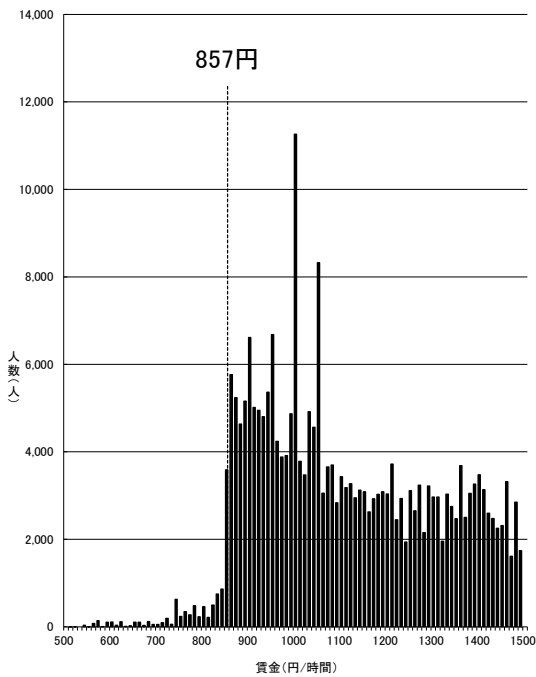


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

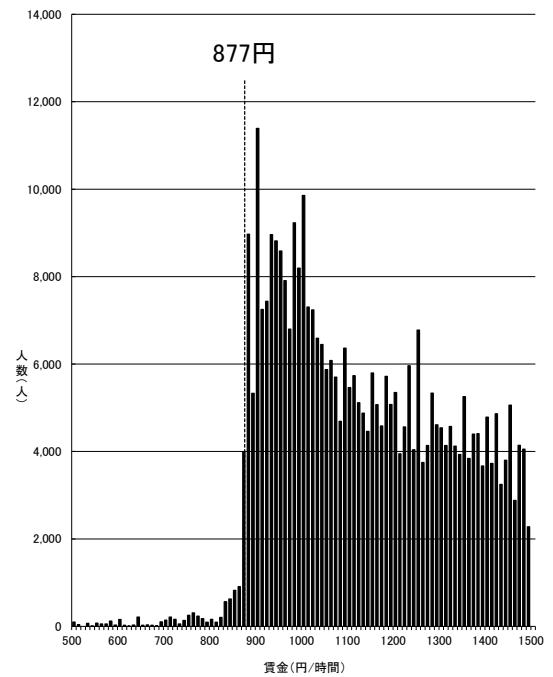


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

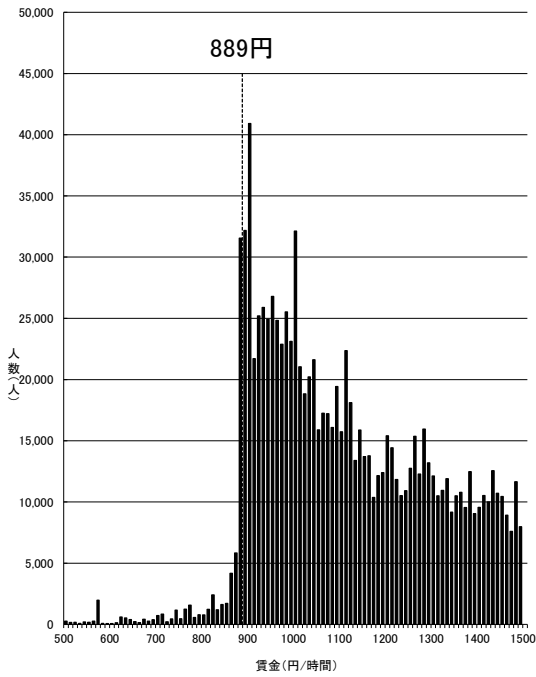


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

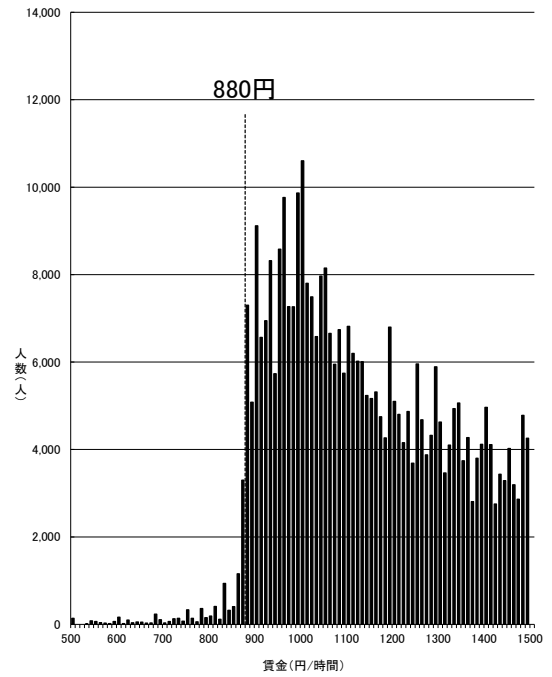


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

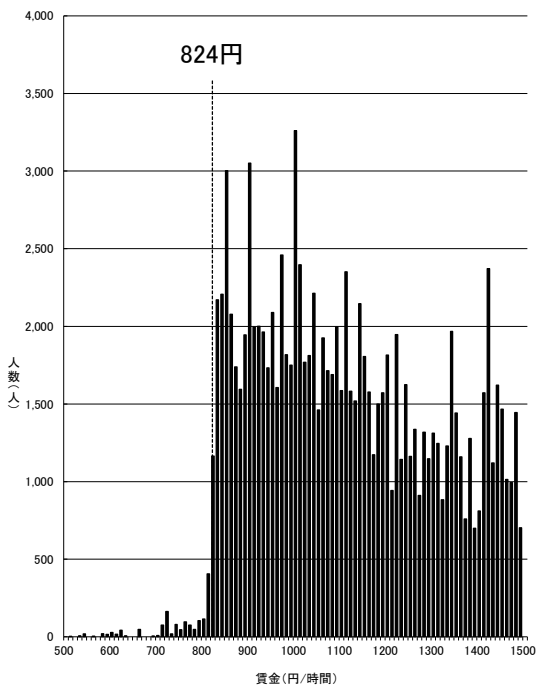


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

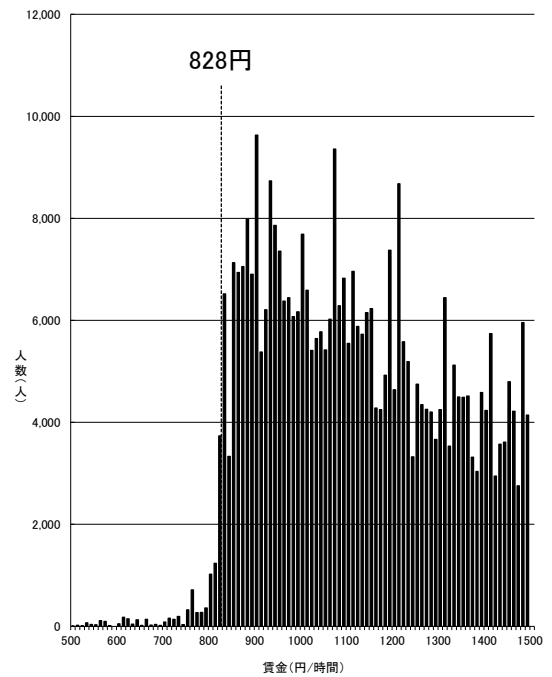


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

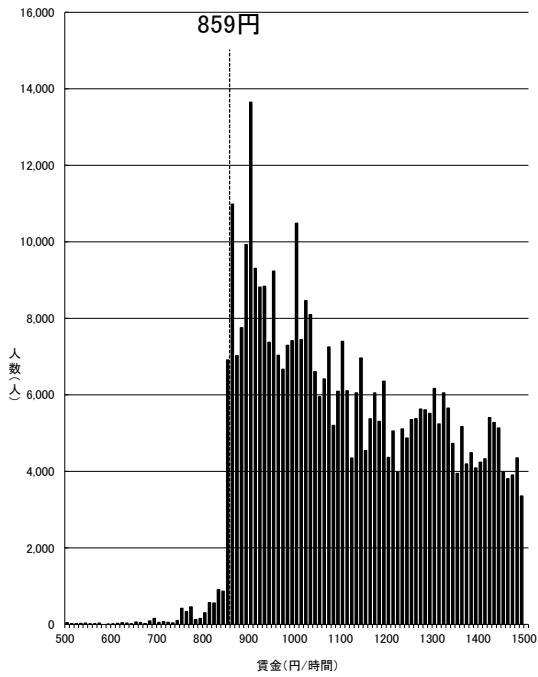


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

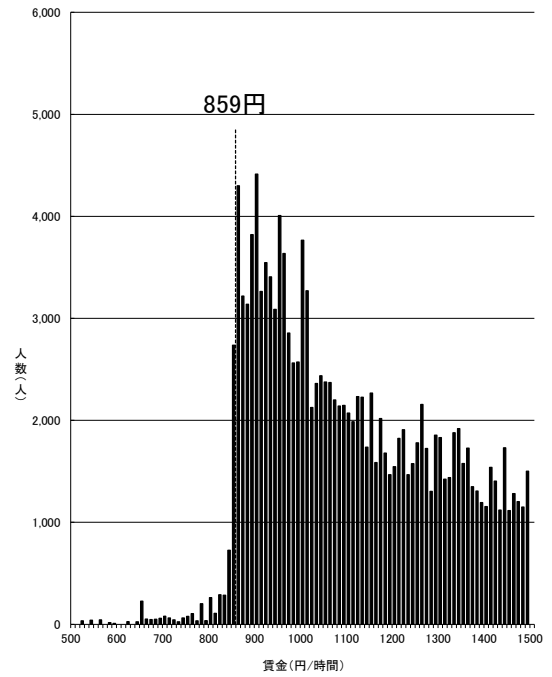


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

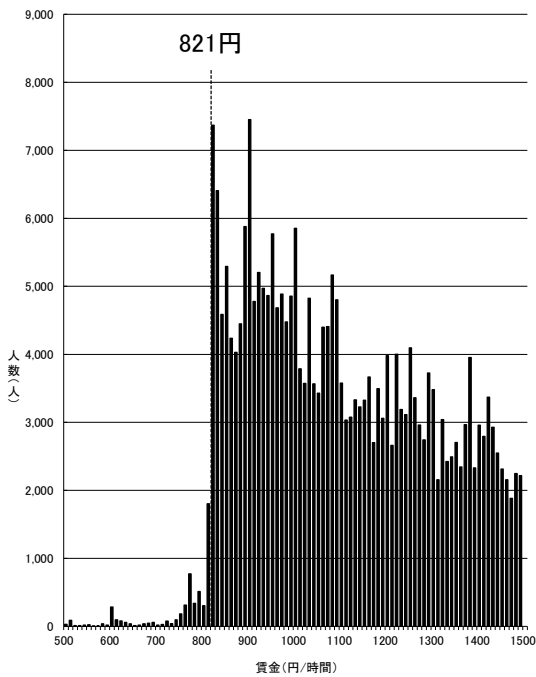


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

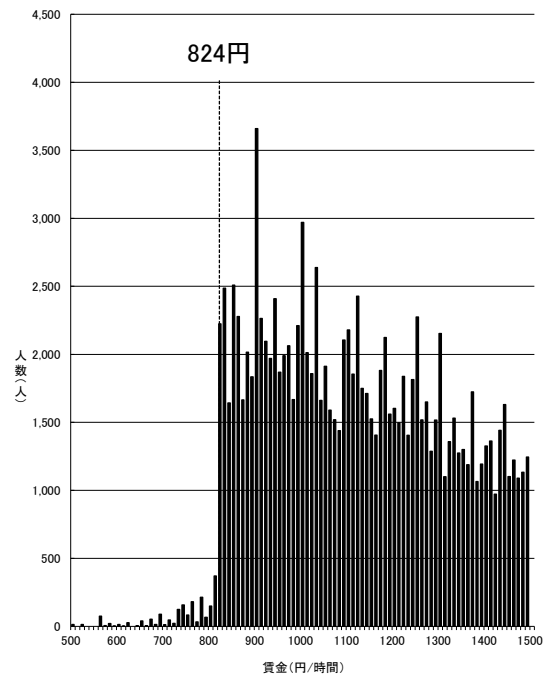


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

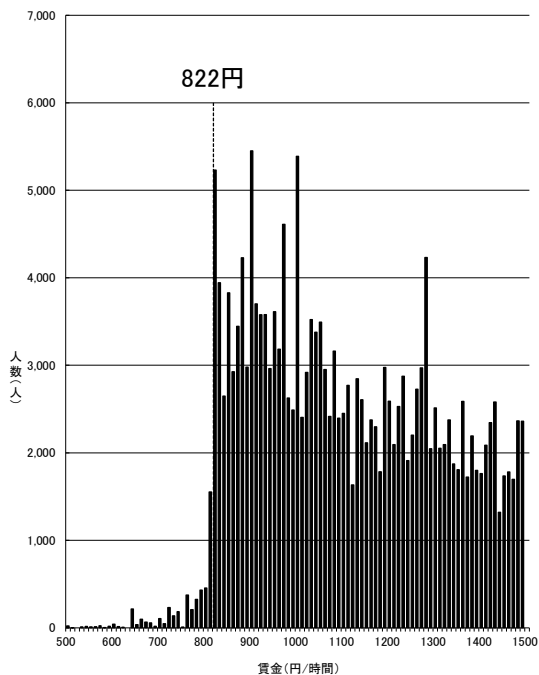


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

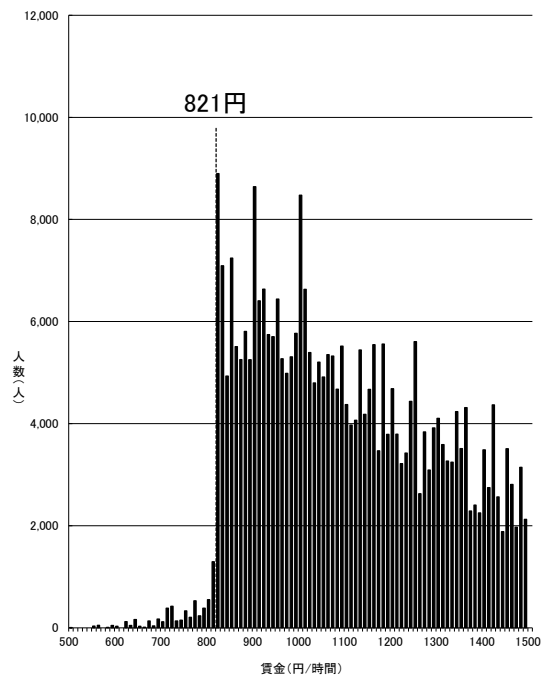


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

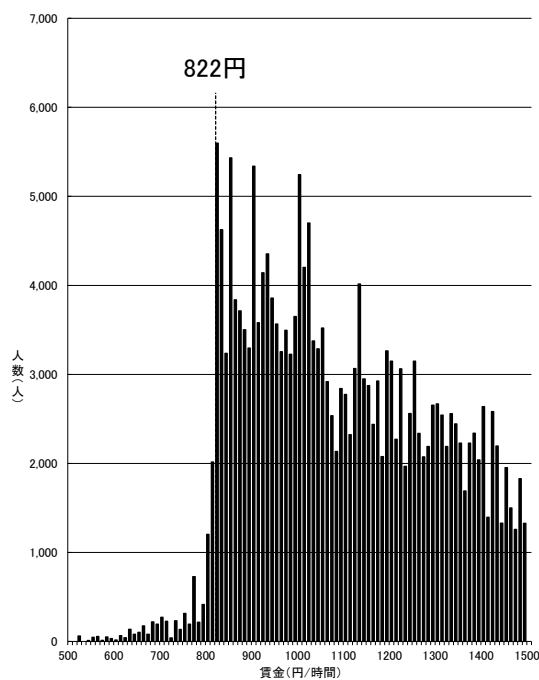


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

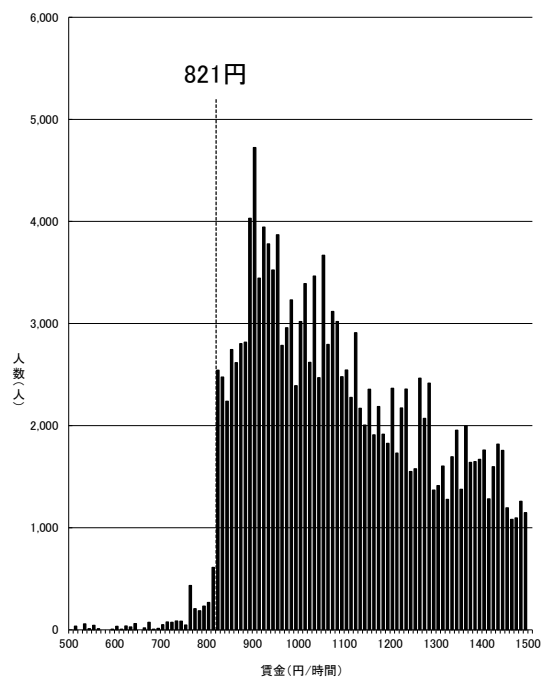


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

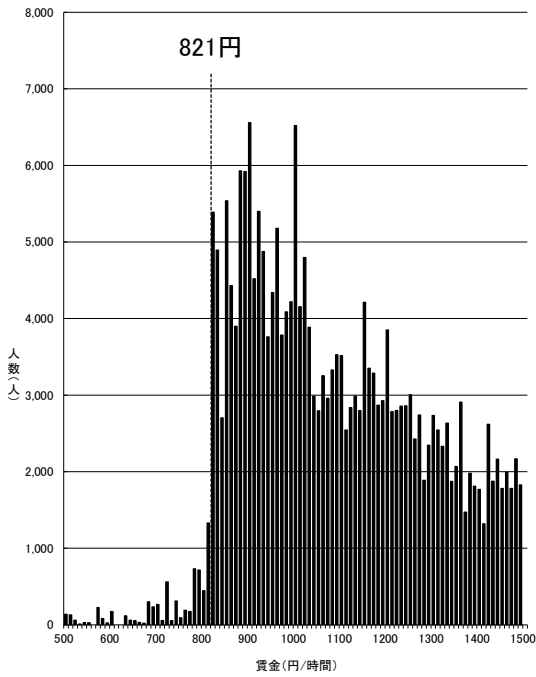


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

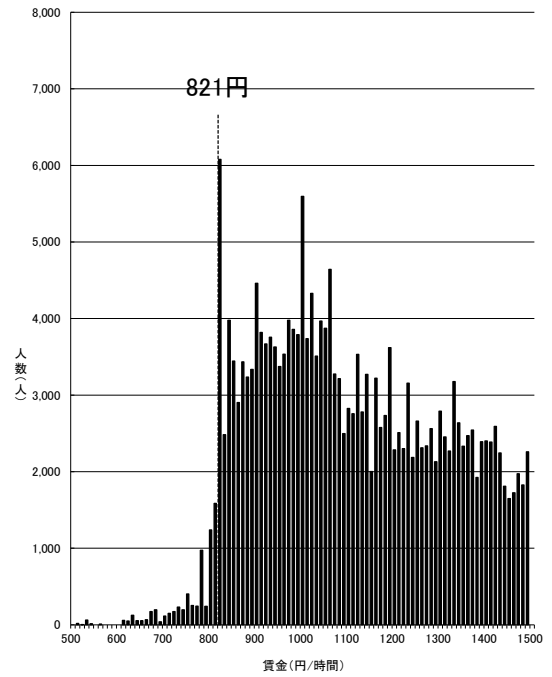


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

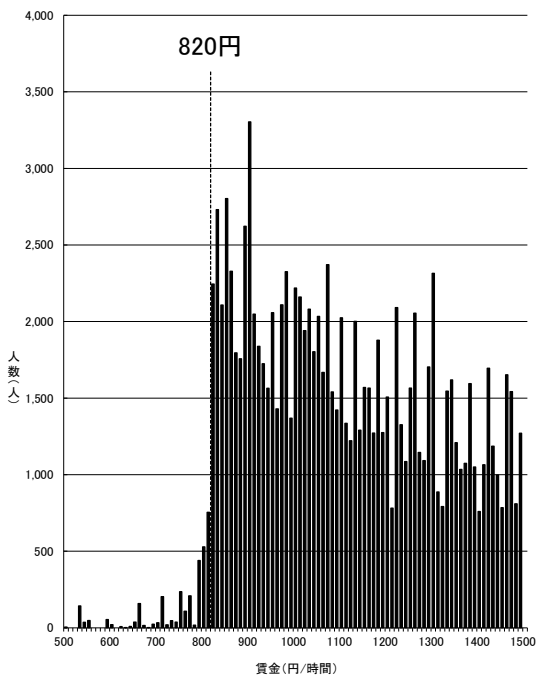


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

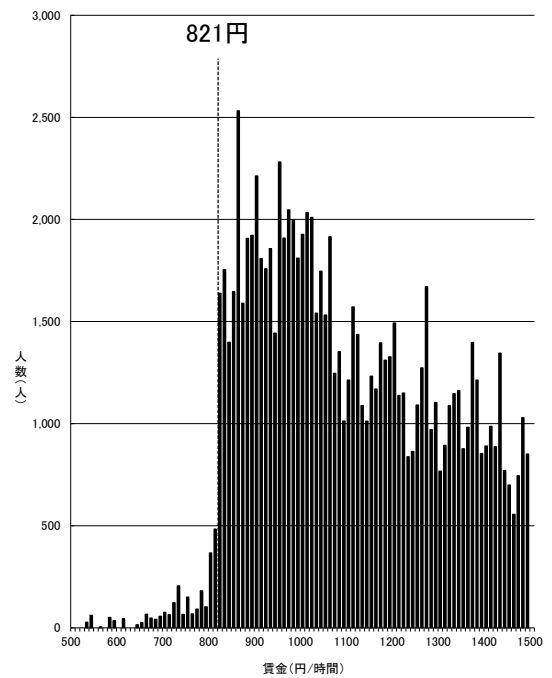


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

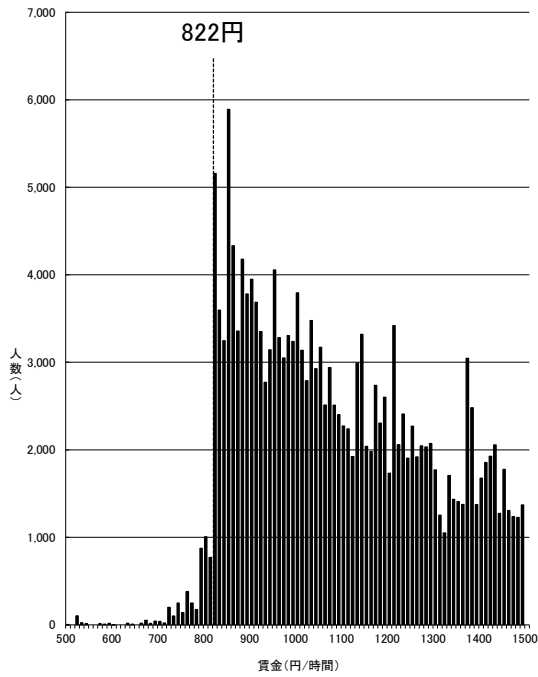


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

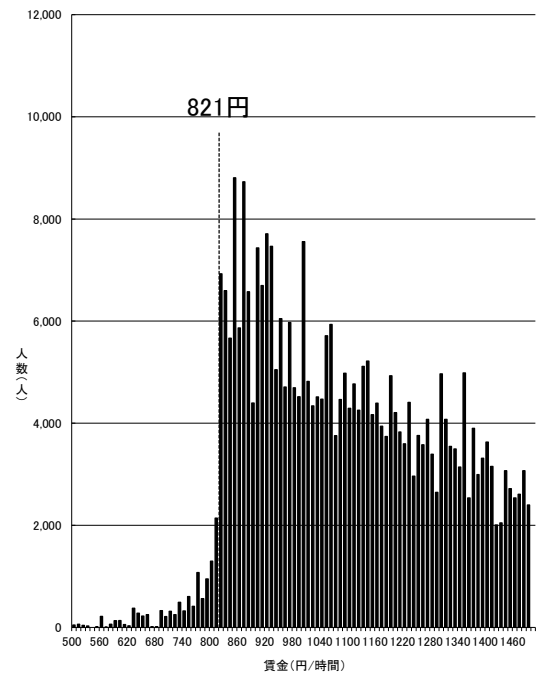


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

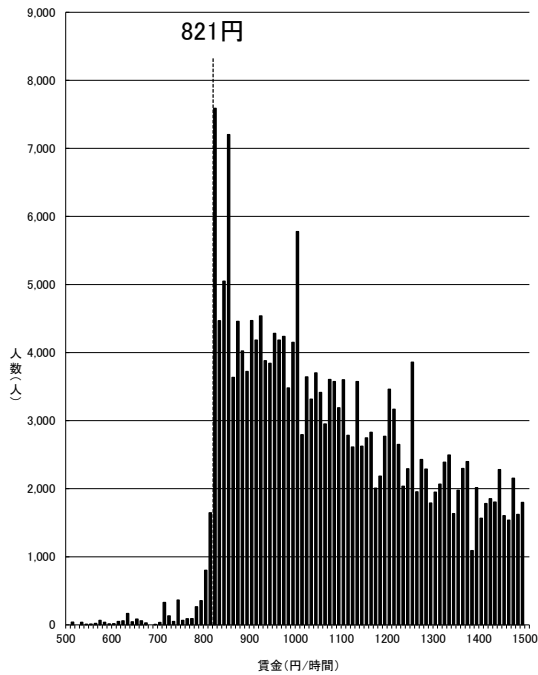


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

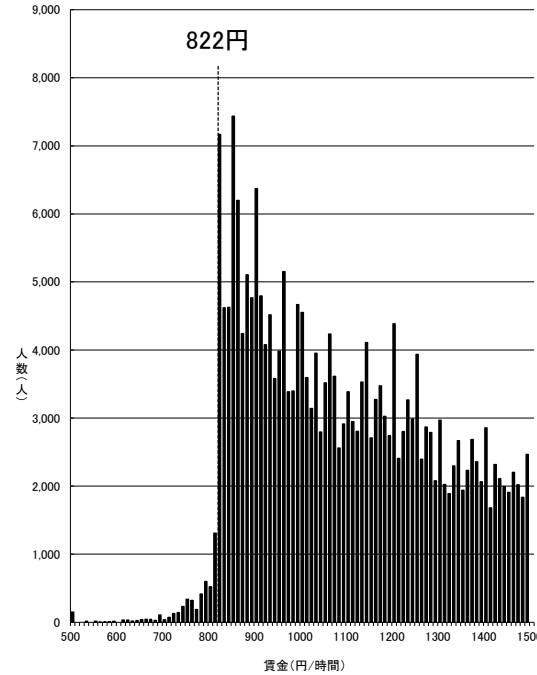


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

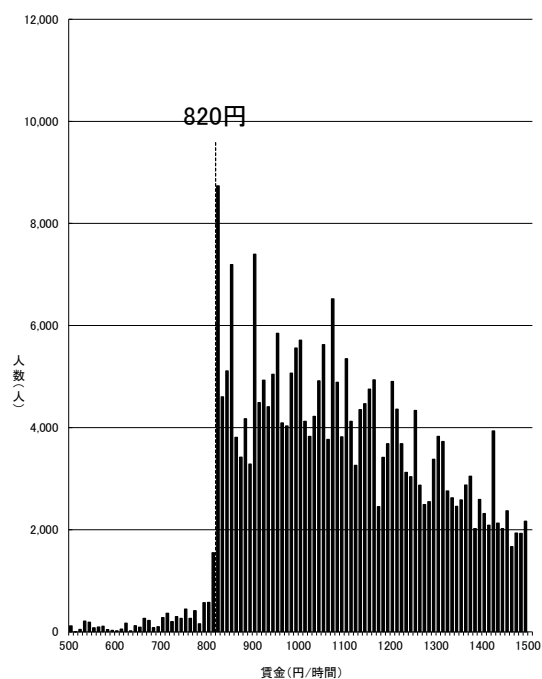


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



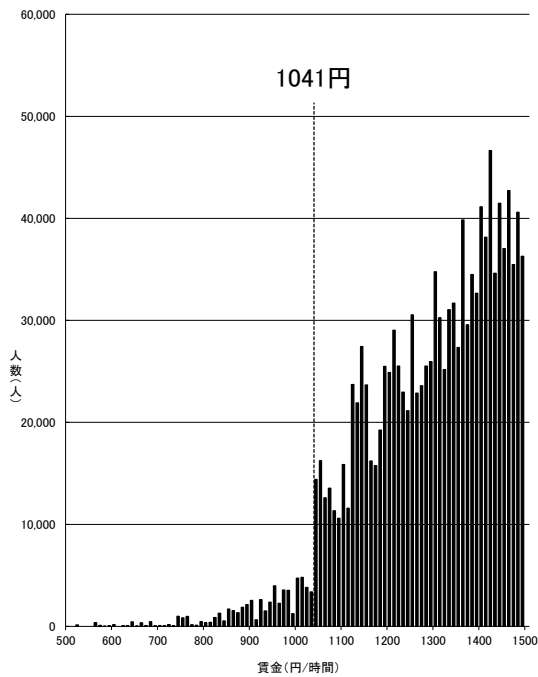
資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布（一般労働者）

東京(A)

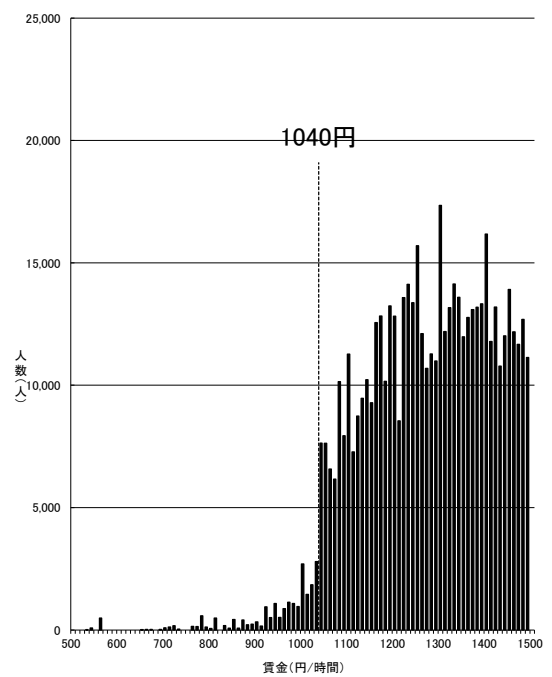


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

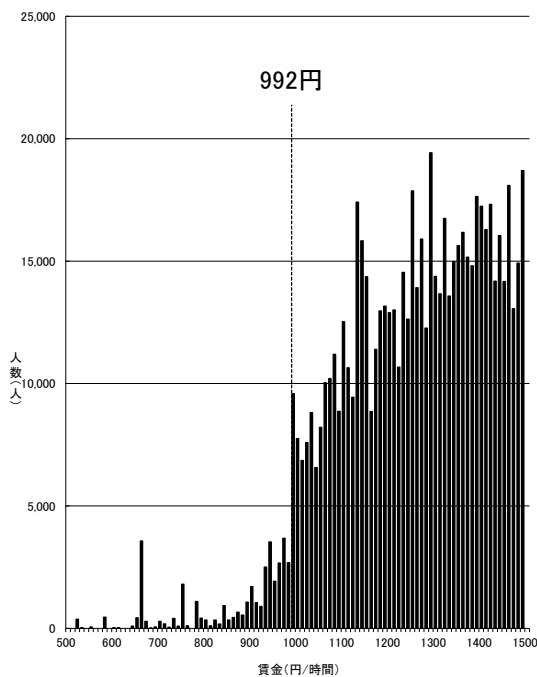


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

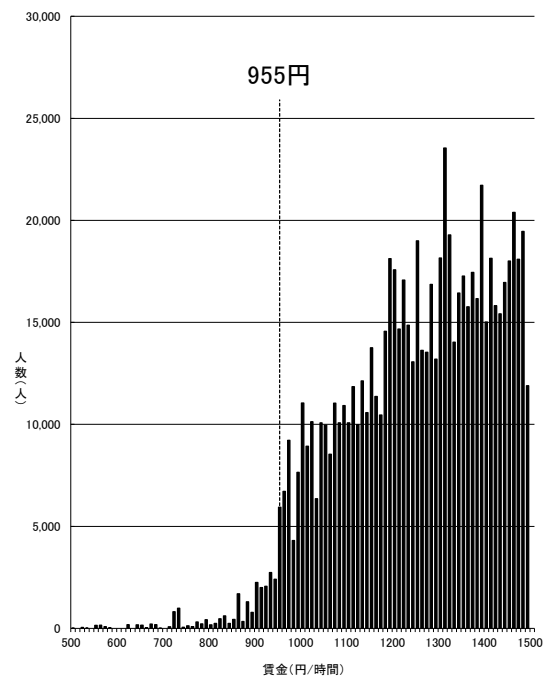


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

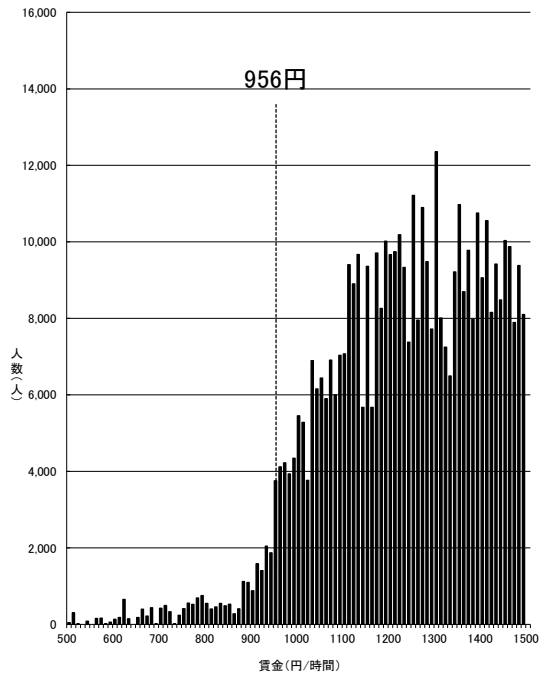


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

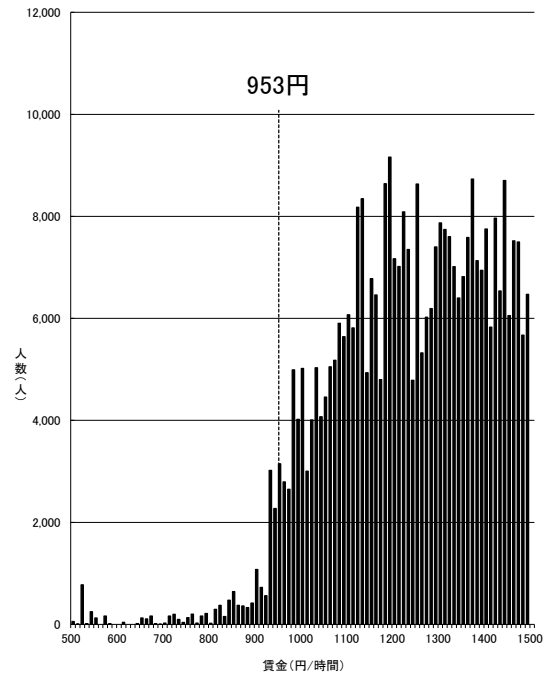


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

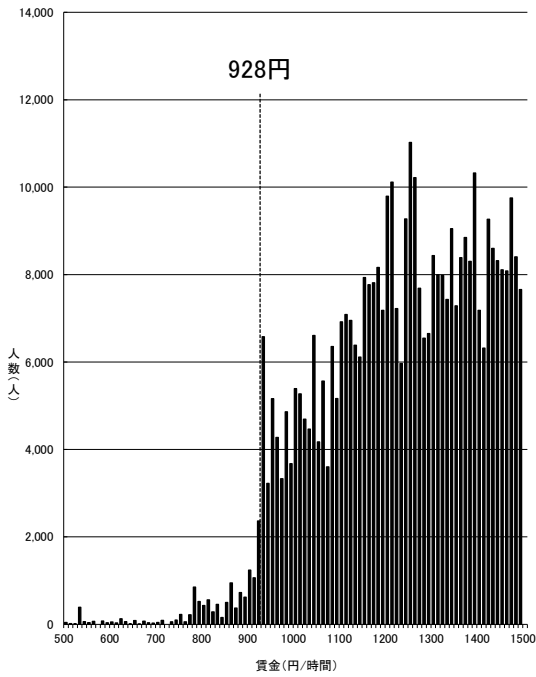


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

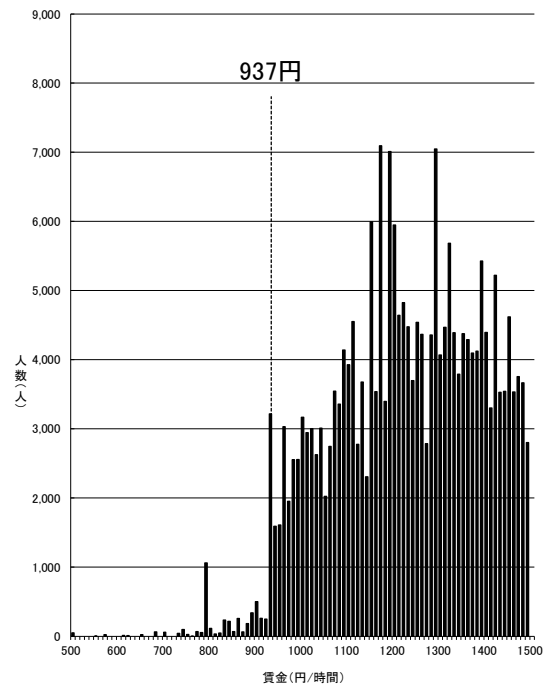


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

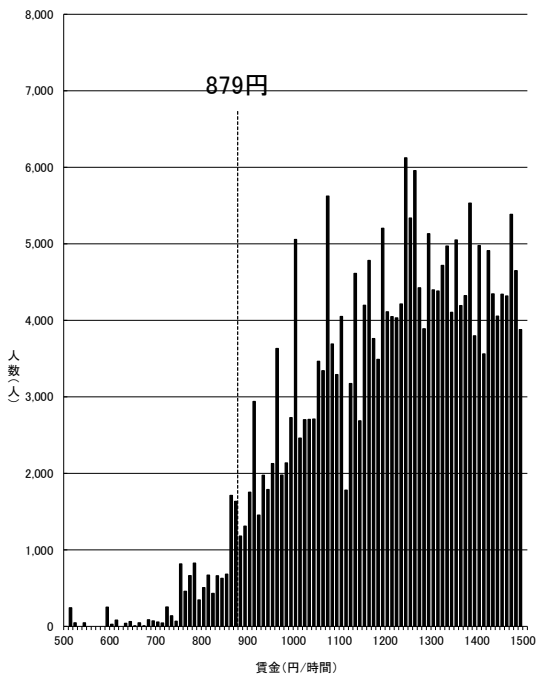


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

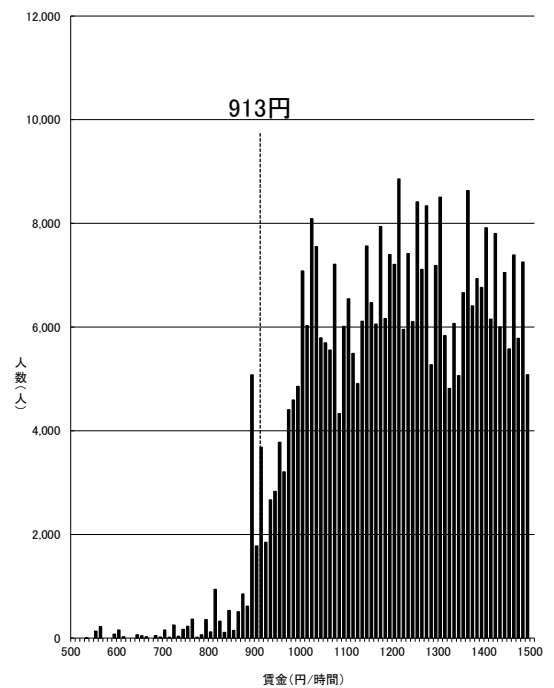


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

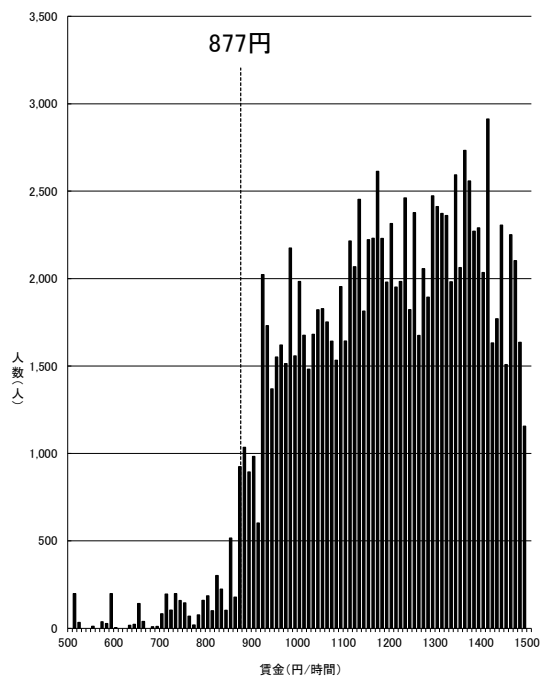


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

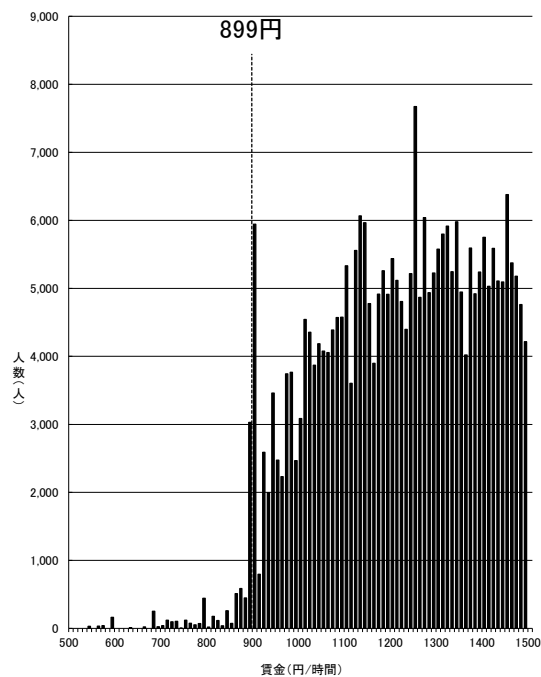


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

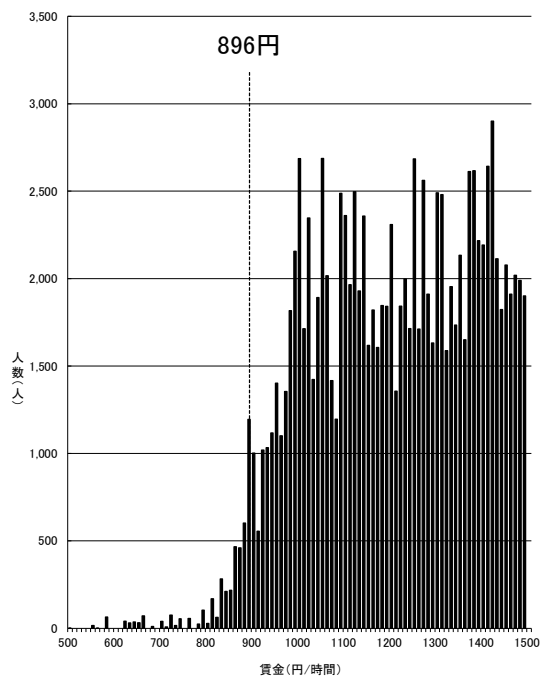


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

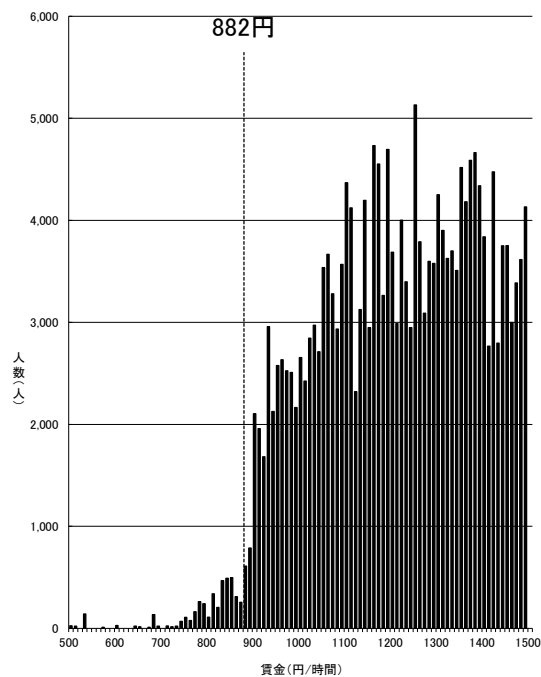


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

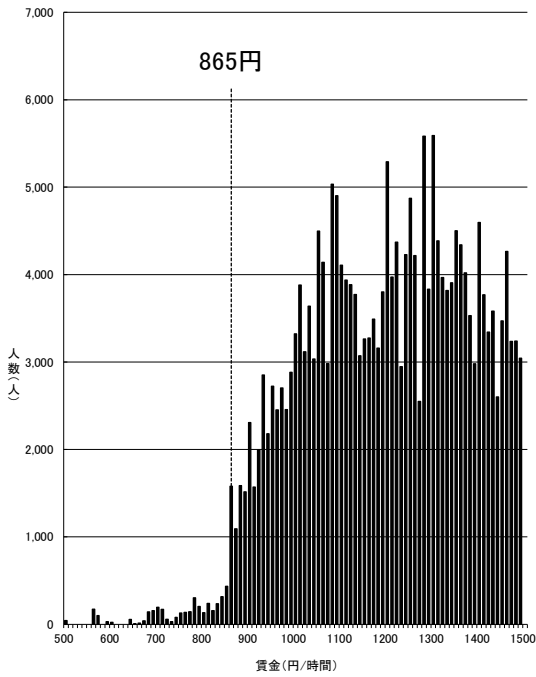


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

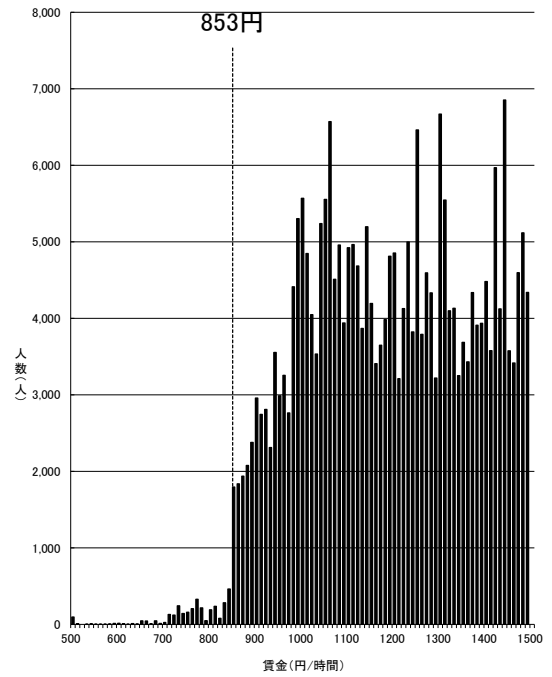


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

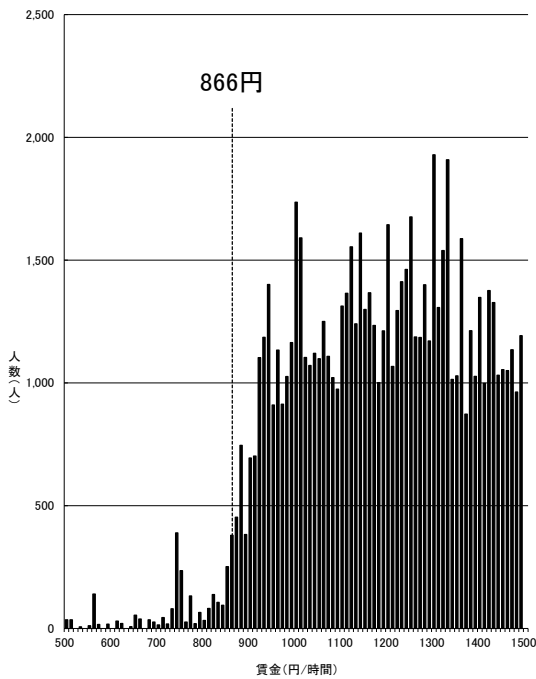


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

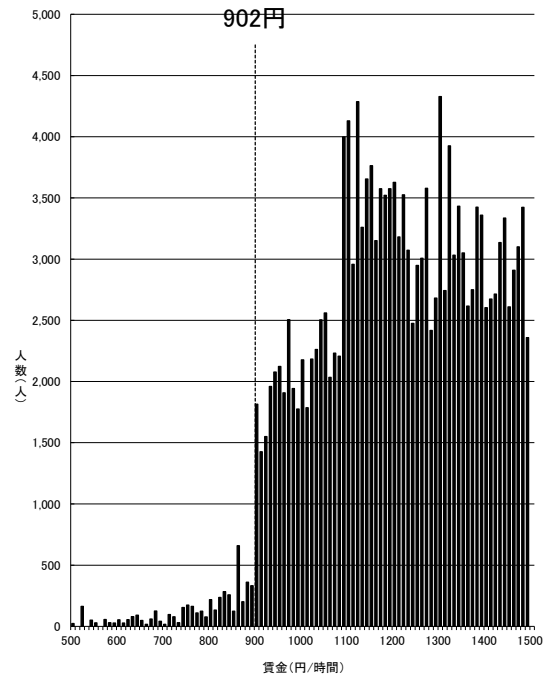


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

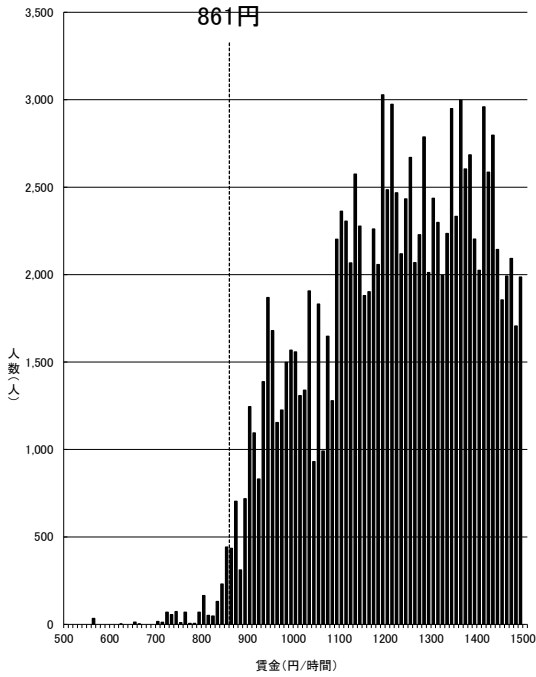


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

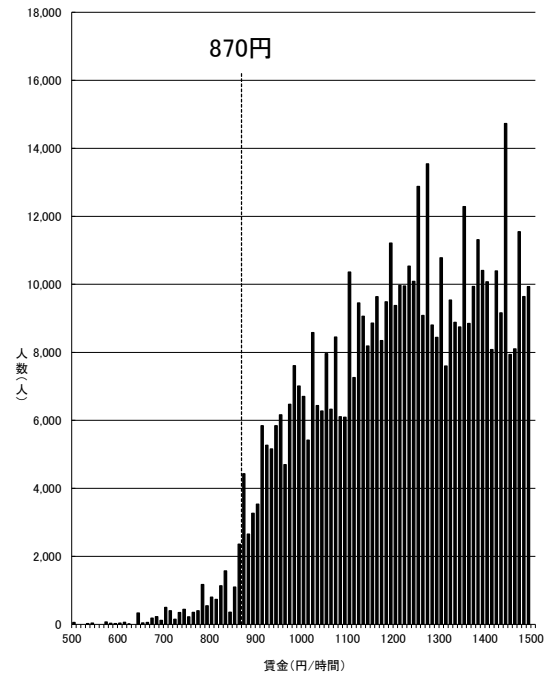


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

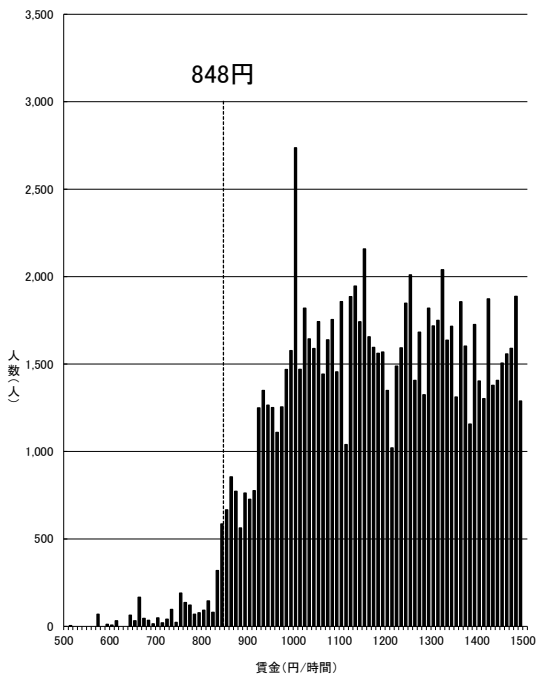


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

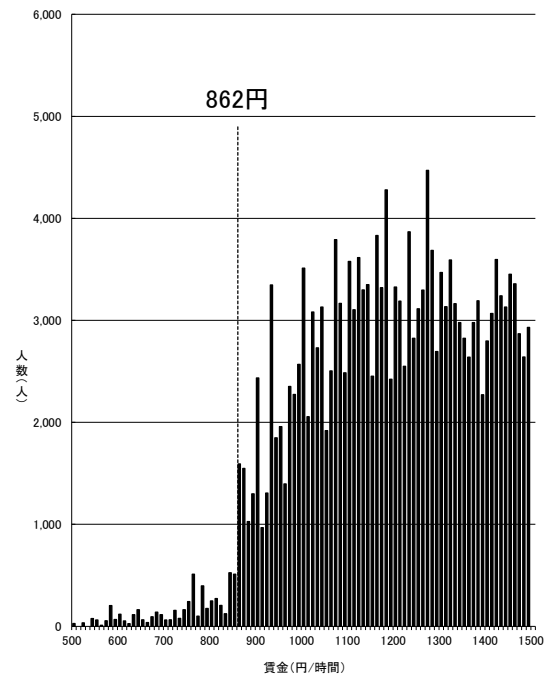


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

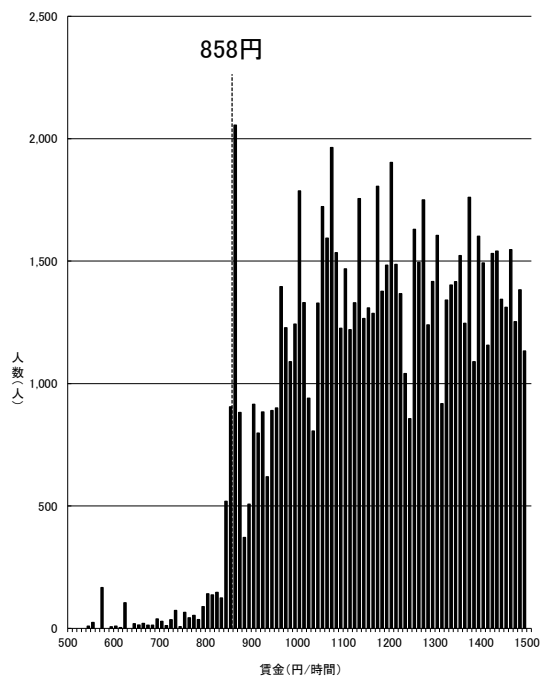


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

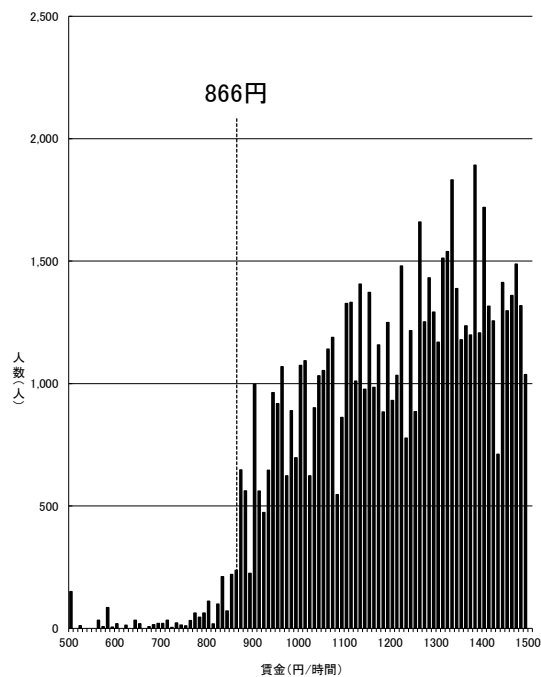


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

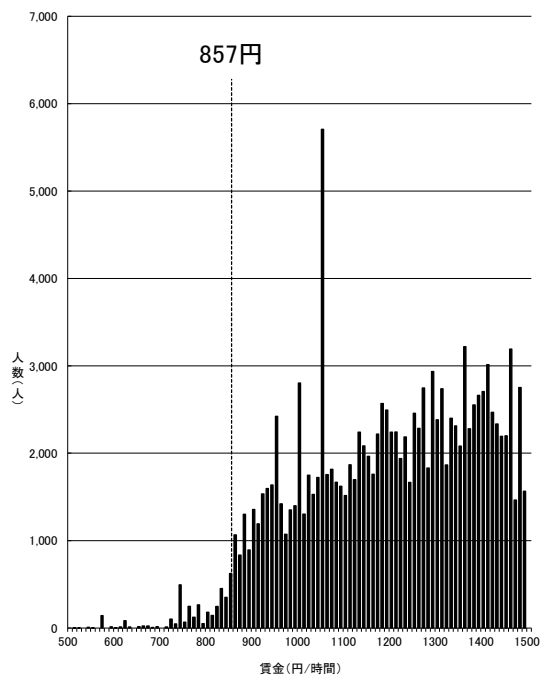


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

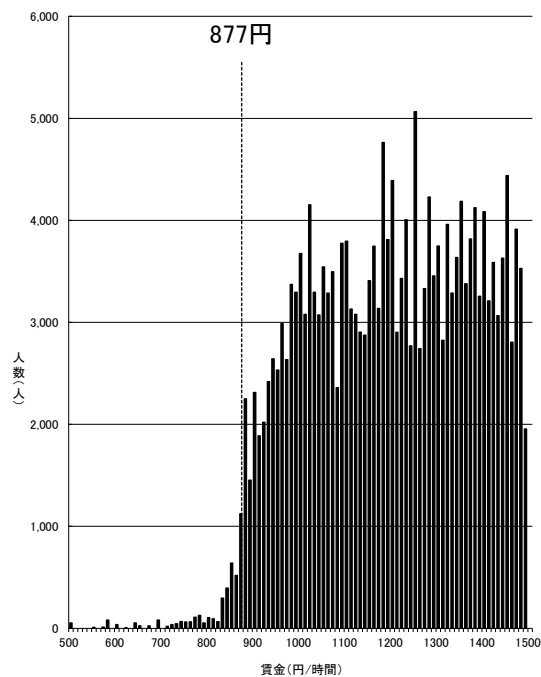


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

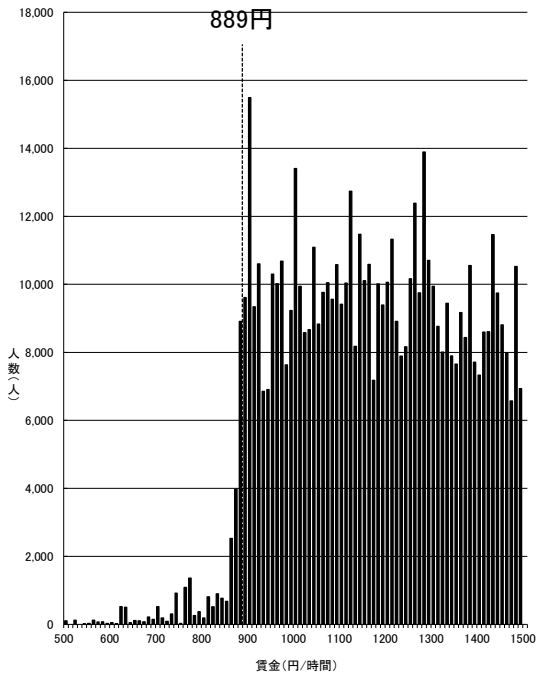


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

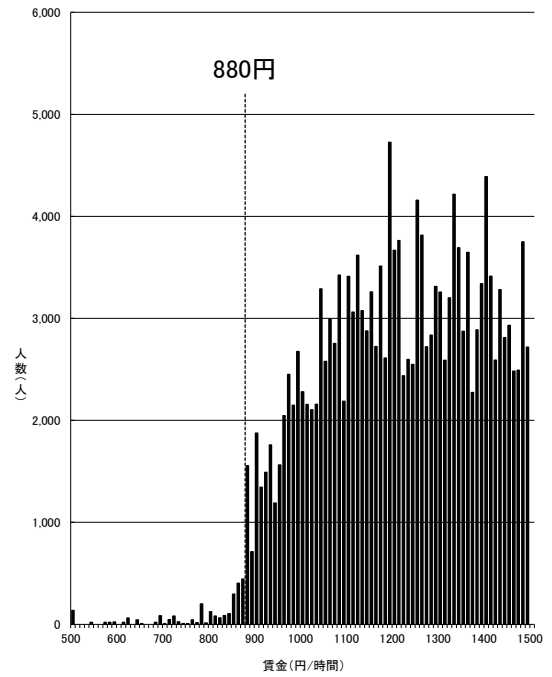


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

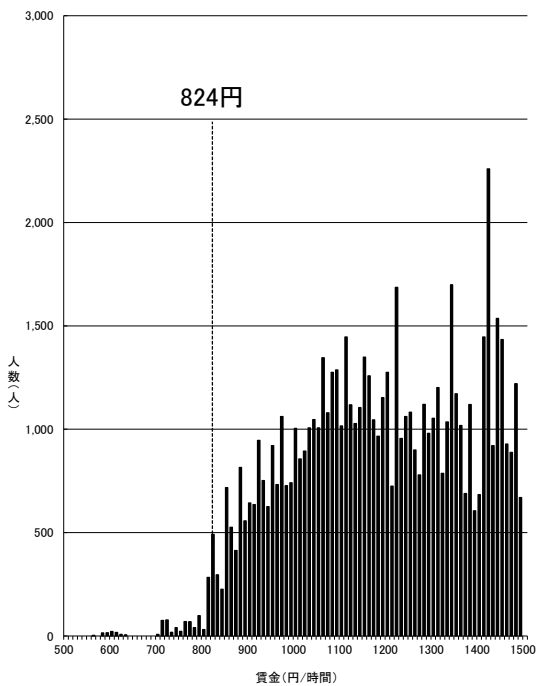


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

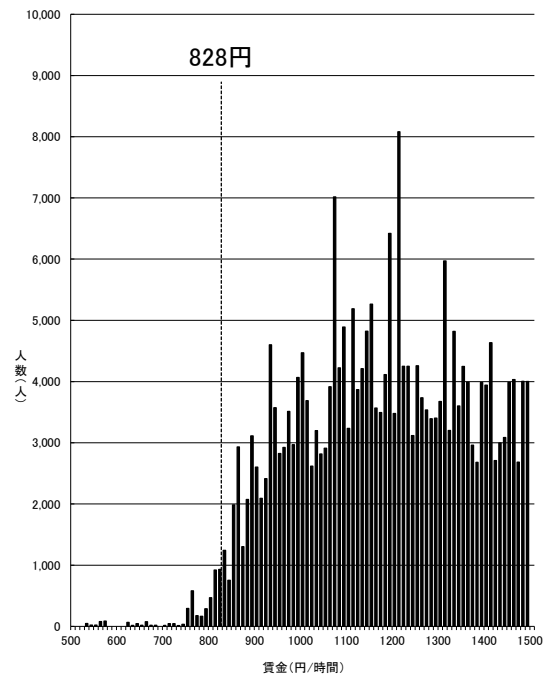


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

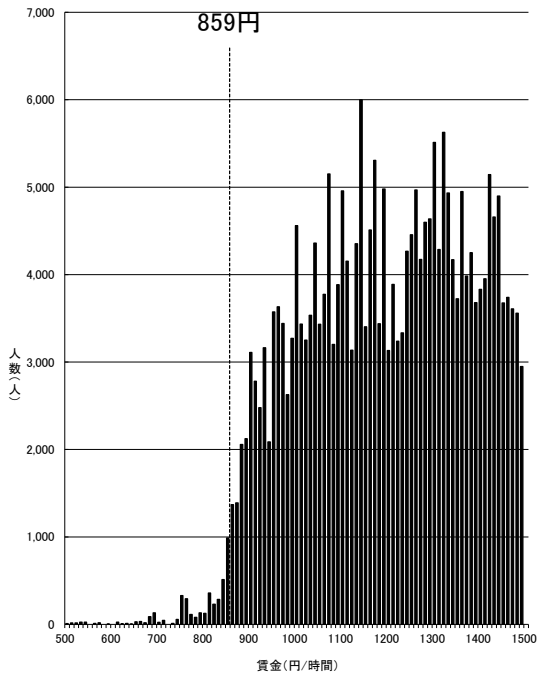


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

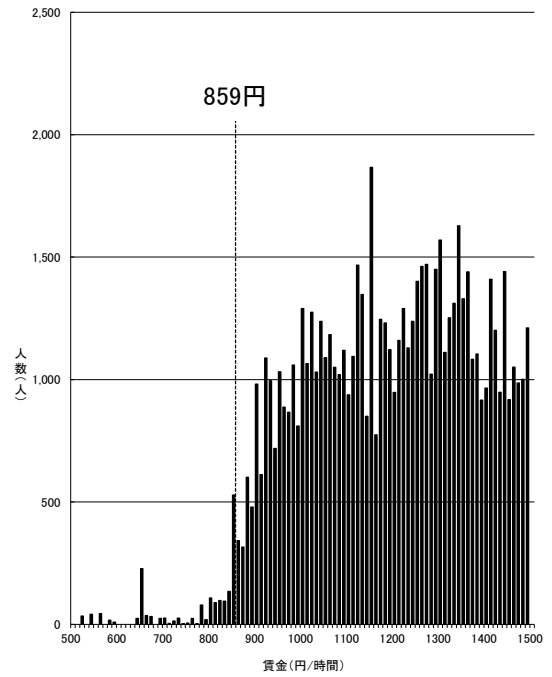


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

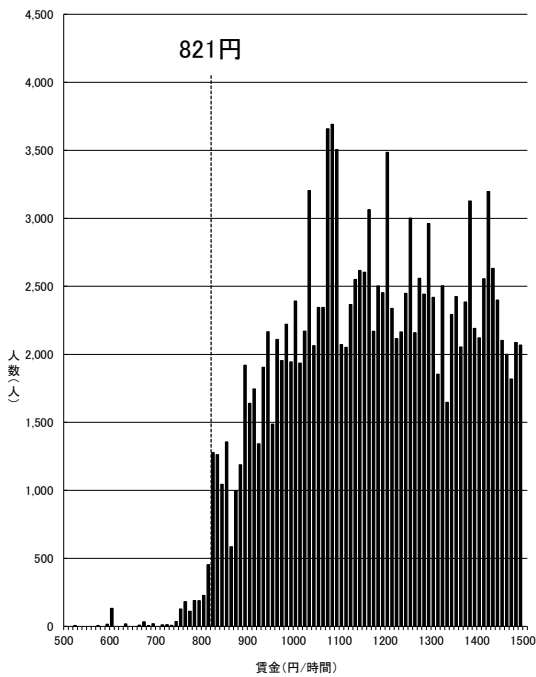


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

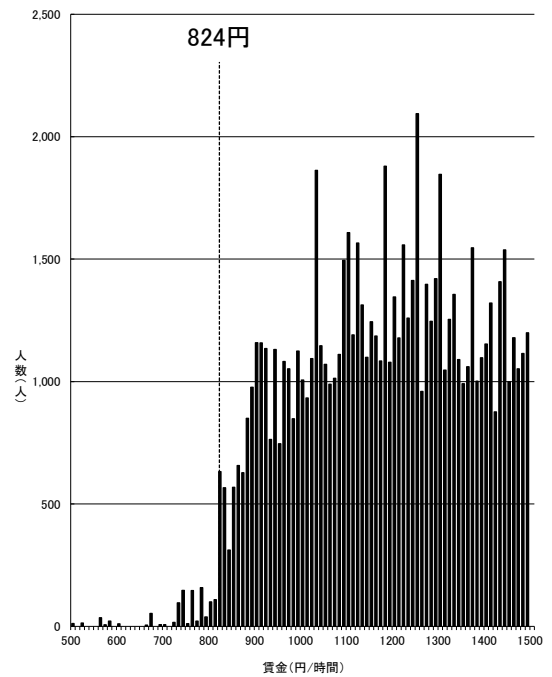


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

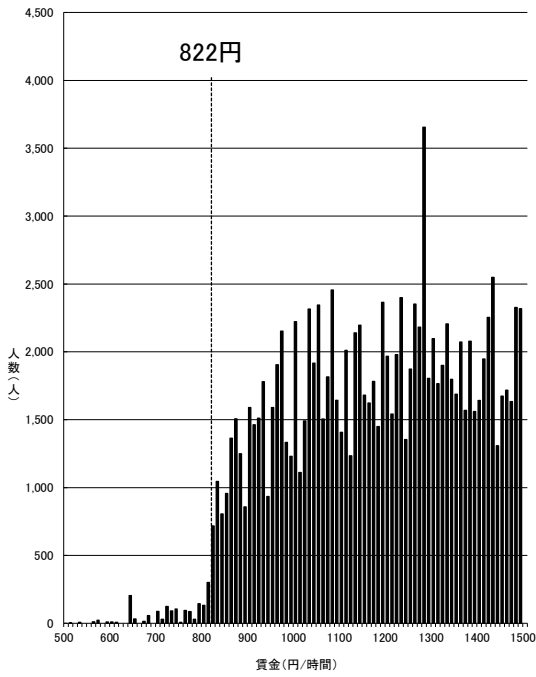


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

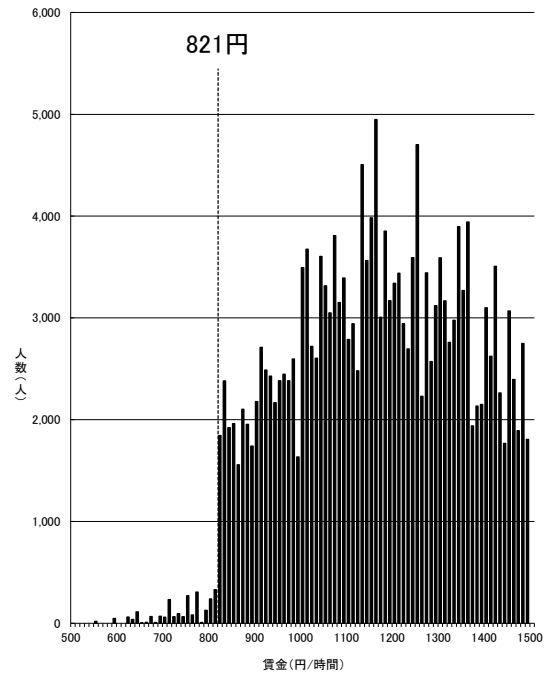


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

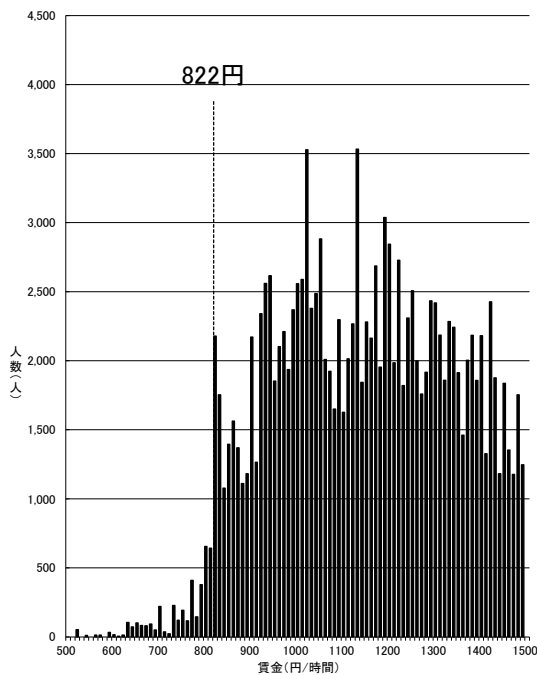


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

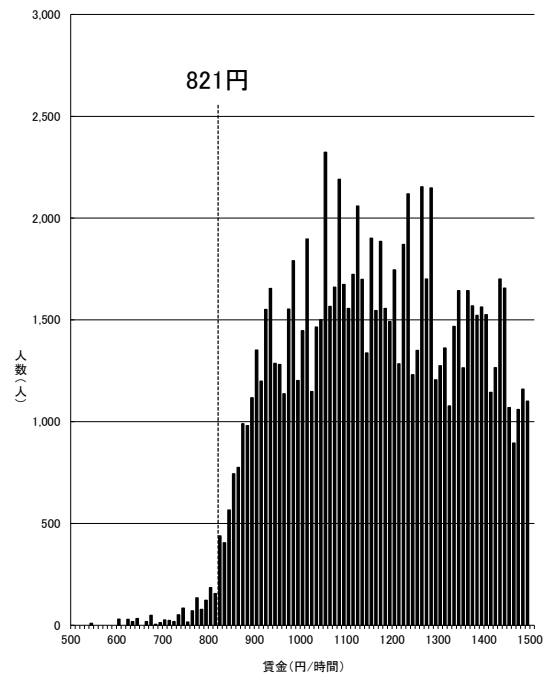


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

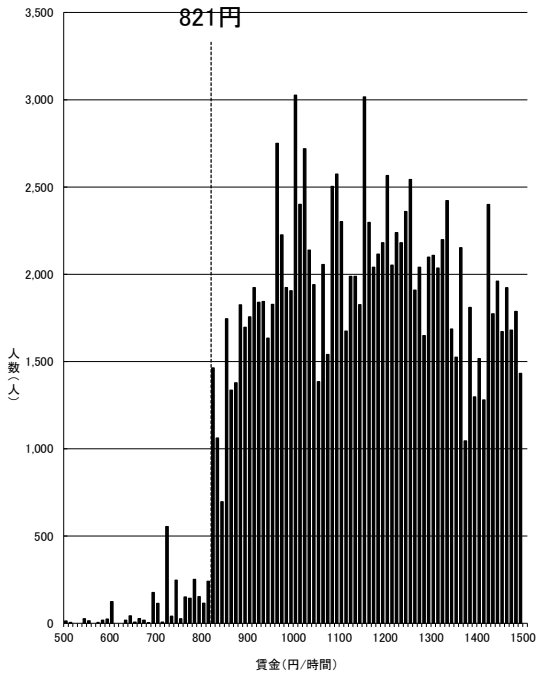


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

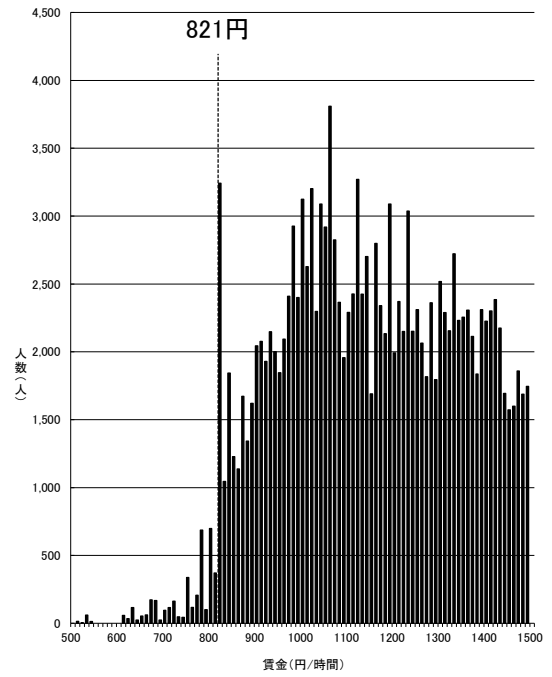


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

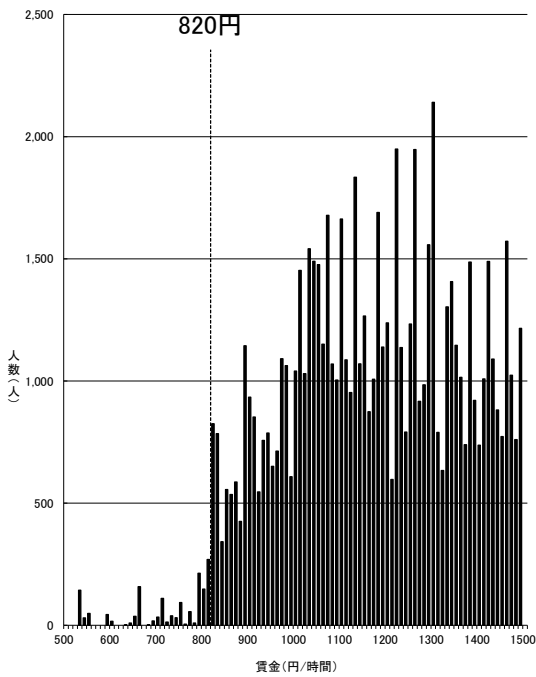


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

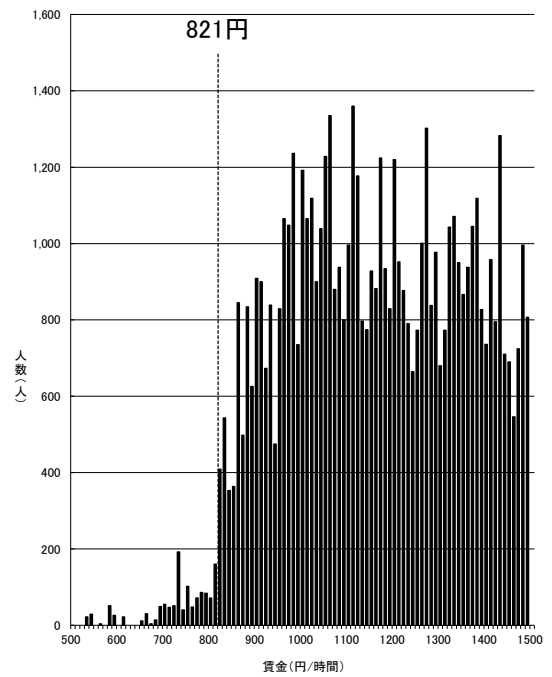


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

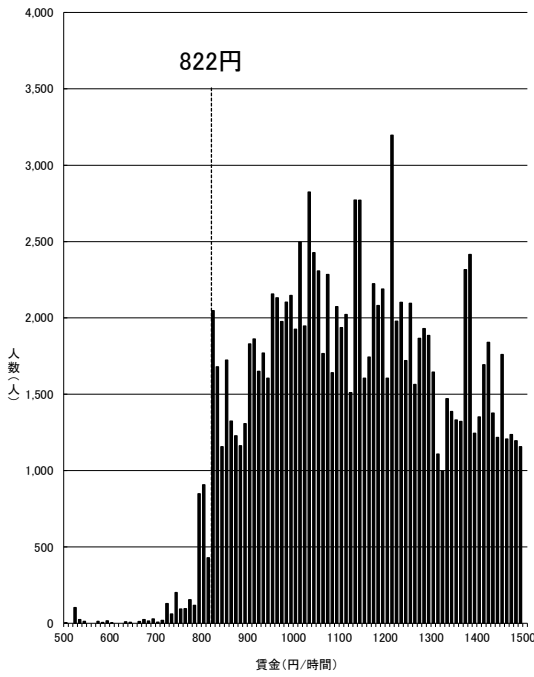


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

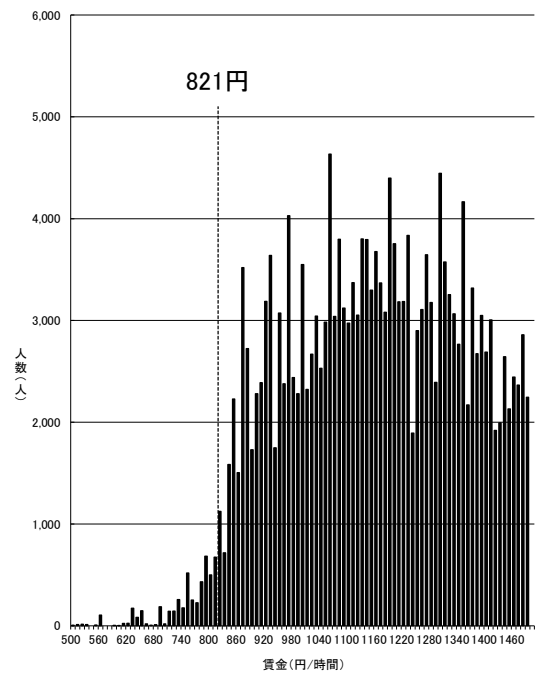


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

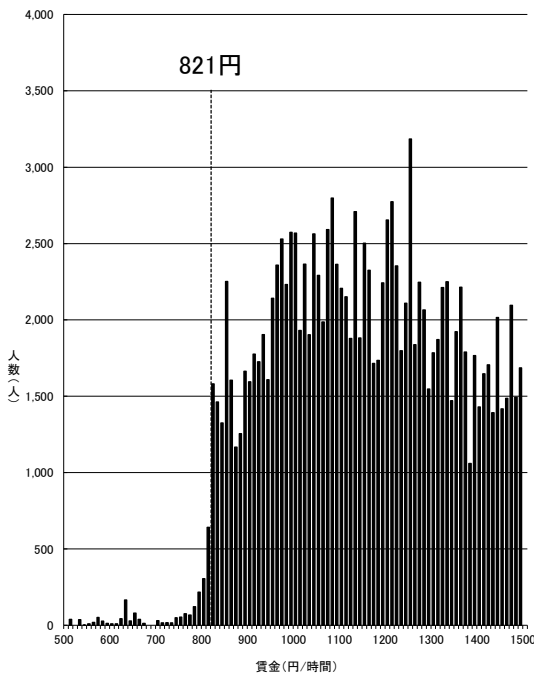


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

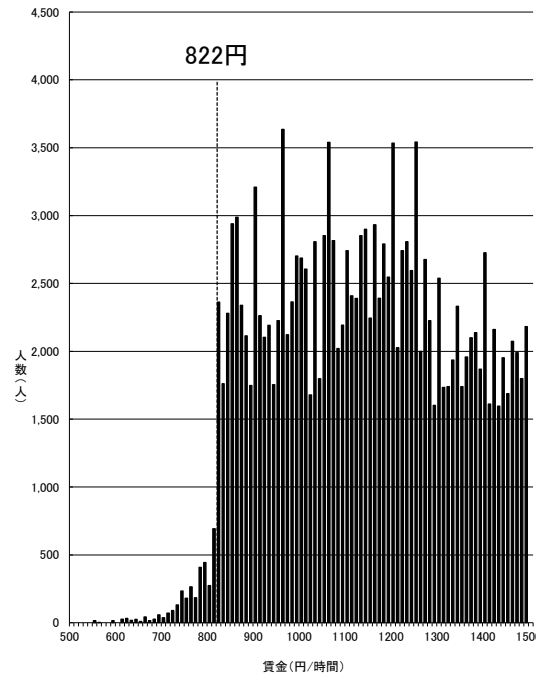


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

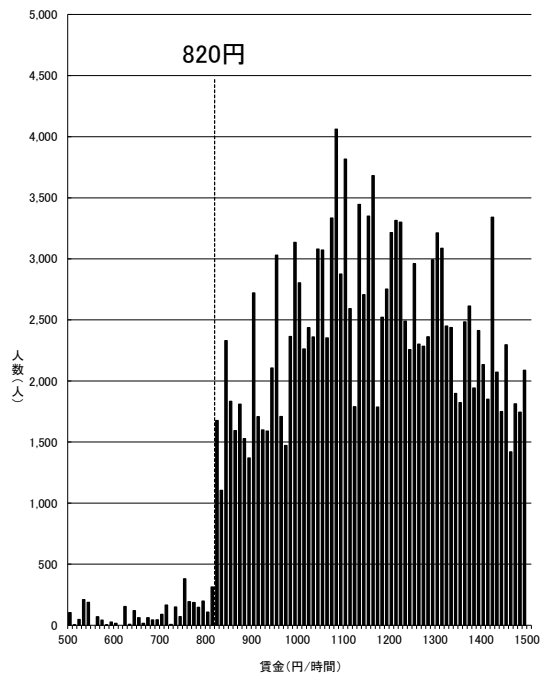


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

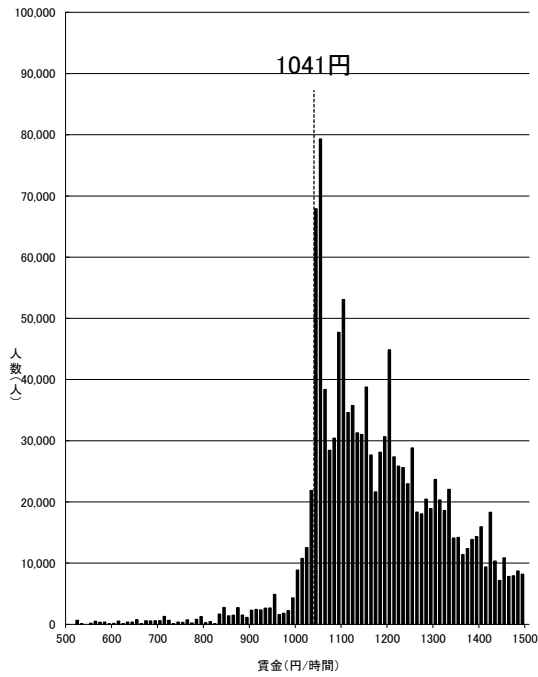
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布（短時間労働者）

資料No. 4-3

東京(A)

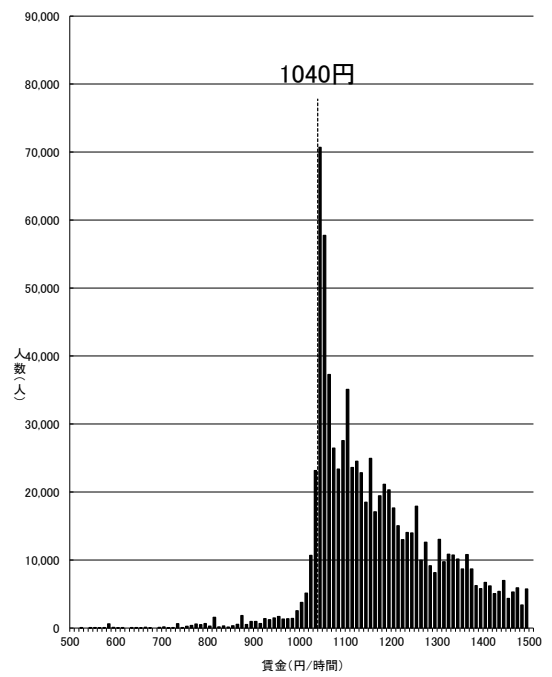


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

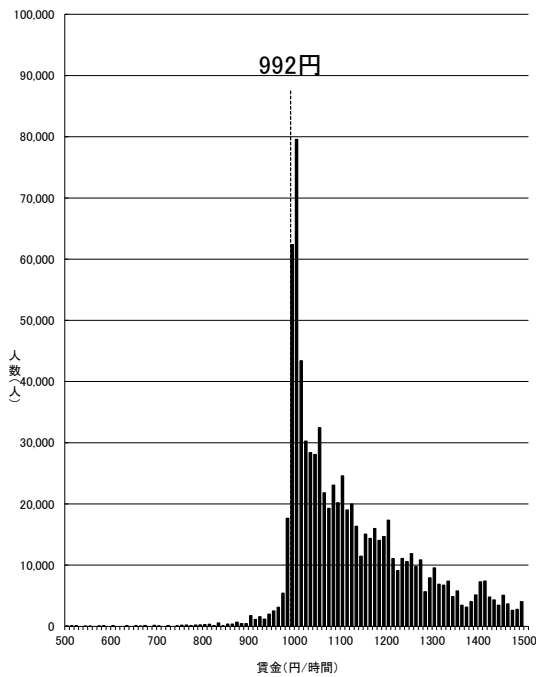


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

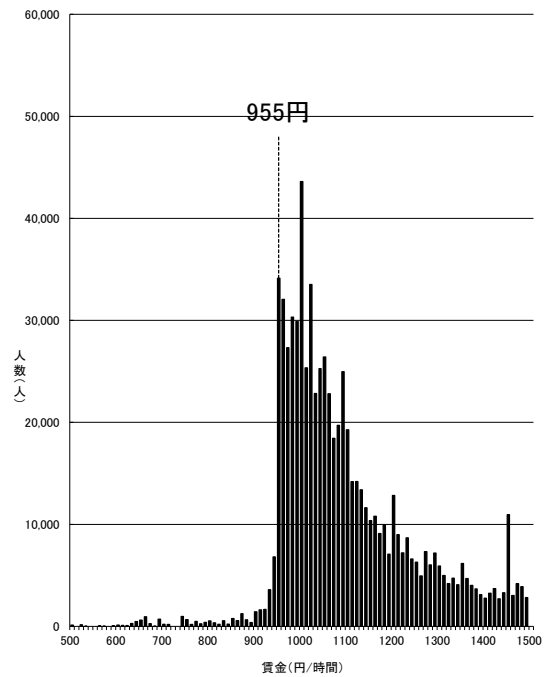


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

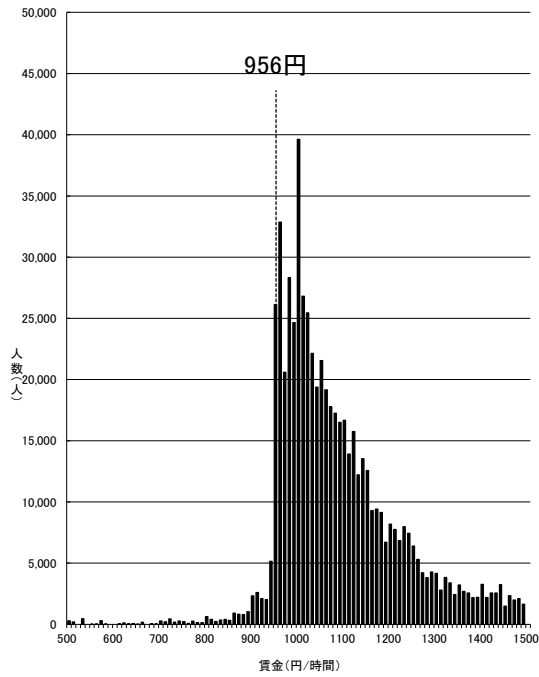


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

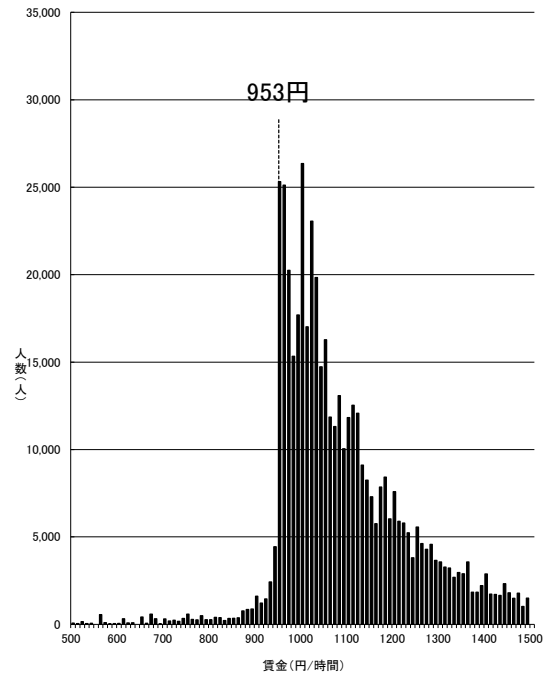


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

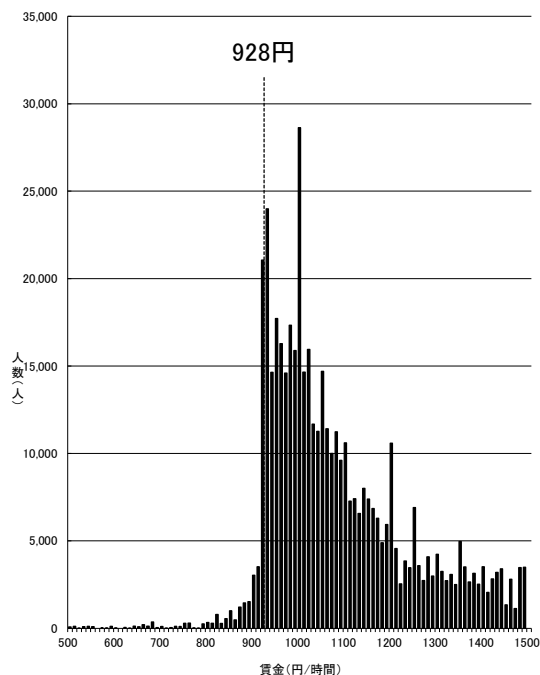


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

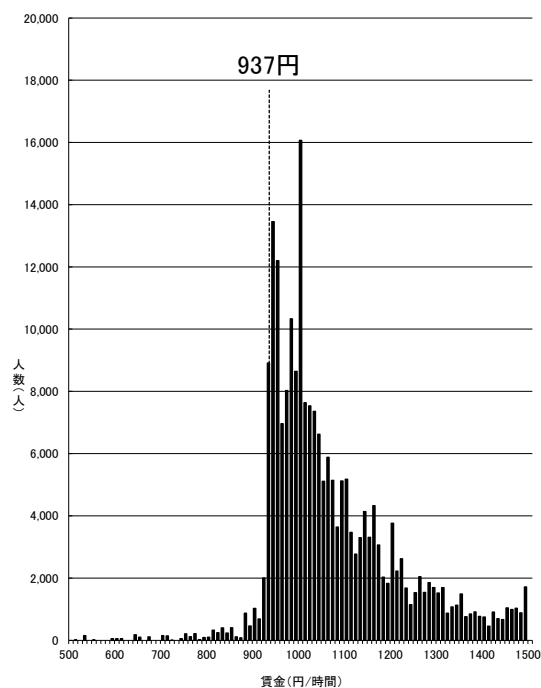


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

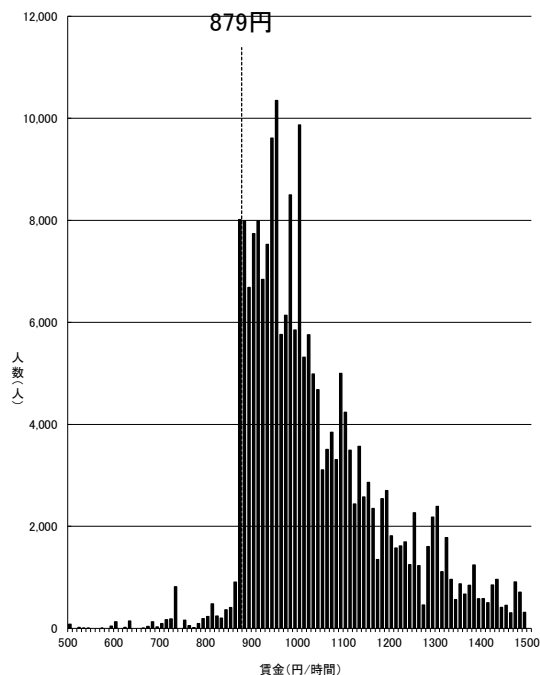


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

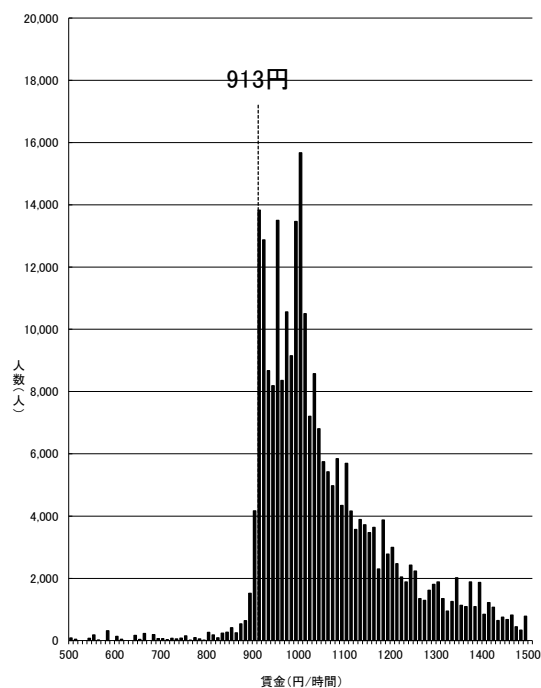


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

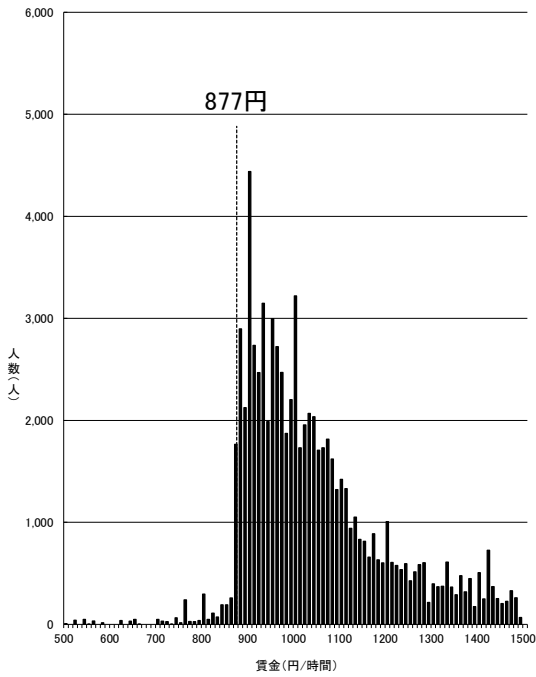


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

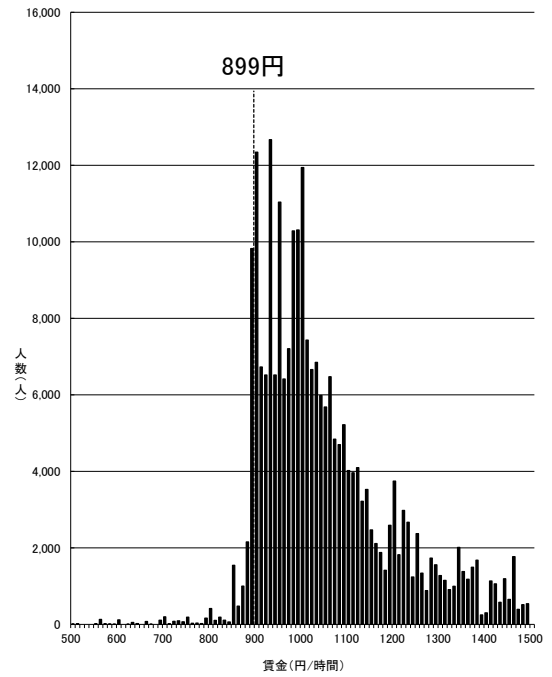


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

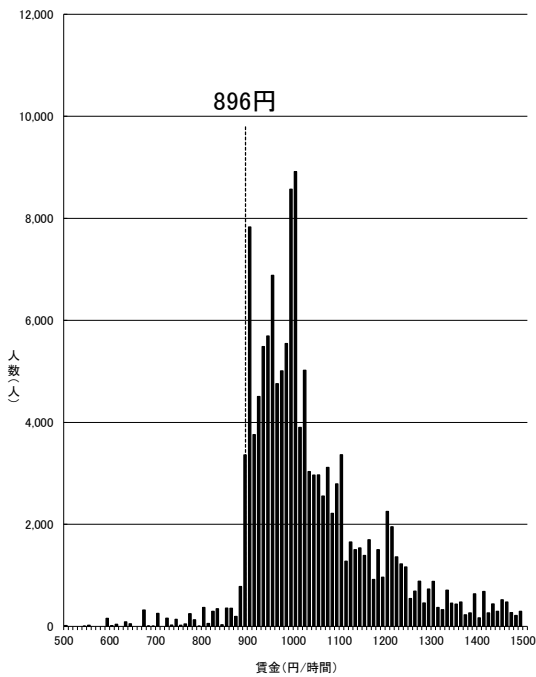


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

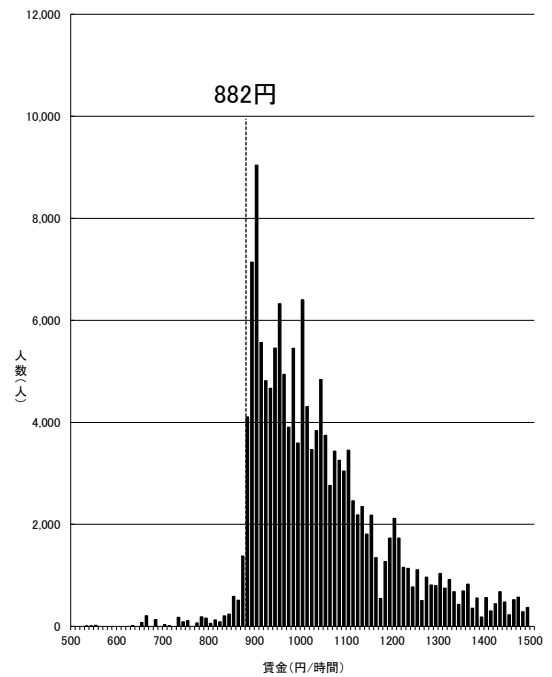


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

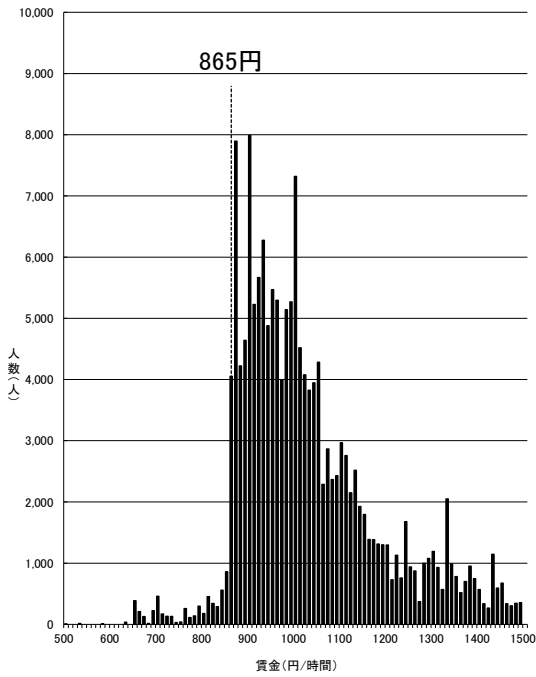


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

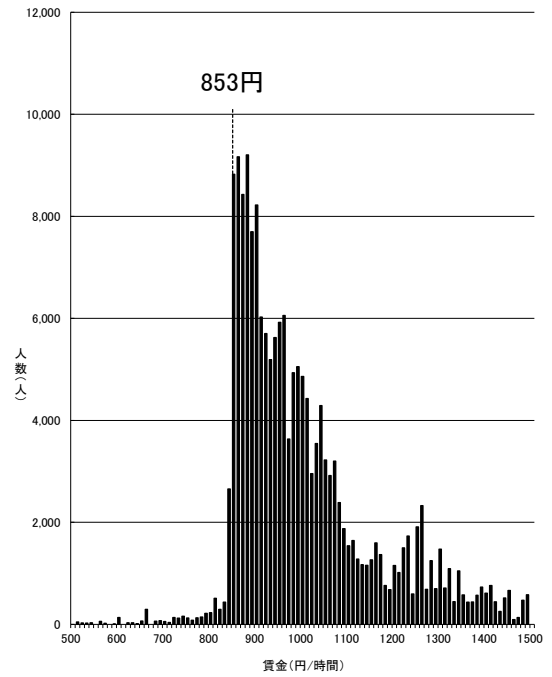


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

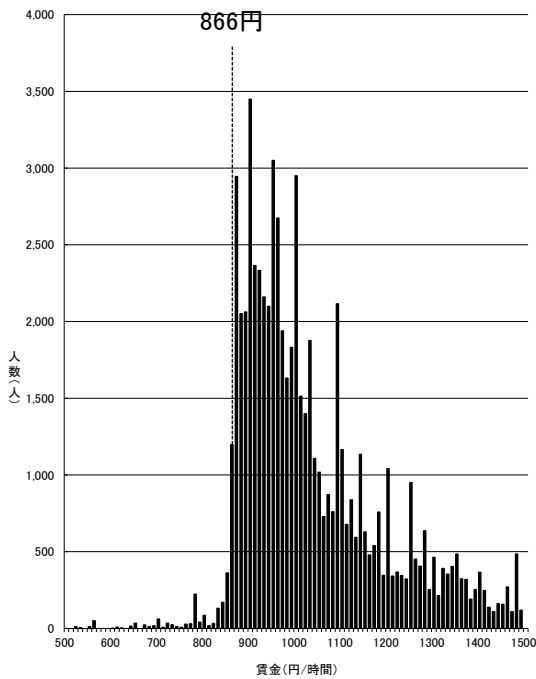


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

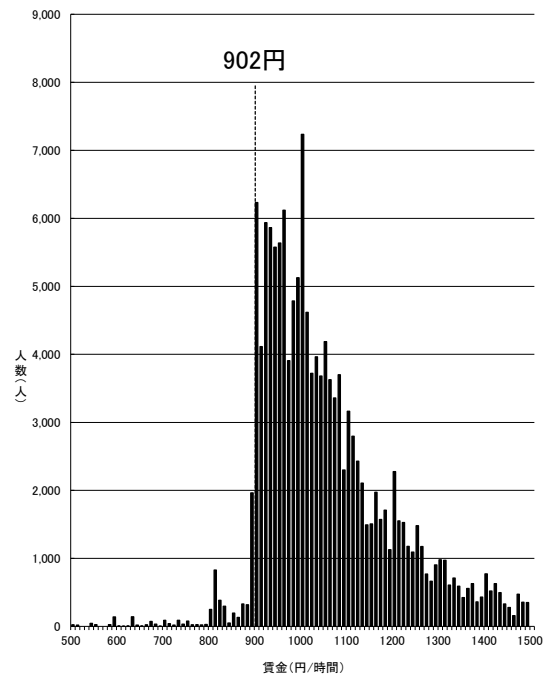


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

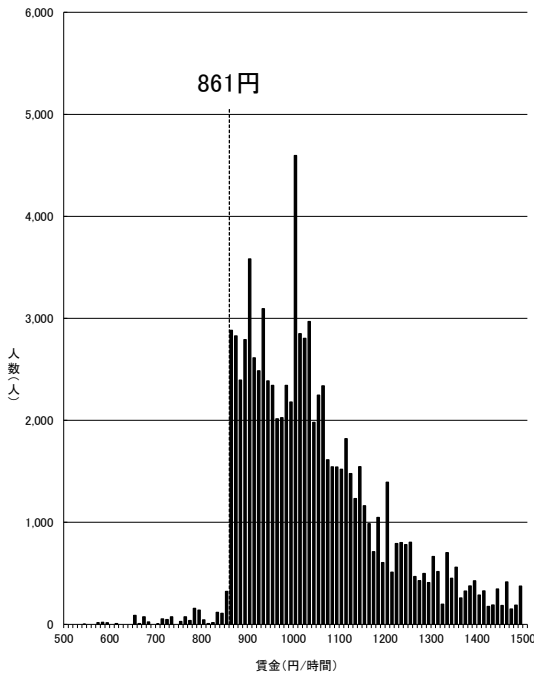


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

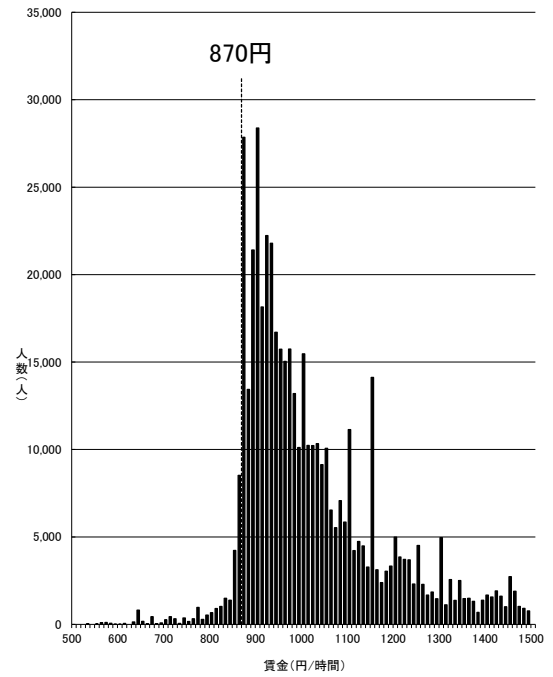


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

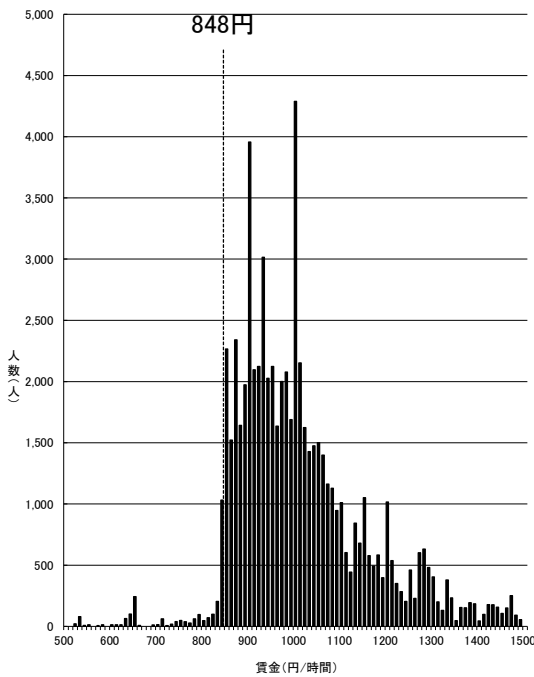


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

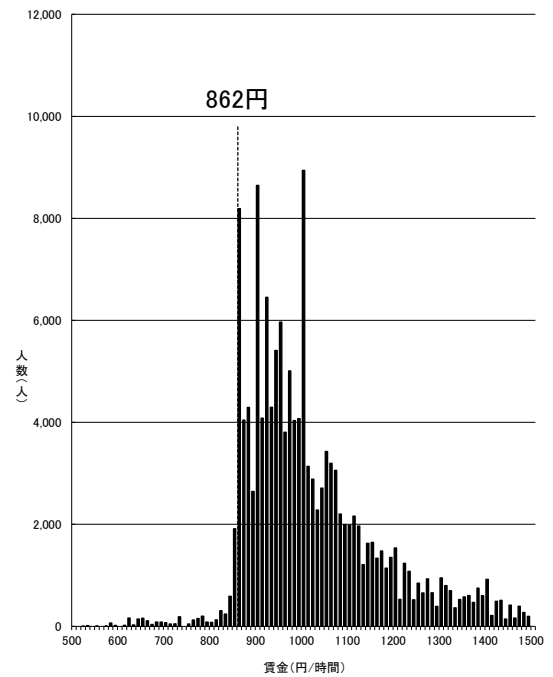


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

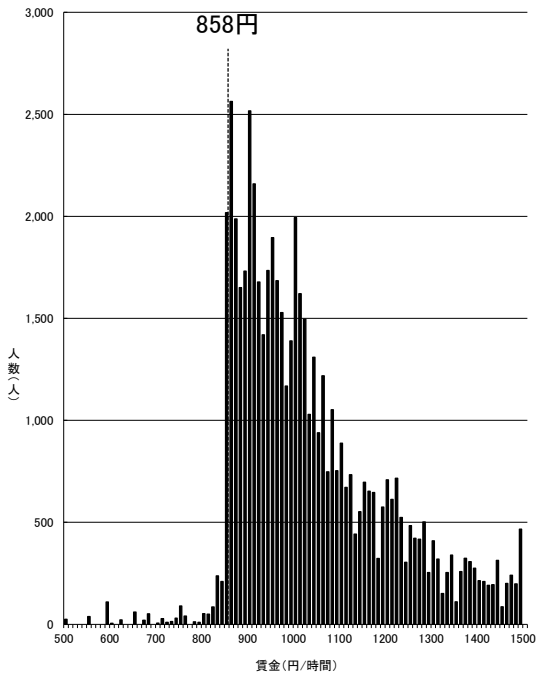


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

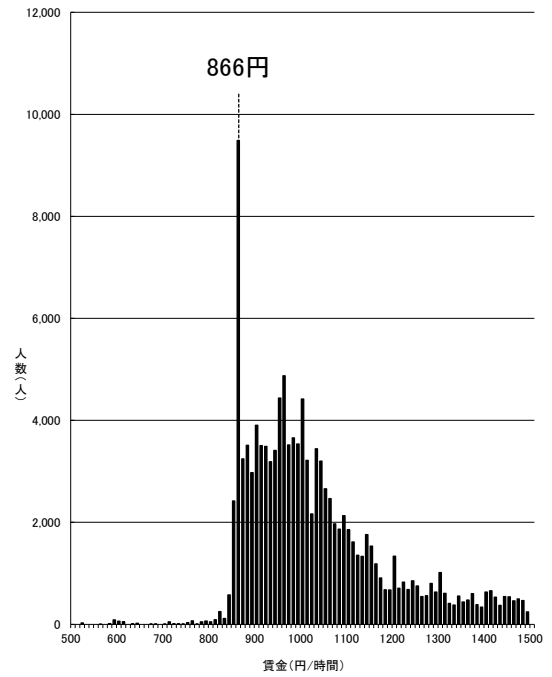


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

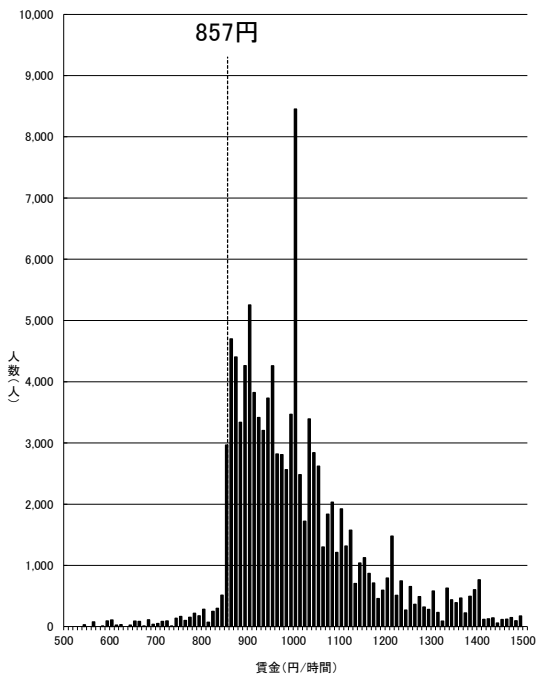


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

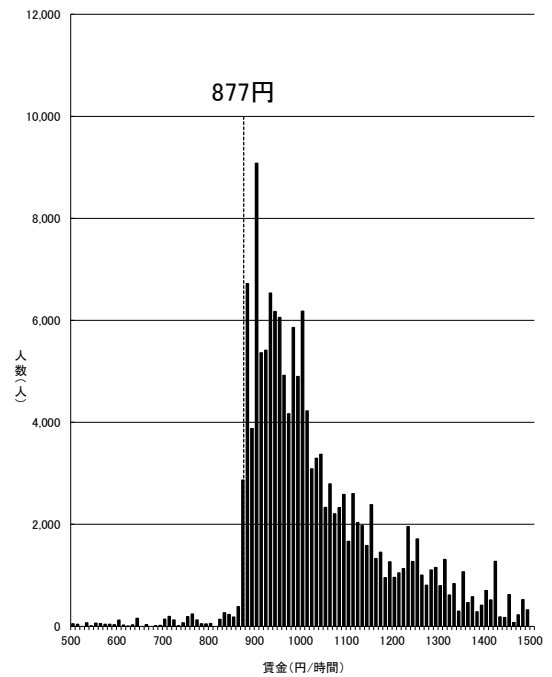


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

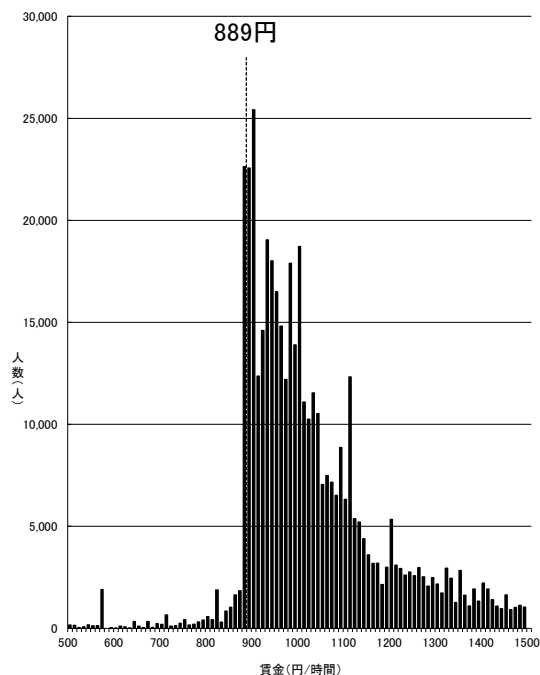


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

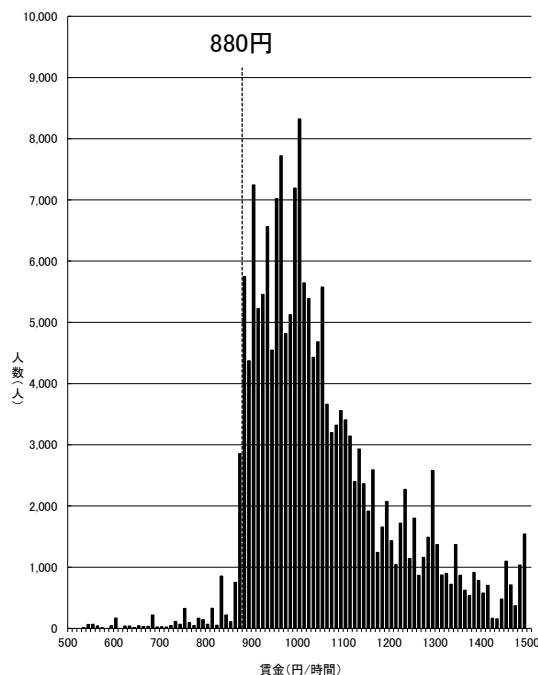


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

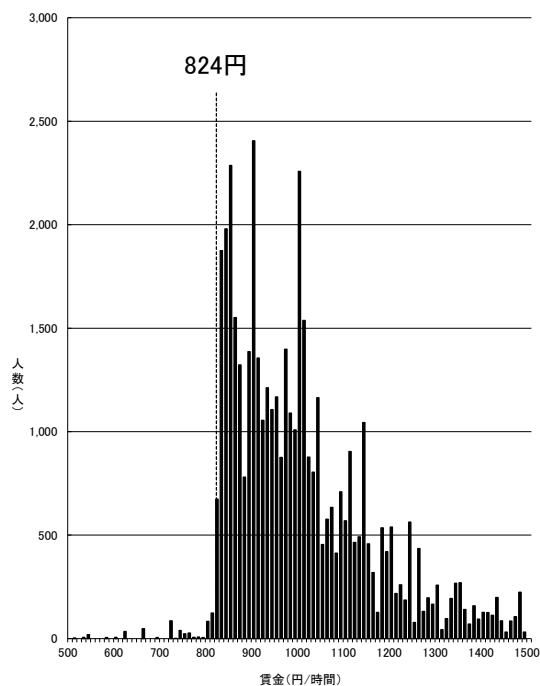


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

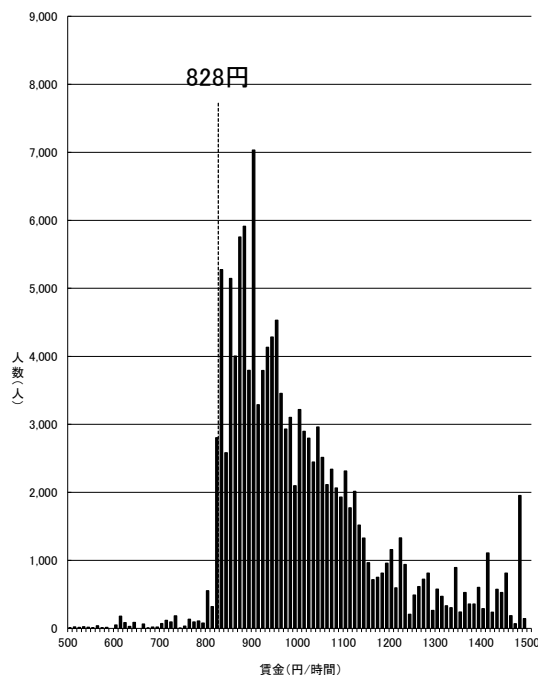


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

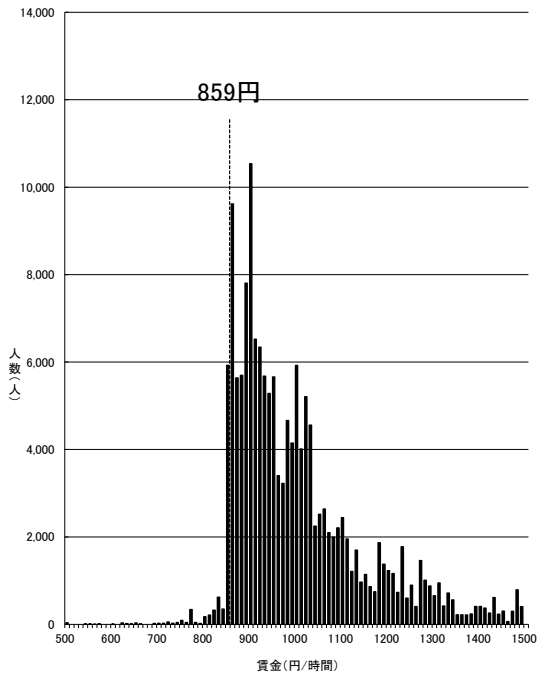


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

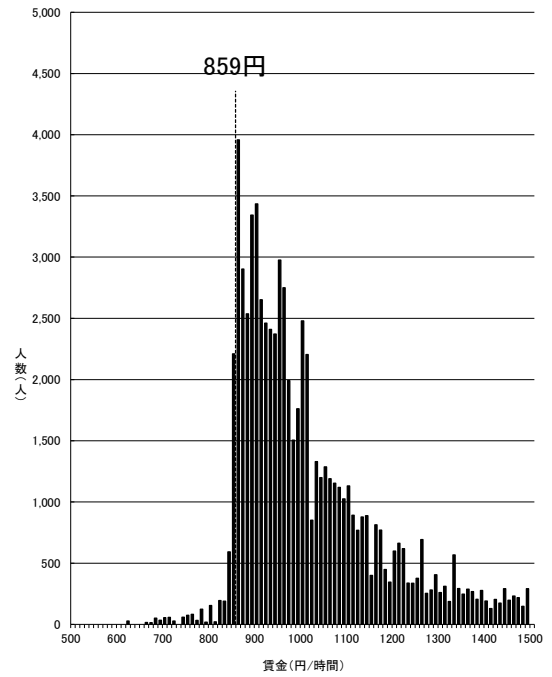


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

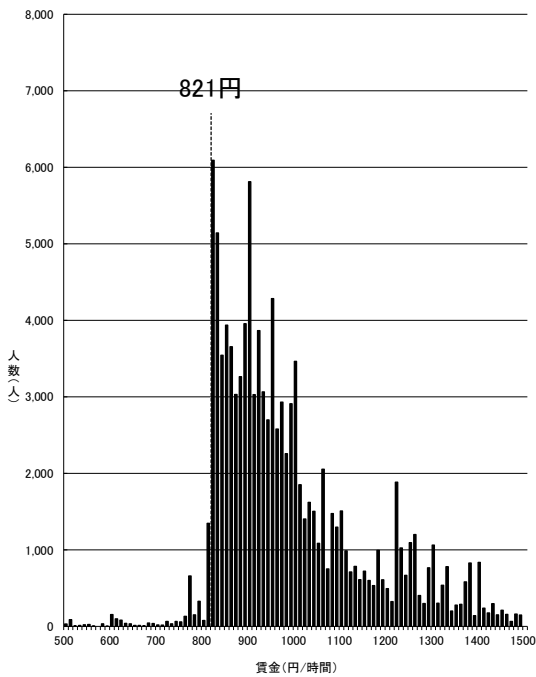


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

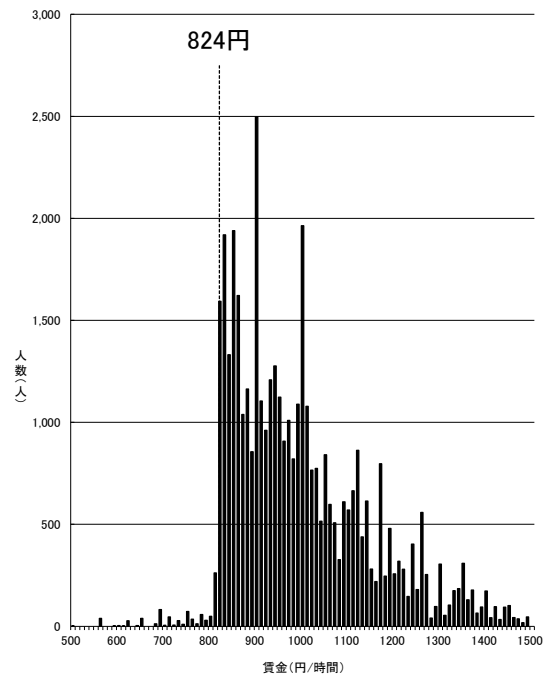


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

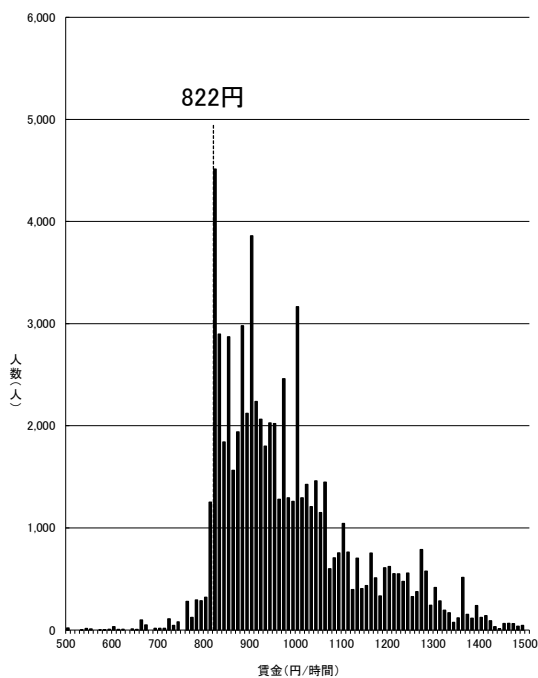


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

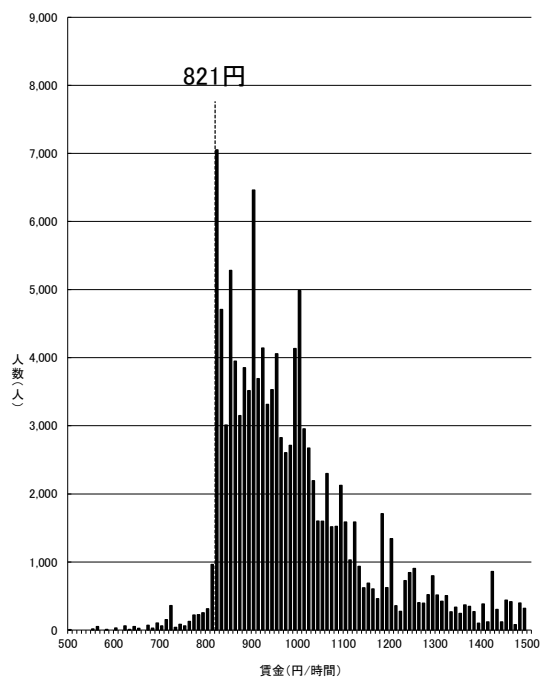


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

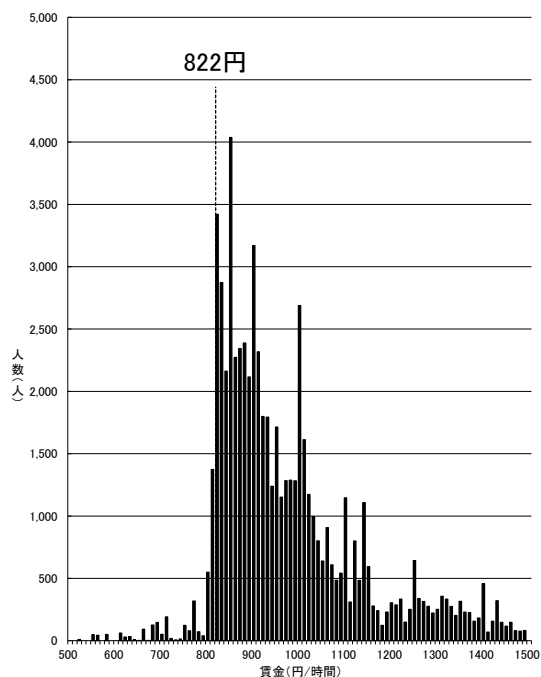


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

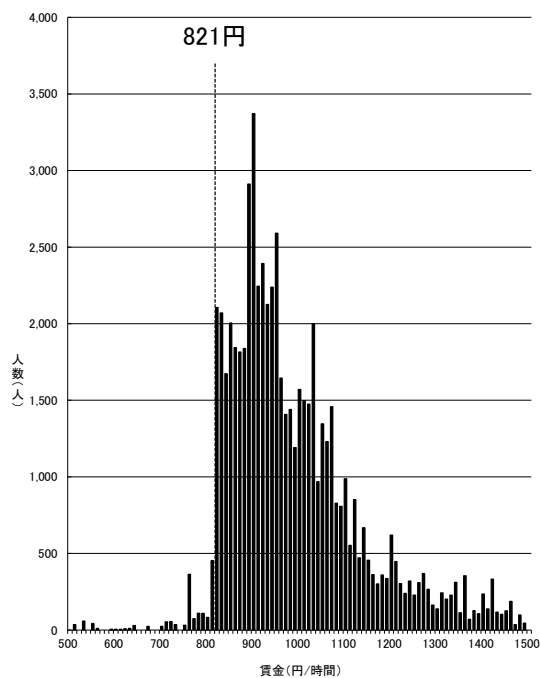


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

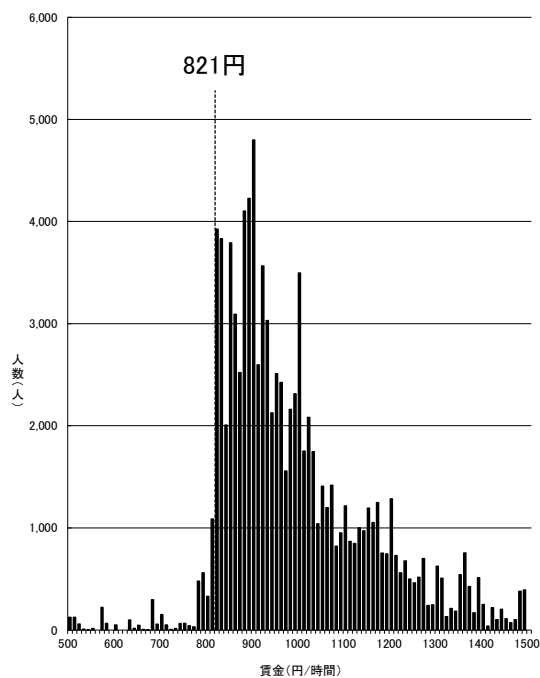


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

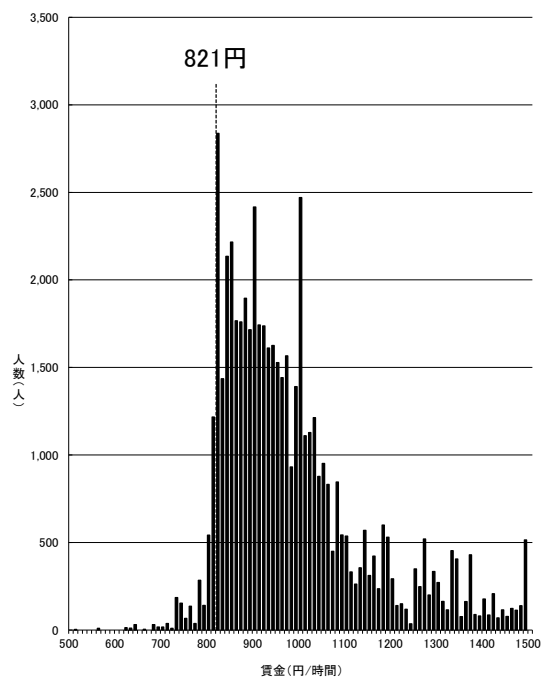


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

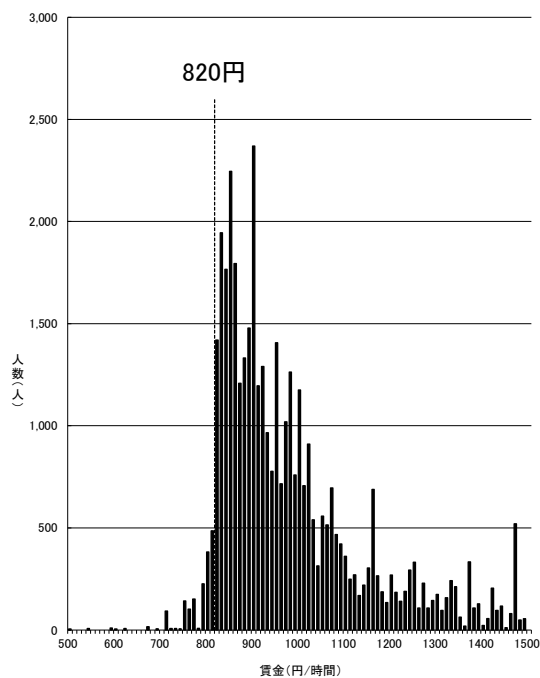


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

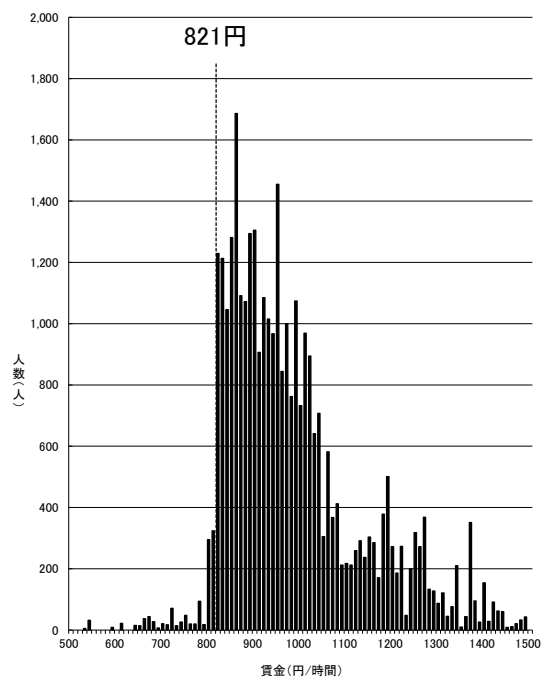


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

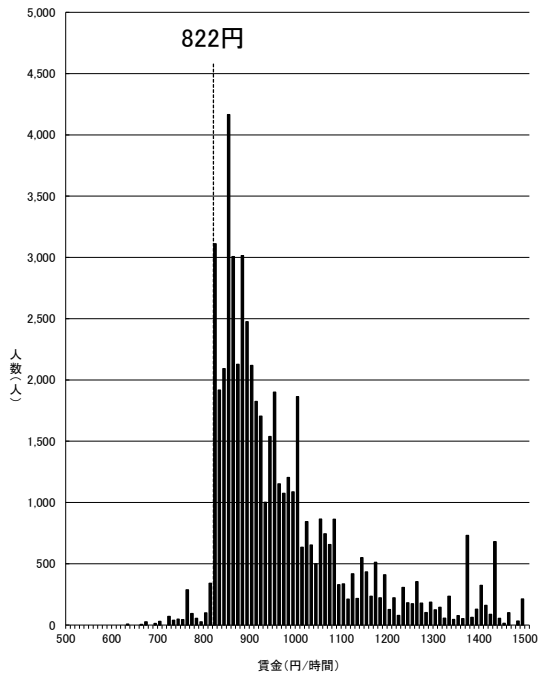


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

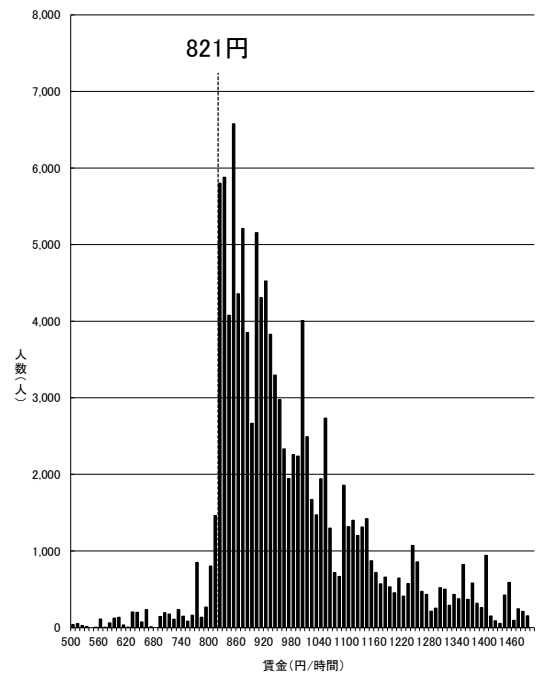


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

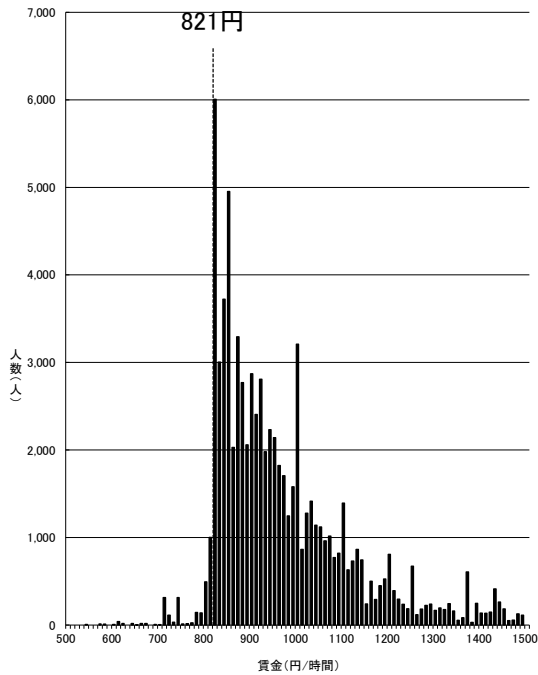


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

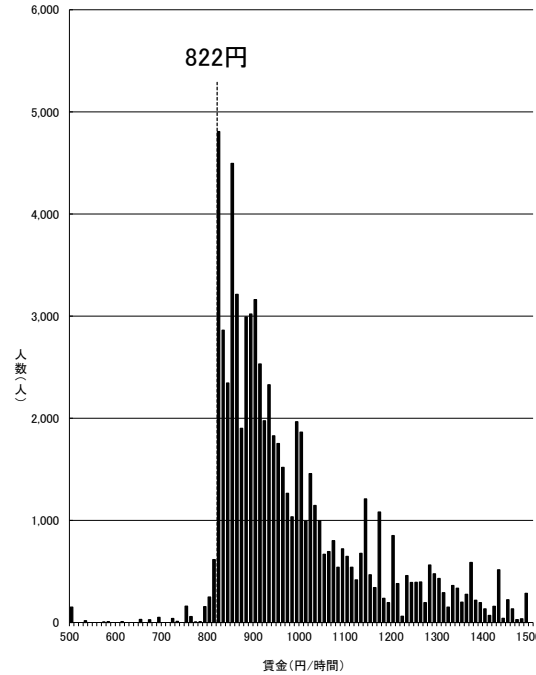


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

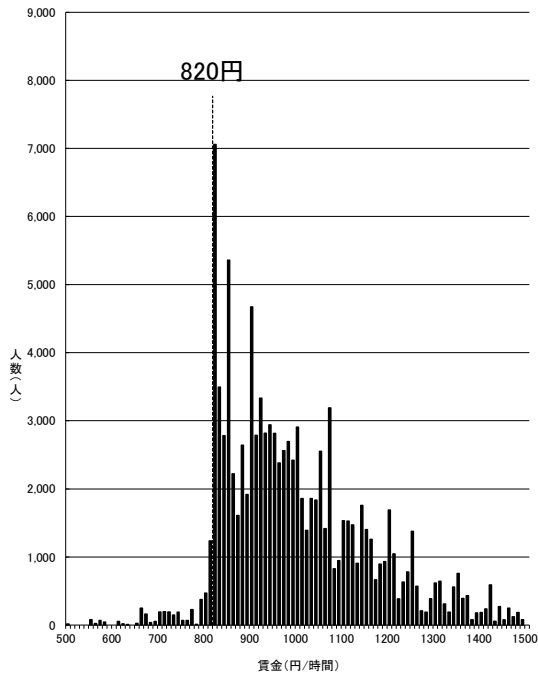


資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和3年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和5年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2023年1－3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.7%増（年率2.7%増）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（ ）内は寄与度、％）

	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年	
					1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.7	1.4	▲ 0.4	0.1	0.7	—
（前期比年率）	2.2	1.0	2.6	1.4	▲ 2.7	5.6	▲ 1.5	0.4	2.7	—
（前年同期比）					0.5	1.8	1.5	0.4	1.9	—
国内需要	(1.1)	(1.6)	(1.8)	(2.0)	(▲ 0.2)	(1.3)	(0.3)	(▲ 0.3)	1.0	(1.0)
民間需要	(0.5)	(1.7)	(1.4)	(1.9)	(▲ 0.2)	(1.1)	(0.2)	(▲ 0.4)	1.2	(0.9)
民間最終消費支出	0.4	2.0	1.5	2.4	▲ 1.1	1.7	0.1	0.2	0.5	(0.3)
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.6	▲ 1.1	▲ 4.4	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 0.5	0.1	▲ 0.1	(▲ 0.0)
民間企業設備	0.8	1.8	2.1	3.1	▲ 0.3	2.2	1.5	▲ 0.6	1.4	(0.2)
民間在庫変動	(0.2)	(0.5)	(0.4)	(0.2)	(0.5)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.4)	—	(0.4)
公的需要	(0.6)	(▲ 0.1)	(0.4)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	0.3	(0.1)
政府最終消費支出	3.5	1.5	3.4	1.1	0.7	0.7	0.0	0.2	0.1	(0.0)
公的固定資本形成	▲ 1.9	▲ 7.0	▲ 6.4	▲ 3.0	▲ 3.8	0.7	0.9	0.0	1.5	(0.1)
財貨・サービスの純輸出	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(▲ 0.6)	(▲ 0.5)	(0.1)	(▲ 0.6)	(0.4)	—	(▲ 0.3)
財貨・サービスの輸出	11.9	5.1	12.4	4.4	1.2	1.5	2.5	2.0	▲ 4.2	(▲ 0.9)
財貨・サービスの輸入	5.1	8.0	7.1	7.2	3.7	1.0	5.6	▲ 0.0	▲ 2.3	(0.6)
最終需要	2.0	0.6	2.3	1.2	▲ 1.2	1.5	▲ 0.3	0.5	0.3	—
実質国民総所得(GNI)	1.9	0.2	2.2	0.5	▲ 0.4	0.7	▲ 0.7	1.0	0.0	—
実質雇用者報酬	1.1	▲ 1.5	0.6	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 0.5	▲ 0.0	▲ 0.4	▲ 1.3	—

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

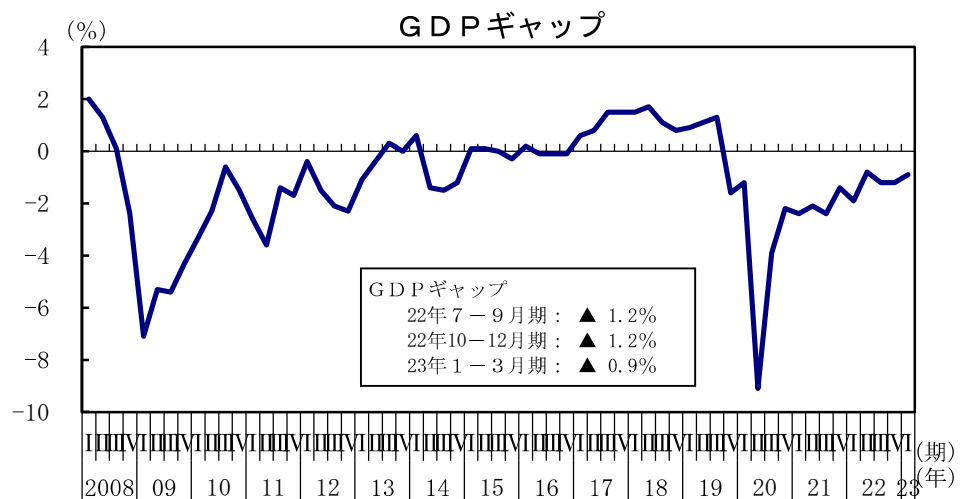
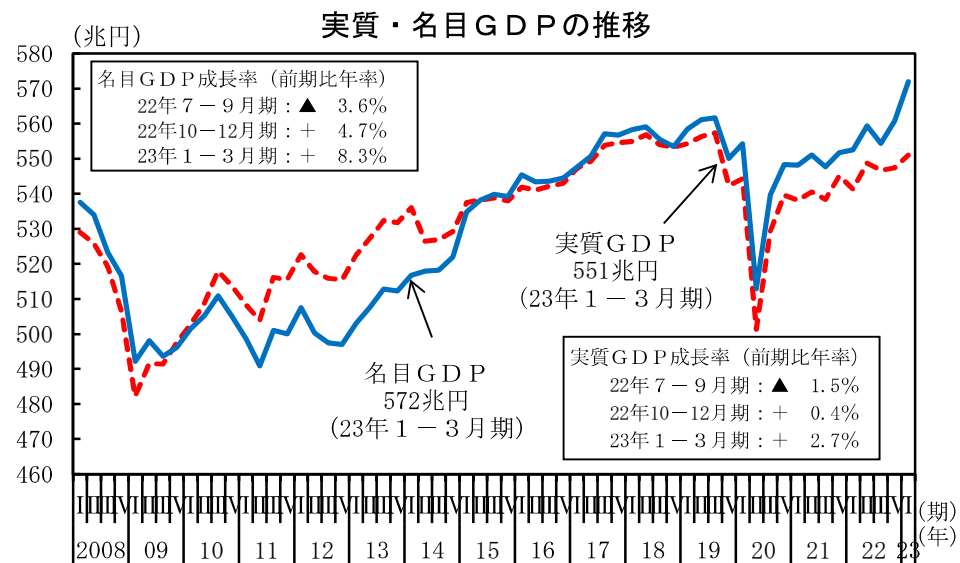
	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2022年				2023年		
					1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	(寄与度)	(実額)
名目国内総支出(GDP)	1.9 (前年同期比)	1.3	2.4	2.0	0.1	1.2	▲ 0.9	1.2	2.0	－	－
					0.9	1.5	1.2	1.6	3.9	－	－
(実額)	549.5	556.6	550.7	561.9	552.5	559.4	554.3	560.8	－	－	572.0
国内需要	(2.2)	(4.6)	(3.6)	(5.1)	(1.1)	(2.2)	(0.9)	(0.4)	1.5	(1.6)	594.0
民間需要	(1.3)	(4.2)	(2.8)	(4.5)	(0.9)	(2.1)	(0.6)	(0.1)	1.8	(1.4)	440.0
民間最終消費支出	1.0	4.9	2.7	5.5	0.5	2.5	0.4	0.9	1.7	(0.9)	318.2
民間住宅	4.0	1.9	6.3	0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.0	▲ 0.5	(▲ 0.0)	21.1
民間企業設備	2.4	5.9	4.7	7.4	0.7	3.7	2.6	0.3	1.5	(0.3)	98.4
民間在庫変動	(0.3)	(0.5)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)	－	(0.2)	2.2
公的需要	(0.9)	(0.5)	(0.8)	(0.6)	(0.2)	(0.1)	(0.3)	(0.3)	0.7	(0.2)	154.0
政府最終消費支出	4.0	3.0	4.5	2.5	1.4	▲ 0.2	1.6	0.5	0.5	(0.1)	123.3
公的固定資本形成	0.4	▲ 2.7	▲ 3.3	1.3	▲ 2.8	2.5	1.9	0.6	1.5	(0.1)	30.7
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.3)	(▲ 3.3)	(▲ 1.2)	(▲ 3.0)	(▲ 0.9)	(▲ 0.9)	(▲ 1.8)	(0.8)	－	(0.4)	▲ 22.0
財貨・サービスの輸出	19.5	20.0	23.0	18.2	4.3	8.3	5.6	2.4	▲ 6.8	(▲ 1.6)	119.3
財貨・サービスの輸入	20.8	37.3	30.3	32.1	8.4	11.5	12.2	▲ 0.9	▲ 7.2	(2.0)	141.3
最終需要	1.7	0.8	2.0	1.8	▲ 0.4	1.1	▲ 0.7	1.5	1.8	－	－
GDPデフレーター	▲ 0.2 (前年同期比)	0.2	▲ 0.2	0.6	0.8	▲ 0.1	▲ 0.5	1.1	1.3	－	－
					0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	1.2	2.0	－	－

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

体系基準年(名目値のベンチマークとなる年)：2015年

基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年)：前暦年

実額は季節調整系列(単位：兆円)



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。

値は「2023年1－3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」による。

下図：内閣府「2023年1－3月期四半期別GDP速報（1次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

()内は寄与度

	2021年度 (令和3年度) 実績 (%)	2022年度 (令和4年度) 実績見込み (%程度)	2023年度 (令和5年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	2.5	1.7	1.5
国内需要	(1.8)	(2.3)	(1.6)
民間需要	(1.4)	(2.3)	(2.1)
民間最終消費支出	1.5	2.8	2.2
民間住宅	▲ 1.1	▲ 4.0	1.1
民間企業設備	2.1	4.3	5.0
公的需 要	(0.4)	(▲ 0.0)	(▲ 0.5)
政府最終消費支出	3.4	1.0	▲ 2.3
公的固定資本形成	▲ 6.4	▲ 4.3	▲ 0.5
財貨・サービスの純輸出	(0.8)	(▲ 0.5)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	12.3	4.7	2.4
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	6.9	2.5

名目国内総生産	2.4	1.8	2.1
GDPデフレーター	▲ 0.1	0.0	0.6
消費者物価上昇率	0.1	3.0	1.7

(備考) 内閣府「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2.個人消費

個人消費は、持ち直している。

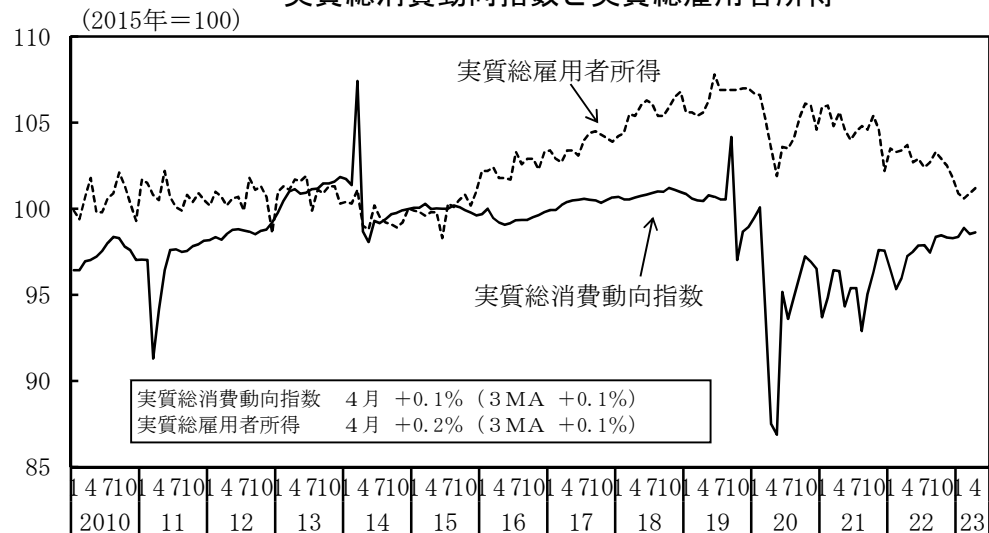
(金額等) (前年同期比 (%)、[]内は暦年前年比 (%)、()内は季調済前期比 (%)、< >は季調済前月差 (ポイント))

	[2022年] 2022年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 2月	3月	4月	5月
実 質 総 消 費 動 向 指 数	—	[0.7] 1.7	[2.0] 2.5	(0.4)	(0.5)	(0.2)	(0.5)	(▲0.3)	(0.1)	—
実 質 総 雇 用 者 所 得	—	[▲0.1] ▲0.4	[▲1.6] ▲1.8	(▲0.3) ▲1.9	(▲0.4) ▲1.4	(▲1.5) ▲2.4	(▲0.3) ▲2.6	(0.3) ▲1.7	(0.2) ▲3.1	— —
名 目 総 雇 用 者 所 得	—	[0.7] 1.0	[1.8] 1.9	(0.1) 1.6	(0.4) 2.9	(0.0) 1.2	(▲0.5) 0.6	(0.8) 1.2	(0.8) 1.0	— —
消 費 者 態 度 指 数	—	—	—	—	—	—	<0.0>	<2.6>	<1.5>	<0.6>

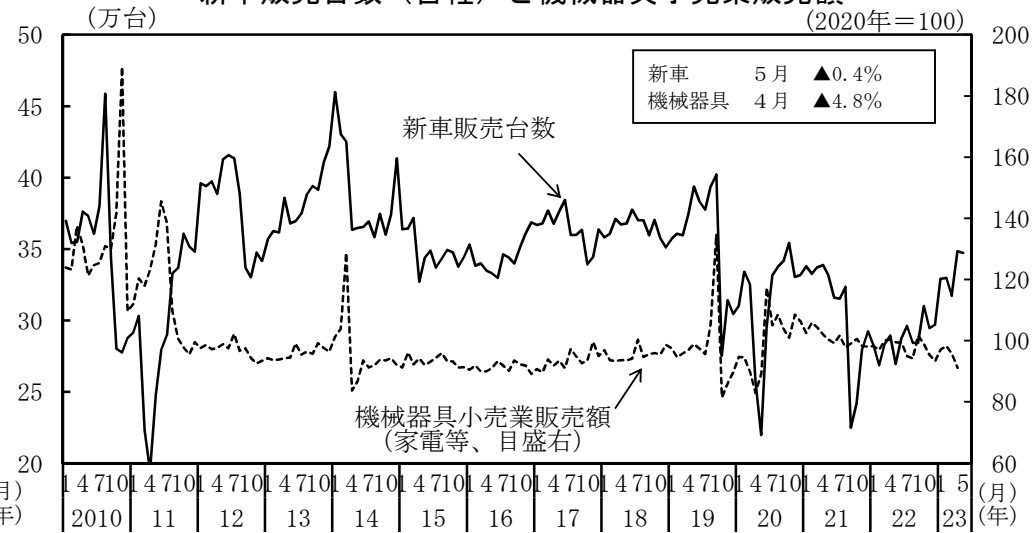
家 計 調 査	実 質 消 費 支 出	—	[0.7] 1.6	[1.2] 0.7	(▲1.0) 3.6	(0.2) ▲0.5	(▲0.3) ▲0.4	(▲2.4) 1.6	(▲0.8) ▲1.9	(▲1.3) ▲4.4	— —
	実 質 消 費 支 出 (除く住居等)	—	[0.4] 1.2	[1.4] 1.3	(▲0.7) 3.2	(0.7) 0.4	(▲0.4) 1.0	(0.2) 2.0	(▲0.3) ▲0.2	(▲0.7) ▲2.1	— —
販 売 側 統 計	小 売 業 販 売 額 (商業動態統計、名目)	[154.4兆円] 156.8兆円	[1.9] 1.8	[2.6] 4.1	(1.3) 3.7	(1.2) 3.6	(2.4) 6.4	(2.1) 7.3	(0.3) 6.9	(▲1.1) 5.1	— —
	百 貨 店 販 売 額 (全店、名目)	[5.5兆円] 5.7兆円	[4.5] 8.9	[12.3] 14.2	(3.2) 16.6	(2.3) 5.8	(▲1.5) 13.5	(6.0) 18.8	(▲2.0) 8.6	(0.7) 7.6	— —
	ス ー パ ー 販 売 額 (全店、名目)	[15.2兆円] 15.2兆円	[▲0.3] ▲0.3	[1.0] 1.3	(1.1) 0.4	(1.8) 3.3	(▲0.1) 1.8	(▲0.3) 1.1	(▲0.8) 1.7	(1.5) 4.4	— —
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 販 売 額 (全店、名目)	[12.2兆円] 12.4兆円	[1.3] 2.4	[3.8] 4.6	(▲0.2) 3.7	(4.5) 6.0	(0.5) 5.4	(0.8) 6.2	(0.0) 6.0	(▲0.4) 5.3	— —
	機 械 器 具 小 売 業 販 売 額	[9.7兆円] 9.7兆円	[0.7] ▲3.7	[▲2.9] ▲2.1	(▲2.7) ▲3.1	(▲1.1) ▲2.6	(1.1) ▲2.2	(1.2) 1.4	(▲2.6) ▲3.9	(▲4.8) ▲7.2	— —
	新 車 販 売 台 数 (登 録 ・ 届 出) (乗用車、軽を含む)	[344.8万台] 361.4万台	[▲3.5] ▲10.1	[▲6.2] 4.2	(2.1) 2.1	(4.3) 10.7	(8.2) 16.7	(0.2) 22.9	(▲3.8) 12.1	(9.8) 18.5	(▲0.4) 28.4

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査(基本集計)」、「家計調査」、「消費動向指数(CTI)」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。なお、総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。
2. 名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター(除く持ち家の帰属家賃)(月次の値は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合))で除することにより作成。
3. 総消費動向指数の年度、総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
4. 2022年の名目消費支出は290,865円(月平均)。家計調査の実質消費支出(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
5. 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。

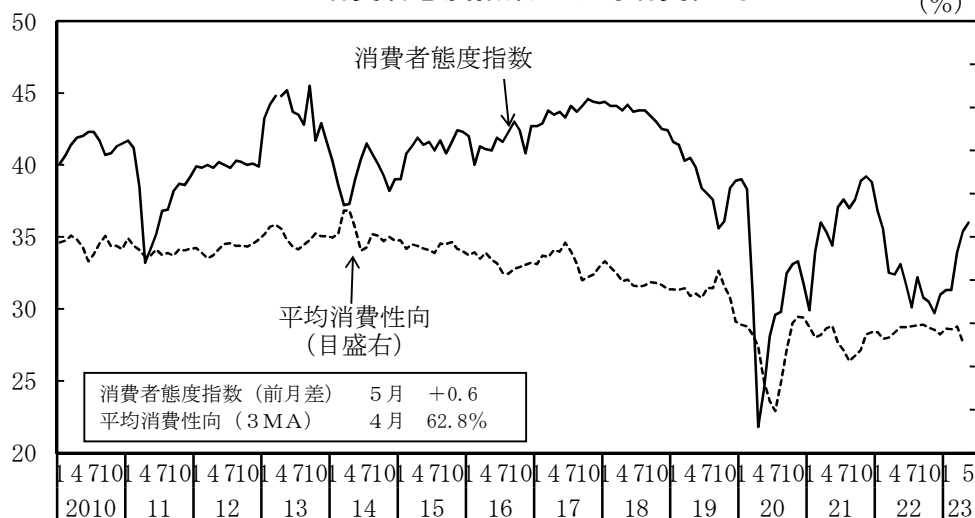
実質総消費動向指数と実質総雇用者所得



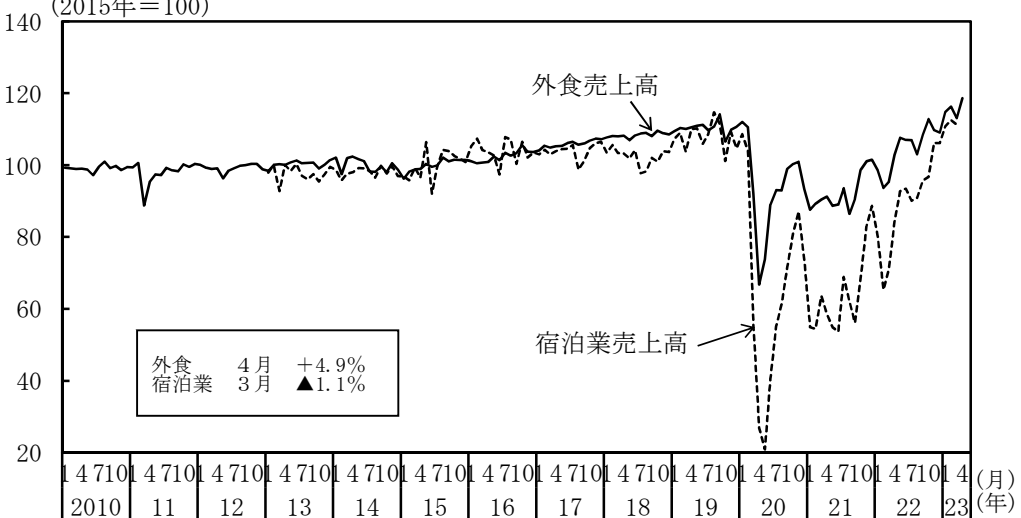
新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



消費者態度指数と平均消費性向



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数 (CTI)」により作成。実質季節調整値。

下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。

平均消費性向 (季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯) は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。

消費者態度指数 (季節調整値、二人以上の世帯) は、2013年4月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省

「商業動態統計」により作成。季節調整値。

下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高は、総務省「サービス産業動向調査」(2013年1月からの調査結果)により作成。2023年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資
設備投資は、持ち直している。

(前年同期比、() 内は季調済前期比、%)

法人企業統計季報	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年度 上期	2022年度 下期	2022年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期
全産業	[50.0兆円] 51.6兆円	[▲ 0.2] 3.4	[6.1] 8.5	7.3	9.5	(5.2) 4.6	(2.1) 9.8	(0.8) 7.7	(2.3) 11.0
製造業	[17.3兆円] 17.9兆円	[0.3] 4.1	[8.1] 9.8	10.7	8.9	(9.4) 13.7	(▲ 4.0) 8.2	(1.0) 6.0	(4.8) 11.3
非製造業	[32.6兆円] 33.7兆円	[▲ 0.5] 3.0	[5.0] 7.9	5.5	9.9	(3.0) ▲ 0.0	(5.6) 10.7	(0.7) 8.6	(1.0) 10.8
大中堅企業	[36.8兆円] 38.0兆円	[▲ 3.7] 0.7	[4.7] 7.5	6.9	7.9	(7.8) 8.9	(▲ 4.1) 5.2	(1.5) 4.2	(5.4) 10.5
中小企業	[13.2兆円] 13.6兆円	[11.5] 12.0	[10.0] 11.7	8.3	14.9	(▲ 2.2) ▲ 5.7	(22.3) 22.9	(▲ 1.0) 17.3	(▲ 5.8) 12.6

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、() 内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年実績] 2022年度実績	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[11.7] 12.1	[6.4] 4.8	(8.1) 13.8	(▲ 5.1) 5.5	(▲ 6.5) ▲ 0.8	(7.2) 2.2	(▲ 1.8) ▲ 0.1	(1.1) ▲ 2.9
資本財総供給指数 (除く輸送機械)	—	[11.3] 12.4	[4.6] 1.5	(5.0) 7.2	(▲ 4.5) 1.0	(▲ 1.3) ▲ 3.1	(0.5) 3.4	(▲ 6.1) ▲ 2.3	P P ▲ 6.8
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.7兆円] 10.8兆円	[6.8] 9.3	[5.2] 4.1	(▲ 1.6) 7.9	(▲ 4.7) ▲ 3.6	(2.6) 1.8	(▲ 4.5) 9.8	(▲ 3.9) ▲ 3.5	(5.5) ▲ 5.9
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[10.2兆円] 10.4兆円	[12.2] 9.5	[4.3] 8.1	(▲ 3.4) 34.9	(▲ 13.2) ▲ 15.1	(▲ 7.2) 9.8	(▲ 13.3) 3.6	(▲ 17.2) ▲ 8.4	(63.3) 1.5

4－6月期見通し
(4.6)

(備考) 1. Pは速報値。

2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、() 内は原数値の前期(月)比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

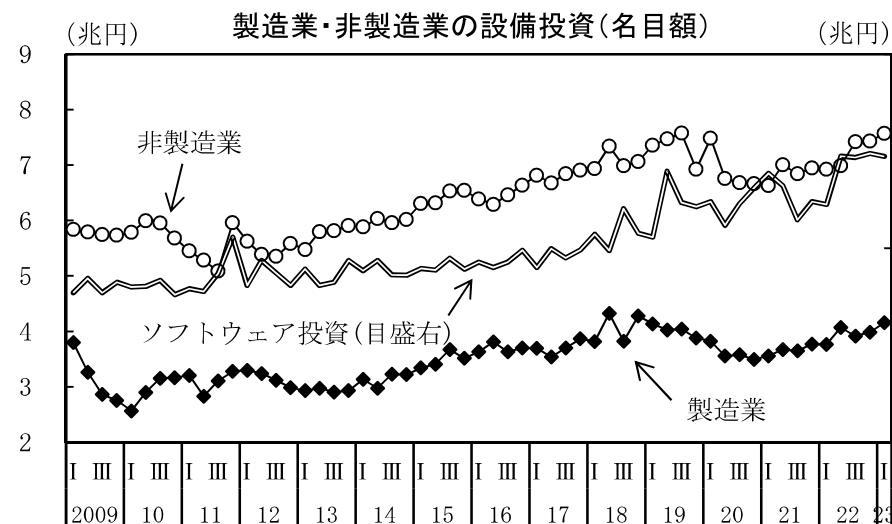
(前年度比、%)

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度
全産業	11.0	4.4	13.5	3.2	1.0	5.6	▲ 3.8	26.8	10.8	25.1	8.6	11.2
(除く電力)	11.5	4.7	14.4	3.4	1.0	5.6	▲ 2.7	25.2	—	—	8.5	11.4
製造業	13.2	4.6	13.9	3.2	8.8	5.4	3.5	30.7	16.3	28.2	16.3	21.8
非製造業	8.6	4.3	13.0	3.1	▲ 3.9	5.7	▲ 7.2	24.8	3.2	20.6	4.7	6.6
(除く電力)	9.3	4.8	15.1	3.7	▲ 3.9	5.7	▲ 6.3	21.9	—	—	4.4	6.7
電力	3.5	0.3	2.8	▲ 0.6	▲ 2.0	▲ 0.1	▲ 10.9	49.5	—	—	10.4	4.2
調査時点	2023年2月～3月						2022年6月		2022年10月		2023年5月	
発表時期	2023年4月						2022年8月		2022年12月		2023年6月	
回答社数	9,199		1,814		4,823		1,758		950		11,042	

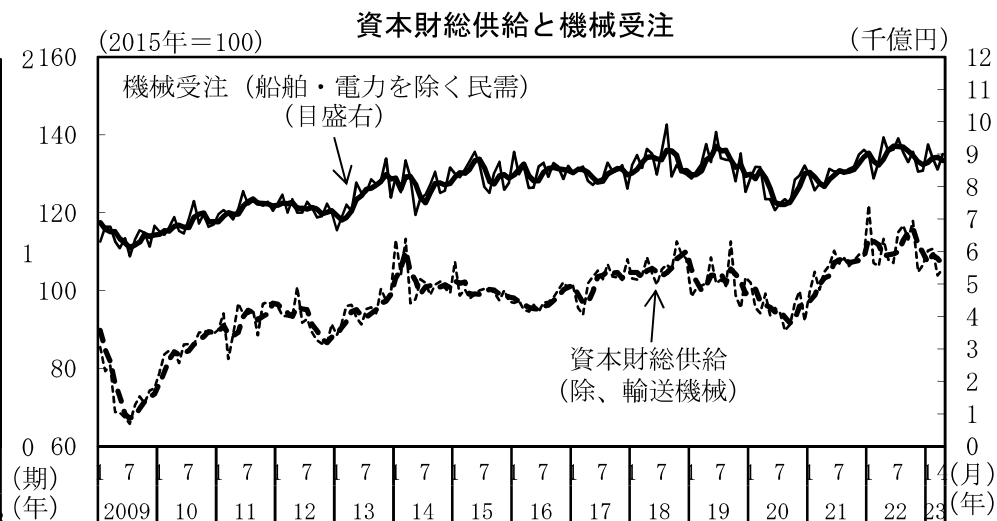
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。

2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

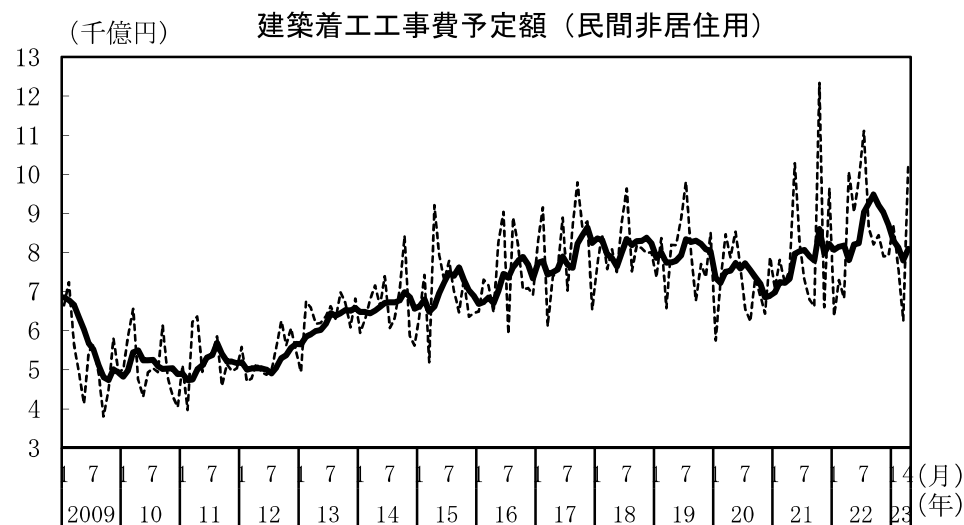
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



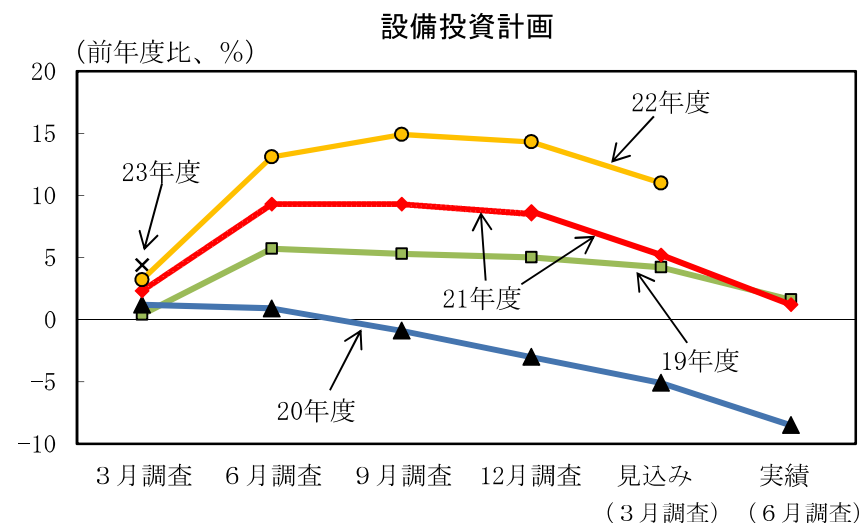
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 太線は後方6か月移動平均。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
2. 2022年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (万戸)	[85.6] 86.6	[86.0] 86.1	86.3	85.1	87.6	85.9	87.7	77.1
	[5.0] 6.6	[0.4] ▲ 0.6	(1.2) 0.0	(▲ 1.3) ▲ 1.6	(2.9) 0.6	(▲ 3.8) ▲ 0.3	(2.0) ▲ 3.2	(▲ 12.1) ▲ 11.9
建築主が民間	[5.2] 6.6	[0.5] ▲ 0.6	(1.2) 0.2	(▲ 1.4) ▲ 2.0	(2.9) 0.6	(▲ 3.8) ▲ 0.1	(▲ 0.7) ▲ 4.1	(▲ 11.9) ▲ 13.0
持家	[9.4] 6.9	[▲ 11.3] ▲ 11.8	(▲ 2.0) ▲ 12.8	(▲ 3.9) ▲ 15.7	(▲ 1.3) ▲ 8.9	(3.6) ▲ 4.6	(▲ 8.0) ▲ 13.6	(▲ 0.8) ▲ 11.6
貸家	[4.8] 9.2	[7.4] 5.0	(1.7) 6.3	(1.2) 8.4	(2.5) 3.0	(1.0) 4.7	(9.8) 0.9	(▲ 12.9) ▲ 2.8
分譲	[1.5] 3.9	[4.7] 4.5	(3.2) 7.1	(▲ 2.3) 1.8	(8.4) 6.5	(▲ 15.1) ▲ 1.8	(0.1) ▲ 0.4	(▲ 19.8) ▲ 21.8
一戸建て	[7.8] 11.4	[3.5] 0.2	(2.0) 4.4	(▲ 3.6) ▲ 1.9	(▲ 3.2) ▲ 4.8	(2.5) ▲ 3.5	(▲ 1.5) ▲ 6.8	(5.2) ▲ 0.8
マンション	[▲ 6.1] ▲ 5.0	[6.4] 10.5	(5.0) 11.0	(▲ 0.6) 7.5	(23.6) 20.8	(▲ 29.6) 0.2	(2.1) 7.1	(▲ 48.5) ▲ 42.6
着工床面積	[6.3] 7.3	[▲ 2.3] ▲ 3.5	(0.1) ▲ 3.2	(▲ 2.4) ▲ 5.9	(2.3) ▲ 2.2	(▲ 1.9) ▲ 1.5	(▲ 3.0) ▲ 6.5	(▲ 9.2) ▲ 13.9
建築主が民間	[6.5] 7.4	[▲ 2.3] ▲ 3.5	(0.1) ▲ 3.1	(▲ 2.4) ▲ 6.1	(2.3) ▲ 2.3	(▲ 1.9) ▲ 1.4	(▲ 4.6) ▲ 7.1	(▲ 9.1) ▲ 14.6
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[20.1] 20.3	[21.0] 21.3	21.1	21.3	22.2	21.9	21.9	22.9
	[0.4] 1.0	[4.4] 5.0	5.3	5.3	6.0	4.9	6.9	8.6

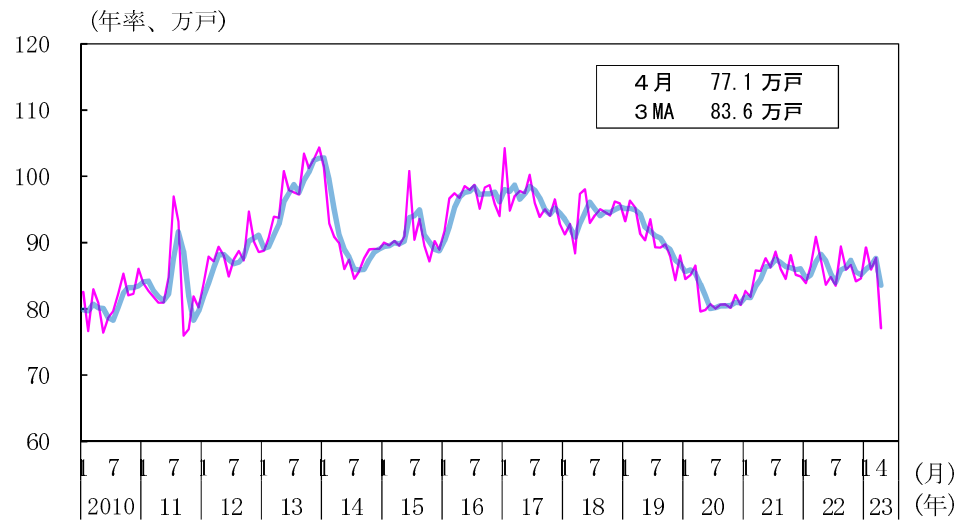
(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。

2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

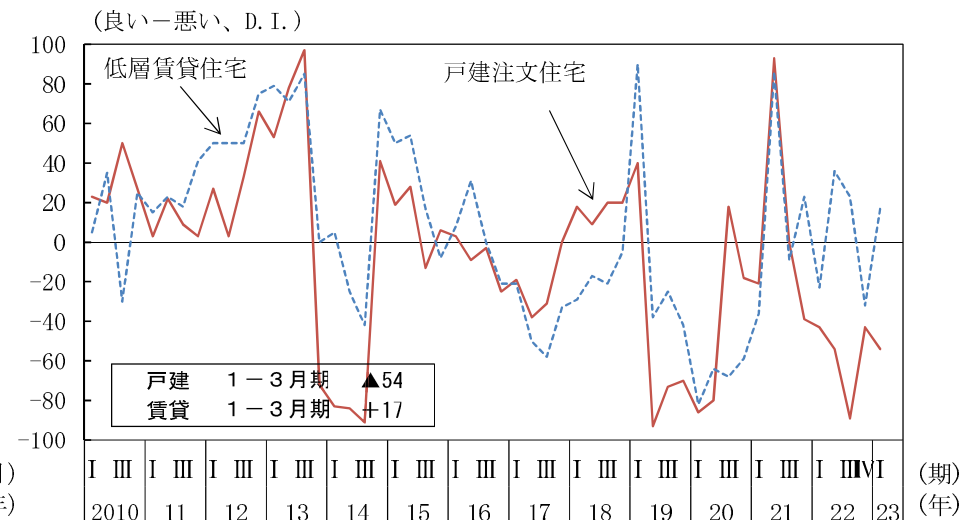
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用＋居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

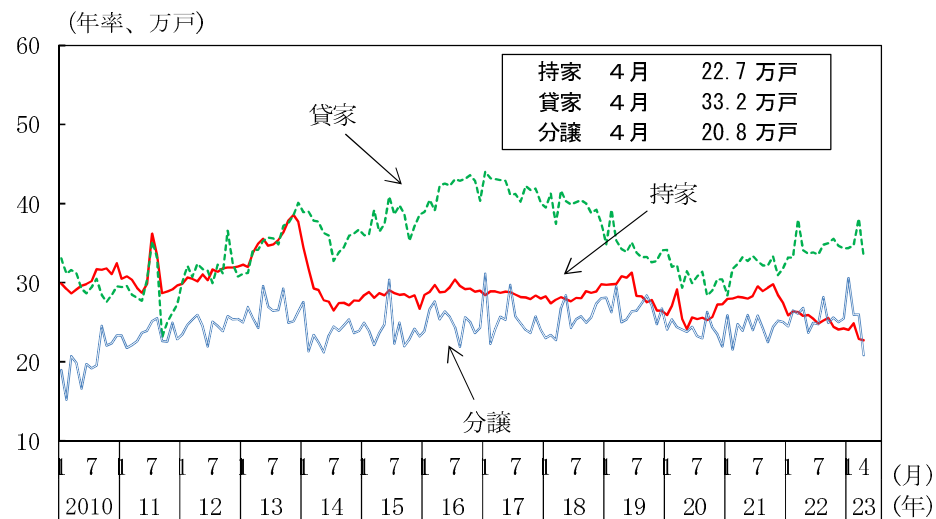
住宅着工戸数（季節調整値）



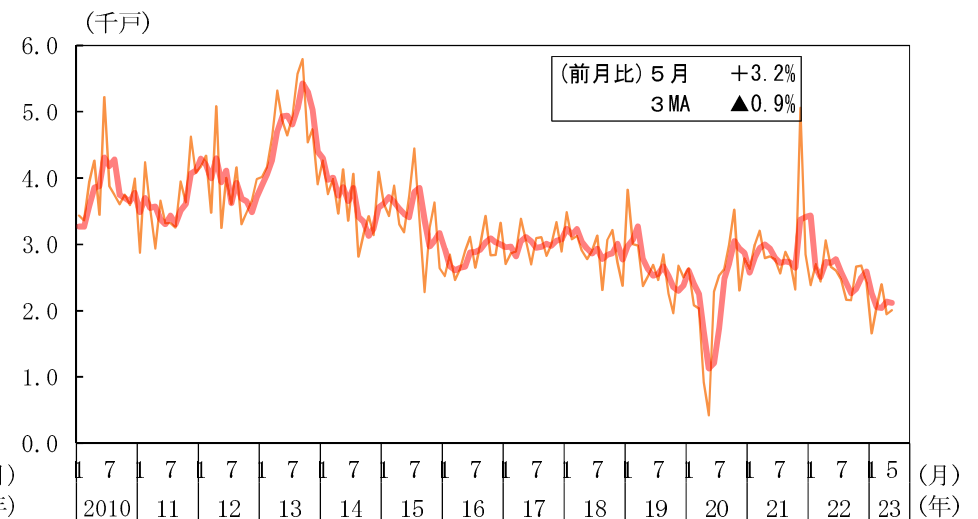
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
 2. 住宅景況判断指数（受注戸数）は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比（実績）について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値（-100～+100）。
 3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月	2023年1-3月	2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 1.6] ▲ 7.1	[▲ 1.4] 7.2	(2.4) 13.0	(18.5) 18.9	(46.9) 80.1	(▲ 32.7) ▲ 0.3	(▲ 8.2) ▲ 12.8	— —
公共工事受注額 (大手50社)	[7.4] ▲ 14.2	[▲ 12.1] 10.6	(▲ 12.3) 6.1	(25.2) 32.1	(66.7) 119.8	(▲ 36.8) 21.7	(21.9) ▲ 11.7	— —
公共工事請負金額	[▲ 7.2] ▲ 8.6	[▲ 4.7] ▲ 0.4	(▲ 6.3) ▲ 5.4	(21.8) 14.7	(51.7) 52.2	(▲ 22.8) 5.5	(▲ 4.1) 1.9	(3.0) 11.8
公共工事出来高	[▲ 1.2] ▲ 5.9	[▲ 4.5] 0.9	(▲ 0.0) 1.8	(1.5) 7.3	(▲ 0.7) 8.2	(0.3) 6.9	(2.9) 8.3	— —
公的固定資本形成 (名目)	[0.4] ▲ 3.3	[▲ 2.7] 1.3	(0.6) 1.9	(1.5) 6.5				

- (備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
なお、2021年(度)の前年(度)比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前年(度)の額に対する比。
4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

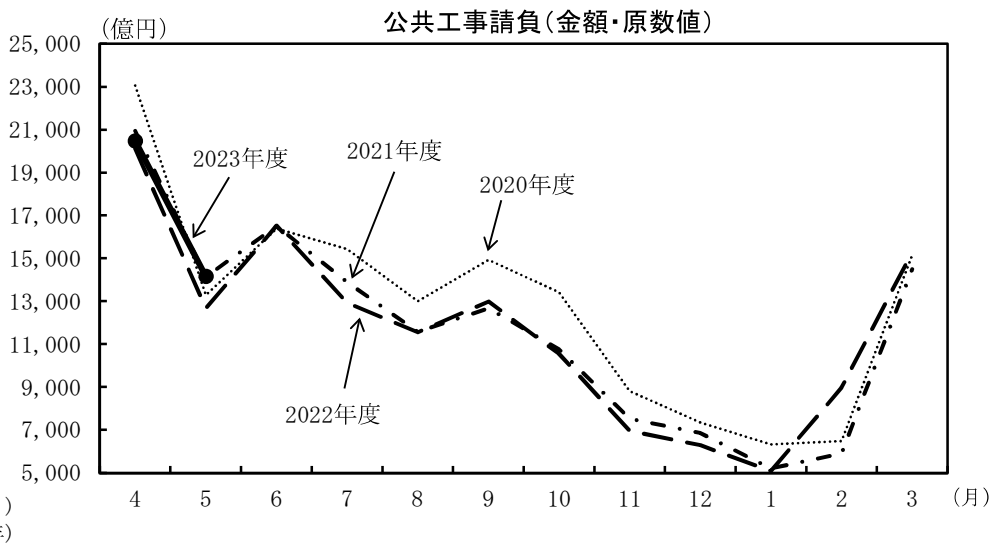
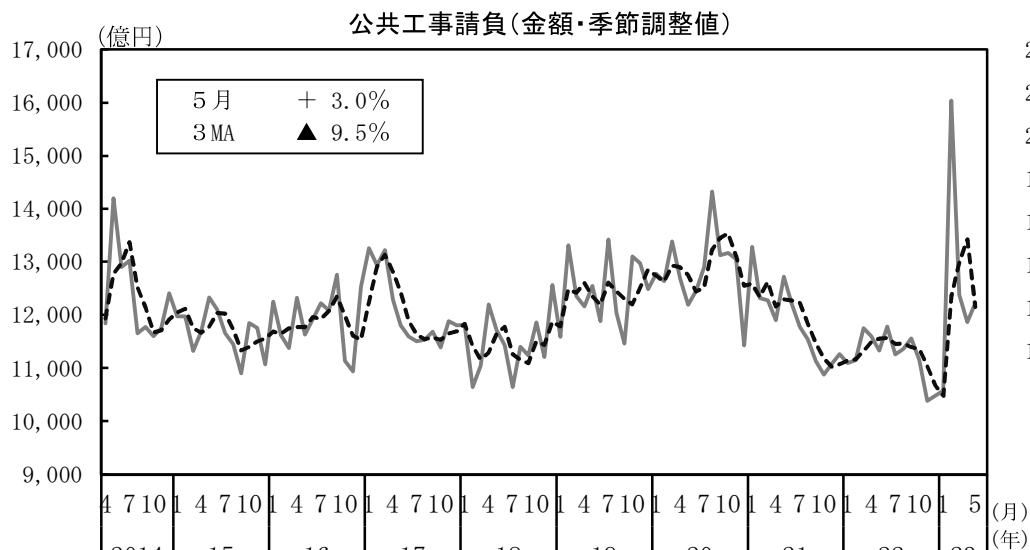
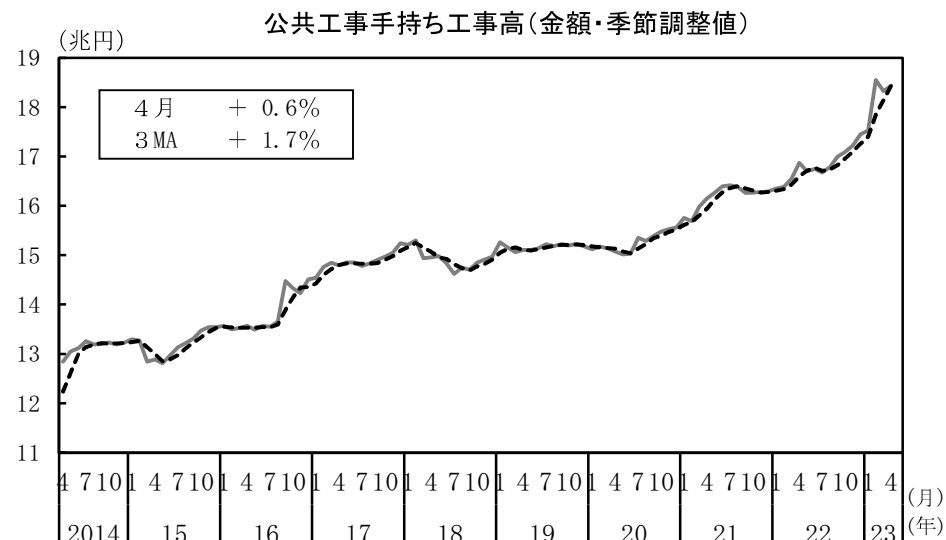
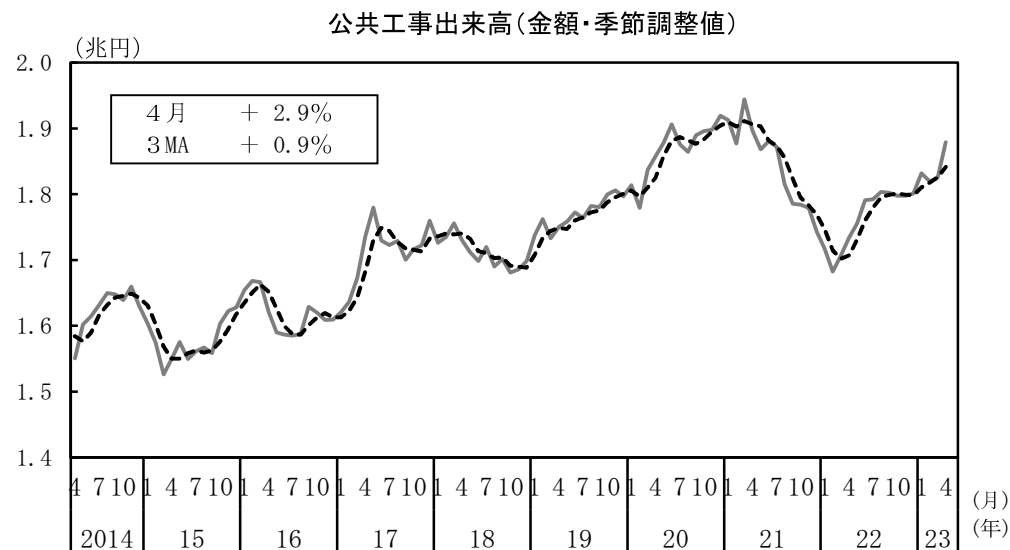
年 度	2020	2021	2022	2023
当初予算 (億円)	68,571	60,549 [60,695]	60,574 [60,575]	60,600
(前年度比、%)	▲ 0.8	▲ 11.5	0.0	0.0
補正後予算 (億円)	92,692	80,518	80,531	—
(前年度比、%)	9.4	▲ 13.0	0.0	—

②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

調査機関	総務省		時事通信社		日経グローバル	
区 分	(当初予算)		(当初予算)		(当初予算)	
年 度	2021年度	2022年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
普通建設事業費	▲ 10.9	0.6	1.4	2.9	2.4	5.4
うち補助事業費	▲ 18.1	▲ 1.1	▲ 1.5	3.4	2.8	4.4
うち単独事業費	▲ 0.9	1.8	4.2	3.3	1.9	7.0
調査対象	普通会計、当初予算。		一般会計、当初予算。		一般会計、当初予算。	
	都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

- (備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
2. ①の2021年度と2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数。2020年度の当初予算は「臨時・特別の措置」分を含む。
3. ②の日経グローバルのうち2022年度における補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。

左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。

右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、底堅い動きとなっている。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。

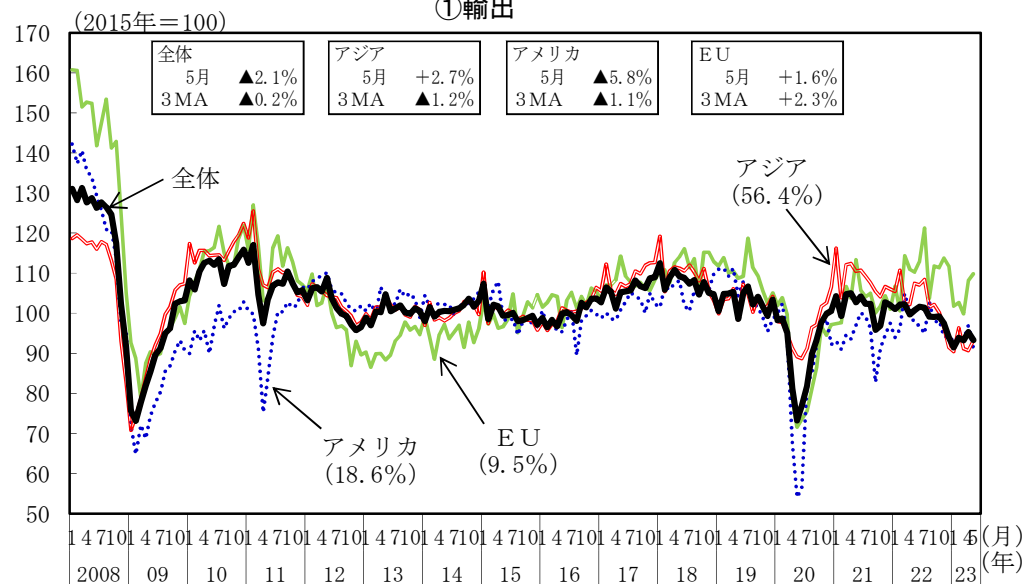
貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、%、Pは速報値)

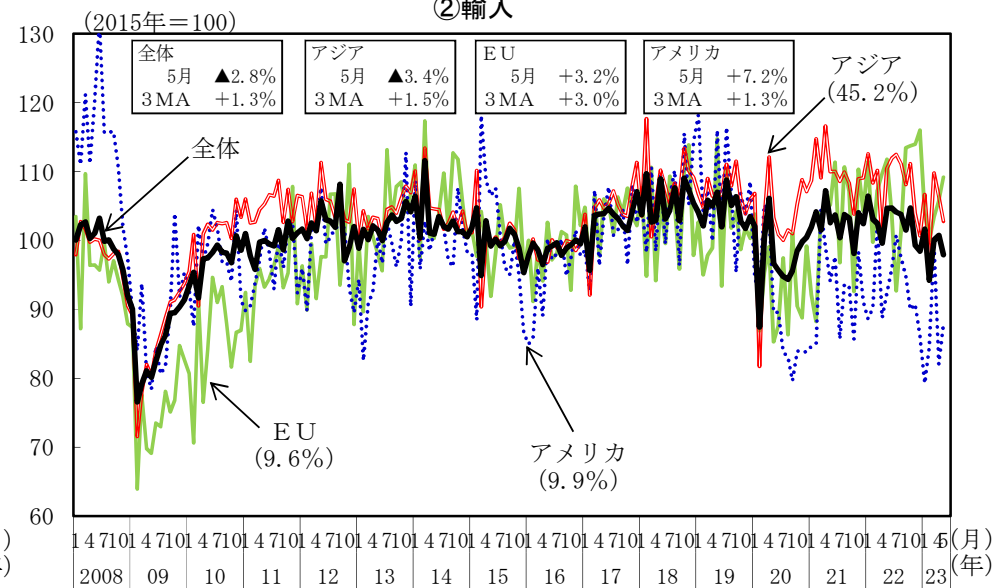
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 10-12月	2023年 1-3月	2023年 3月	4月	5月
輸出数量	[12.0] 10.3	[▲1.9] ▲3.9	(▲3.0) ▲3.7	(▲4.2) ▲8.8	(▲0.7) ▲8.1	(2.3) ▲6.0	P (▲2.1) P ▲6.4
輸入数量	[5.1] 3.8	[▲0.3] ▲1.6	(▲2.3) ▲2.0	(▲2.2) ▲4.1	(6.2) ▲2.6	P (0.7) P ▲0.3	P (▲2.8) P ▲5.2
貿易・サービス収支(億円)	[▲24,834] ▲64,202	[▲211,638] P ▲233,367	▲61,776	P ▲50,746	P ▲13,893	P ▲3,545	—
貿易収支(億円)	[17,623] ▲15,432	[▲157,436] P ▲180,602	▲51,616	P ▲37,552	P ▲9,706	P ▲3,804	—
第一次所得収支(億円)	[263,788] 290,083	[351,857] P 355,591	93,732	P 87,835	P 27,232	P 26,761	—
経常収支(億円)	[215,363] 201,522	[115,466] P 92,256	24,690	P 25,416	P 10,090	P 18,996	—
金融収支(億円)(原数値)	[168,376] 180,787	[64,922] P 87,713	▲1,248	P 73,547	P 21,915	P 30,039	—

地域別輸出入数量指数

①輸出



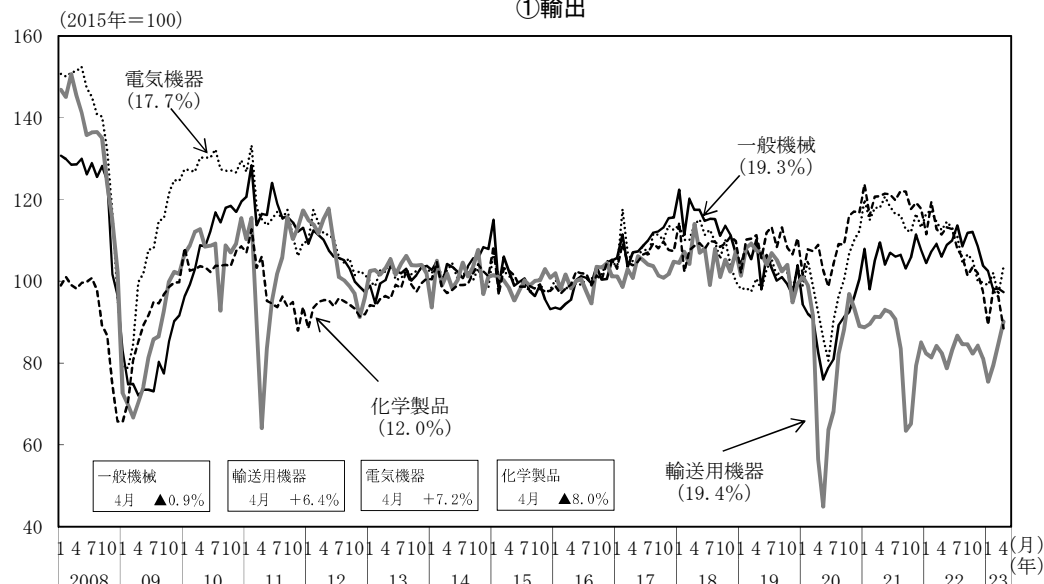
②輸入



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2022年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

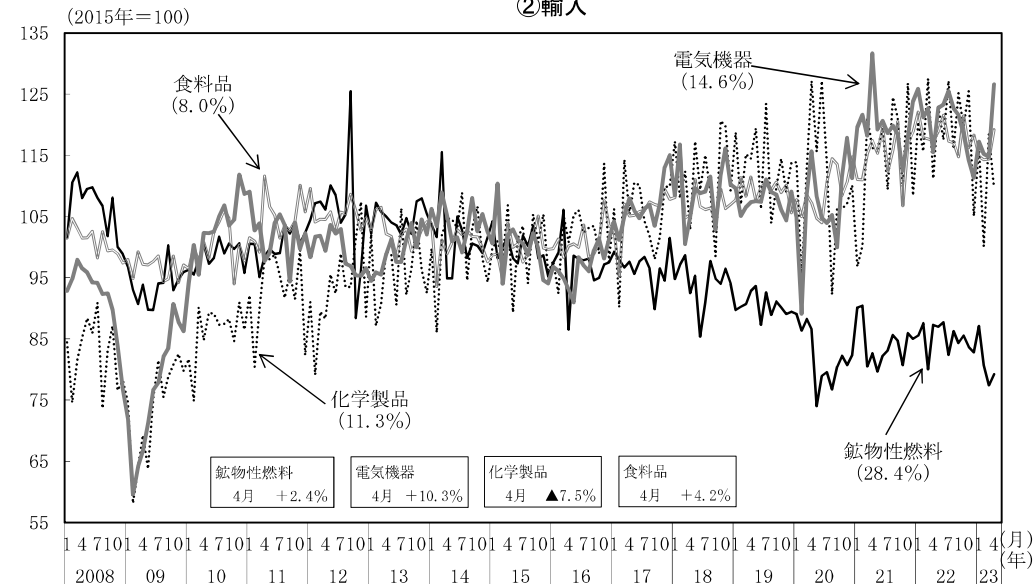
品目別輸出入数量指数

①輸出



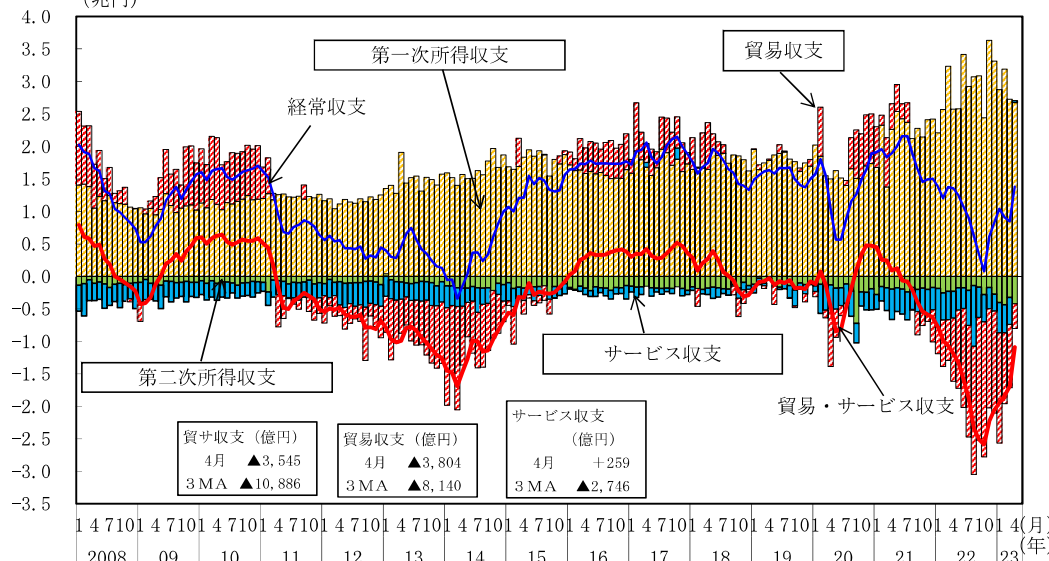
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2022年の金額ウェイト。

②輸入



經常收支

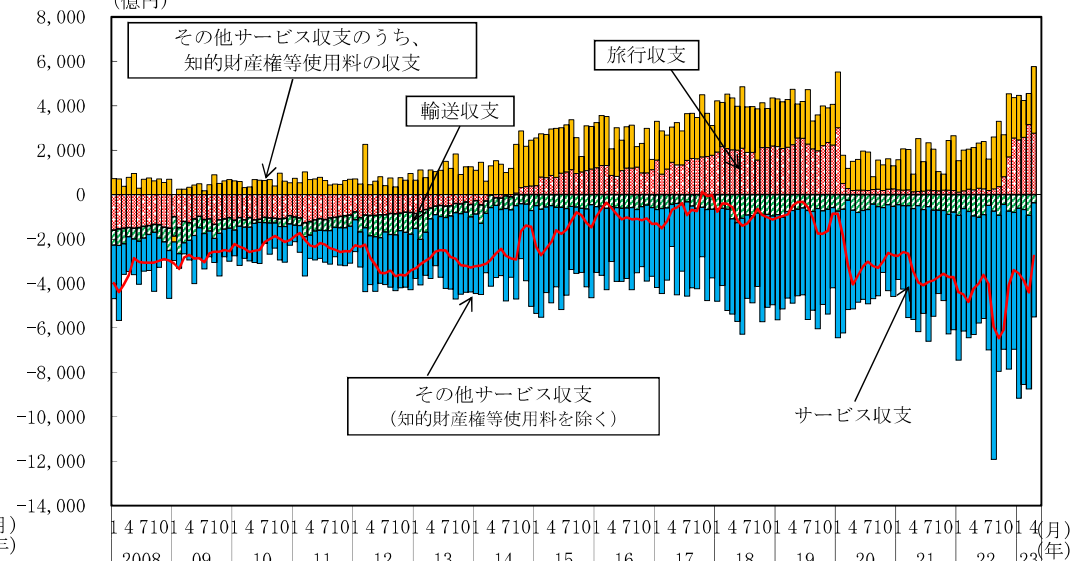
(兆円)



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支(知的財産権等使用料を除く)は、内閣府による季節調整値。
2. 積上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

サービス収支

(億円)



7. 生産・出荷・在庫

生産は、持ち直しの兆しがみられる。

(%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年 7－9月期	10－12月期	2023年 1－3月期	2023年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[5.4] 5.5	[▲ 0.1] ▲ 0.3	(3.1) 4.0	(▲ 1.7) ▲ 0.2	(▲ 1.8) ▲ 1.3	(3.7) ▲ 0.6	(0.3) ▲ 0.8	(0.7) ▲ 0.7
鉱工業出荷指数	[4.4] 4.1	[▲ 0.5] ▲ 0.1	(1.7) 4.1	(▲ 1.4) 0.1	(▲ 1.0) ▲ 0.7	(4.3) 0.7	(0.9) 0.0	(▲ 0.2) ▲ 1.3
鉱工業在庫指数	[6.4] 7.9	[2.7] 2.3	(3.5) 6.2	(▲ 0.3) 2.7	(0.7) 2.3	(1.0) 1.6	(0.4) 2.3	(▲ 0.1) 6.0
製造工業生産能力指数 (2020年＝100)	[98.9] 98.8	[98.2] 98.4	98.4	98.2	98.4	98.3	98.4	98.1
製造工業稼働率指数 (2020年＝100)	[108.5] 108.0	[108.1] 107.9	(109.5)	(111.2)	(106.6)	(103.0)	(107.9)	(111.1)
第3次産業 活動指数	[1.5] 2.3	P [1.6] P 2.2	(▲ 0.1) 2.8	(0.0) 1.4	P (1.0) P 2.3	(1.3) 4.1	P (▲ 1.5) P 1.6	P (1.2) P 2.0

予測調査
5月 1.9%
6月 1.2%

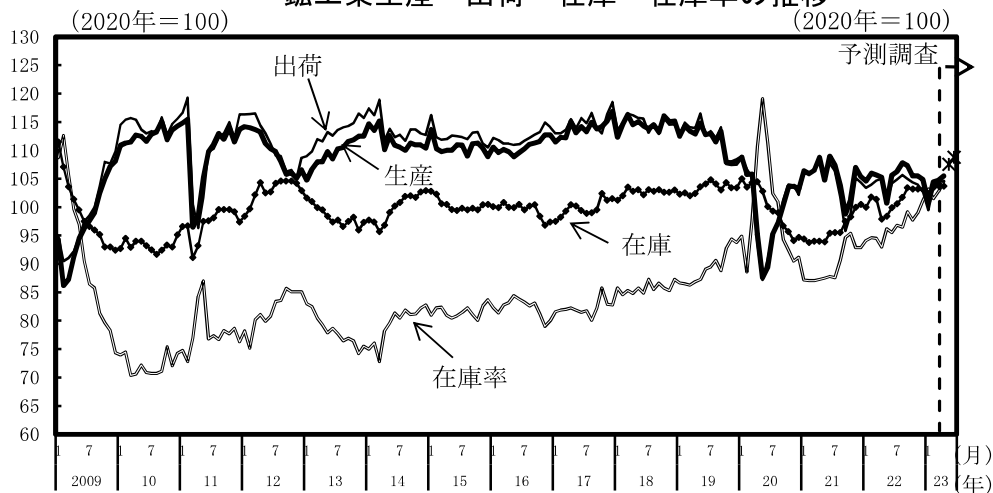
(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。

2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の [] 内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の () 内は季節調整済前期（月）比。

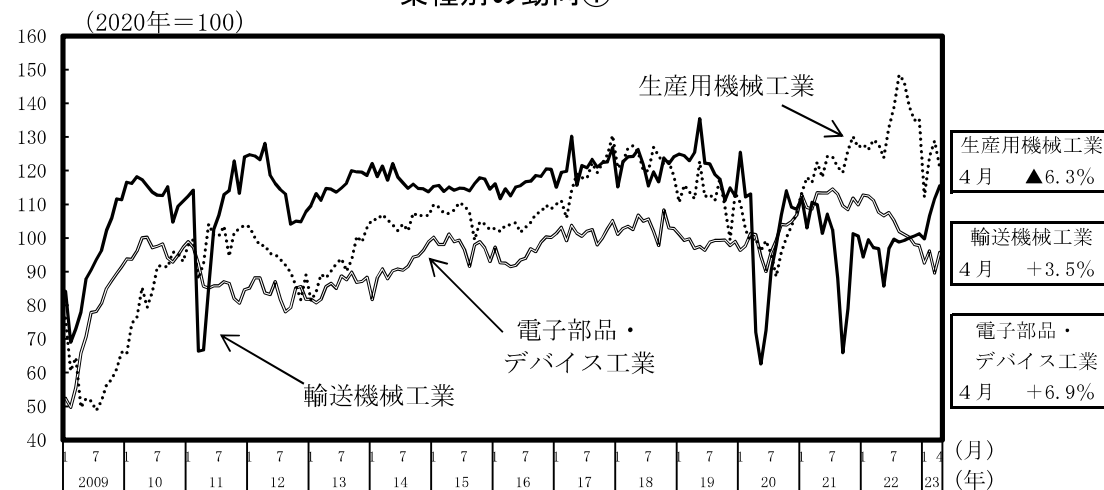
3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の [] 内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。

4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の [] 内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整値。

鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移

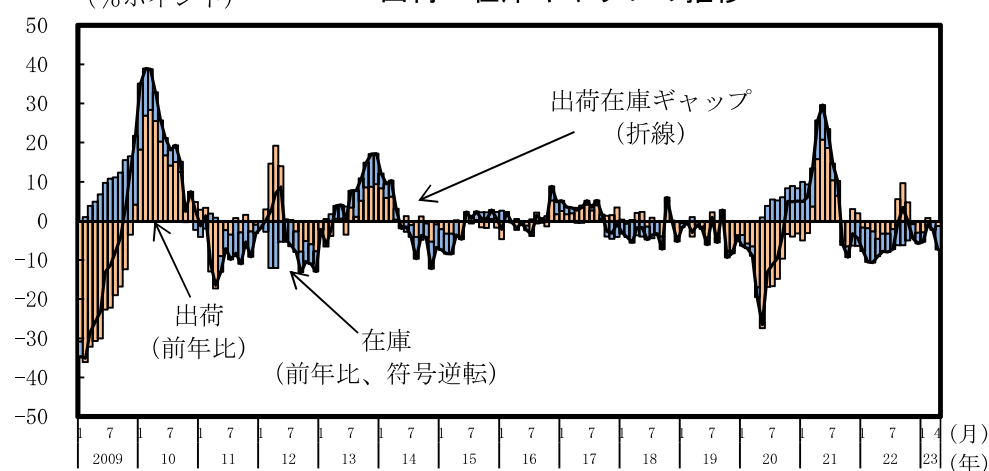


業種別の動向①

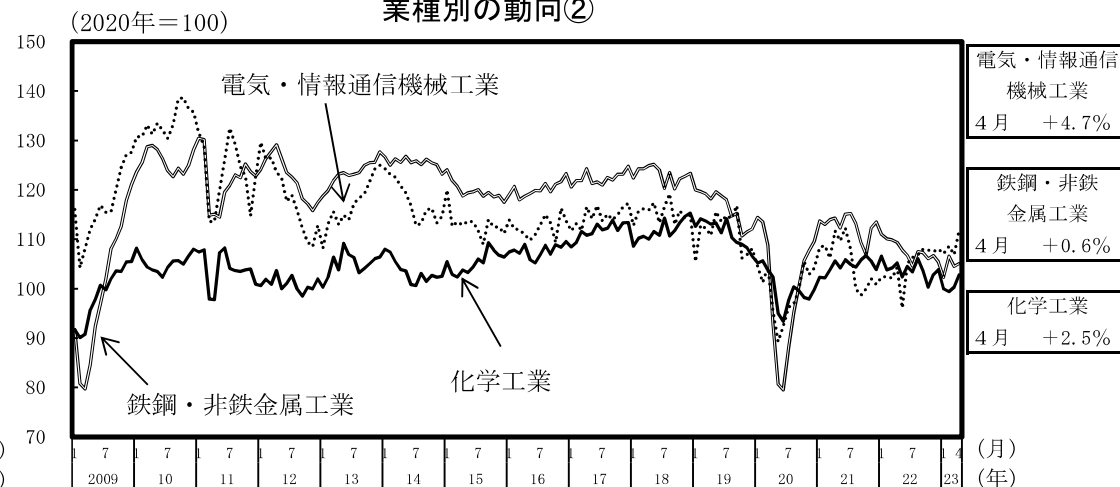


(%ポイント)

出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ＝出荷（前年比）－在庫（前年比）。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。
企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年3月調査）」(前年同期比、%)

経常利益		2020年度	2021年度	2022年度 実績見込み			2023年度 計画		
		実 績	実 績		上期	下期		上期	下期
全規模	全産業	▲ 20.1	42.7	7.9	23.0	▲ 5.9	▲ 2.6	▲ 5.7	1.0
大企業	製造業	▲ 1.4	53.7	5.5	25.3	▲ 15.0	▲ 2.7	▲ 7.3	4.3
	非製造業	▲ 37.9	44.4	19.5	31.1	8.4	▲ 3.5	▲ 1.1	▲ 6.4
中小企業	製造業	▲ 10.2	45.0	▲ 14.2	▲ 4.3	▲ 23.5	3.5	▲ 8.9	18.2
	非製造業	▲ 16.1	21.8	1.7	13.6	▲ 6.4	0.1	▲ 0.4	0.6

財務省「法人企業統計季報」(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

経常利益	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年4－6月	7－9月	10－12月	2023年1－3月
全規模全産業	41.8	11.2	36.8	8.8	17.6 (6.8)	18.3 (▲ 7.2)	▲ 2.8 (▲ 1.2)	4.3 (6.2)
製造業	68.7	11.1	53.2	2.6	11.7 (0.9)	35.4 (5.3)	▲ 15.7 (▲ 23.5)	▲ 15.7 (5.0)
非製造業	28.2	11.3	27.7	13.0	21.9 (11.0)	5.6 (▲ 15.2)	5.2 (16.6)	17.2 (6.8)
大中堅企業	45.0	17.0	37.9	12.2	22.1 (11.2)	23.8 (▲ 9.0)	4.0 (▲ 1.5)	▲ 0.5 (0.4)
中小企業	33.4	▲ 5.0	33.8	▲ 1.0	▲ 1.6 (▲ 7.2)	1.3 (▲ 0.2)	▲ 18.0 (▲ 0.1)	16.8 (26.1)

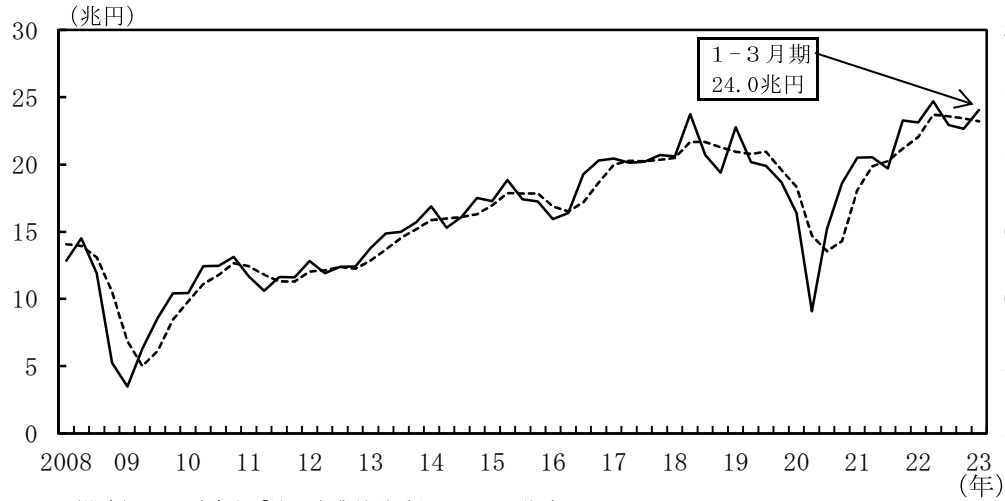
(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2023年3月調査）」(％ポイント)
→ 見込み

業況判断D I		2021年9月	12月	2022年3月	6月	9月	12月	2023年3月	6月
全規模	全産業	▲ 2	+ 2	+ 0	+ 2	+ 3	+ 6	+ 5	+ 2
	製造業	+ 5	+ 6	+ 2	+ 1	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 3
	非製造業	▲ 7	+ 0	▲ 2	+ 4	+ 5	+ 10	+ 12	+ 6
大企業	製造業	+ 18	+ 18	+ 14	+ 9	+ 8	+ 7	+ 1	+ 3
	非製造業	+ 2	+ 9	+ 9	+ 13	+ 14	+ 19	+ 20	+ 15
中小企業	製造業	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 4
	非製造業	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 1	+ 2	+ 6	+ 8	+ 3

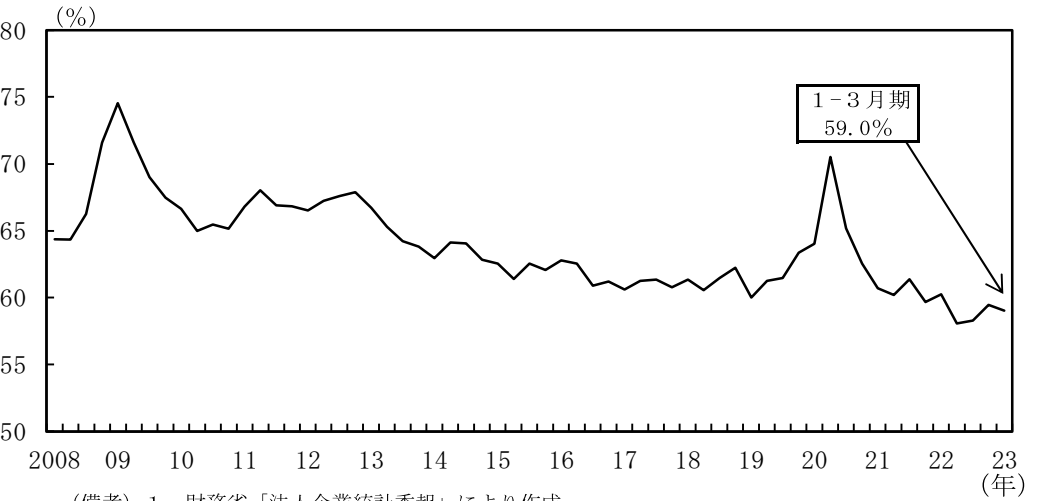
(備考) D I = 「良い」とみる企業の割合 (％) - 「悪い」とみる企業の割合 (％)

＜企業収益＞ 経常利益額の推移



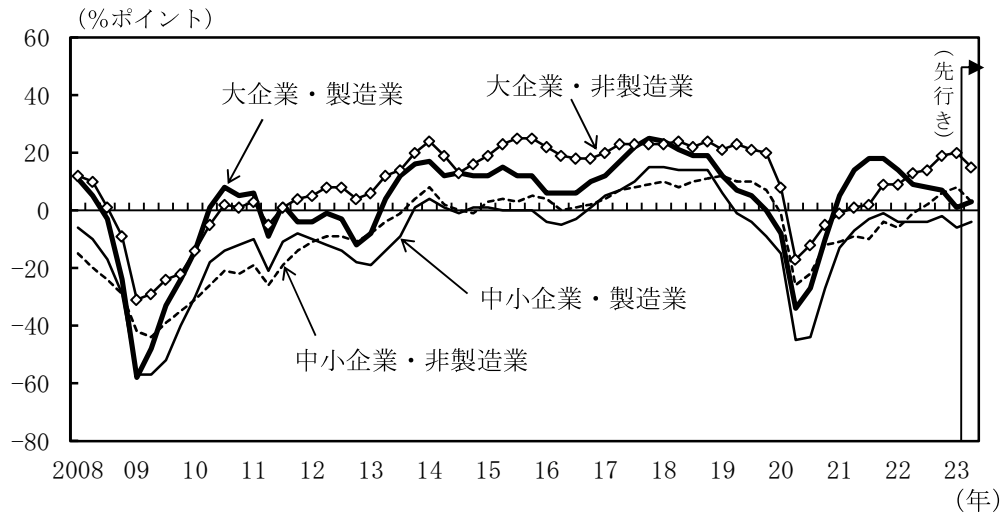
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



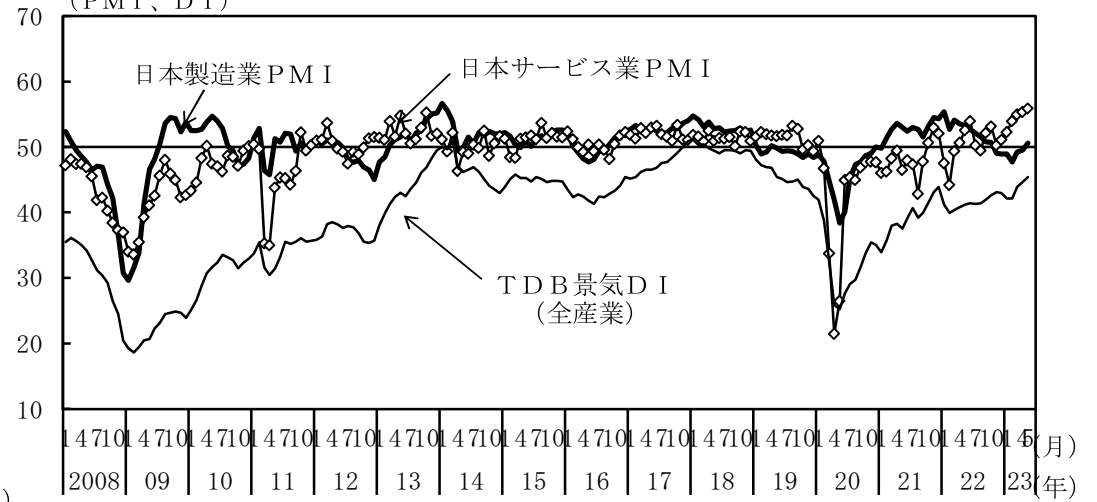
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率＝人件費／（人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息）
3. 内閣府の試算による季節調整値。

＜企業の景況感＞ 日銀短観の業況判断D I の推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。D Iは「良い」－「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移 (PMI、D I)



(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。D Iは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

9. 倒産

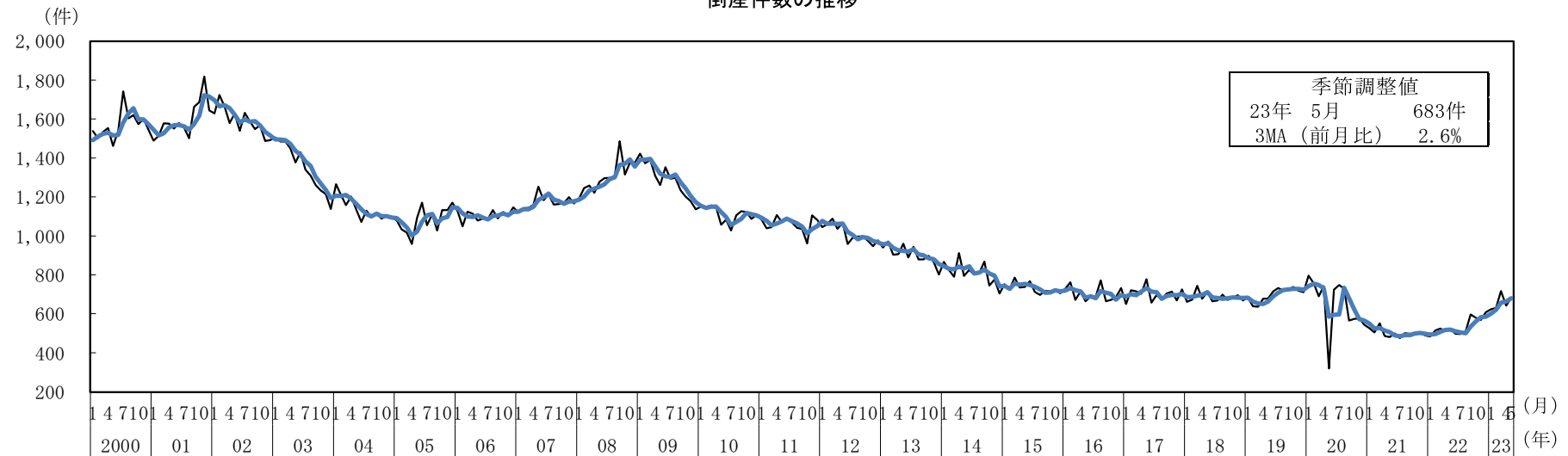
倒産件数は、増加がみられる。

(株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」

(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	2022年10-12月期	2023年1-3月期	2023年3月	4月	5月
企業倒産件数	[7,773] 7,163	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	1,783	1,956	809	610	706
前年比(%)	[▲7.2] ▲17.0	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	15.8	30.0	36.4	25.5	34.7
前月比(%)				(9.5)	(12.3)	(13.6)	(▲10.5)	(6.4)
負債金額(億円)	[12,200] 12,084	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	2,817	3,005	1,474	2,038	2,787
前年比(%)	[▲14.2] ▲4.4	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	▲1.3	▲2.2	▲13.1	150.8	218.9
大型倒産除く(億円)	[6,112] 5,563	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	1,598	1,597	697	501	618
前年比(%)	[▲12.1] ▲21.2	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	24.4	26.6	43.9	9.9	37.0

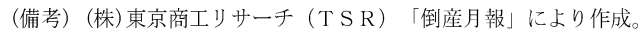
倒産件数の推移



(備考) 1. (株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」により作成。

2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

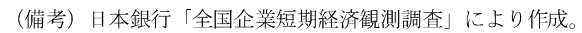
(%)



(余裕一窮屈、D I)



(上昇一下落、D I) 中小企業仕入・販売価格D I推移



10. 雇用情勢

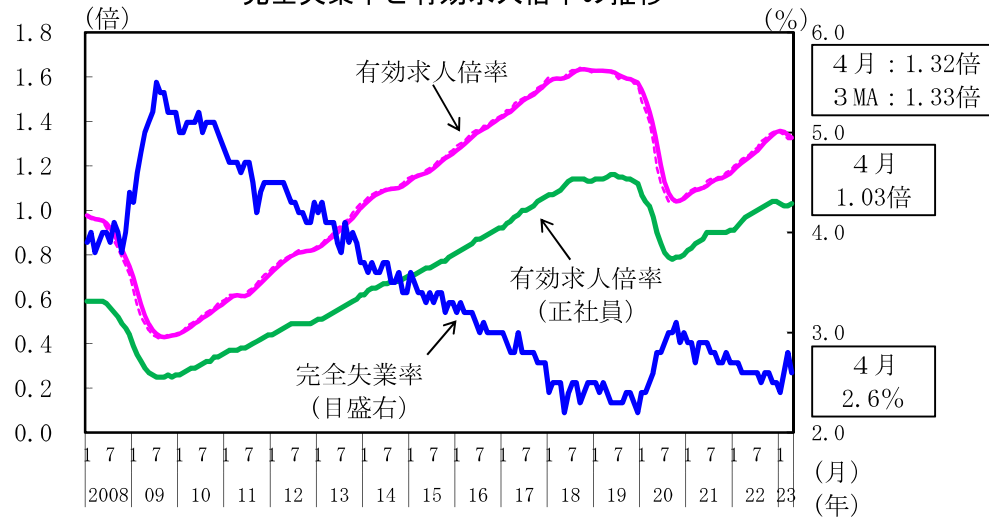
雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

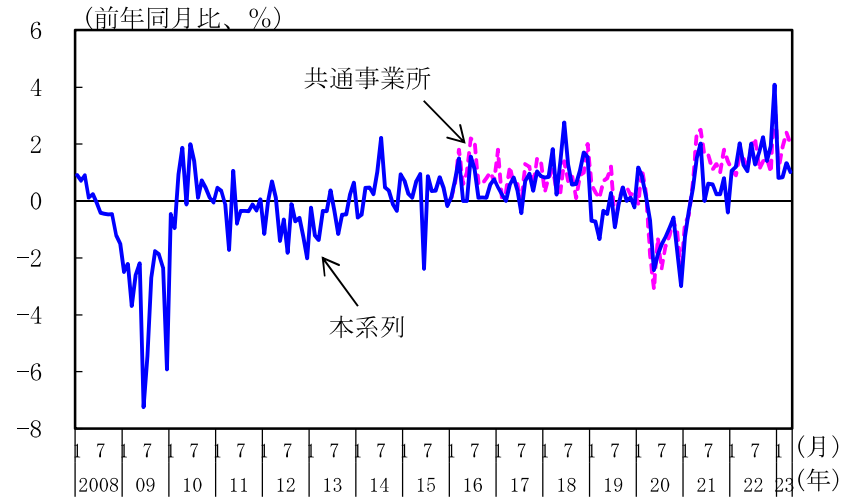
	2021年度[年]		2022年度[年]		2022年7-9月	10-12月	2023年1-3月	2023年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.8	[2.8]	2.6	[2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.8	2.6
うち15～24歳	4.4	[4.6]	4.4	[4.4]	4.2	4.7	4.7	5.2	4.7	3.8
完全失業者数総数 (万人)	191	[195]	178	[179]	178	174	181	180	195	180
うち非自発的な離職による者	56	[57]	44	[46]	43	41	46	45	52	44
雇用者数	0.3	[0.2]	0.6	[0.4]	0.5 (0.0)	0.7 (0.0)	0.4 (0.0)	0.1 (▲0.6)	0.2 (0.4)	0.1 (0.2)
常用労働者数(労働者計)	1.1	[1.2]	1.2	[0.9]	1.1 (0.5)	1.1 (0.1)	1.7 (0.5)	1.8 (0.2)	1.7 (0.1)	P 1.7 (0.2)
新規求人数	9.8	[4.1]	9.3	[10.8]	12.5 (0.2)	7.1 (1.2)	5.0 (0.2)	10.4 (▲0.4)	0.7 (▲4.6)	▲0.9 (1.5)
有効求人数	9.5	[1.6]	10.8	[12.7]	14.4 (2.3)	9.9 (1.0)	6.1 (▲0.0)	7.0 (0.8)	4.9 (▲1.5)	2.8 (▲0.6)
有効求人倍率 (倍)	1.16	[1.13]	1.31	[1.28]	1.30	1.35	1.34	1.34	1.32	1.32
正社員 (倍)	0.90	[0.88]	1.01	[0.99]	1.01	1.03	1.02	1.02	1.02	1.03
求人広告掲載件数 (万件)	99.1	[90.8]	130.9	[126.2]	123.9	133.3	139.4	135.0	154.1	151.9
所定外労働時間(残業時間等)	8.2	[5.1]	3.9	[4.6]	5.2 (▲0.6)	3.7 (▲2.0)	1.4 (▲0.3)	2.1 (2.1)	1.0 (0.5)	P ▲1.9 (0.0)
製造業	18.9	[14.1]	2.2	[6.2]	4.0 (1.1)	5.1 (▲4.0)	▲4.8 (▲5.0)	▲4.7 (0.5)	▲5.3 (0.6)	P ▲6.1 (0.5)
現金給与総額(1人当たり・名目)	0.7	[0.3]	1.9	[2.0]	1.7 (0.2)	2.9 (0.2)	0.9 (0.5)	0.8 (0.4)	1.3 (1.8)	P 1.0 (▲1.0)
※共通事業所	-		-		-	-	-	0.8	2.4	P 2.0
定期給与(名目)	0.8	[0.5]	-	[1.4]	1.5 (0.0)	1.6 (0.3)	0.8 (0.0)	0.9 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	P 1.1 (0.8)
※共通事業所	-		-		-	-	-	0.9	1.2	P 1.5

(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。

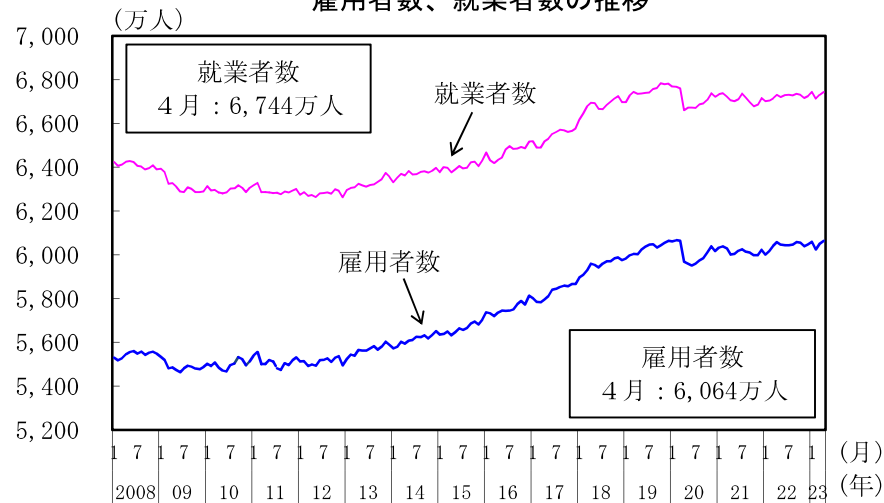
完全失業率と有効求人倍率の推移



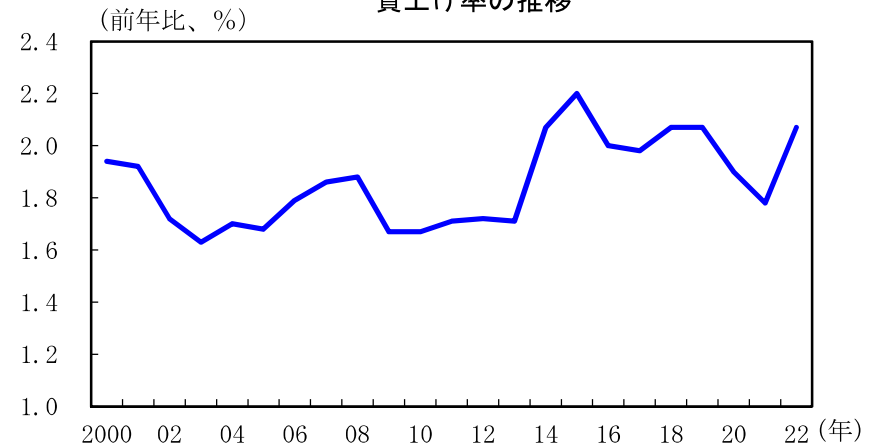
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数の推移



賃上げ率の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当込の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

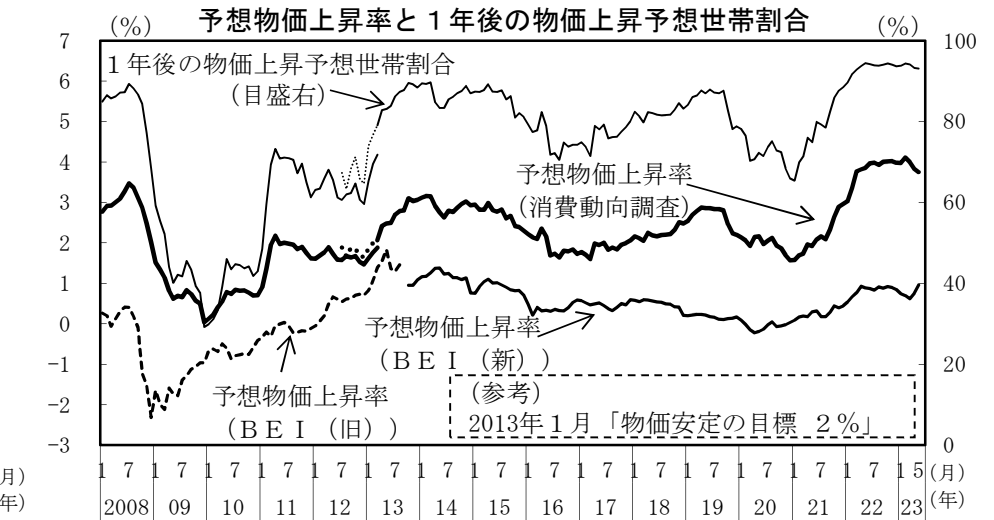
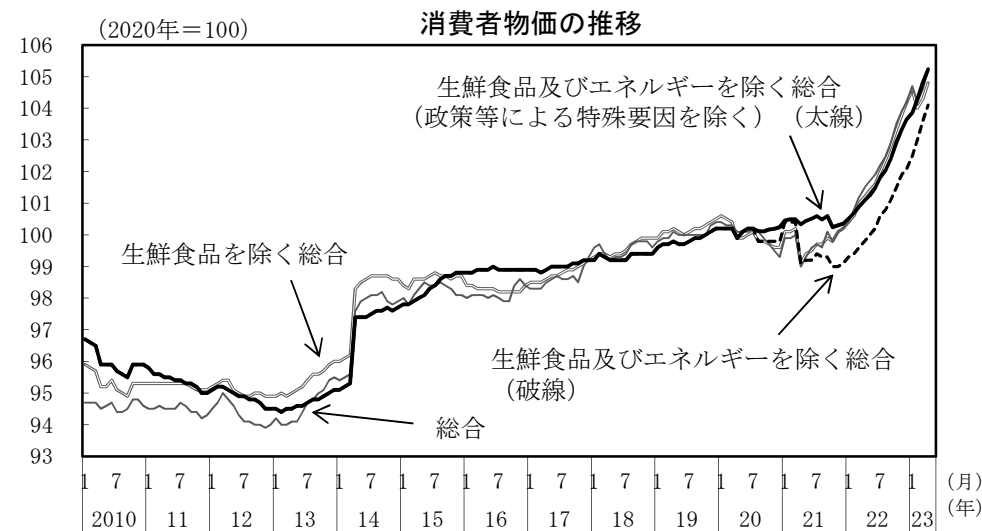
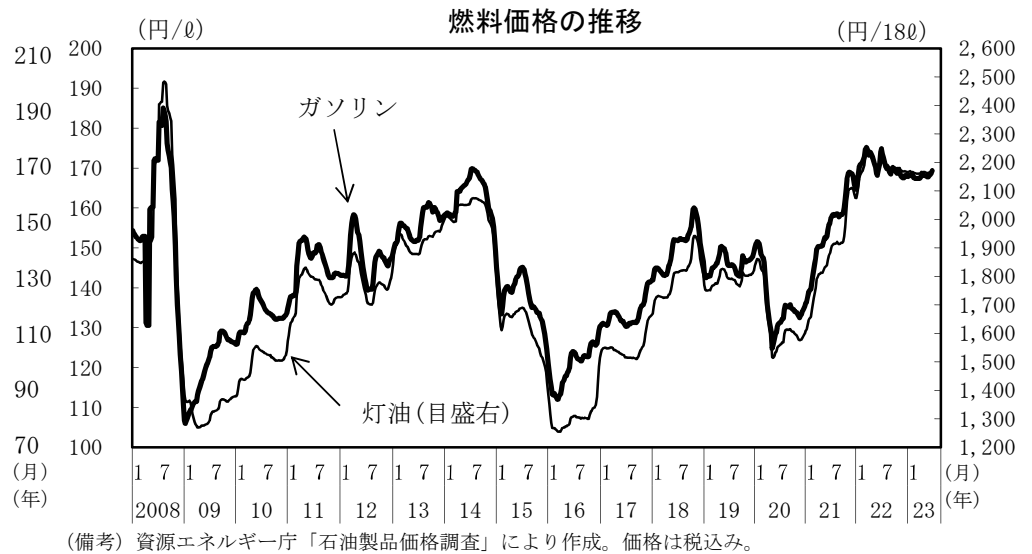
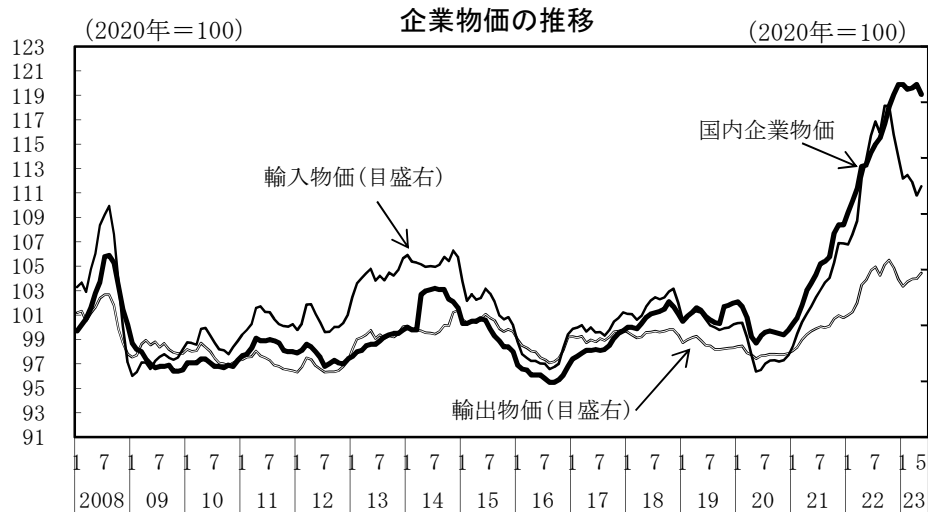
			[2021年] [2021年度]	[2022年] [2022年度]	2022年 7－9月	10－12月	2023年 1－3月	2023年 3月	4月	5月
国内企業物価			[4.6] 7.1	[9.7] 9.4	(2.0) 9.6	(2.7) 10.0	(0.6) 8.4	(0.1) 7.4	(0.3) 5.9	P (▲ 0.7) P 5.1
夏季電力料金調整後			[4.6] 7.1	[9.7] 9.4	(1.8) 9.7	(2.9) 10.0	(0.6) 8.4	(0.1) 7.4	(0.3) 5.9	P (▲ 0.7) P 5.1
輸出物価			[8.3] 11.3	[16.2] 15.1	(2.7) 18.9	(0.0) 15.3	(▲ 3.7) 8.6	(0.7) 7.2	(0.1) 1.8	P (1.7) P 2.0
輸入物価			[21.6] 31.3	[39.0] 33.2	(8.1) 46.8	(▲ 2.5) 30.6	(▲ 9.2) 13.7	(▲ 1.5) 9.4	(▲ 3.0) ▲ 3.8	P (2.2) P ▲ 5.4
契約通貨ベース			[18.7] 25.5	[21.2] 15.6	(2.8) 23.3	(▲ 3.9) 10.7	(▲ 4.2) 3.3	(▲ 2.1) 0.1	(▲ 2.9) ▲ 7.5	P (▲ 0.1) P ▲ 9.6
企業向けサービス価格			[0.9] 1.2	[1.7] 1.8	(0.3) 2.0	(0.4) 1.7	(0.3) 1.8	(0.6) 1.7	P (0.2) P 1.6	(—) —
国際運輸を除くベース			[0.7] 0.9	[1.3] 1.5	< 0.5 > 1.4	< 0.2 > 1.3	< 0.6 > 1.7	< 0.1 > 1.7	P < 0.4 > P 1.8	< — > —
消費者物価	総合	固定基準	[▲ 0.2] 0.1	[2.5] 3.2	< 0.9 > 2.9	< 1.1 > 3.9	< 0.5 > 3.6	< 0.3 > 3.2	< 0.6 > 3.5	< — > —
		連鎖基準	[▲ 0.2] —	[2.5] —	— —	— —	— —	< 0.4 > 3.4	< 0.6 > 3.7	< — > —
	生鮮食品	固定基準	[▲ 1.2] 1.1	[8.1] 7.2	(0.2) 6.0	(0.8) 6.8	(5.1) 6.1	(▲ 1.5) 5.4	(▲ 0.1) 5.3	(—) —
	エネルギー	固定基準	[3.9] 10.7	[17.1] 12.8	(2.4) 16.6	(2.6) 14.6	(▲ 5.1) 3.2	(▲ 0.7) ▲ 3.8	(▲ 0.2) ▲ 4.4	(—) —
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[▲ 0.2] 0.1	[2.3] 3.0	< 1.1 > 2.7	< 1.2 > 3.7	< 0.4 > 3.5	< 0.3 > 3.1	< 0.5 > 3.4	< — > —
		連鎖基準	[▲ 0.2] —	[2.3] —	— —	— —	— —	< 0.4 > 3.3	< 0.5 > 3.6	< — > —
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[▲ 0.5] ▲ 0.8	[1.1] 2.2	< 0.9 > 1.5	< 0.9 > 2.8	< 1.1 > 3.5	< 0.5 > 3.8	< 0.5 > 4.1	< — > —
		連鎖基準	[▲ 0.5] —	[1.1] —	— —	— —	— —	< 0.5 > 3.9	< 0.5 > 4.3	< — > —
		(政策等による特殊要因を除く)	[0.3] —	[1.4] —	— —	— —	— —	< 0.5 > 3.8	< 0.4 > 4.1	< — > —

消費者物価
(東京都区部)
4月 5月(P)
< 0.5 > < ▲0.1 >
3.5 3.2

< 0.5 > < ▲0.1 >
3.5 3.2

< 0.6 > < 0.2 >
3.8 3.9

(備考) 1. 企業向けサービス価格は2015年基準。国内企業物価及び消費者物価は2020年基準。Pは速報値。
2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期(月)比は、内閣府試算値。
3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。
4. 消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、G o T o事業、2021年4月の通信料(携帯電話)下落及び全国旅行支援等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



12. 金融

株価（日経平均株価）は、30,900円台から33,700円台まで上昇した後、33,300円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、139円台から140円台まで円安方向に推移した後、138円台まで円高方向に推移し、その後142円台まで円安方向に推移した。

(%、ポイント、円)

	2021年	2022年	2021年度	2022年度	2022年		2023年	2023年			
					7－9月	10－12月	1－3月	3月	4月	5月	
コ ー ル レ ー ト (無 担 保 翌 日 物)	-0.024	-0.032	-0.024	-0.032	-0.026	-0.061	-0.019	-0.017	-0.015	-0.051	6/20 -0.069
ユ ー ロ 円 TIBOR (3 か 月 物)	-0.064	-0.028	-0.063	-0.017	-0.013	-0.014	-0.003	0.000	-0.005	-0.003	6/20 -0.019
国 債 流 通 利 回 り	0.061	0.225	0.086	0.292	0.218	0.280	0.436	0.366	0.452	0.404	6/20 0.385
株 式 相 場 東 証 株 価 指 数 (TOPIX)	1,953	1,919	1,956	1,931	1,932	1,932	1,968	1,989	2,016	2,125	6/20 2,283
日 経 平 均 株 価	28,836	27,257	28,389	27,290	27,610	27,362	27,290	27,693	28,275	30,147	33,388
円 相 場 (対 米 ド ル)	109.89	131.57	112.38	135.43	138.24	141.25	132.33	133.85	133.33	137.37	6/20 142.18
(対 ユ ー ロ)	129.90	138.12	130.53	140.97	139.28	144.17	142.16	143.37	146.27	149.02	155.16
(韓国ウォン・1円当たり)	10.42	9.84	10.39	9.66	9.69	9.61	9.64	9.76	9.91	9.68	6/19 9.03
日 銀 当 座 預 金 残 高 (億 円 、 前 年 比)	5,237,058 18.5	5,265,526 0.5	5,347,929 14.6	5,232,251 ▲ 2.2	5,204,661 ▲ 2.7	4,926,460 ▲ 8.1	5,263,298 ▲ 2.5	5,413,393 ▲ 1.9	5,503,500 ▲ 1.9	5,394,730 ▲ 1.3	
マ ネ タ リ ー ベ ー ス (億 円 、 前 年 比)	6,434,962 15.9	6,532,030 1.5	6,557,140 13.0	6,496,940 ▲ 0.9	6,553,763 (▲10.6) 0.0	6,164,351 (▲15.9) ▲ 6.5	6,466,383 (22.2) ▲ 2.1	6,557,809 (13.5) ▲ 1.0	6,759,281 (▲7.5) ▲ 1.7	6,727,323 (▲0.7) ▲ 1.1	
マ ネ ー ス ト ッ ク M (億 円 、 前 年 比)	11,626,650 6.4	12,012,019 3.3	11,727,820 5.0	12,088,902 3.1	12,083,906 (2.8) 3.4	12,105,881 (2.1) 3.0	12,119,316 (2.0) 2.6	12,134,108 (3.2) 2.5	12,326,526 (4.1) 2.6	12,364,043 (3.7) 2.7	
マ ネ ー ス ト ッ ク 広 義 流 動 性 (億 円 、 前 年 比)	19,801,290 5.6	20,550,628 3.8	20,004,568 5.2	20,724,945 3.6	20,740,139 (3.4) 3.8	20,768,418 (2.2) 3.5	20,800,697 (2.9) 3.5	20,828,257 (3.1) 3.5	21,053,011 (3.6) 2.8	21,121,334 (▲0.7) 2.4	
銀 行 貸 出	2.3	1.7	1.0	2.5	2.3	3.0	3.5	3.3	3.5	3.8	
普 通 社 債 発 行 額	▲ 2.6	▲ 16.4	▲ 2.3	▲ 10.9	▲ 9.9	▲ 20.1	31.4	114.4	▲ 6.2	4.9	

(備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

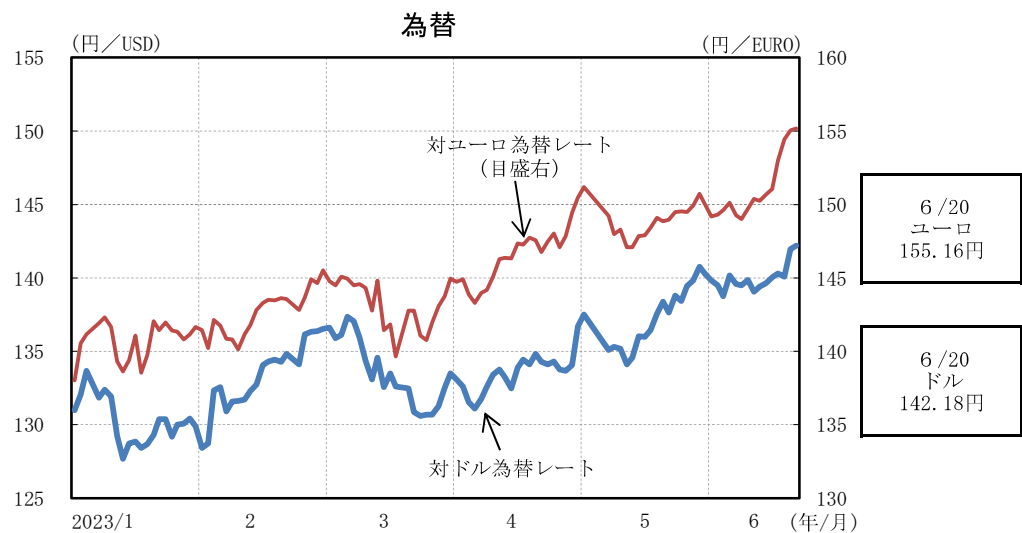
5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。

6. マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。

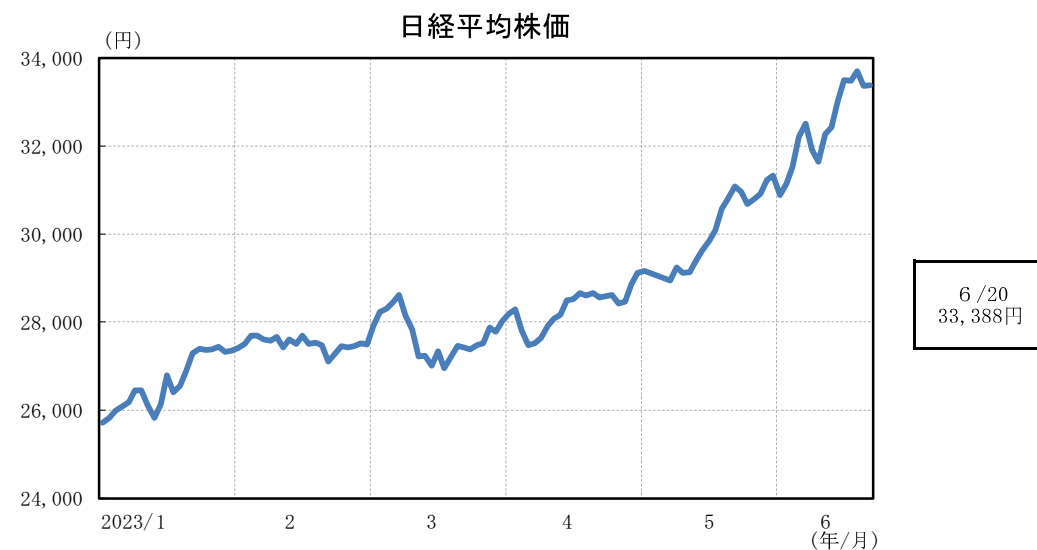
7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。

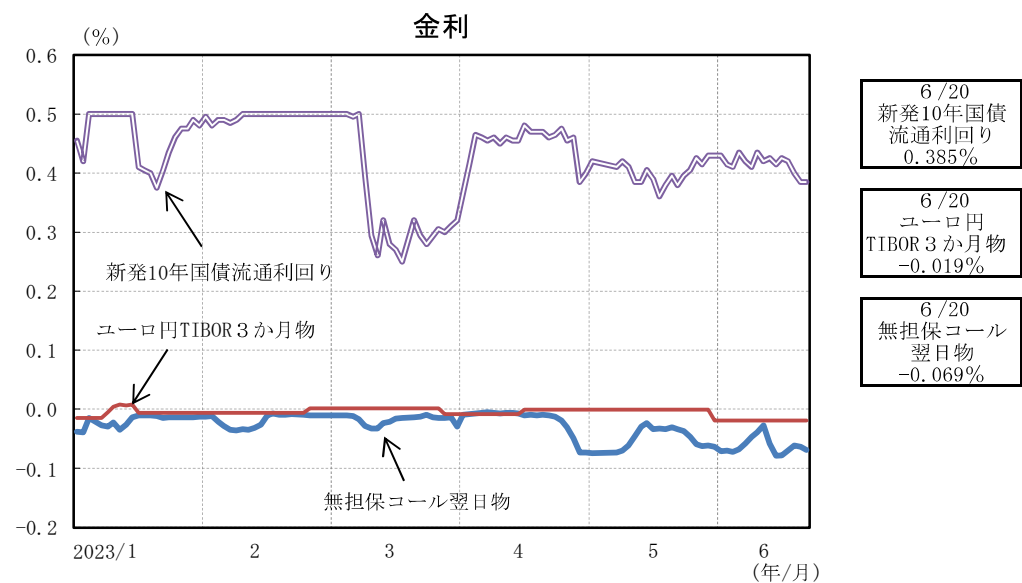
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。



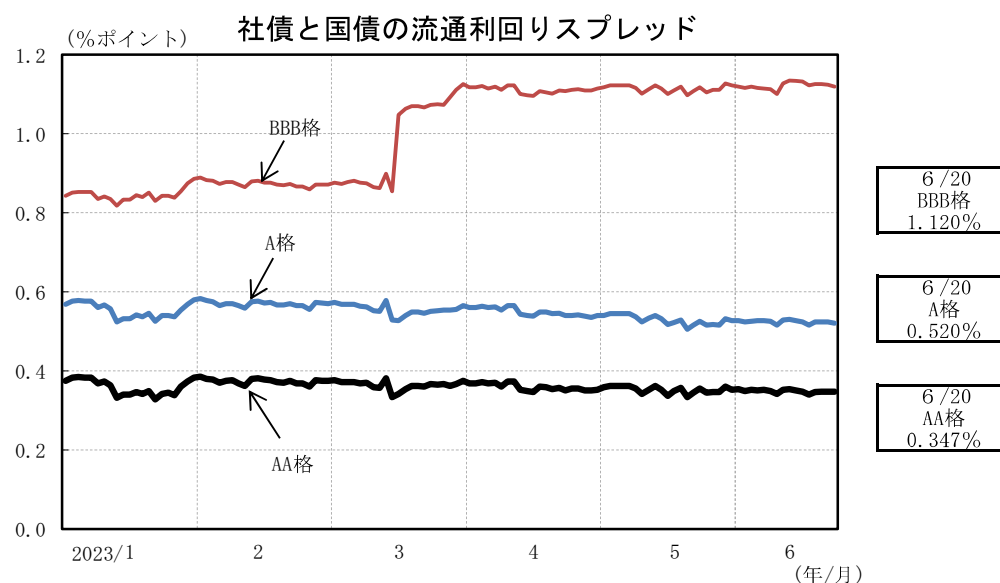
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。



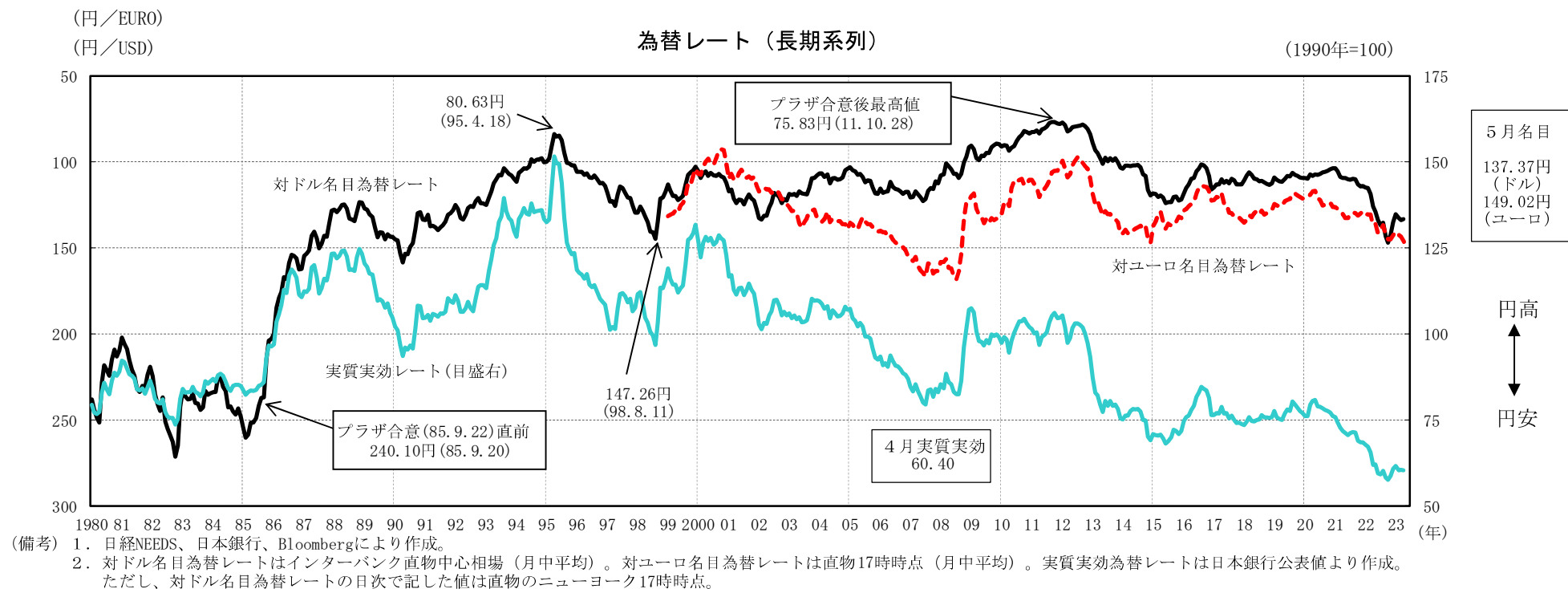
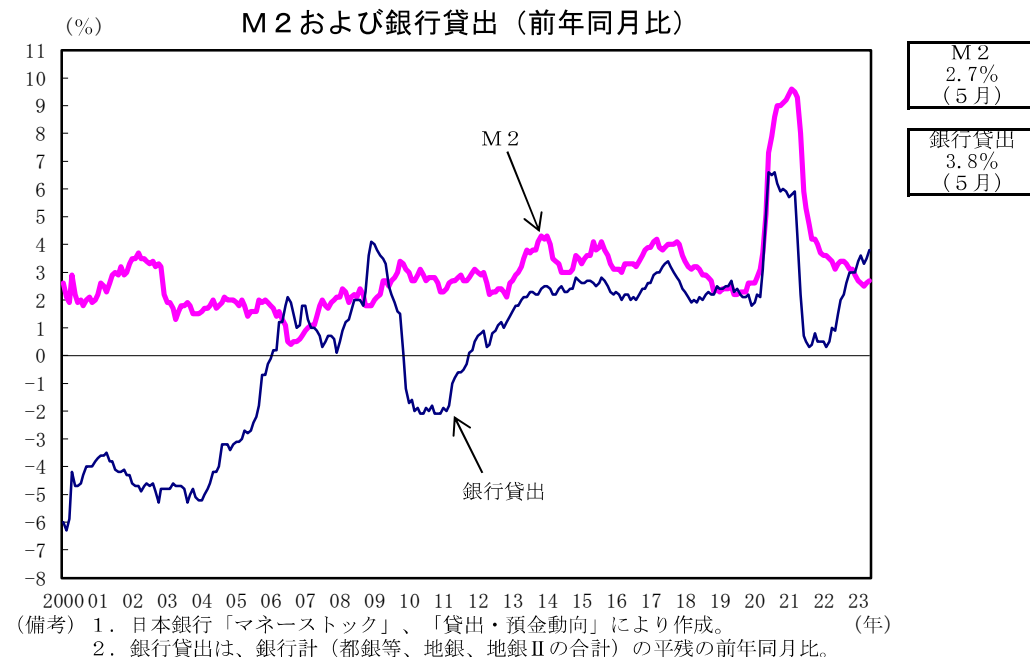
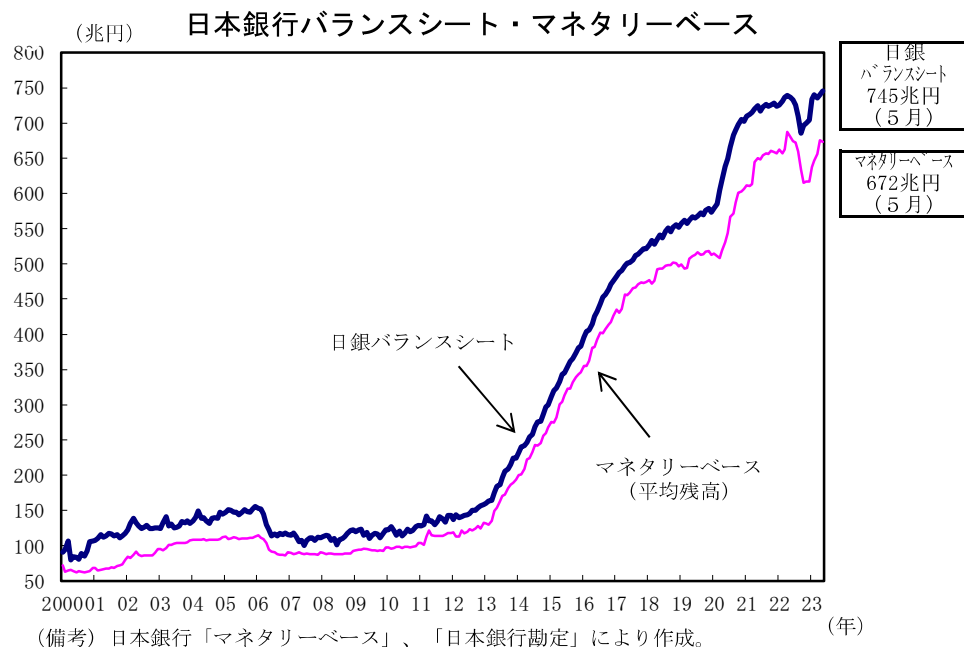
(備考) 日経NEEDSにより作成。

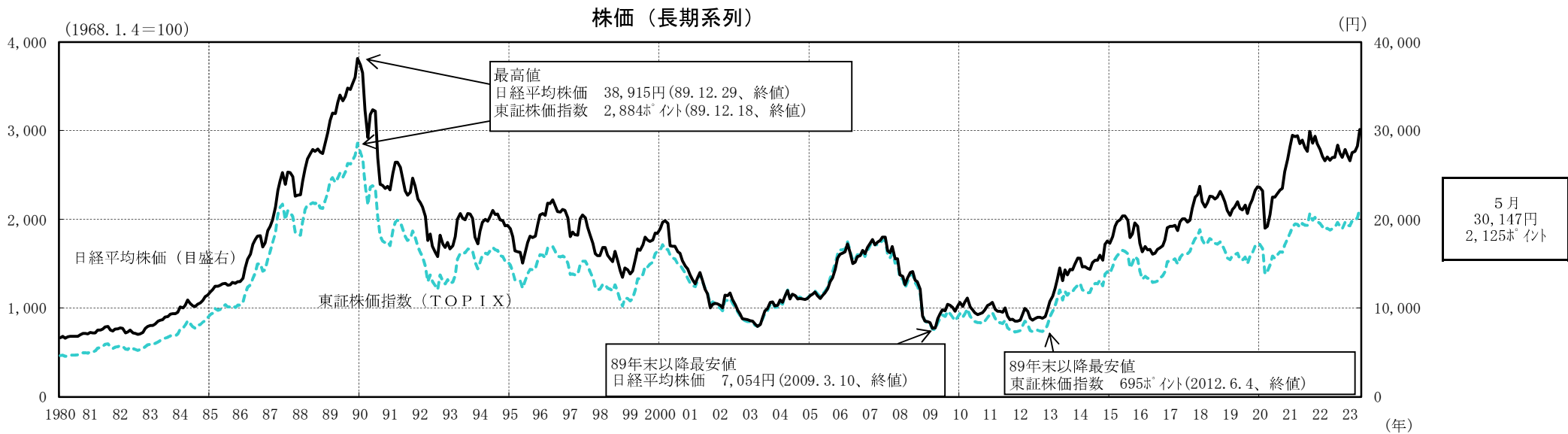


(備考) 日経NEEDSにより作成。



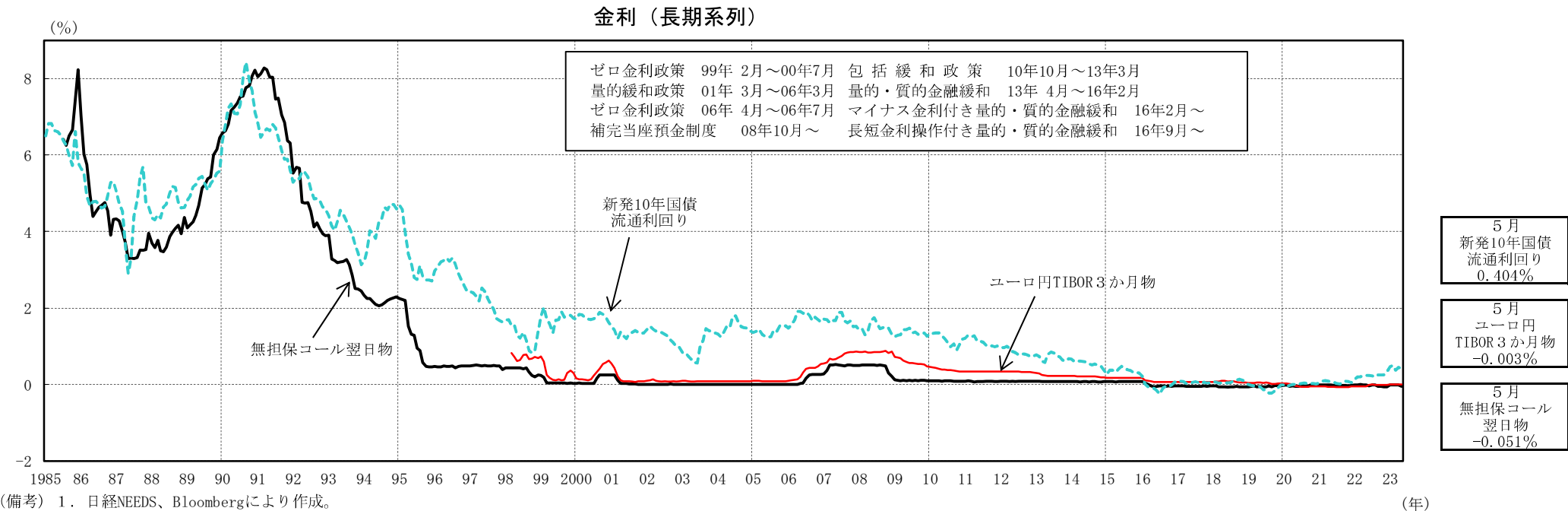
(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R & I) ベース。





(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。

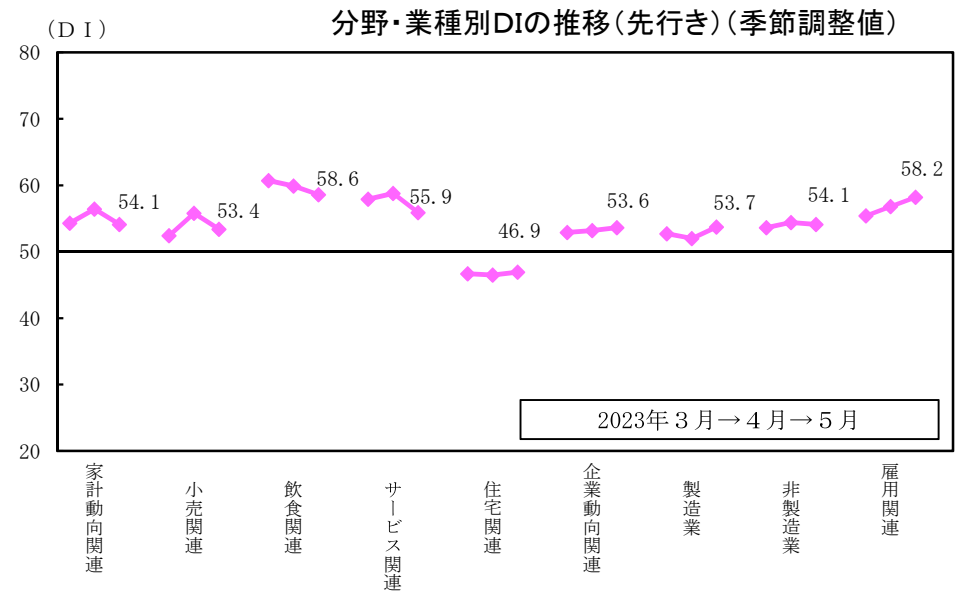
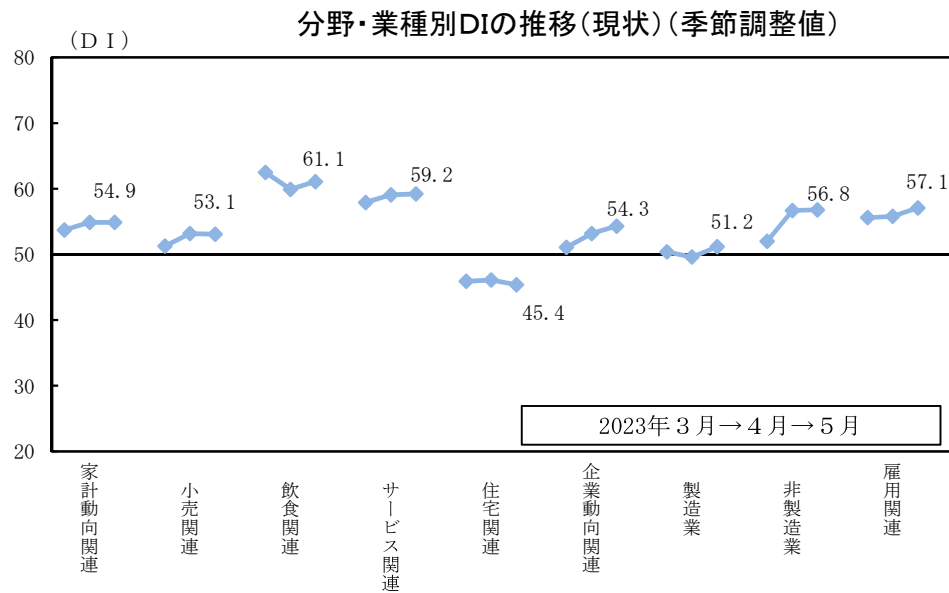
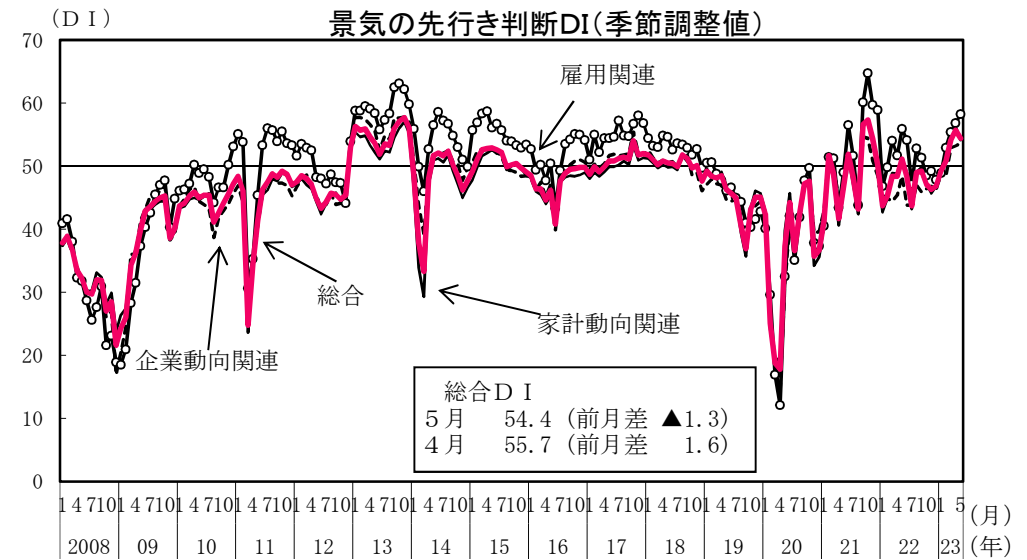
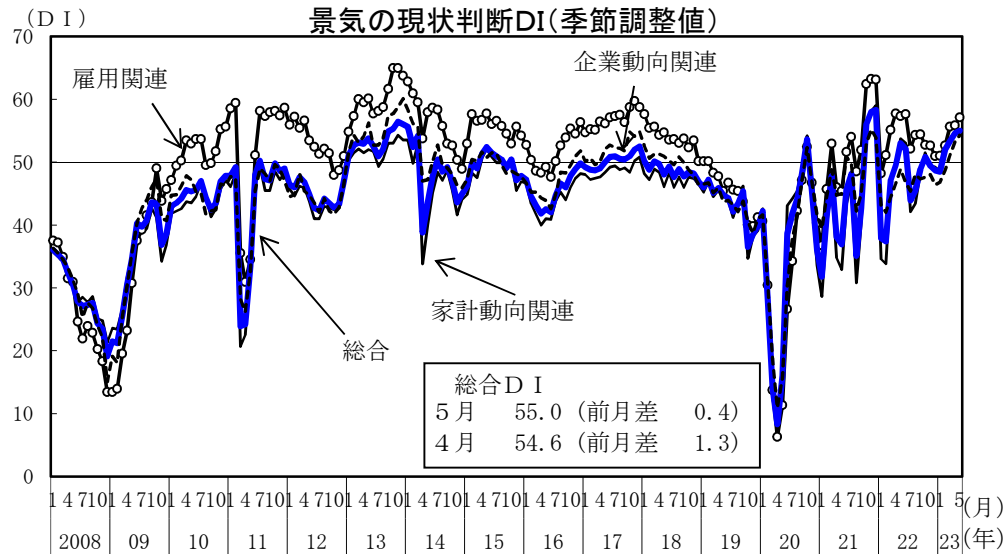
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもとに算出。



(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。

2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物ともに月中平均。

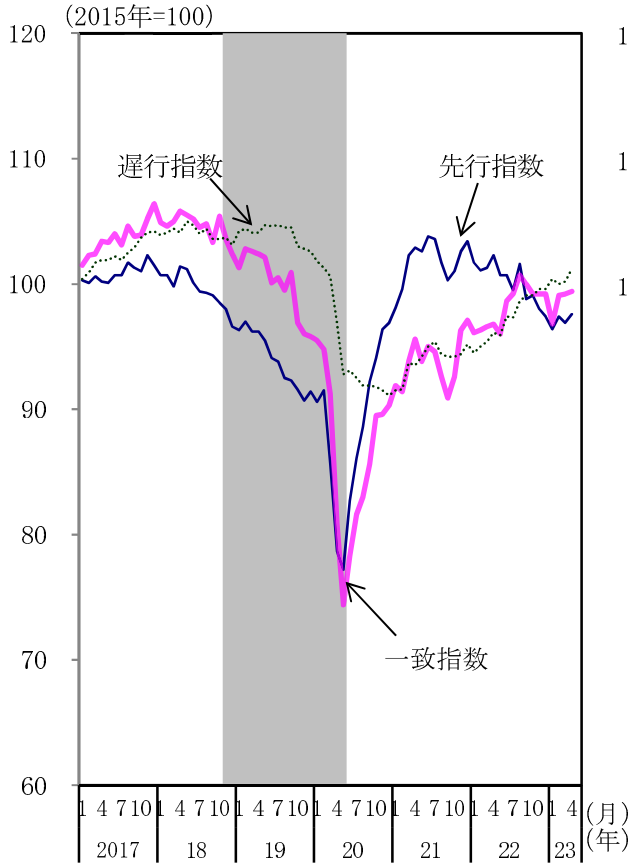
13. 景気ウォッチャー調査



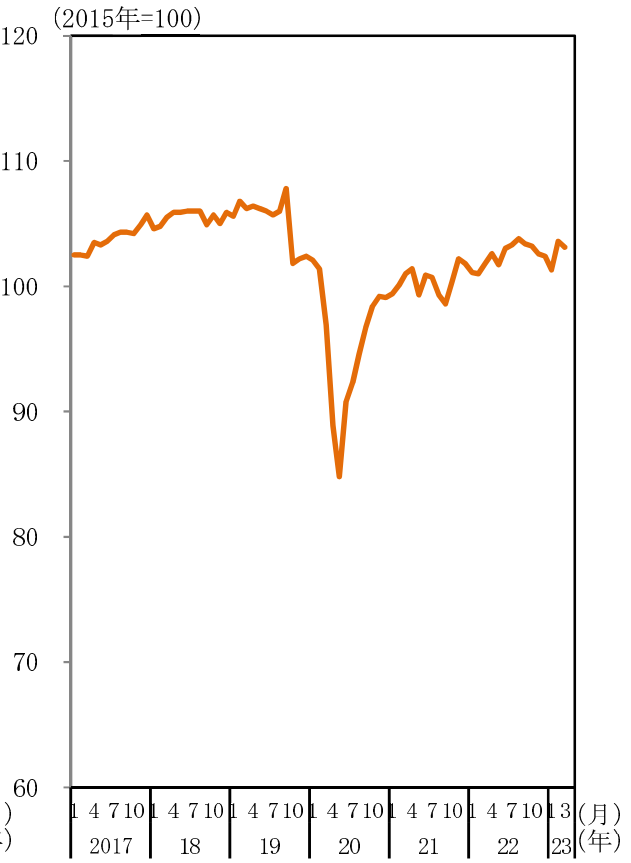
(備考) 現状判断D I、先行き判断D Iは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月先の景気の良し悪しの判断である。

(参考 1) 景気動向指数

CIの推移



(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移



C I 一致指数採用系列の寄与度

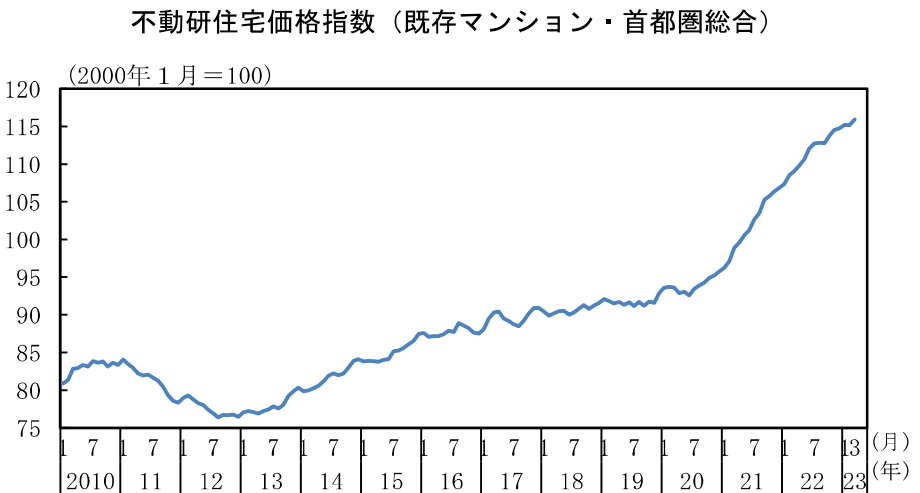
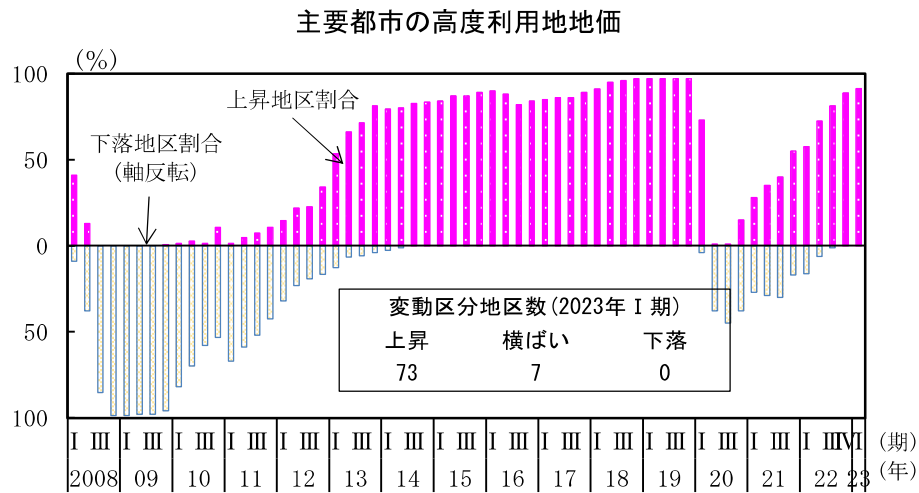
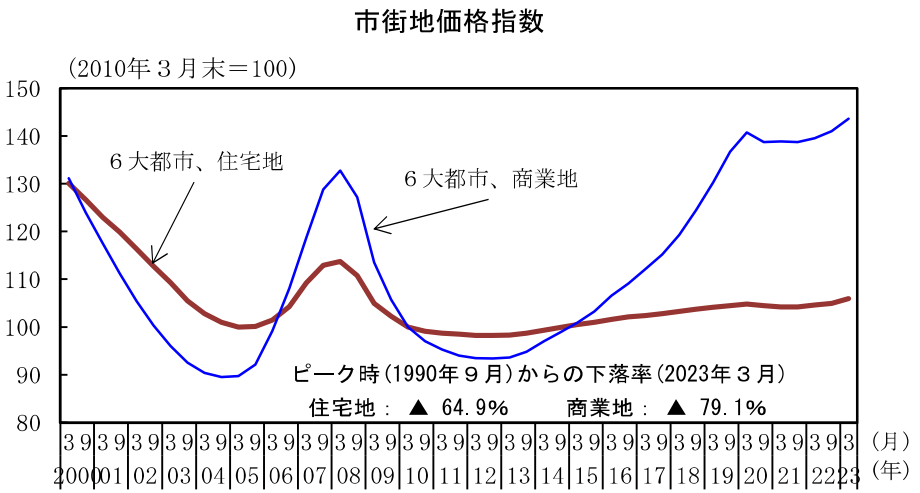
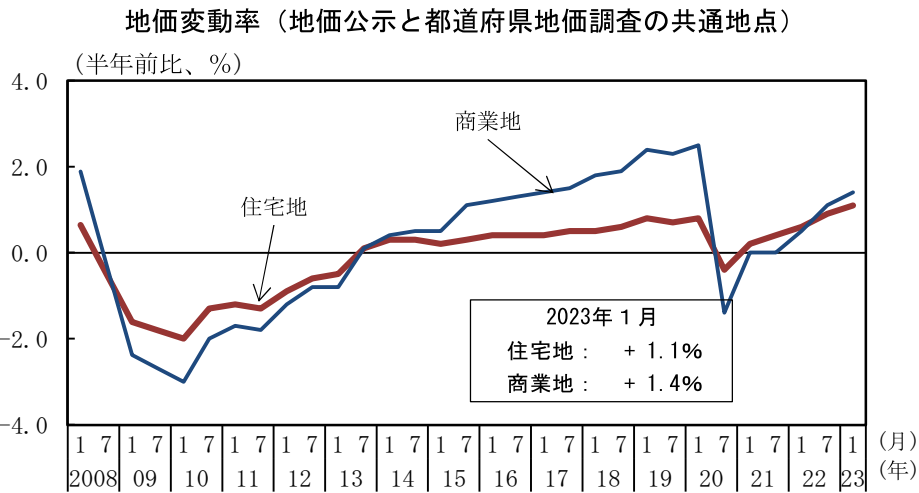
	23年 1 月	2 月	3 月	4 月
C I 一致指数	96.8	99.1	99.2	99.4
生産指数(鉱工業)	-0.44	0.47	0.13	-0.06
鉱工業用生産財出荷指数	-0.45	0.48	0.00	0.00
耐久消費財出荷指数	-0.58	0.48	0.34	0.13
労働投入量指数(調査産業計)	-0.08	0.15	0.06	-0.01
投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.54	0.21	-0.02	0.11
商業販売額(小売業、前年比)	0.11	0.21	-0.03	-0.22
商業販売額(卸売業、前年比)	-0.16	0.08	-0.11	-0.06
営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.01
有効求人倍率(除学卒)	-0.10	-0.10	-0.22	0.03
輸出数量指数	-0.24	0.22	-0.07	0.25

景気基準日付

循環	谷 (年/月)	山 (年/月)	谷 (年/月)	期間 (か月)		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31 (神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42 (岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57 (いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51 (バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	18/10	20/5	71	19	90
第2～第16 循環の平均				38.5	16.3	54.9

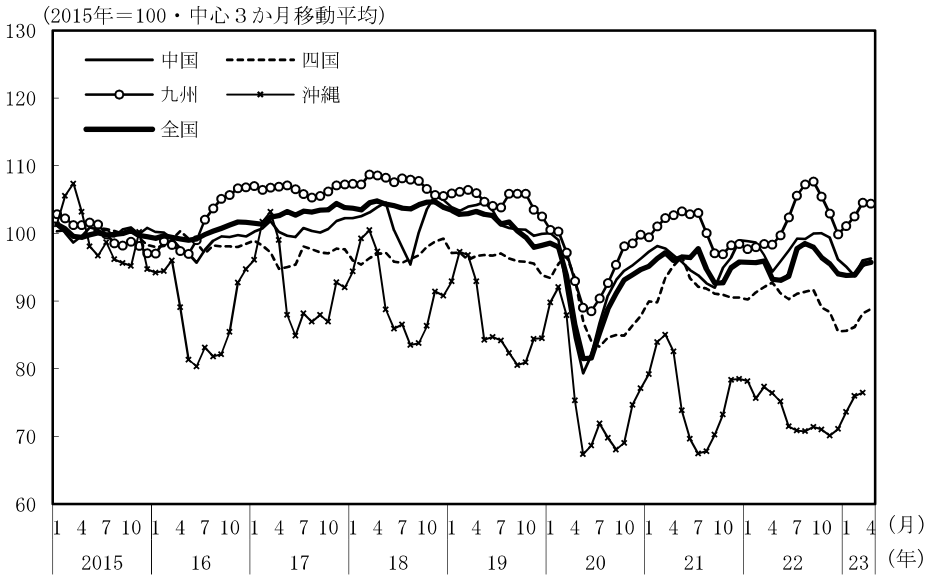
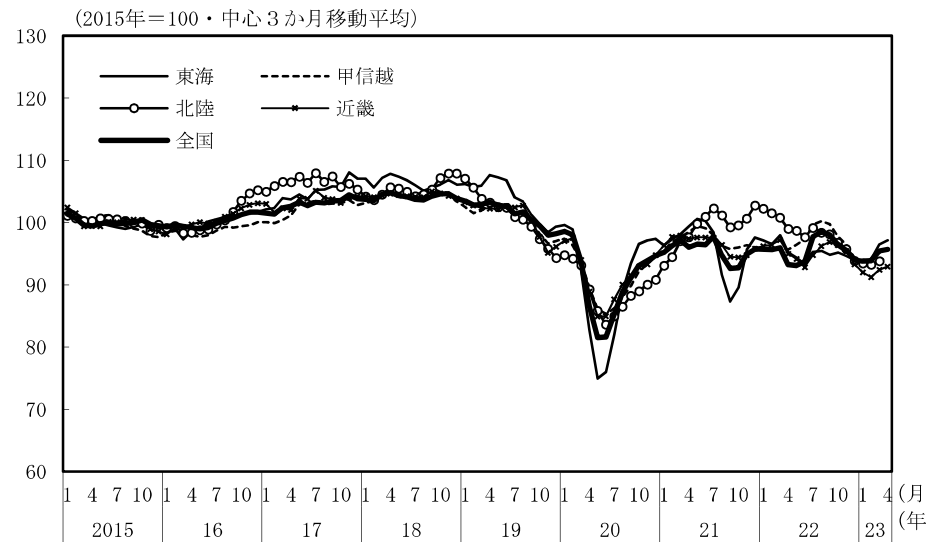
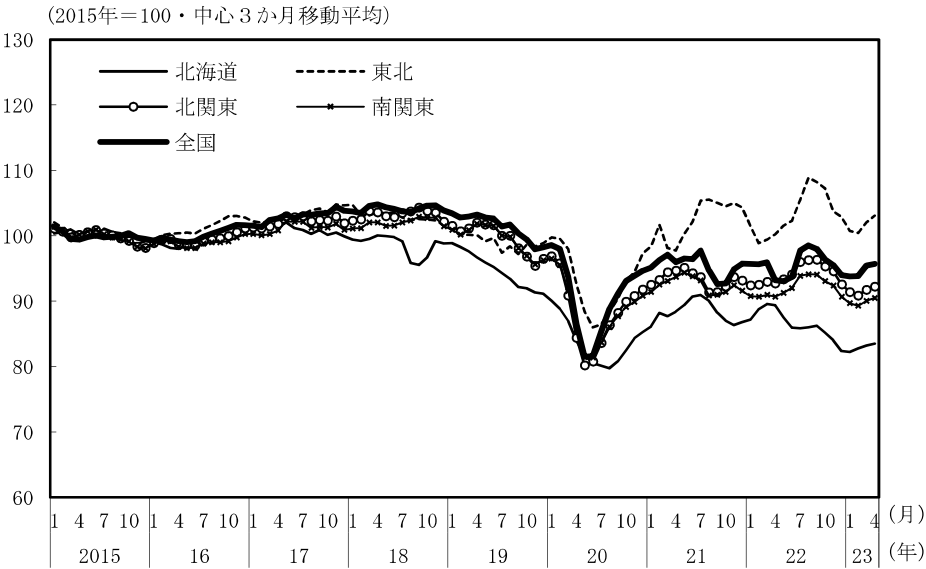
(備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
3. グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。
4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気の日谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

(参考 2) 地価・住宅価格の推移



（備考） 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」
（一財）日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。
2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
3. 6大都市とは、東京都区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年 9 月。
4. 四半期は、Ⅰ期：1/1～4/1、Ⅱ期：4/1～7/1、Ⅲ期：7/1～10/1、Ⅳ期：10/1～1/1。

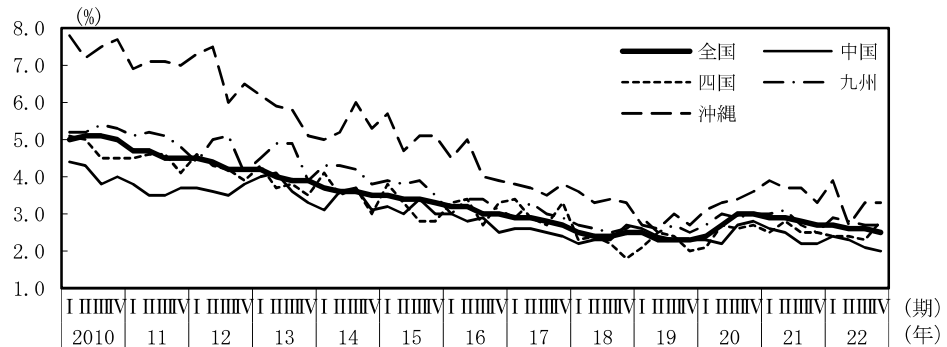
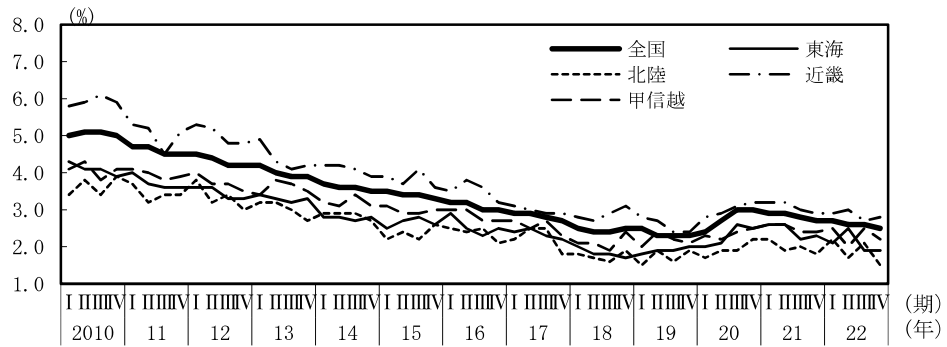
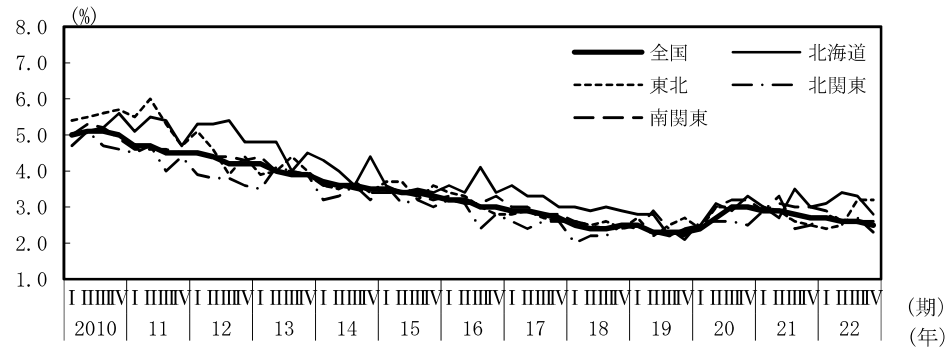
(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産



- (備考)
1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
 2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
 3. 基準年は平成27年。
 4. 直近月は、2か月平均。
 5. 北陸、沖縄は、3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名		都道府県名
北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越		新潟、山梨、長野
東海		静岡、岐阜、愛知、三重
北陸		富山、石川、福井
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄

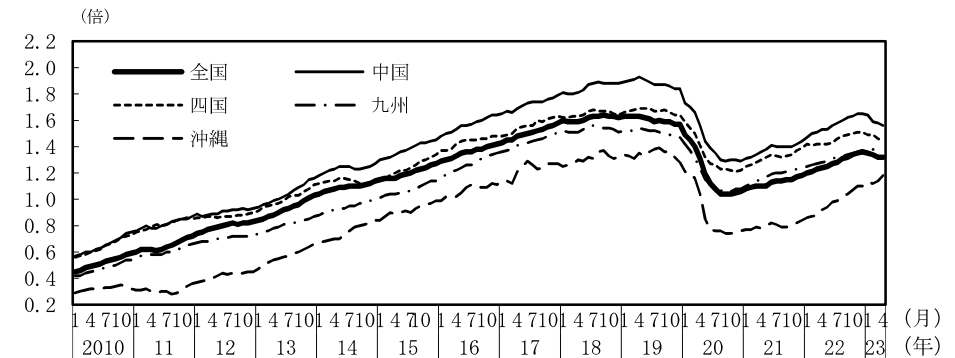
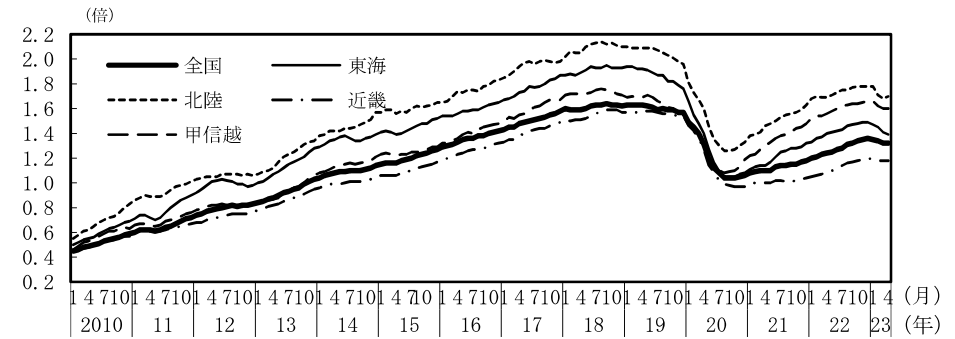
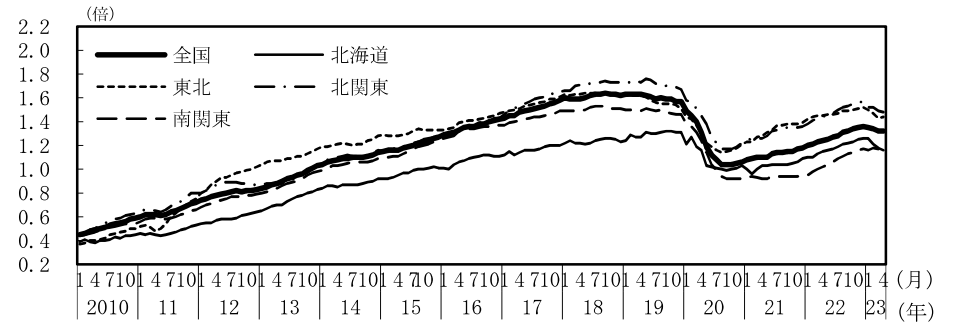
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

Ⅱ．海外経済

		5 月月例	6 月月例
世界経済		世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は緩やかに回復している。 先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。	中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は<u>持ち直している</u>。	韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気はこのところ持ち直している。インドでは、景気は<u>緩やかに回復している</u>。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は<u>持ち直しに足踏みがみられる</u>。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、<u>緩やかな持ち直しが続くことが期待される</u>。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	ユーロ圏では、景気は<u>足踏み状態にある</u>。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、<u>足踏み状態が続くことが見込まれる</u>。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。
	英国	英国では、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。	英国では、景気は足踏み状態にある。 先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

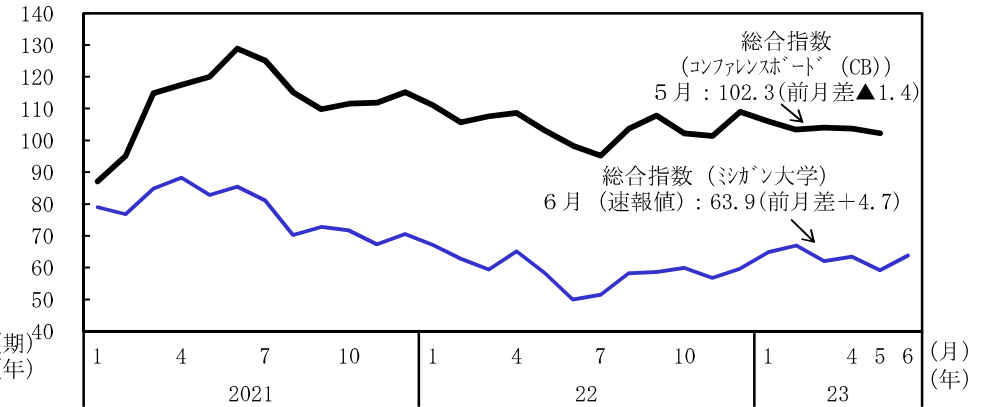
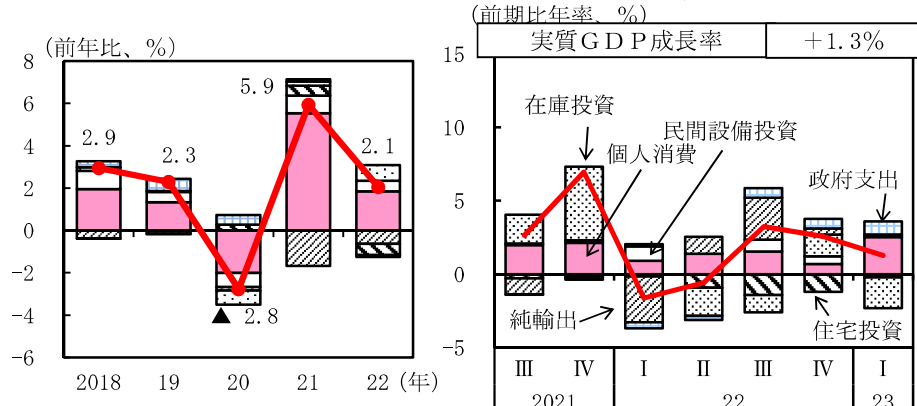
(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. アメリカ

○アメリカでは、景気は緩やかに回復している。

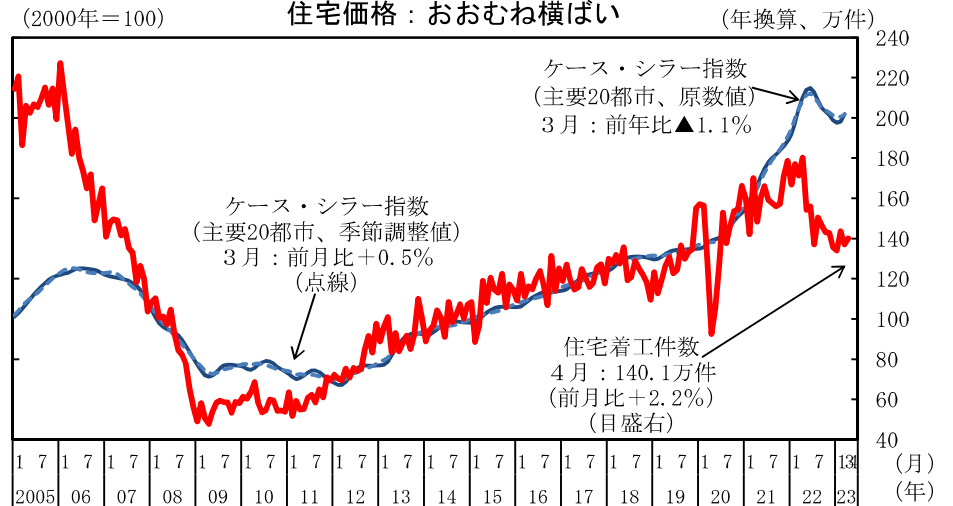
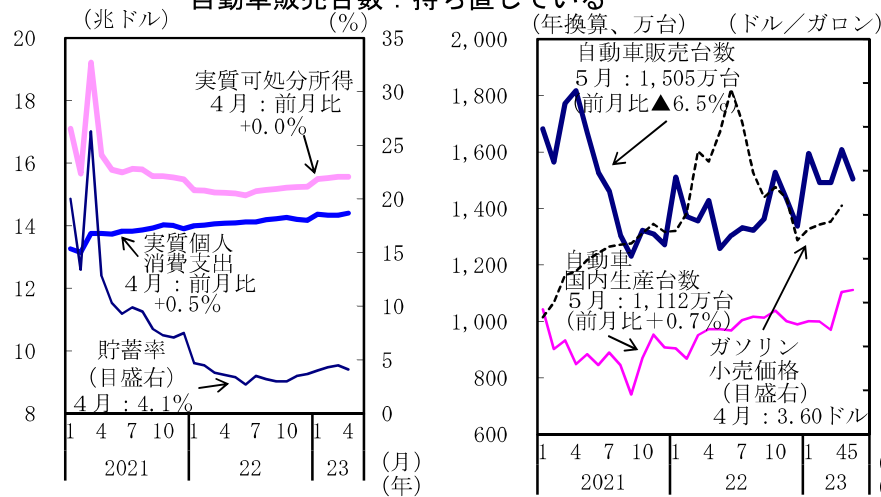
①実質GDP成長率（第2次推計値）
2023年1－3月期は前期比年率+1.3%成長

消費者信頼感指数



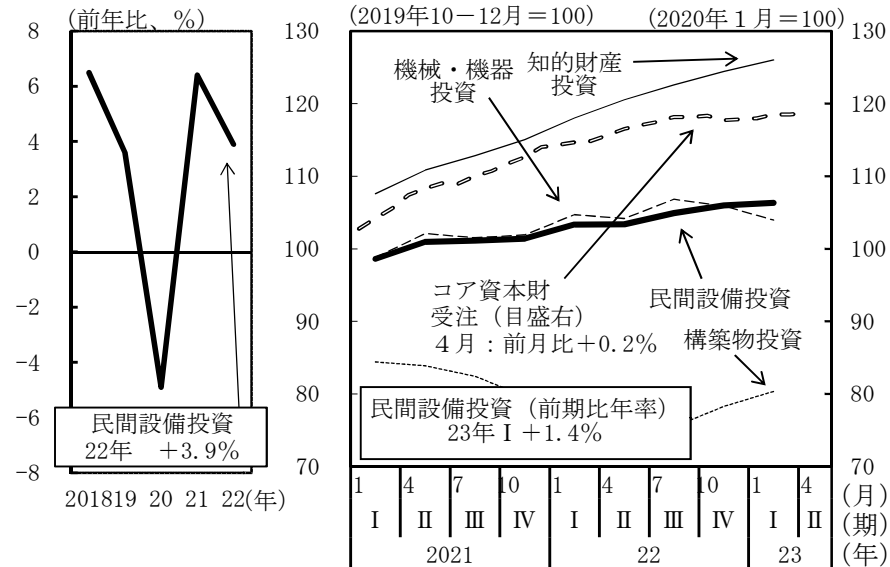
②消費：緩やかに増加している
自動車販売台数：持ち直している

③住宅着工：おおむね横ばい
住宅価格：おおむね横ばい



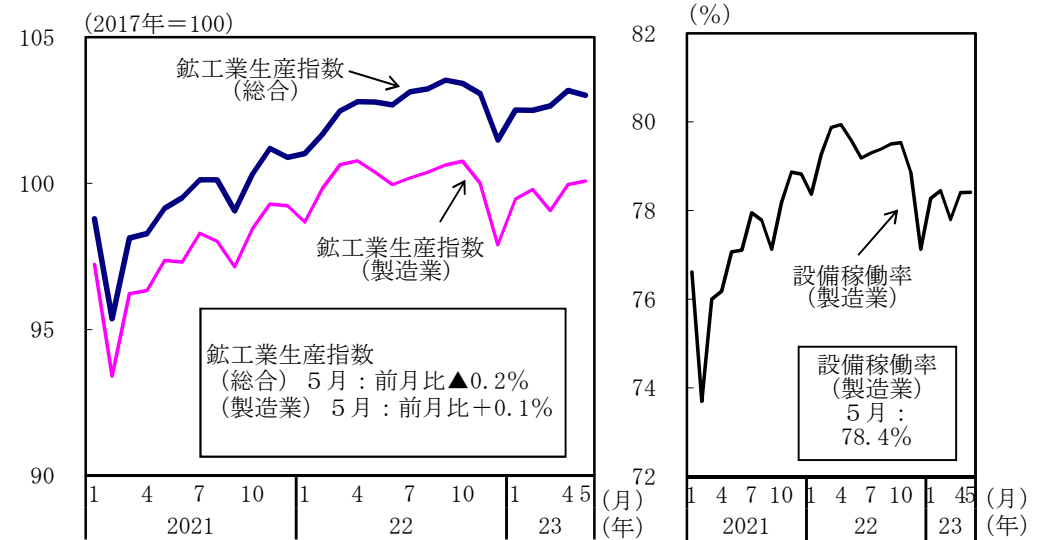
（備考）月次の値は年率換算。

④設備投資は緩やかに持ち直し

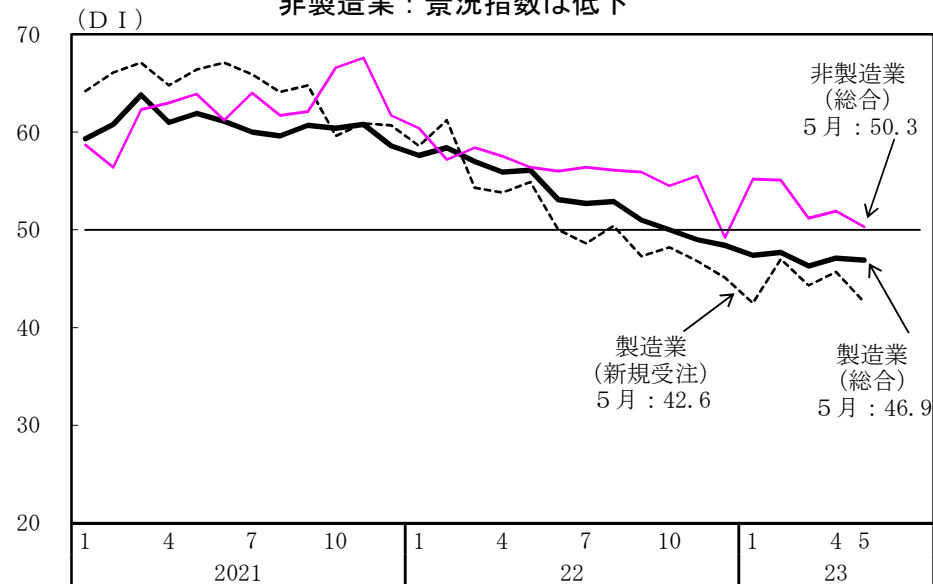


(備考) コア資本財受注は3か月移動平均値。

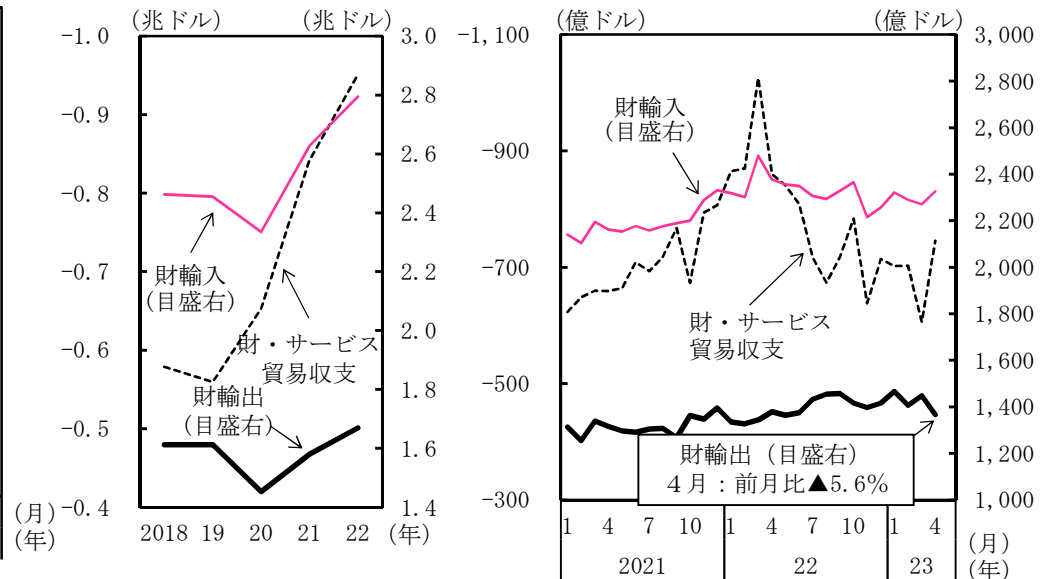
⑤生産はおおむね横ばい



製造業 : 景況指数は低下
非製造業 : 景況指数は低下

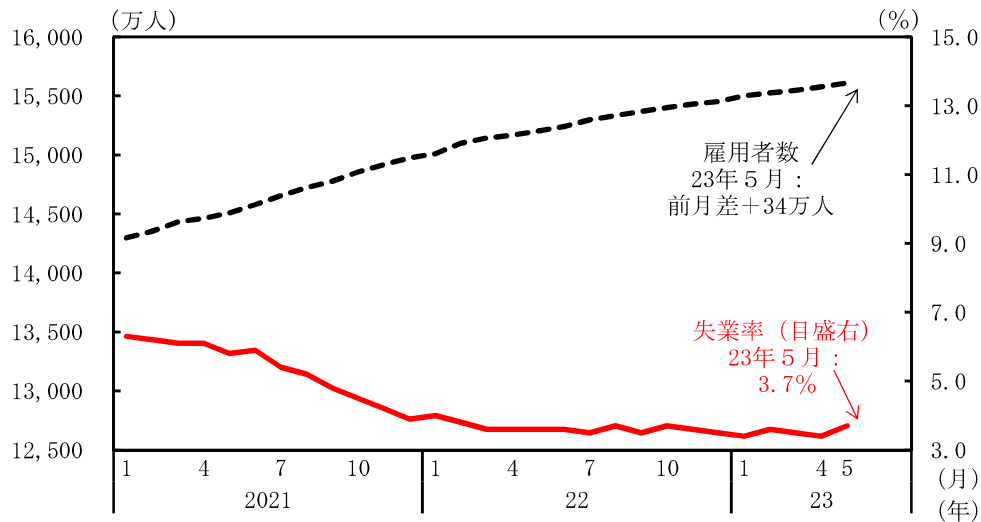


⑥財輸出はおおむね横ばい



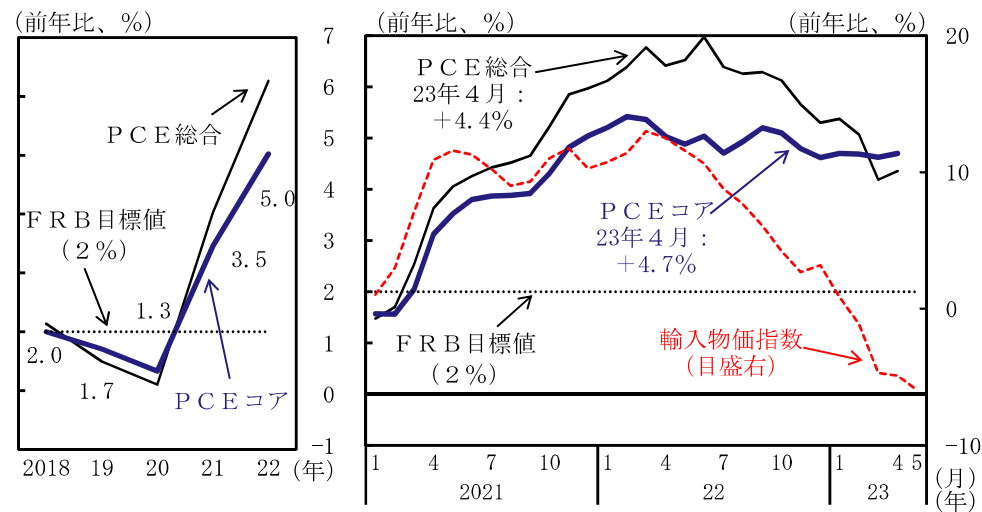
(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい



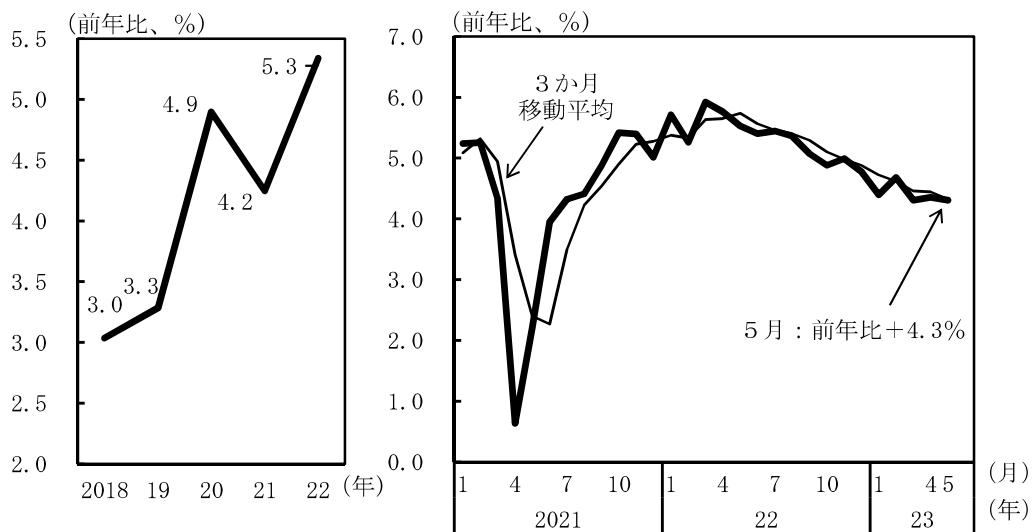
(備考) 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率はおおむね横ばい



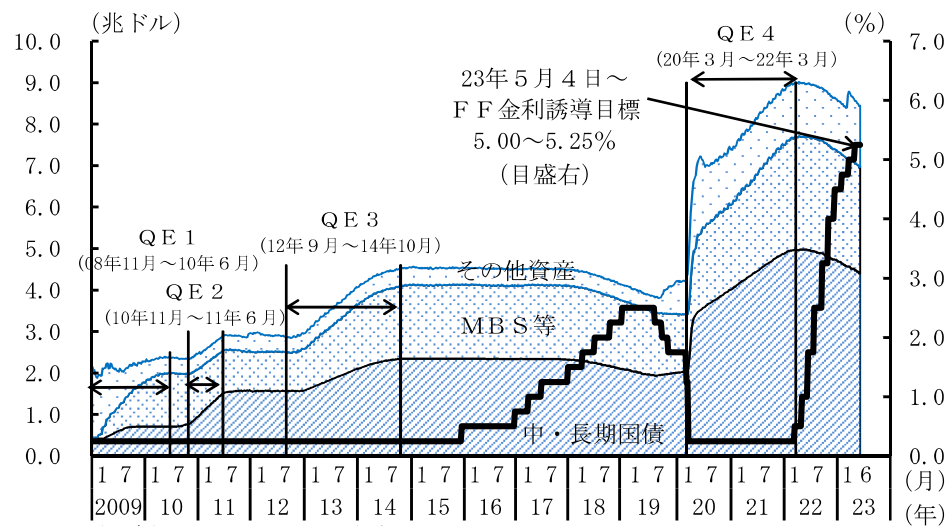
(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい



(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策



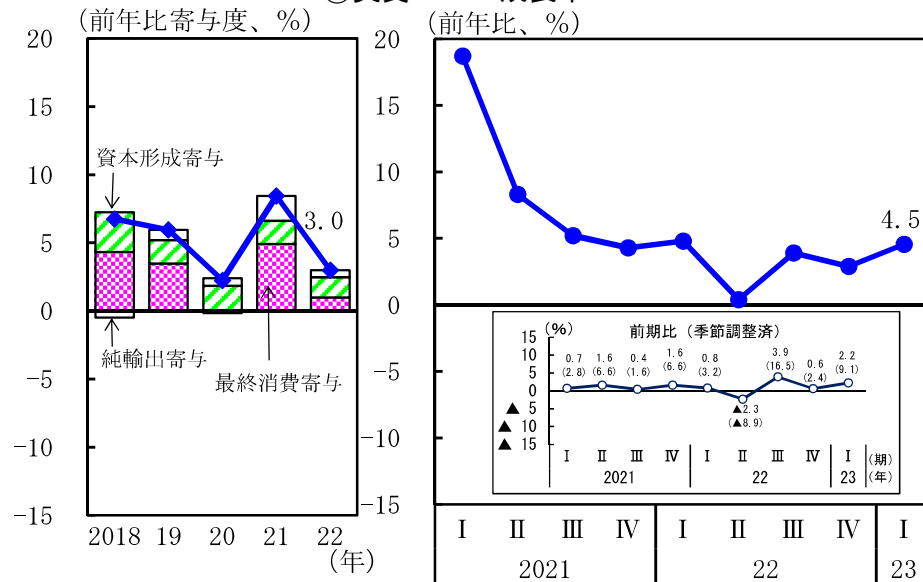
(備考) 1. FRBより作成。
2. FF金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

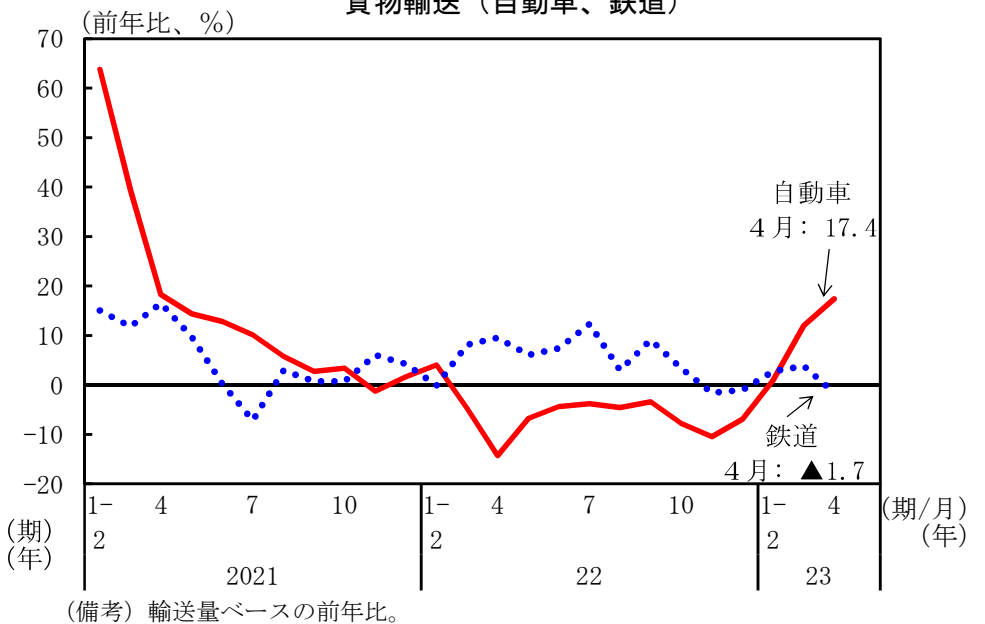
中国：

○中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。

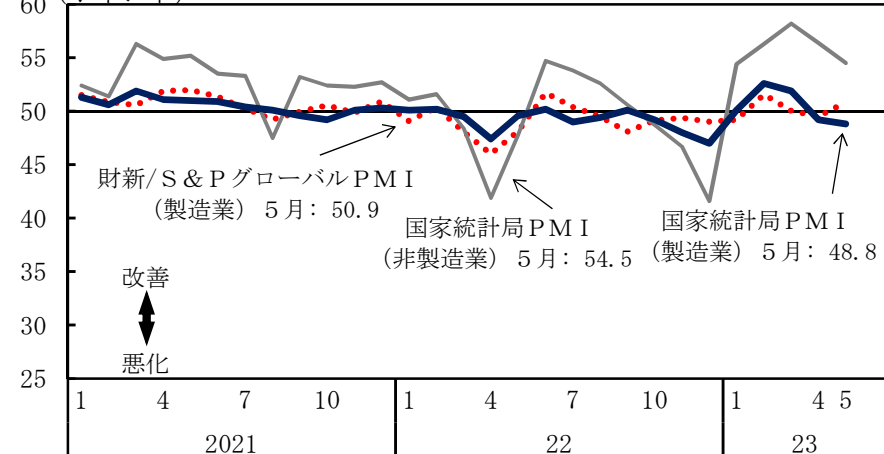
①実質GDP成長率



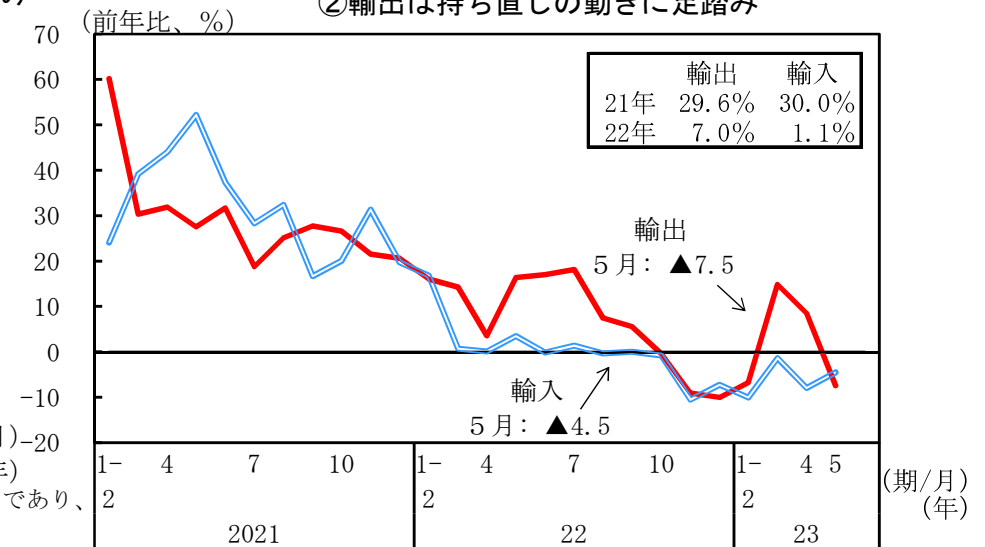
貨物輸送（自動車、鉄道）



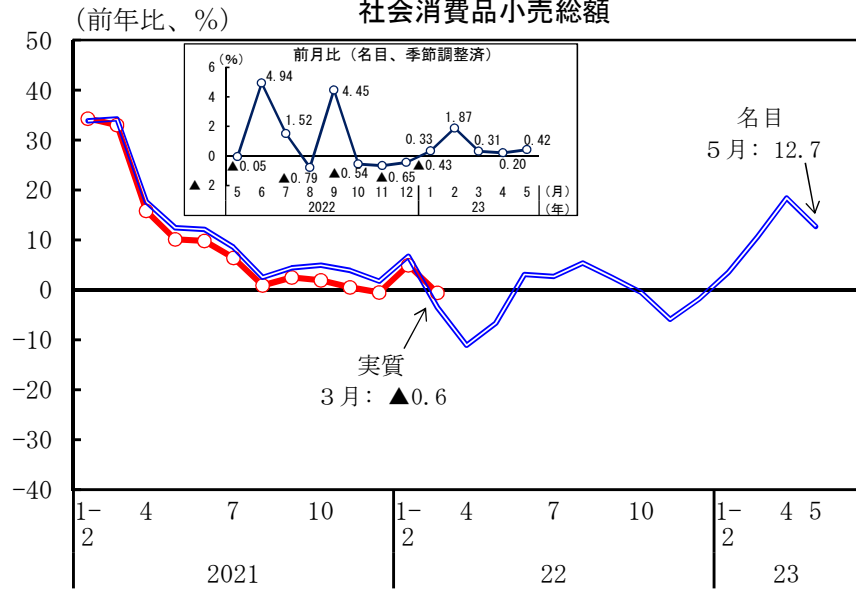
製造業購買担当者指数（PMI）はこのところ持ち直しの動きに足踏み



②輸出は持ち直しの動きに足踏み

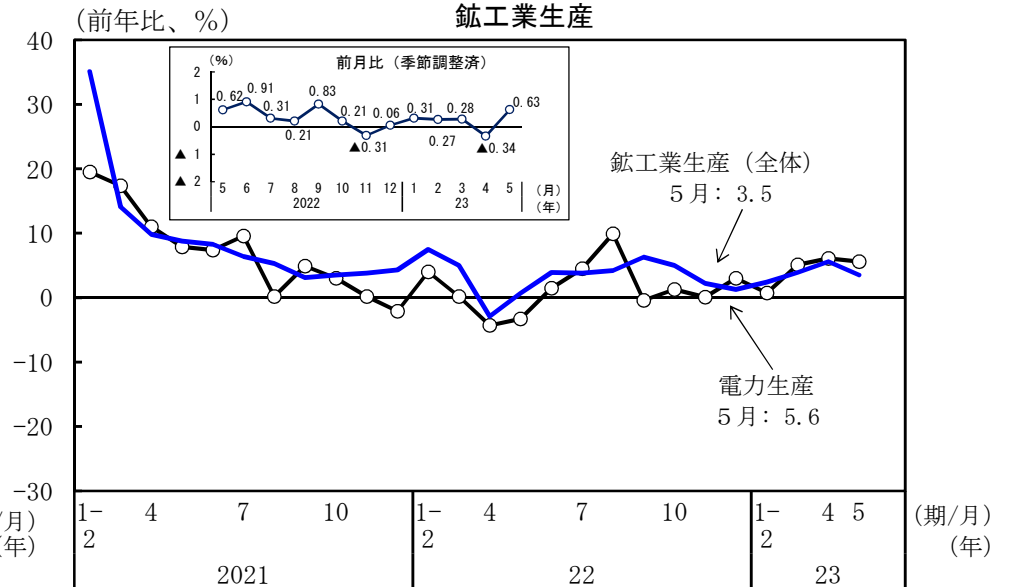


③消費は持ち直している 社会消費品小売総額

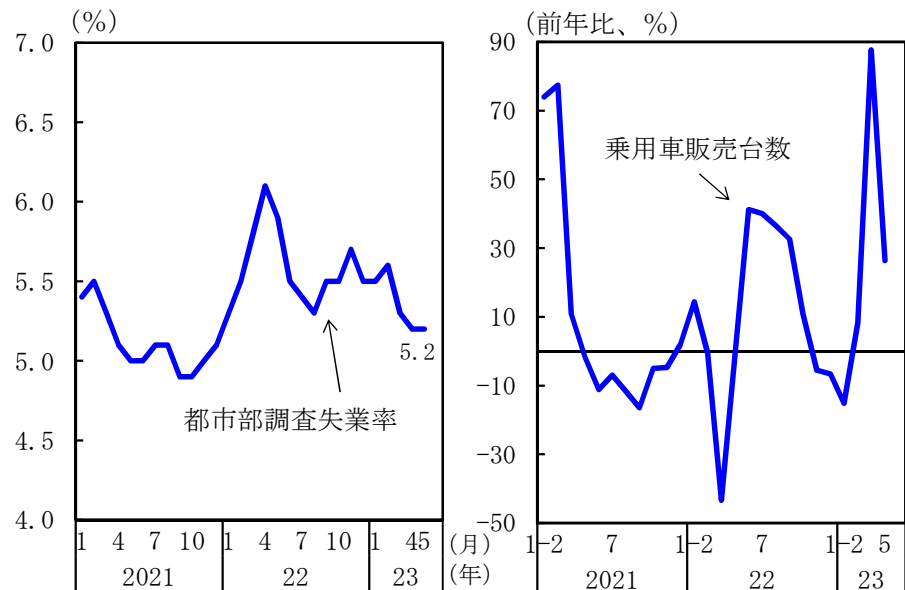


(備考) 22年4月以降の実質値は未公表。

④生産は持ち直しの動き 鉱工業生産

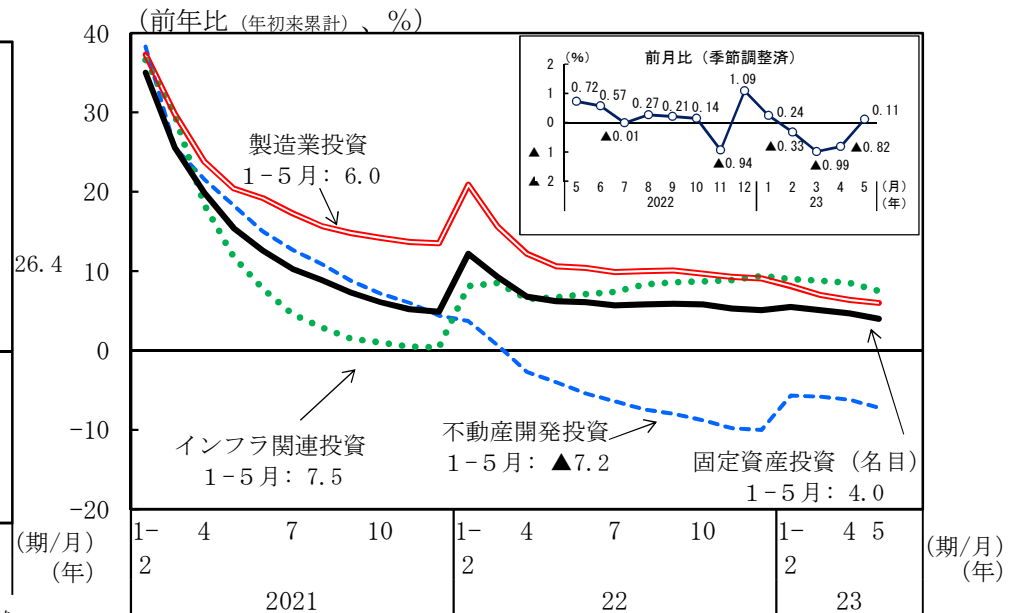


都市部調査失業率はおおむね横ばい 乗用車販売台数は持ち直しの動き

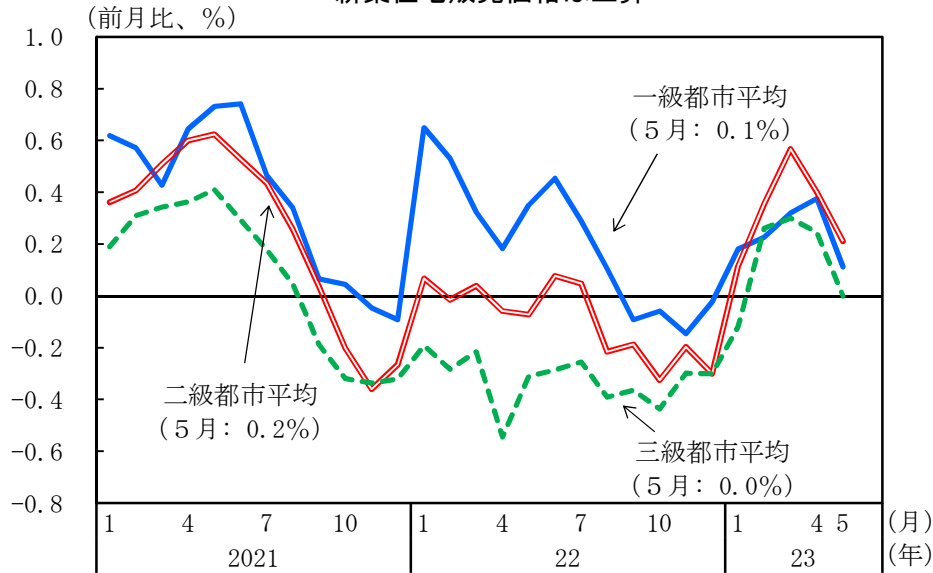


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、20年6.0%減、21年6.5%増、22年9.5%増。

⑤固定資産投資はこのところ伸びが低下

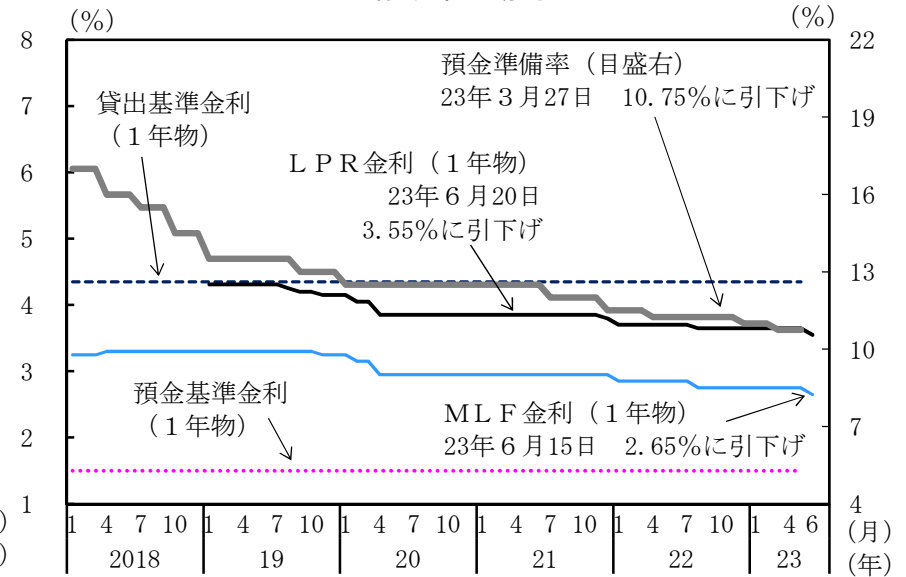


新築住宅販売価格は上昇



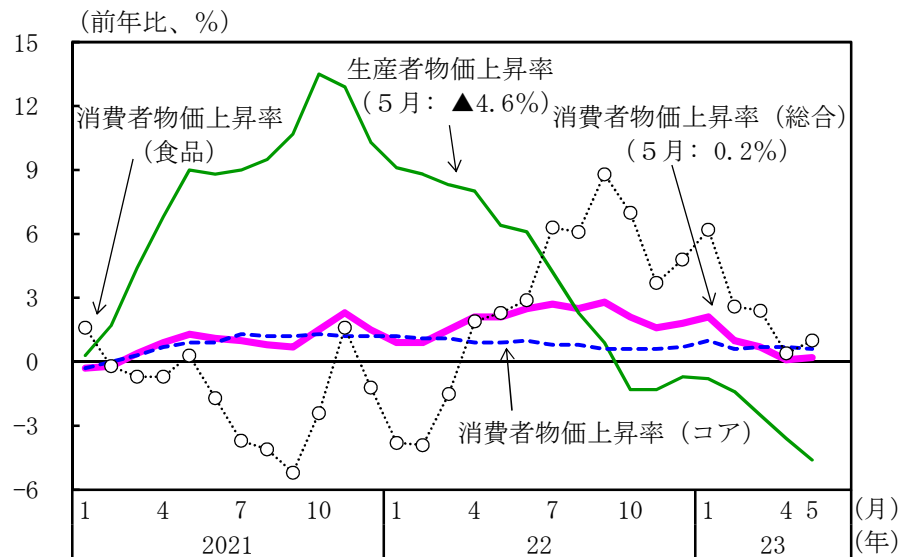
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. MLFとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価上昇率はおおむね横ばい



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート



その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

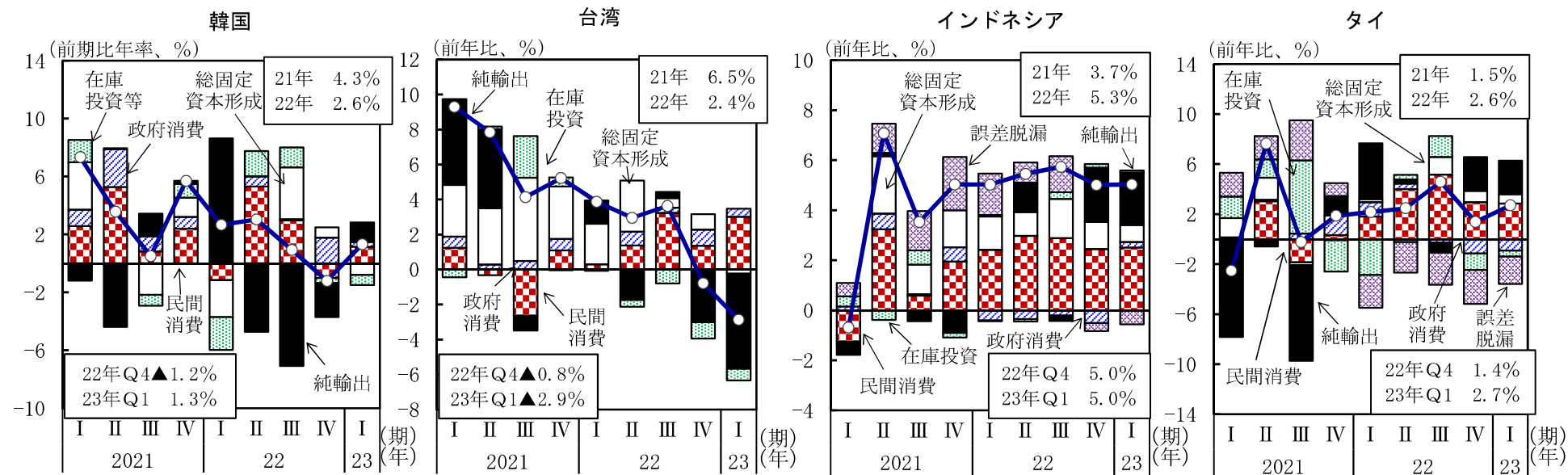
○韓国では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。台湾では、景気は減速している。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。

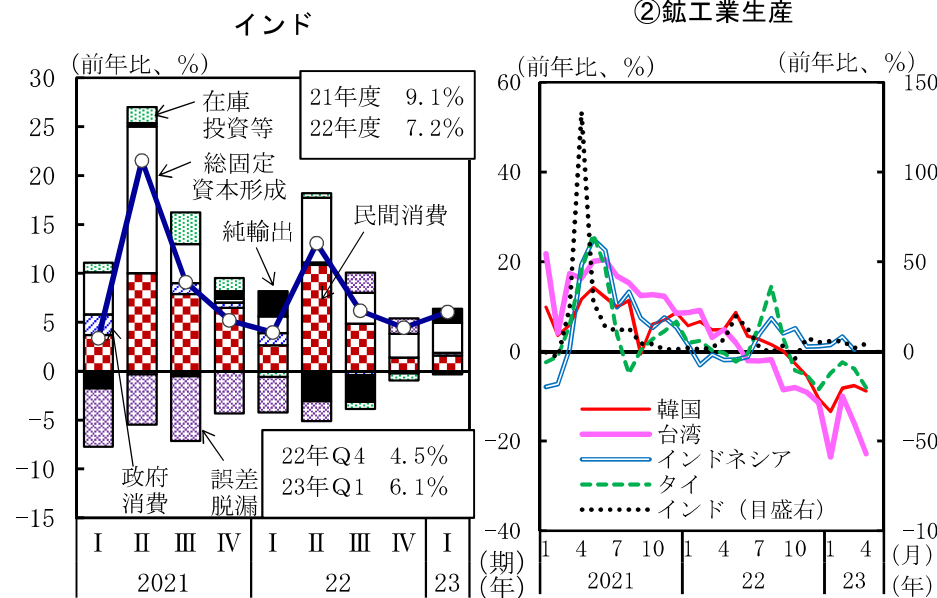
タイでは、景気はこのところ持ち直している。

インドでは、景気は緩やかに回復している。

①実質GDP成長率



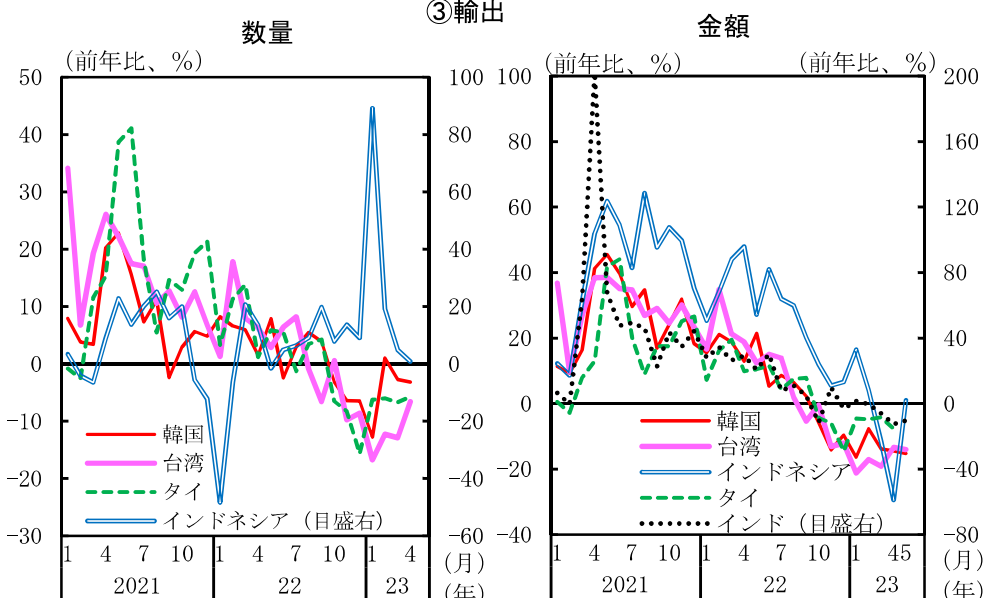
②鉱工業生産



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

③輸出



(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

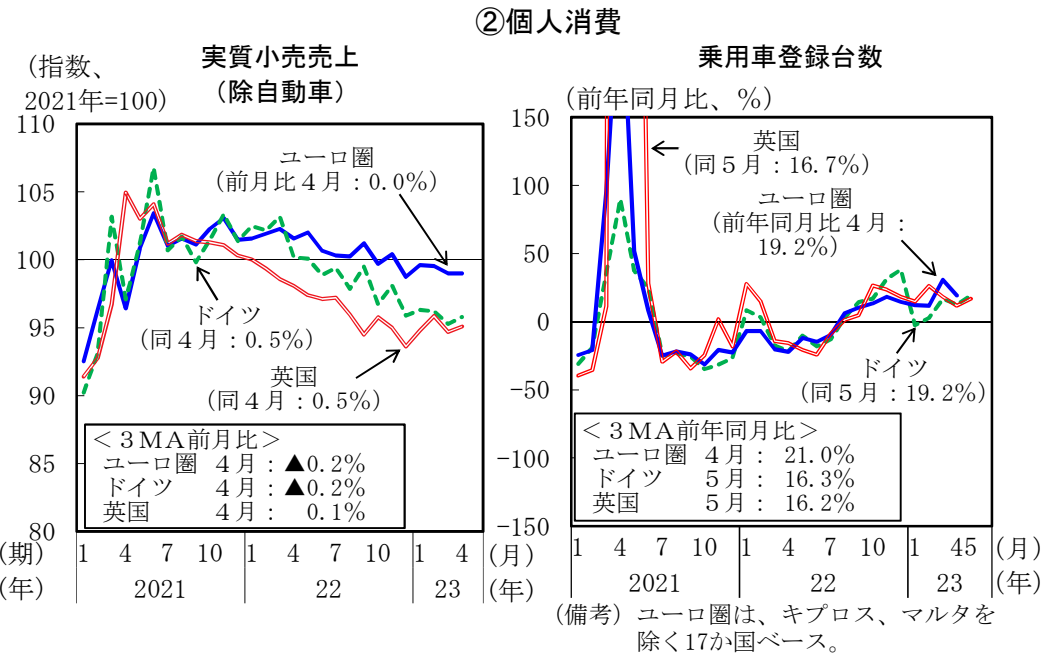
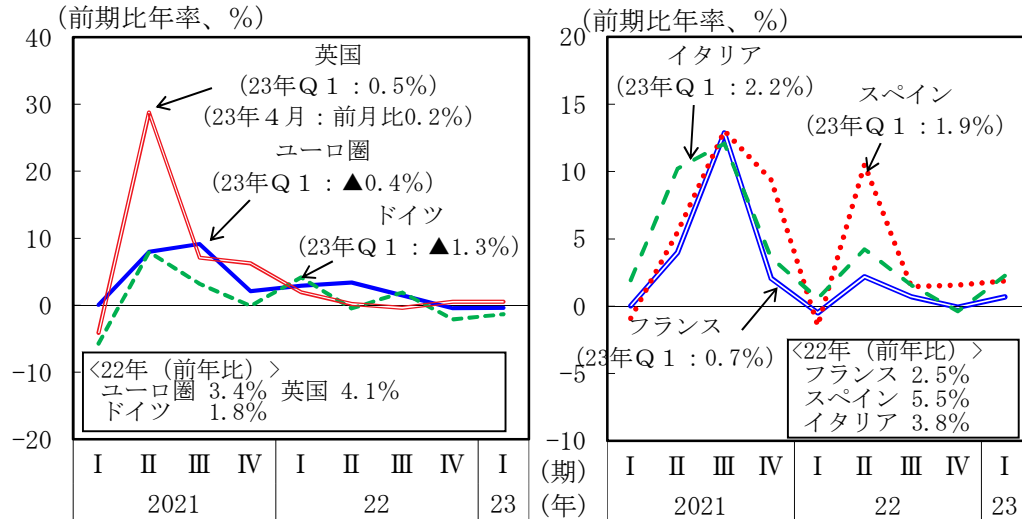
3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。

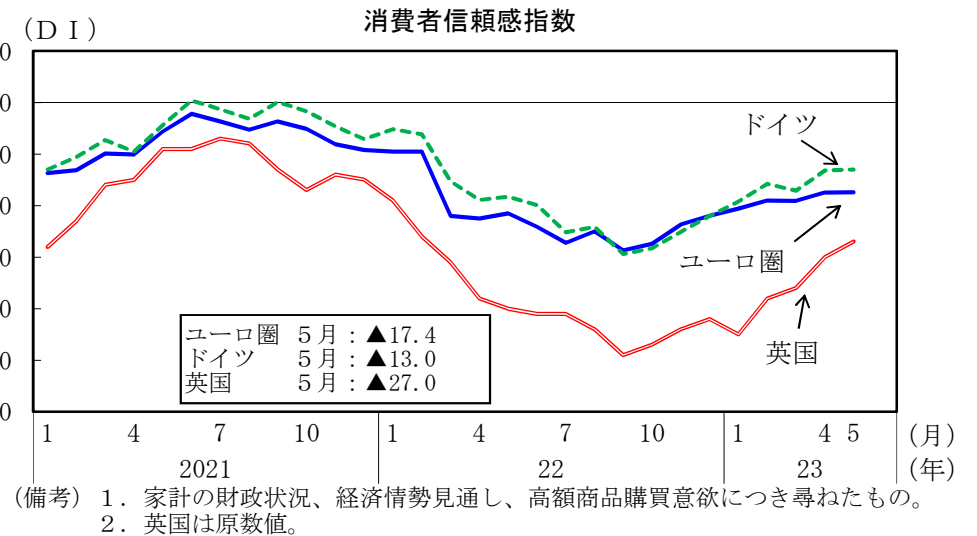
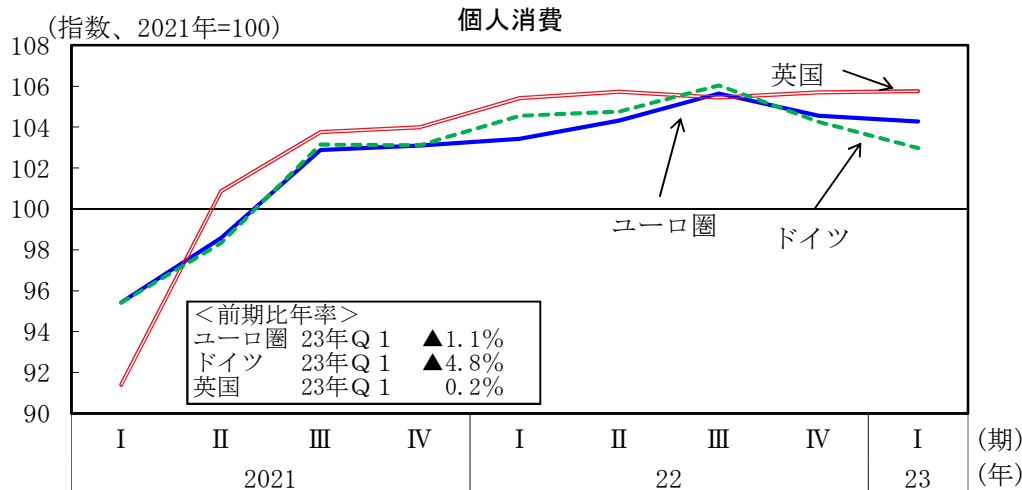
ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。

英国では、景気は足踏み状態にある。

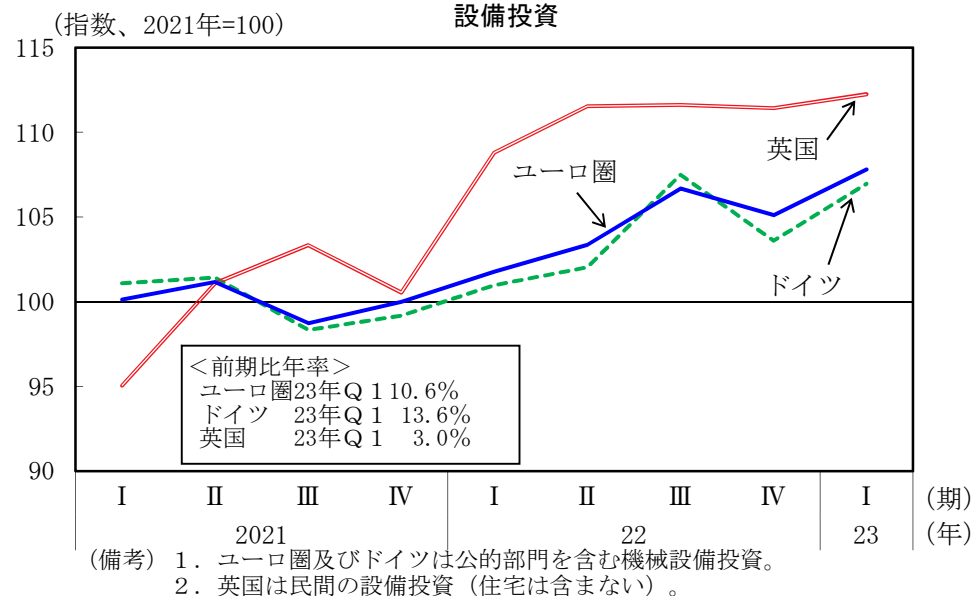
- ①GDP ユーロ圏：23年1-3月期は前期比年率▲0.4%成長
英 国：23年1-3月期は前期比年率0.5%成長



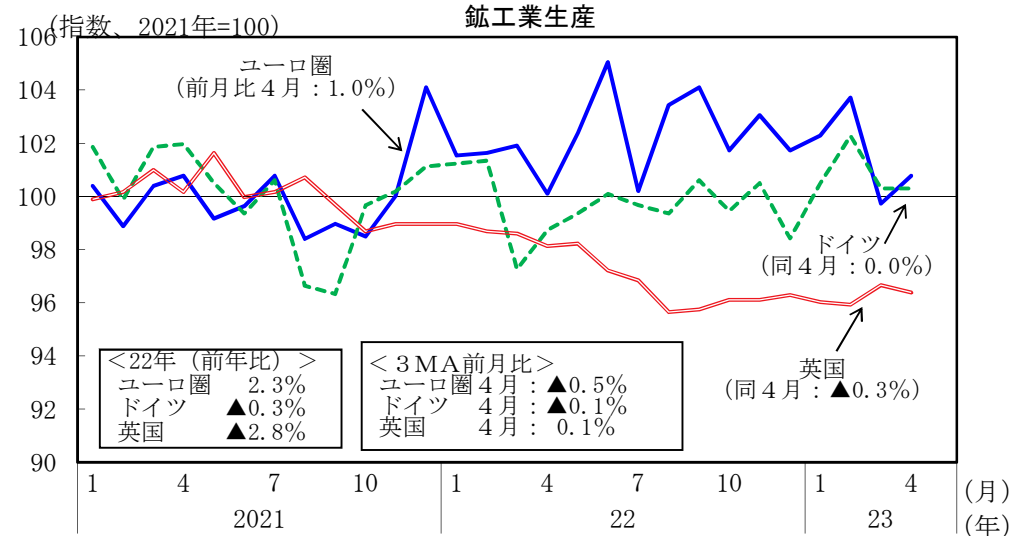
- ②個人消費 ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている
英 国：弱含んでいる



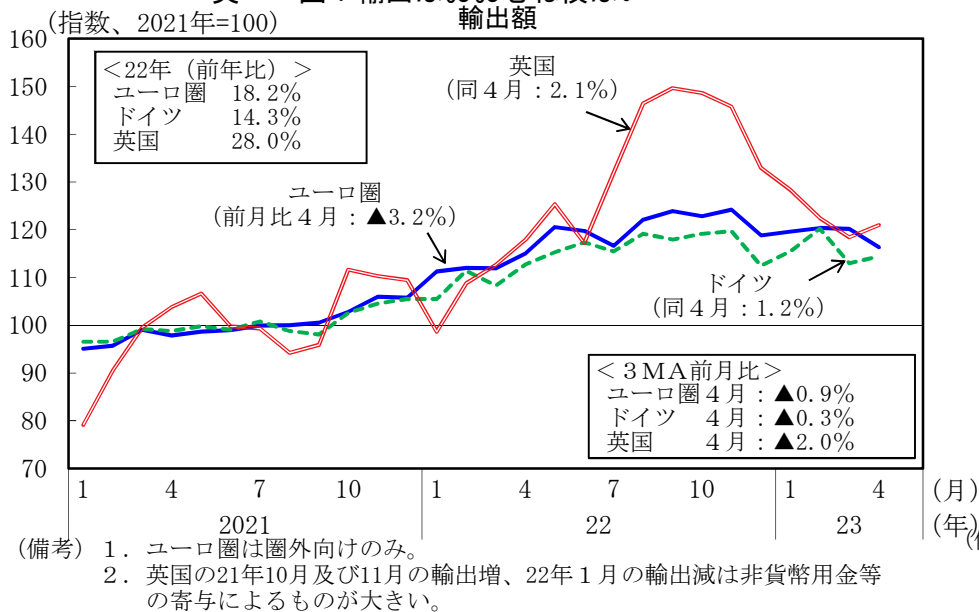
③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
英 国：設備投資はこのところ持ち直している



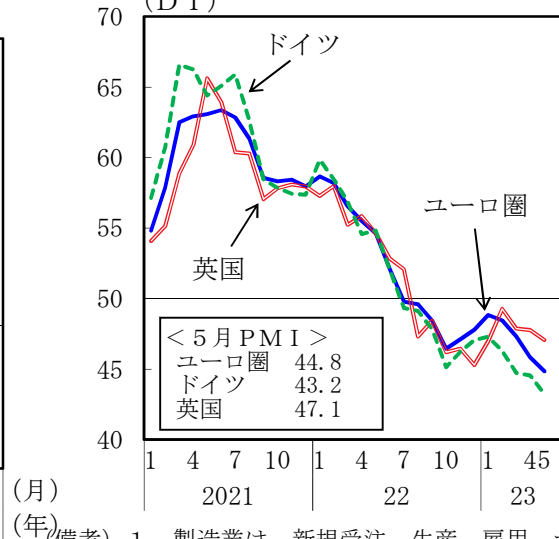
⑤生産 ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
英 国：生産はおおむね横ばい



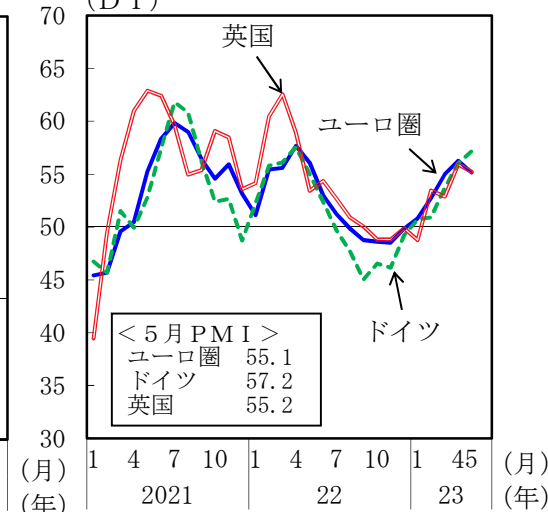
④輸出 ユーロ圏：輸出は持ち直しに足踏み
英 国：輸出はおおむね横ばい



製造業購買担当者指数 (PMI)
(DI)

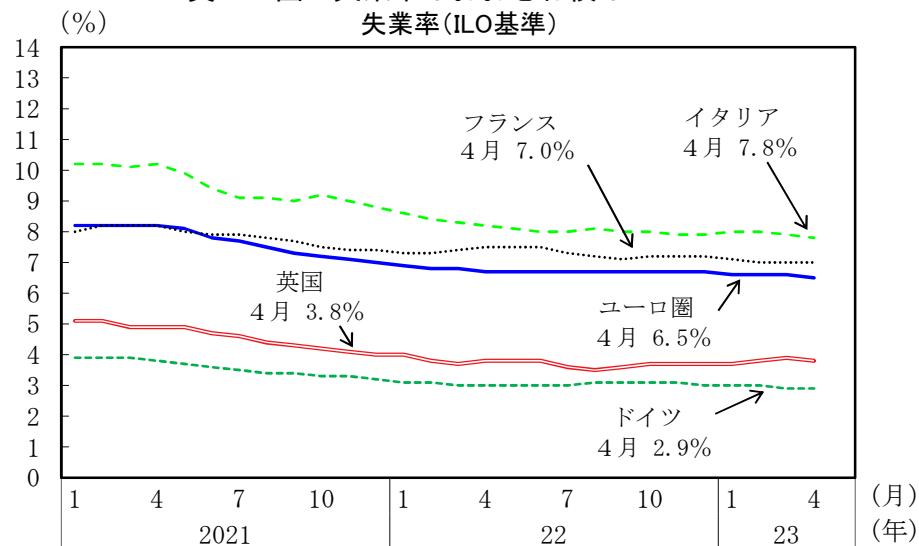


サービス業購買担当者指数 (PMI)
(DI)

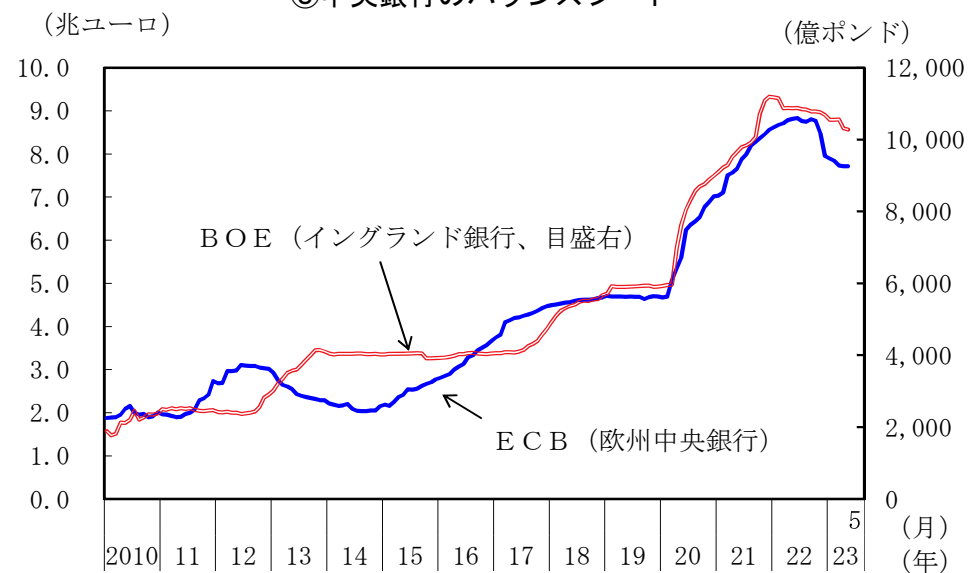


- (備考) 1. 製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善(1p)、変化なし(0.5p)、悪化(0p)」として指数化。
 2. ユーロ圏は、圏内5,000社の購買担当者を対象にしている。

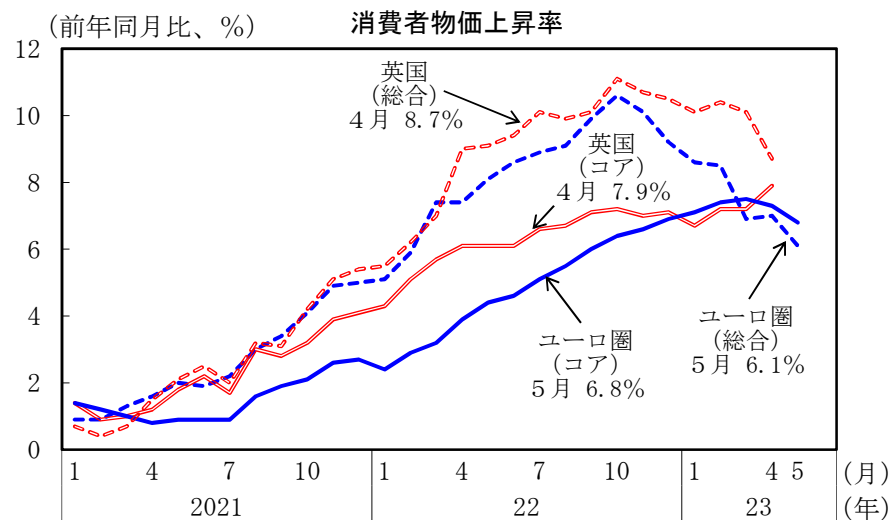
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばい
英 国：失業率はおおむね横ばい
失業率(ILO基準)



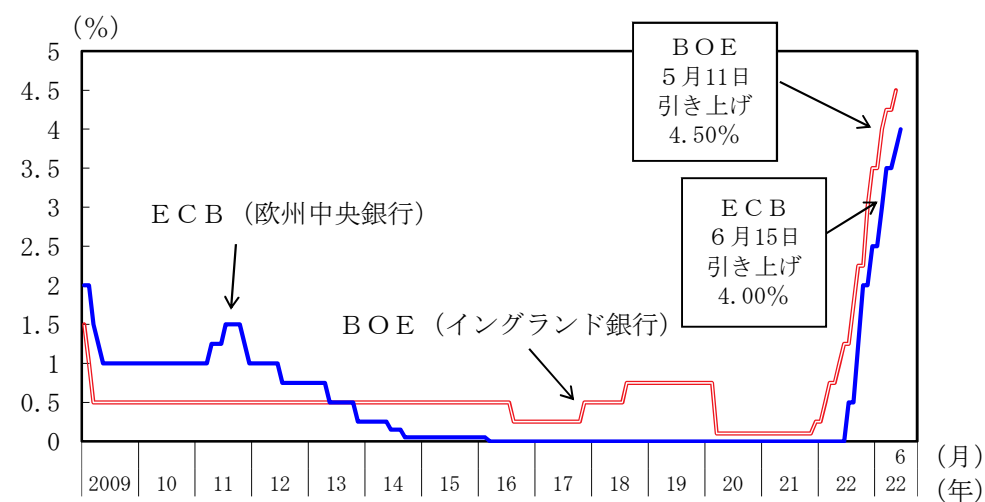
⑧中央銀行のバランスシート



⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はおおむね横ばい
英 国：コア物価上昇率は上昇している
消費者物価上昇率



⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引き上げ
英 国：イングランド銀行 (BOE) は引き上げ

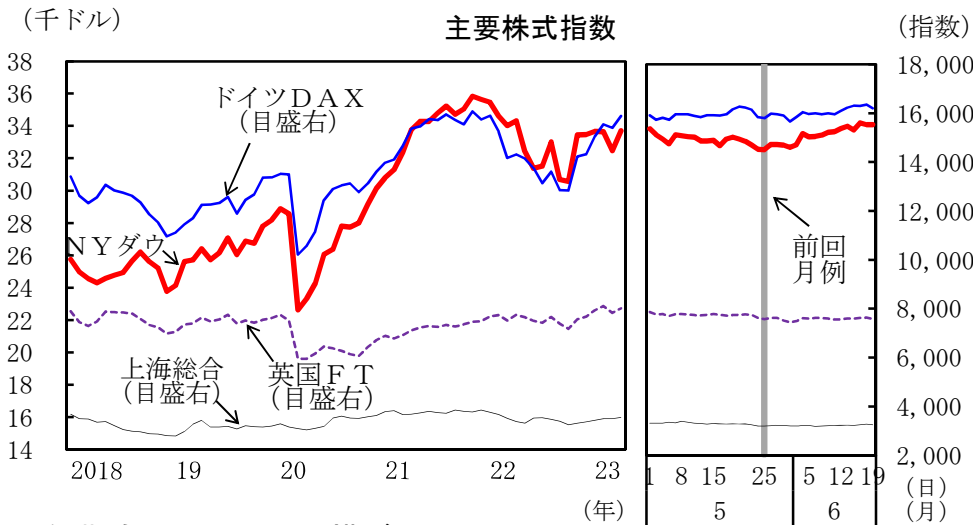


(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

(備考) 日付は公表日。

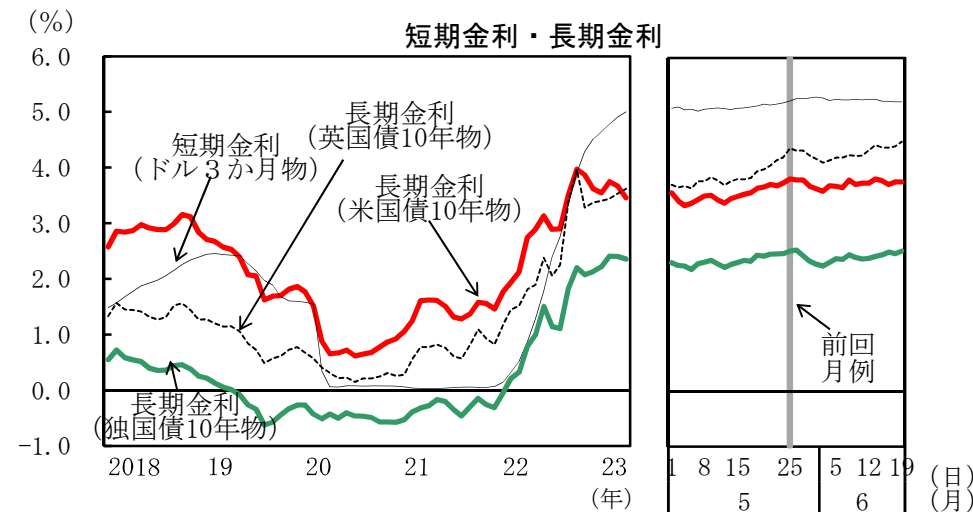
4. 国際金融

株価：アメリカではやや上昇、英国ではやや下落、ドイツ、中国ではおおむね横ばい



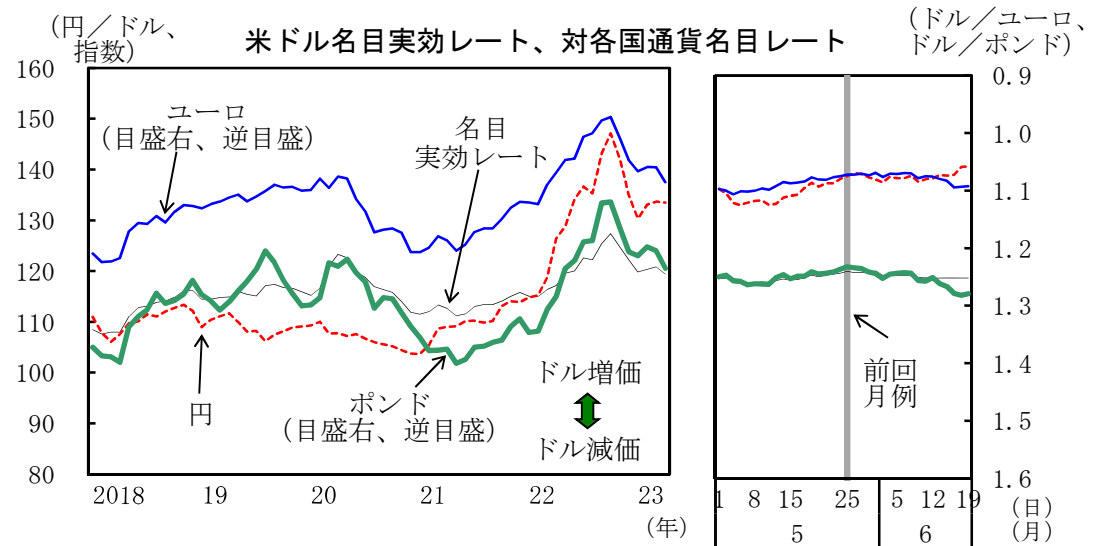
短期金利：おおむね横ばい

長期金利：アメリカ、ドイツではおおむね横ばい、
英国では大幅に上昇

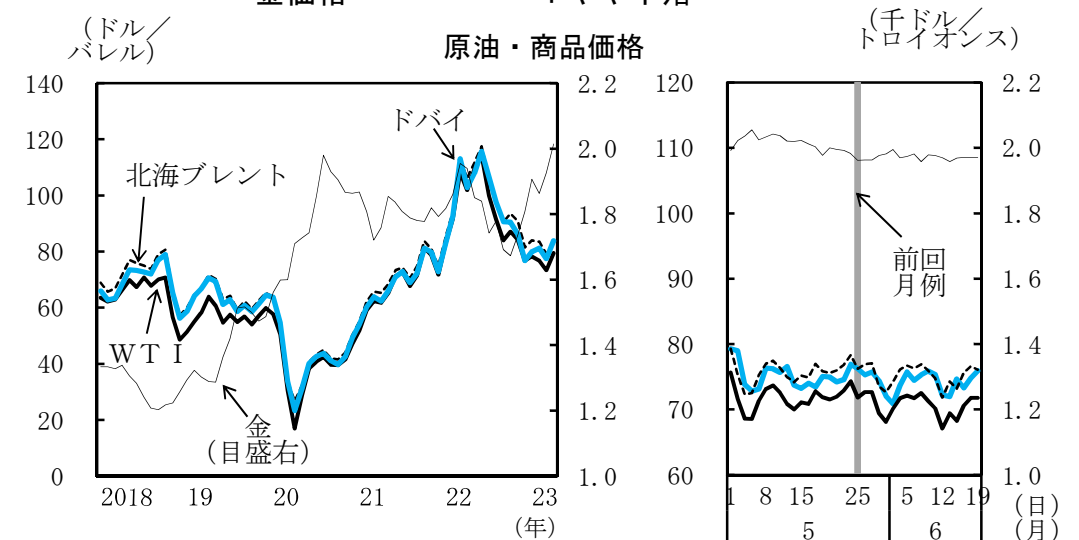


(備考) いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

為替：ドルは、ユーロに対しておおむね横ばい、
ポンドに対して減価、円に対して増価



原油価格 (WT I)：おおむね横ばい
金価格：やや下落



主要経済指標の国際比較（１）

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率（％）					鉱工業生産（％）					失業率（％）						
	2022年	2022年	2022年	2021年	2022年	22年	23年	備考	2021年	2022年	23年			備考	2021年	2022年	23年			備考
						10-12月	1-3月				3月	4月	5月				3月	4月	5月	
日本	12,517	4,234	33.8	2.2	1.0	0.4	2.7	前期比年率	5.6	▲ 0.1	0.3	0.7		前期比	2.8	2.6	2.8	2.6		
アメリカ	33,353	25,464	76.3	5.9	2.1	2.6	1.3	前期比年率	4.4	3.4	0.1	0.5	▲ 0.2	前期比	5.4	3.6	3.5	3.4	3.7	
カナダ	3,885	2,140	55.1	5.0	3.4	▲ 0.1	3.1	前期比年率	4.5	3.8	0.1			前期比	7.5	5.3	5.0	5.0	5.2	
ユーロ圏	34,667	14,128	40.8	5.3	3.4	▲ 0.5	▲ 0.4	前期比年率	8.9	2.3	▲ 3.8	1.0		前期比	7.7	6.7	6.6	6.5		ILO基準
ドイツ	8,379	4,075	48.6	2.6	1.8	▲ 2.1	▲ 1.3	前期比年率	4.6	▲ 0.3	▲ 1.9	0.0		前期比	3.6	3.1	2.9	2.9		
フランス	6,565	2,784	42.4	6.4	2.5	▲ 0.1	0.7	前期比年率	5.7	▲ 0.1	▲ 1.1	0.8		前期比	7.9	7.3	7.0	7.0		
イタリア	5,898	2,012	34.1	7.0	3.8	▲ 0.4	2.2	前期比年率	11.7	0.4	▲ 0.6	▲ 1.9		前期比	9.5	8.1	7.9	7.8		
スペイン	4,760	1,401	29.4	5.5	5.5	1.6	1.9	前期比年率	7.3	2.8	1.3	▲ 1.8		前期比	14.8	12.9	12.8	12.7		後方3か月 平均
英国	6,779	3,071	45.3	7.6	4.1	0.5	0.5	前期比年率	7.3	▲ 2.8	0.7	▲ 0.3		前期比	4.5	3.7	3.9	3.8		
スイス	874	807	92.4	4.2	2.0	▲ 0.2	1.1	前期比年率	9.1	6.4	5.2			前年比	3.0	2.2	1.9	1.9	2.0	
ロシア	14,344	2,215	15.4	5.6	▲ 2.1	▲ 2.7	▲ 1.8	前年比	6.3	▲ 0.3	1.2	5.2		前年比	4.8	3.9	3.5	3.3		
オーストラリア	2,597	1,702	65.5	5.2	3.7	2.3	0.9	前期比年率	1.2	1.7	－	－	－	四半期のみ 前期比	5.1	3.7	3.5	3.7	3.6	
中国	141,255	18,100	12.8	8.4	3.0	2.9	4.5	前年比	9.6	3.6	3.9	5.6	3.5	前年比	5.1	5.6	5.3	5.2	5.2	
韓国	5,164	1,665	32.3	4.3	2.6	▲ 1.2	1.3	前期比年率	8.2	1.4	5.3	▲ 1.2		前期比	3.7	2.9	2.7	2.6	2.5	
台湾	2,333	762	32.6	6.5	2.4	▲ 0.8	▲ 2.9	前年比	14.7	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 4.8		前期比	4.0	3.7	3.6	3.6		
香港	733	361	49.2	6.4	▲ 3.5	0.1	23.0	前期比年率	5.5	0.2	－		－	四半期のみ	5.2	4.3	3.1	3.0	3.0	
シンガポール	564	467	82.8	8.9	3.6	0.3	▲ 1.6	前期比年率	13.3	2.6	9.7	▲ 1.9		前期比	2.7	2.1	1.8	1.8		原数値 2.8月のみ
インドネシア	27,486	1,319	4.8	3.7	5.3	5.0	5.0	前年比	7.5	1.3	0.4			前年比	6.5	5.9	－	－	－	
マレーシア	3,299	408	12.4	3.3	8.7	7.1	5.6	前年比	7.4	6.7	0.0	▲ 5.6		前期比	4.6	3.8	3.5	3.5		
フィリピン	11,157	404	3.6	5.7	7.6	8.3	4.6	前期比年率	49.2	22.5	6.0	10.7		前年比	8.0	5.5	－	－	－	
タイ	7,008	536	7.7	1.5	2.6	▲ 4.2	7.8	前期比年率	5.8	0.4	▲ 3.9	▲ 8.1		前年比	1.9	1.3	－	－	－	四半期のみ
ベトナム	9,946	406	4.1	2.6	8.0	5.9	3.3	前年比	4.8	7.8	▲ 1.6	0.5	0.1	前年比	3.2	2.3	－	－	－	四半期のみ
インド	142,333	3,386	2.4	9.1	7.2	4.5	6.1	前年比	11.4	5.2	1.7	4.2		前年比	－	－	－	－	－	
ブラジル	21,391	1,924	9.0	5.0	2.9	1.9	4.0	前年比	3.9	▲ 0.7	0.9	▲ 2.7		前年比	13.5	9.5	8.8	8.5		原数値
メキシコ	13,012	1,414	10.9	4.7	3.0	3.5	3.7	前年比	5.6	3.2	1.5	0.7		前年比	4.3	3.5	2.8	3.0	2.7	
アルゼンチン	4,630	632	13.7	10.4	5.2	1.9		前年比	－	－	3.5	1.7		前年比	8.8	6.8	－	－	－	
トルコ	8,528	906	10.6	11.4	5.6	3.5	4.0	前年比	17.8	5.7	0.7	▲ 1.0		前年比	12.0	10.5	10.3	10.0		
サウジアラビア	3,479	1,108	31.8	3.9	8.7	5.5	3.8	前年比	－	－	－	－	－		6.6		－	－	－	四半期のみ
南アフリカ	6,060	406	6.7	4.7	1.9	▲ 1.1	0.4	前期比年率	6.5	▲ 0.2	▲ 2.1	4.2		前年比	34.3	33.5	－	－	－	暦年のみ

（備考） 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度（4月～3月）の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

4. 2021年および2022年の暦年の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較（２）

（参考）国際機関の実質GDP見通し（％）

国・地域名	消費者物価（前年比％）								一般政府財政収支 （名目GDP比％）		一般政府債務残高 （名目GDP比％）		経常収支 （名目GDP比％）		IMF，2023年4月		OECD，2023年6月	
	2021年	2022年	22年		23年	23年			2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年	2023年	2024年	2023年	2024年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月										
日本	▲ 0.2	2.5	2.9	3.9	3.6	3.2	3.5		▲ 6.2 (▲5.5)	▲ 7.8 (▲8.8)	255.4 (212.3)	261.3 (217.0)	3.9	2.1	1.3	1.0	1.3	1.1
アメリカ	4.7	8.0	8.3	7.1	5.8	5.0	4.9	4.0	▲ 11.6	▲ 5.5	126.4	121.7	▲ 3.6	▲ 3.6	1.6	1.1	1.6	1.0
カナダ	3.4	6.8	7.2	6.7	5.2	4.3	4.4		▲ 4.4	▲ 0.7	115.1	106.6	▲ 0.3	▲ 0.4	1.5	1.5	1.4	1.4
ユーロ圏	2.6	8.4	9.3	10.0	8.0	6.9	7.0	6.1	▲ 5.4	▲ 3.8	94.9	90.9	2.3	▲ 0.7	0.8	1.4	0.9	1.5
ドイツ	3.1	6.9	7.3	8.6	8.3	7.4	7.2	6.1	▲ 3.7	▲ 2.6	68.6	66.5	7.7	4.2	▲ 0.1	1.1	▲ 0.0	1.3
フランス	1.6	5.2	5.9	6.1	6.0	5.7	5.9	5.1	▲ 6.5	▲ 4.9	112.6	111.1	0.4	▲ 1.7	0.7	1.3	0.8	1.3
イタリア	1.9	8.1	8.4	11.8	9.0	7.6	8.2	7.6	▲ 9.0	▲ 8.0	149.8	144.7	3.0	▲ 0.7	0.7	0.8	1.2	1.0
スペイン	3.1	8.4	10.1	6.6	5.0	3.3	4.1	3.2	▲ 6.9	▲ 4.5	118.4	112.0	1.0	1.1	1.5	2.0	2.1	1.9
英国	2.6	9.1	10.0	10.8	10.2	10.1	8.7		▲ 8.3	▲ 6.3	108.1	102.6	▲ 1.5	▲ 5.6	▲ 0.3	1.0	0.3	1.0
スイス	0.6	2.8	3.4	2.9	3.2	2.9	2.6	2.2	▲ 0.5	0.2	41.5	39.1	7.9	9.8	0.8	1.8	0.6	1.2
ロシア	6.7	13.8	14.3	12.2	8.6	3.5	2.3	2.5	0.8	▲ 2.2	16.5	19.6	6.7	10.3	0.7	1.3	▲ 1.5	▲ 0.4
オーストラリア	2.9	6.6	7.3	7.8	7.0	6.3	6.8		▲ 6.3	▲ 3.3	57.6	55.7	3.0	1.2	1.6	1.7	1.8	1.4
中国	0.9	2.0	2.7	1.8	1.3	0.7	0.1	0.2	▲ 6.0	▲ 7.5	71.8	77.1	1.8	2.3	5.2	4.5	5.4	5.1
韓国	2.5	5.1	5.9	5.2	4.7	4.2	3.7	3.3	▲ 0.0	▲ 0.9	51.3	54.3	4.7	1.8	1.5	2.4	1.5	2.1
台湾	2.0	2.9	2.9	2.6	2.6	2.4	2.3	2.0	▲ 2.1	▲ 0.5	30.1	27.5	14.8	13.4	2.1	2.6	—	—
香港	1.6	1.9	2.7	1.8	1.9	1.7	2.1	2.0	0.0	▲ 7.1	1.9	4.3	11.8	10.7	3.5	3.1	—	—
シンガポール	2.3	6.1	7.3	6.6	6.1	5.5	5.7		1.2	0.4	147.7	134.2	18.0	19.3	1.5	2.1	—	—
インドネシア	1.6	4.2	5.2	5.5	5.2	5.0	4.3	4.0	▲ 4.5	▲ 2.3	41.1	39.9	0.3	1.0	5.0	5.1	4.7	5.1
マレーシア	2.5	3.4	4.5	3.9	3.6	3.4	3.3		▲ 5.8	▲ 5.3	69.3	66.3	3.8	2.6	4.5	4.5	—	—
フィリピン	3.9	5.8	6.5	7.9	8.3	7.6	6.6	6.1	▲ 6.3	▲ 5.2	57.0	57.5	▲ 1.5	▲ 4.4	6.0	5.8	—	—
タイ	1.2	6.1	7.3	5.8	3.9	2.8	2.7	0.5	▲ 7.0	▲ 5.5	58.4	60.5	▲ 2.1	▲ 3.3	3.4	3.6	—	—
ベトナム	1.8	3.2	3.3	4.4	4.2	3.4	2.8	2.4	▲ 3.4	▲ 2.5	39.3	37.1	▲ 2.1	▲ 0.9	5.8	6.9	—	—
インド	5.5	6.7	7.0	6.1	6.2	5.7	4.7	4.3	▲ 9.6	▲ 9.6	84.7	83.1	▲ 1.2	▲ 2.6	5.9	6.3	6.0	7.0
ブラジル	8.3	9.3	8.6	6.1	5.3	4.7	4.2	3.9	▲ 4.3	▲ 4.6	90.7	85.9	▲ 2.8	▲ 2.9	0.9	1.5	1.7	1.2
メキシコ	5.7	7.9	8.5	8.0	7.5	6.9	6.3	5.8	▲ 3.9	▲ 4.4	58.7	56.0	▲ 0.6	▲ 0.9	1.8	1.6	2.6	2.1
アルゼンチン	48.1	70.7	77.5	91.7	101.9	104.3	108.8	114.2	▲ 4.3	▲ 3.9	80.9	84.5	1.4	▲ 0.7	0.2	2.0	▲ 1.6	1.1
トルコ	19.6	72.3	81.1	78.1	54.5	50.5	43.7	39.6	▲ 4.0	▲ 1.6	41.8	31.2	▲ 0.9	▲ 5.4	2.7	3.6	3.6	3.7
サウジアラビア	3.1	2.5	2.9	3.1	3.0	2.7	2.7	2.8	▲ 2.3	2.5	28.8	22.6	5.1	13.8	3.1	3.1	—	—
南アフリカ	4.6	6.9	7.6	7.4	7.0	7.1	6.8		▲ 5.6	▲ 4.5	69.0	71.0	3.7	▲ 0.5	0.1	1.8	0.3	1.0
（備考） 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。														世界	2.8	3.0	2.7	2.9

（備考）１．各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

２．日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（４月～３月）の値。内閣府より作成。

３．インドは年度（４月～３月）の数値。

（出所）IMF“World Economic Outlook”（23年４月）

OECD“Economic Outlook”（23年６月）

最低賃金に関する 基礎調査結果報告

令和5年

奈良労働局

「調査の概要」

- | | | |
|-----|-------|---|
| 1 | 調査地域 | 奈良県全地域 |
| 2 | 調査事業所 | 日本標準産業分類に定める産業のうち
(ア) 製造業
(イ) 情報通信業のうち新聞業、出版業
(ウ) 卸売業，小売業
(エ) 学術研究，専門・技術サービス業
(オ) 宿泊業，飲食サービス業
(カ) 生活関連サービス業，娯楽業
(キ) 医療，福祉
(ク) サービス業（他に分類されないもの）

*（ア）及び（イ）の産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。 |
| 3 | 調査労働者 | 調査事業所に雇用される労働者 9,879人 |
| 4 | 調査対象月 | 令和5年6月分 |
| 5 | 集計事項 | 次の区分による所定内賃金階級別労働者数 |
| (1) | 地域 | 全地域 |
| (2) | 規模 | 1～9人
10～29人
30～99人 |
| (3) | 性 | 男
女 |

- (4) 年齢
- 1 7 歳以下
 - 1 8 ～ 1 9 歳
 - 2 0 ～ 5 4 歳
 - 5 5 ～ 5 9 歳
 - 6 0 ～ 6 4 歳
 - 6 5 歳以上

- (5) 業種
- 調査対象産業計
 - 製造業
 - 卸売・小売業
 - 宿泊業，飲食サービス業
 - 医療，福祉
 - サービス業（他に分類されないもの）

- (6) 賃金階級

下表のとおり 7 4 区分とした。

区分	賃金額 (1)	間隔
区分 1 (最低区分)	8 8 5 円以下	
区分 2	8 8 6 円以上 ～ 8 8 6 円以下	} 1 円刻み
～		
区分 6 2	9 4 6 円以上 ～ 9 4 6 円以下	} 3 円刻み
区分 6 3	9 4 7 円以上 ～ 9 4 9 円以下	
区分 6 4	9 5 0 円以上 ～ 9 5 9 円以下	} 1 0 円刻み
～		
区分 6 8	9 9 0 円以上 ～ 9 9 9 円以下	} 1 0 0 円刻み
区分 6 9	1 0 0 0 円以上 ～ 1 0 9 9 円以下	
～		} 1 0 0 円刻み
区分 7 3	1 , 4 0 0 円以上 ～ 1 , 4 9 9 円以下	
区分 7 4 (最高区分)	1 , 5 0 0 円以上	

(1) 賃金額は時間当りの賃金額

(2) 区分 6 3 は階級区分調整（桁末尾整理）を行っているもの

- 6 復元 集計結果は各産業区分毎に母集団の事業所数に復元した。

地域別最低賃金対象業種における特性値と平均値

《令和3年》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	840 円	840 円	840 円	838 円
第1・十分位数	850 円	850 円	850 円	855 円
第1・四分位数	900 円	900 円	896 円	937 円
中 位 数	1,030 円	1,056 円	1,000 円	1,146 円
平 均 値	1,248 円	1,268 円	1,215 円	1,346 円

《令和4年》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	870 円	870 円	866 円	866 円
第1・十分位数	873 円	880 円	870 円	900 円
第1・四分位数	910 円	930 円	900 円	1000 円
中 位 数	1,100 円	1,100 円	1,050 円	1,230 円
平 均 値	1,346 円	1,322 円	1,371 円	1,343 円

《令和5年》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	900 円	896 円	900 円	900 円
第1・十分位数	900 円	900 円	900 円	906 円
第1・四分位数	950 円	950 円	950 円	970 円
中 位 数	1,111 円	1,100 円	1,116 円	1,197 円
平 均 値	1,326 円	1,327 円	1,317 円	1,360 円

《令和3年パート労働者のみ》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	840 円	840 円	840 円	860 円
第1・十分位数	844 円	850 円	840 円	870 円
第1・四分位数	870 円	875 円	869 円	900 円
中 位 数	910 円	920 円	900 円	940 円

《令和4年パート労働者のみ》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	866 円	870 円	866 円	866 円
第1・十分位数	870 円	870 円	870 円	866 円
第1・四分位数	890 円	900 円	880 円	870 円
中 位 数	950 円	973 円	920 円	900 円

《令和5年パート労働者のみ》

	合 計	規 模 別		
		1～9人	10～29人	30～99人
第1・二十分位数	896 円	896 円	900 円	896 円
第1・十分位数	900 円	900 円	900 円	900 円
第1・四分位数	912 円	920 円	910 円	906 円
中 位 数	970 円	980 円	970 円	930 円

(注) 精皆勤手当、通勤手当、及び家族手当を除く時間当たり所定内賃金。
資料出所：奈良労働局 「最低賃金に関する基礎調査」

賃金分布の特性値

中位数

全員を賃金の低いものから順に並べた時に、全体のちょうど真ん中（５０％）に位置する者の賃金額をいう。

人数が偶数の場合 → １０人の中位数は、低い方から５番目と６番目の賃金額を平均する

分位数

全員の賃金を低いものから順に並べ、１０等分、４等分のように等分したときに境界に位置する者の賃金額をいう。

例えば...

第１・四分位数

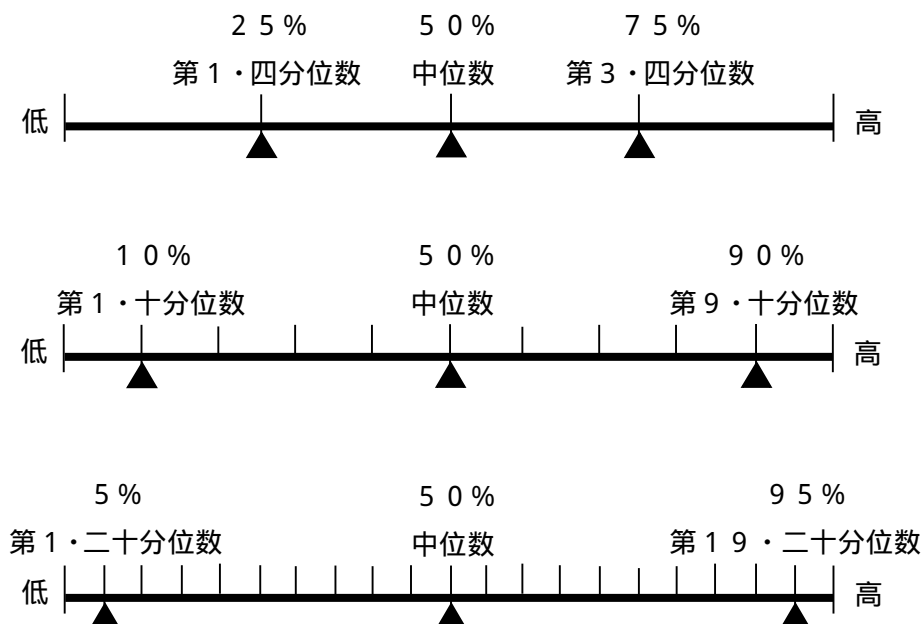
４等分し、低い方からみて最初の境界（２５％）の所に位置する者の賃金額をいう。

第１・十分位数

１０等分し、低い方からみて最初の境界（１０％）の所に位置する者の賃金額をいう。

第１・二十分位数

２０等分し、低い方からみて最初の境界（５％）の所に位置する者の賃金額をいう。



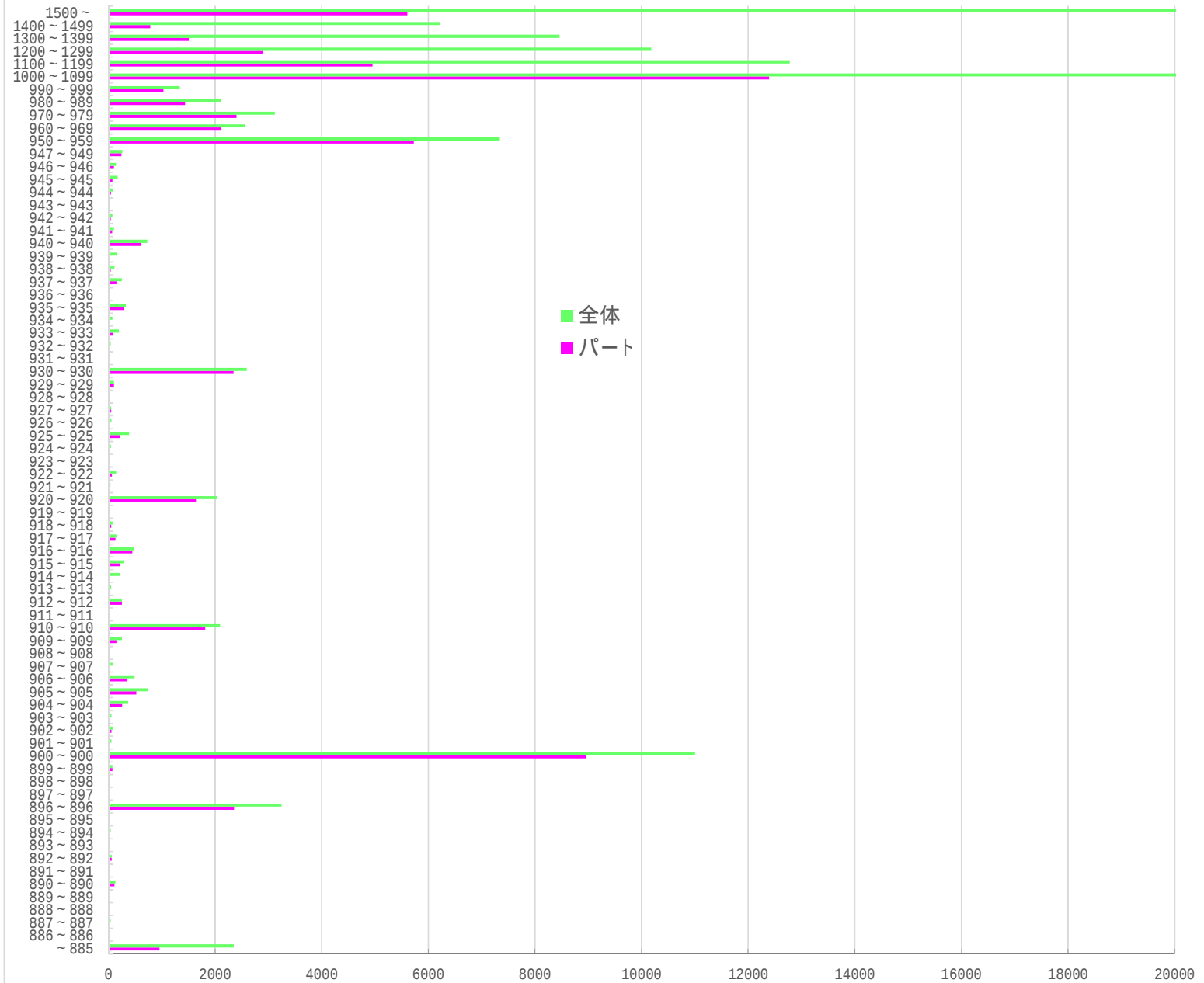
奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種の実態調査結果一覧表

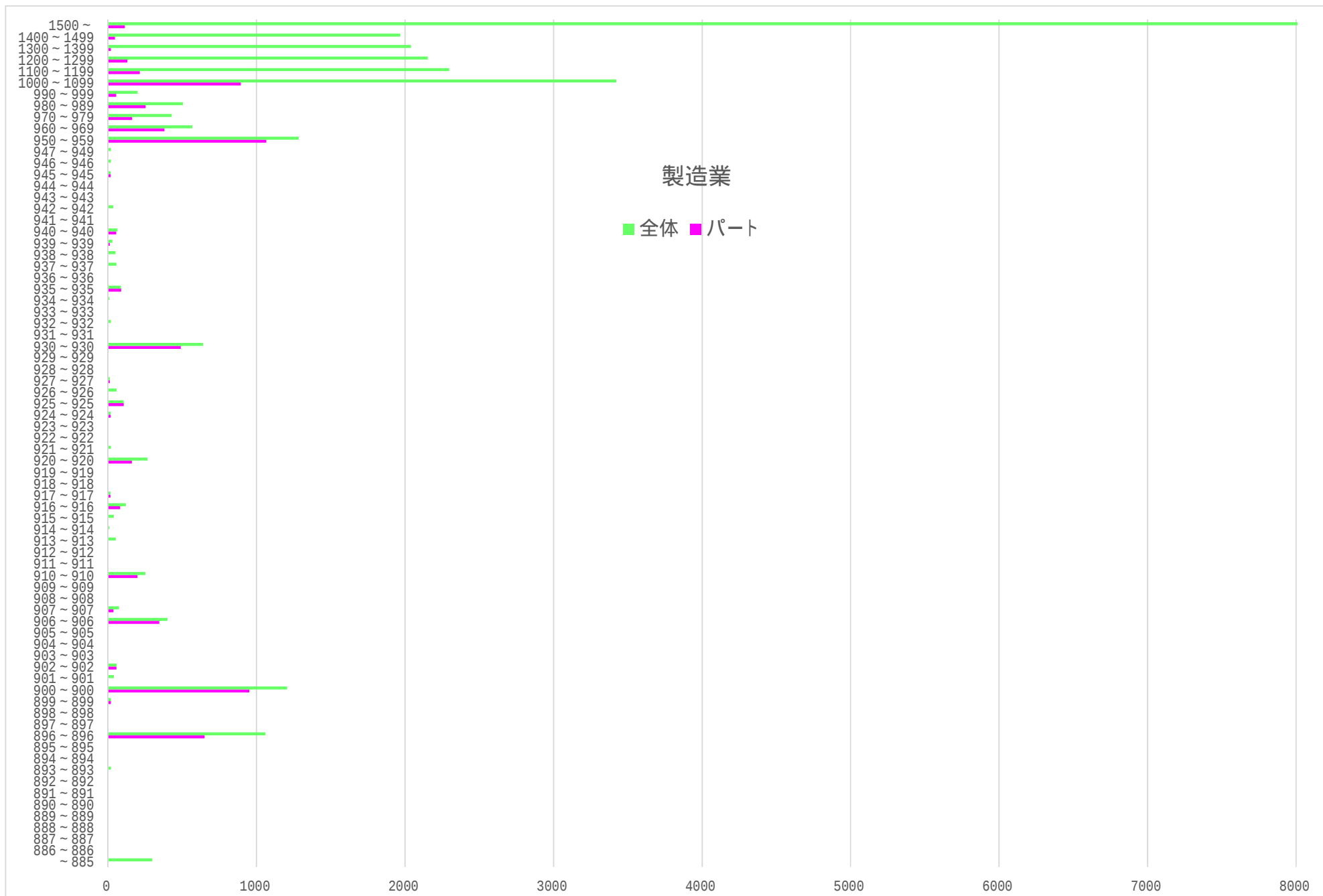
令和5年6月

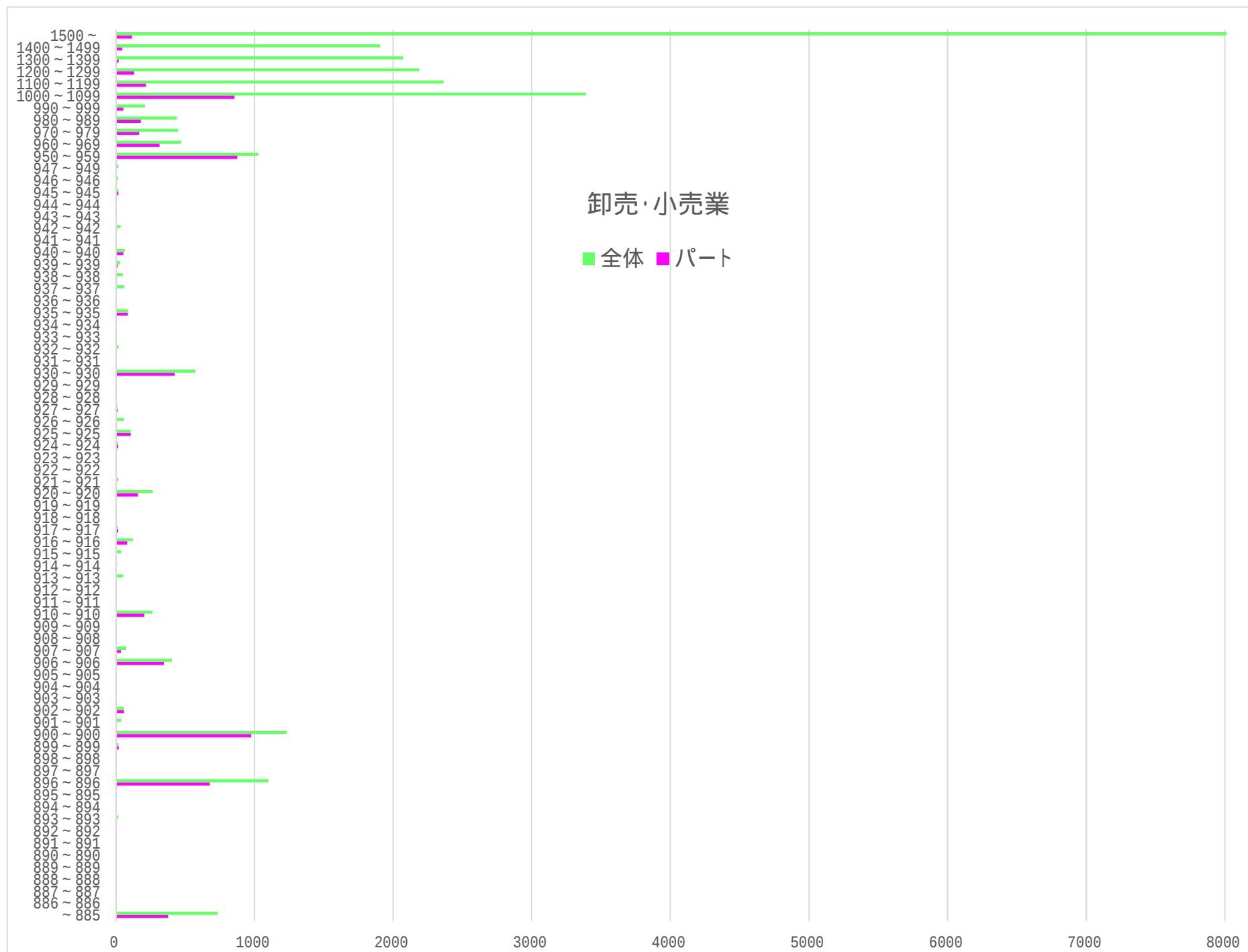
賃金額 （3手当を除く）	地域最低賃金		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用	
	適用業種合計		製造業		卸売・小売業		飲食店・宿泊業		医療・福祉		サービス業	
合 計	%	143517人	%	28505人	%	39180人	%	22368人	%	29652人	%	10760人
～ 885 円	1.6	2,351	1.0	297	1.9	733	1.3	282	1.6	464	3.7	400
886 ～ 886	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
887 ～ 887	0.0	42	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.4	42
888 ～ 888	0.0	26	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
889 ～ 889	0.0	25	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.2	25
890 ～ 890	0.1	135	0.0	0	0.1	33	0.0	0	0.3	102	0.0	0
891 ～ 891	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
892 ～ 892	0.0	62	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.1	21	0.4	42
893 ～ 893	0.0	18	0.1	18	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
894 ～ 894	0.0	42	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.4	41
895 ～ 895	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
896 ～ 896	2.3	3,250	3.7	1,060	2.2	875	1.1	236	0.7	213	0.4	42
897 ～ 897	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
898 ～ 898	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
899 ～ 899	0.1	75	0.1	19	0.1	56	0.0	0	0.0	0	0.0	0
900 ～ 900	7.7	11,004	4.2	1,206	10.7	4,202	13.7	3,064	4.9	1,464	2.7	292
901 ～ 901	0.0	59	0.1	38	0.0	0	0.0	0	0.1	22	0.0	0
902 ～ 902	0.1	90	0.2	57	0.1	33	0.0	0	0.0	0	0.0	0
903 ～ 903	0.0	56	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.2	25
904 ～ 904	0.3	368	0.0	0	0.7	264	0.2	47	0.1	21	0.0	0
905 ～ 905	0.5	747	0.0	0	1.3	519	0.8	186	0.1	43	0.0	0
906 ～ 906	0.3	490	1.4	400	0.1	34	0.0	0	0.0	0	0.2	25
907 ～ 907	0.1	95	0.3	73	0.1	22	0.0	0	0.0	0	0.0	0
908 ～ 908	0.0	34	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
909 ～ 909	0.2	252	0.0	0	0.1	33	0.2	37	0.0	0	1.4	150
910 ～ 910	1.5	2,099	0.9	251	2.5	995	1.5	334	1.0	296	1.6	167
911 ～ 911	0.0	22	0.0	0	0.1	22	0.0	0	0.0	0	0.0	0
912 ～ 912	0.2	254	0.0	0	0.6	234	0.0	0	0.1	21	0.0	0
913 ～ 913	0.0	52	0.2	52	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
914 ～ 914	0.1	212	0.0	9	0.0	0	0.6	141	0.0	0	0.0	0
915 ～ 915	0.2	303	0.1	38	0.7	265	0.0	0	0.0	0	0.0	0
916 ～ 916	0.3	486	0.4	119	0.9	366	0.0	0	0.0	0	0.0	0
917 ～ 917	0.1	150	0.1	16	0.2	89	0.0	0	0.1	21	0.0	0
918 ～ 918	0.1	85	0.0	0	0.1	33	0.0	0	0.1	20	0.0	0
919 ～ 919	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
920 ～ 920	1.4	2,034	0.9	266	1.7	685	2.9	646	0.9	258	0.0	0
921 ～ 921	0.0	38	0.1	18	0.0	0	0.0	0	0.1	20	0.0	0
922 ～ 922	0.1	147	0.0	0	0.1	22	0.0	0	0.2	63	0.0	0
923 ～ 923	0.0	33	0.0	0	0.1	33	0.0	0	0.0	0	0.0	0
924 ～ 924	0.0	51	0.1	17	0.1	33	0.0	0	0.0	0	0.0	0
925 ～ 925	0.3	388	0.4	106	0.5	189	0.0	0	0.2	63	0.0	0
926 ～ 926	0.0	56	0.2	57	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
927 ～ 927	0.0	54	0.0	11	0.0	0	0.0	0	0.1	42	0.0	0
928 ～ 928	0.0	21	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.1	21	0.0	0
929 ～ 929	0.1	101	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.3	101	0.0	0
930 ～ 930	1.8	2,594	2.2	639	1.8	707	3.2	723	1.8	525	0.0	0
931 ～ 931	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
932 ～ 932	0.0	40	0.1	19	0.0	0	0.0	0	0.1	22	0.0	0
933 ～ 933	0.1	196	0.0	0	0.2	66	0.2	48	0.3	82	0.0	0
934 ～ 934	0.1	72	0.0	9	0.0	0	0.0	0	0.1	21	0.4	42
935 ～ 935	0.2	331	0.3	87	0.3	132	0.3	74	0.1	37	0.0	0
936 ～ 936	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
937 ～ 937	0.2	253	0.2	56	0.1	23	0.6	141	0.0	0	0.0	0
938 ～ 938	0.1	114	0.2	51	0.1	22	0.0	0	0.1	42	0.0	0
939 ～ 939	0.1	163	0.1	29	0.3	132	0.0	0	0.0	0	0.0	0
940 ～ 940	0.5	731	0.2	64	0.7	287	0.3	74	0.1	42	0.7	76
941 ～ 941	0.1	102	0.0	0	0.1	34	0.2	47	0.1	20	0.0	0
942 ～ 942	0.1	76	0.1	34	0.0	0	0.0	0	0.1	43	0.0	0
943 ～ 943	0.0	33	0.0	0	0.1	33	0.0	0	0.0	0	0.0	0
944 ～ 944	0.1	83	0.0	0	0.0	0	0.2	47	0.0	0	0.0	0
945 ～ 945	0.1	173	0.1	17	0.1	44	0.5	112	0.0	0	0.0	0
946 ～ 946	0.1	140	0.1	18	0.1	22	0.0	0	0.3	101	0.0	0
947 ～ 949	0.2	262	0.1	18	0.3	100	0.0	0	0.1	42	0.9	101
950 ～ 959	5.1	7,345	4.5	1,284	4.4	1,717	12.5	2,805	1.4	401	1.0	108
960 ～ 969	1.8	2,559	2.0	568	2.0	775	2.4	539	1.4	401	0.4	42
970 ～ 979	2.2	3,120	1.5	429	2.0	776	6.3	1,411	1.1	315	0.2	25
980 ～ 989	1.5	2,105	1.8	504	1.6	609	1.3	282	1.4	416	0.4	42
990 ～ 999	0.9	1,336	0.7	199	1.4	530	0.4	84	1.1	327	1.2	125
1,000 ～ 1,099	14.3	20,549	12.0	3,422	11.3	4,434	23.9	5,353	15.4	4,565	11.4	1,226
1,100 ～ 1,199	8.9	12,781	8.1	2,298	7.5	2,946	11.5	2,574	10.4	3,074	6.4	687
1,200 ～ 1,299	7.1	10,183	7.6	2,154	5.4	2,111	5.0	1,129	10.0	2,968	9.7	1,046
1,300 ～ 1,399	5.9	8,464	7.2	2,040	4.7	1,849	2.5	566	6.7	1,995	9.3	1,002
1,400 ～ 1,499	4.3	6,229	6.9	1,967	2.1	839	2.5	549	5.1	1,511	7.4	795
1,500 ～	26.3	37,676	29.7	8,471	28.6	11,222	3.7	837	31.8	9,426	39.0	4,192
第1・二十分位数	900		900		900		900		900		894	
第1・十分位数	900		906		900		900		920		909	
第1・四分位数	950		970		930		930		1,010		1,050	
中 位 数	1,111		1,204		1,070		985		1,210		1,350	
平 均 値	1,326		1,370		1,346		1,047		1,410		1,466	

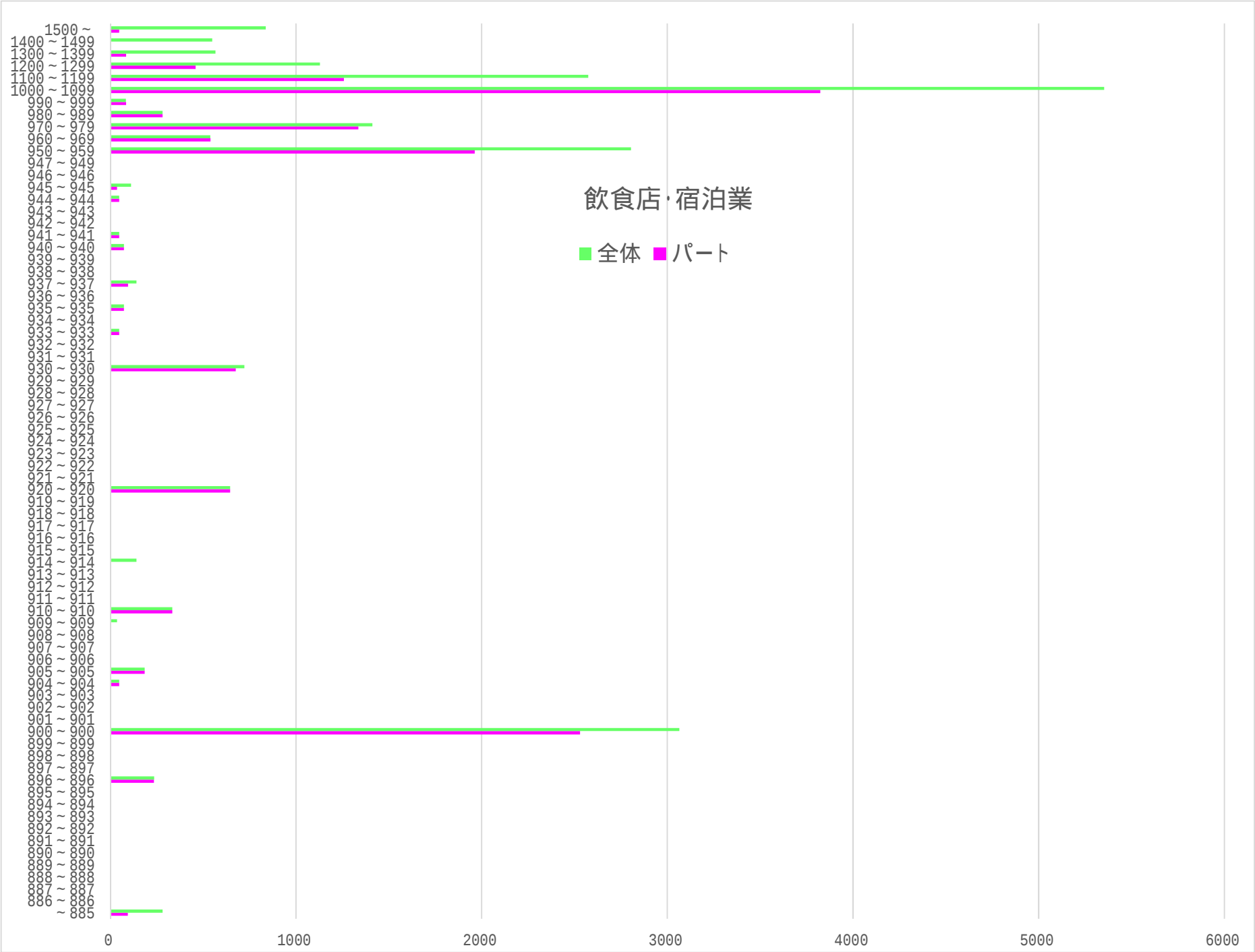
奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種の実態調査結果一覧表（パートのみ）												
令和5年6月												
賃金額 （3手当を除く）	地域最低賃金		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用	
	適用業種合計		製造業		卸売・小売業		飲食店・宿泊業		医療・福祉		サービス業	
合 計	%	64026人	%	6636人	%	18796人	%	15049人	%	16564人	%	2630人
～ 885 円	1.5	958	0.0	0	2.0	378	0.6	94	1.6	258	6.3	167
886 ～ 886	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
887 ～ 887	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
888 ～ 888	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
889 ～ 889	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
890 ～ 890	0.2	114	0.0	0	0.2	33	0.0	0	0.5	81	0.0	0
891 ～ 891	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
892 ～ 892	0.1	62	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.1	20	1.6	41
893 ～ 893	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
894 ～ 894	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
895 ～ 895	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
896 ～ 896	3.7	2,356	9.8	650	3.9	741	1.6	235	1.0	170	1.6	42
897 ～ 897	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
898 ～ 898	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
899 ～ 899	0.1	74	0.3	19	0.3	56	0.0	0	0.0	0	0.0	0
900 ～ 900	14.0	8,961	14.3	951	18.8	3,536	16.8	2,530	8.4	1,399	3.2	83
901 ～ 901	0.0	22	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.1	22	0.0	0
902 ～ 902	0.1	56	0.8	56	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
903 ～ 903	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
904 ～ 904	0.4	258	0.0	0	0.9	176	0.3	47	0.0	0	0.0	0
905 ～ 905	0.8	527	0.0	0	1.6	298	1.2	186	0.3	43	0.0	0
906 ～ 906	0.5	346	5.2	346	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
907 ～ 907	0.1	35	0.5	35	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
908 ～ 908	0.1	34	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
909 ～ 909	0.2	151	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	5.7	150
910 ～ 910	2.8	1,816	3.0	197	4.6	862	2.2	334	1.4	231	6.3	167
911 ～ 911	0.0	22	0.0	0	0.1	22	0.0	0	0.0	0	0.0	0
912 ～ 912	0.4	254	0.0	0	1.2	234	0.0	0	0.1	21	0.0	0
913 ～ 913	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
914 ～ 914	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
915 ～ 915	0.3	221	0.0	0	1.2	221	0.0	0	0.0	0	0.0	0
916 ～ 916	0.7	449	1.2	82	2.0	367	0.0	0	0.0	0	0.0	0
917 ～ 917	0.2	128	0.2	16	0.4	66	0.0	0	0.1	20	0.0	0
918 ～ 918	0.1	54	0.0	0	0.2	33	0.0	0	0.1	21	0.0	0
919 ～ 919	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
920 ～ 920	2.6	1,641	2.4	159	2.5	463	4.3	646	1.2	193	0.0	0
921 ～ 921	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
922 ～ 922	0.1	64	0.0	0	0.1	22	0.0	0	0.3	42	0.0	0
923 ～ 923	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
924 ～ 924	0.0	18	0.3	17	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
925 ～ 925	0.3	212	1.6	106	0.2	45	0.0	0	0.4	63	0.0	0
926 ～ 926	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
927 ～ 927	0.1	54	0.2	12	0.0	0	0.0	0	0.3	42	0.0	0
928 ～ 928	0.0	21	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.1	21	0.0	0
929 ～ 929	0.2	101	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.6	101	0.0	0
930 ～ 930	3.7	2,343	7.4	490	3.5	651	4.5	676	3.2	525	0.0	0
931 ～ 931	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
932 ～ 932	0.0	22	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.1	21	0.0	0
933 ～ 933	0.1	88	0.0	0	0.0	0	0.3	47	0.3	42	0.0	0
934 ～ 934	0.0	21	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.1	20	0.0	0
935 ～ 935	0.5	294	1.3	88	0.7	132	0.5	74	0.0	0	0.0	0
936 ～ 936	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
937 ～ 937	0.2	150	0.0	0	0.1	22	0.6	95	0.0	0	0.0	0
938 ～ 938	0.1	42	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.3	42	0.0	0
939 ～ 939	0.0	12	0.2	12	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
940 ～ 940	0.9	608	0.8	55	1.4	265	0.5	74	0.3	42	2.9	76
941 ～ 941	0.1	68	0.0	0	0.0	0	0.3	47	0.1	21	0.0	0
942 ～ 942	0.1	42	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.3	42	0.0	0
943 ～ 943	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
944 ～ 944	0.1	47	0.0	0	0.0	0	0.3	47	0.0	0	0.0	0
945 ～ 945	0.1	77	0.3	17	0.1	22	0.2	37	0.0	0	0.0	0
946 ～ 946	0.2	101	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.6	101	0.0	0
947 ～ 949	0.4	243	0.0	0	0.5	100	0.0	0	0.3	42	3.8	101
950 ～ 959	8.9	5,728	16.1	1,066	7.5	1,419	13.0	1,963	1.8	296	4.1	109
960 ～ 969	3.3	2,110	5.7	379	3.5	653	3.6	540	2.4	401	0.0	0
970 ～ 979	3.8	2,406	2.4	161	3.8	710	8.9	1,336	1.0	167	0.0	0
980 ～ 989	2.2	1,437	3.8	252	2.6	487	1.9	282	2.3	374	1.6	41
990 ～ 999	1.6	1,030	0.8	55	2.4	452	0.6	85	2.0	328	1.6	42
1,000 ～ 1,099	19.4	12,393	13.5	894	14.8	2,774	25.4	3,824	20.7	3,437	25.3	666
1,100 ～ 1,199	7.7	4,957	3.2	214	6.2	1,165	8.4	1,258	10.4	1,716	10.2	268
1,200 ～ 1,299	4.5	2,896	2.0	130	2.5	472	3.1	460	8.6	1,432	8.3	217
1,300 ～ 1,399	2.4	1,507	0.3	19	1.4	255	0.6	85	4.7	784	7.6	201
1,400 ～ 1,499	1.2	786	0.7	46	0.5	89	0.0	0	3.3	548	1.6	42
1,500 ～	8.8	5,609	1.7	112	8.4	1,575	0.3	47	20.7	3,435	8.3	217
第1・二十分位数	896		896		896		900		900		833	
第1・十分位数	900		899		900		900		900		900	
第1・四分位数	912		902		900		920		962		940	
中 位 数	970		950		950		960		1,075		1,000	
平 均 値	—		—		—		—		—		—	

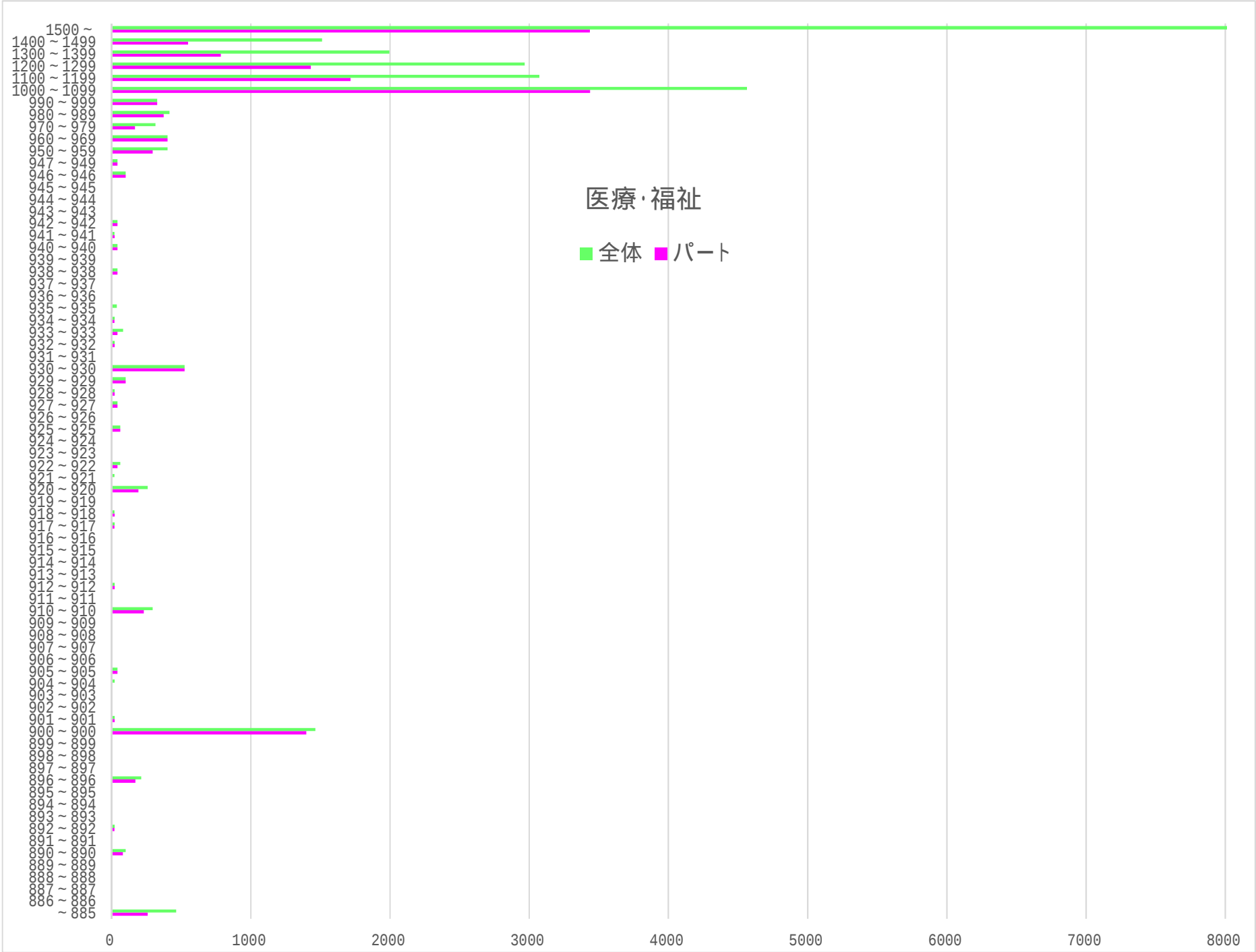
地域最賃 適用業種合計

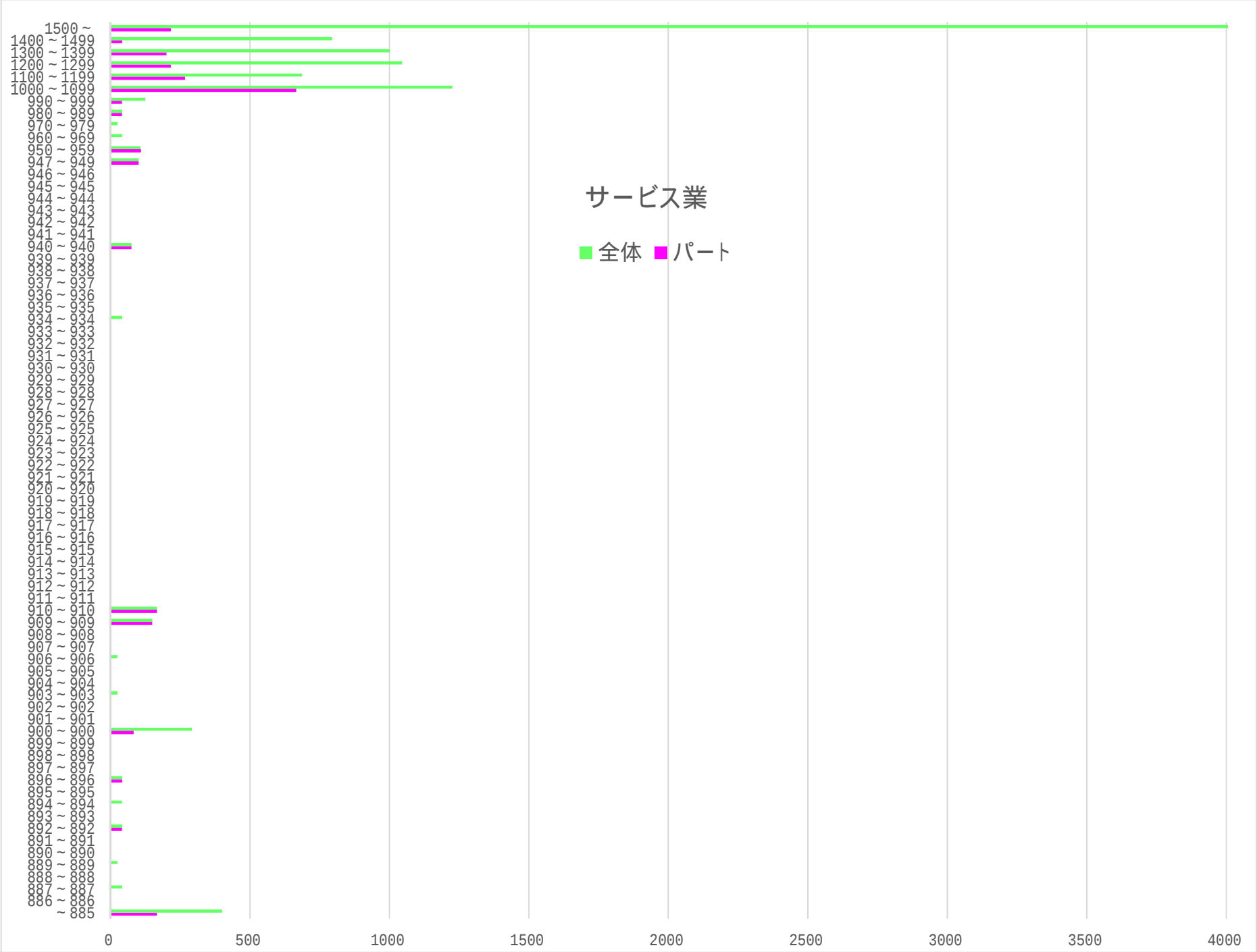












最低賃金基礎調査結果からみた地域別最低賃金対象業種の未満率・影響率の推移

(単位：％)

	全国加重平均		奈良県	
	未 満 率	影 響 率	未 満 率	影 響 率
平成 2 1 年	1.6	2.7	1.6	1.6 (+1)
平成 2 2 年	1.6	4.1	2.6	4.5 (+12)
平成 2 3 年	1.7	3.4	1.7	1.9 (+2)
平成 2 4 年	2.1	4.9	1.3	1.8 (+6)
平成 2 5 年	1.89	7.44	1.3	5.0 (+11)
平成 2 6 年	2.04	7.27	0.9	3.8 (+14)
平成 2 7 年	1.9	9.0	2.1	5.6 (+16)
平成 2 8 年	2.7	11.0	0.8	7.1 (+22)
平成 2 9 年	1.7	11.8	0.9	7.8 (+24)
平成 3 0 年	1.9	13.8	1.3	14.6 (+25)
令和元年	1.6	16.3	1.0	13.3 (+26)
令和 2 年	2.0	4.7	0.9	3.8 (+1)
令和 3 年	1.7	16.2	1.3	14 (+28)
令和 4 年	1.8	19.2	1.5	16.6 (+30)

* 影響率欄の()内の数字は、昨年度からの引上げ額(単位：円)である。

最低賃金の影響を受ける労働者の実態

階層		未満率	時間額 897円		時間額 898円		時間額 899円		時間額 900円		時間額 901円		時間額 902円		時間額 903円		時間額 904円		時間額 905円		時間額 906円	
			人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率
(1) 地域最賃適用業種計		1.9	5,951	4.1	5,951	4.1	5,951	4.1	6,026	4.2	17,030	11.9	17,089	11.9	17,179	12.0	17,235	12.0	17,603	12.3	18,350	12.8
(2) 事業所規模	1人～9人	3.2	3,512	5.5	3,512	5.5	3,512	5.5	3,546	5.6	8,596	13.5	8,618	13.5	8,651	13.6	8,682	13.6	8,751	13.7	8,894	14.0
	10人～29人	0.9	1,960	3.0	1,960	3.0	1,960	3.0	2,001	3.1	7,325	11.2	7,363	11.3	7,419	11.4	7,444	11.4	7,743	11.9	8,348	12.8
	30人～99人	0.2	479	3.3	479	3.3	479	3.3	479	3.3	1,109	7.6	1,109	7.6	1,109	7.6	1,109	7.6	1,109	7.6	1,109	7.6
(3) 年齢別	17歳以下	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	335	27.2	335	27.2	335	27.2	335	27.2	335	27.2	335	27.2
	18～19歳	1.4	299	5.8	299	5.8	299	5.8	299	5.8	1,474	28.8	1,474	28.8	1,474	28.8	1,474	28.8	1,496	29.2	1,517	29.6
	20～54歳	1.3	2,563	2.8	2,563	2.8	2,563	2.8	2,619	2.8	7,850	8.5	7,872	8.6	7,872	8.6	7,897	8.6	8,195	8.9	8,655	9.4
	55～59歳	1.2	661	4.2	661	4.2	661	4.2	661	4.2	1,657	10.6	1,657	10.6	1,657	10.6	1,657	10.6	1,657	10.6	1,679	10.7
	60～64歳	2.1	596	4.8	596	4.8	596	4.8	596	4.8	1,801	14.7	1,820	14.8	1,839	15.0	1,870	15.2	1,870	15.2	1,892	15.4
	65歳以上	5.8	1,832	10.6	1,832	10.6	1,832	10.6	1,851	10.7	3,912	22.6	3,931	22.7	4,002	23.1	4,002	23.1	4,049	23.4	4,271	24.7
(4) 男女別	男性	1.8	1,628	3.1	1,628	3.1	1,628	3.1	1,628	3.1	3,394	6.5	3,394	6.5	3,427	6.5	3,427	6.5	3,449	6.6	3,581	6.8
	女性	1.9	4,323	4.8	4,323	4.8	4,323	4.8	4,397	4.8	13,636	15.0	13,695	15.0	13,752	15.1	13,808	15.2	14,153	15.6	14,769	16.2
(5) 女性	17歳以下	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	280	29.0	280	29.0	280	29.0	280	29.0	280	29.0	280	29.0
	18～19歳	1.9	280	7.5	280	7.5	280	7.5	280	7.5	1,089	29.3	1,089	29.3	1,089	29.3	1,089	29.3	1,111	29.8	1,111	29.8
	20～54歳	1.3	1,802	3.2	1,802	3.2	1,802	3.2	1,858	3.3	6,546	11.7	6,567	11.7	6,567	11.7	6,592	11.7	6,869	12.2	7,262	12.9
	55～59歳	1.4	590	5.4	590	5.4	590	5.4	590	5.4	1,510	13.7	1,510	13.7	1,510	13.7	1,510	13.7	1,510	13.7	1,532	13.9
	60～64歳	2.8	559	6.6	559	6.6	559	6.6	559	6.6	1,594	18.8	1,613	19.0	1,632	19.2	1,663	19.6	1,663	19.6	1,685	19.8
	65歳以上	5.5	1,091	10.3	1,091	10.3	1,091	10.3	1,110	10.4	2,617	24.6	2,636	24.8	2,674	25.15	2,674	25.15	2,721	25.6	2,899	27.3

最低賃金の影響を受ける労働者の実態

階層		未満率	時間額 907円		時間額 908円		時間額 909円		時間額 910円		時間額 911円		時間額 912円		時間額 913円		時間額 914円		時間額 915円		時間額 916円	
			人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率
(1) 地域最賃適用業種計		1.9	18,840	13.1	18,935	13.2	18,969	13.2	19,221	13.4	21,320	14.9	21,342	14.9	21,596	15.0	21,648	15.1	21,860	15.2	22,163	15.4
(2) 事業所規模	1人～9人	3.2	8,995	14.1	8,995	14.1	8,995	14.1	9,184	14.4	10,065	15.8	10,065	15.8	10,298	16.2	10,298	16.2	10,501	16.5	10,568	16.6
	10人～29人	0.9	8,373	12.9	8,451	13.0	8,486	13.0	8,548	13.1	9,626	14.8	9,648	14.8	9,669	14.8	9,669	14.8	9,669	14.8	9,905	15.2
	30人～99人	0.2	1,472	10.0	1,488	10.1	1,488	10.1	1,488	10.1	1,629	11.1	1,629	11.1	1,629	11.1	1,681	11.5	1,690	11.5	1,690	11.5
(3) 年齢別	17歳以下	0.0	335	27.2	335	27.2	335	27.2	335	27.2	379	30.8	379	30.8	379	30.8	379	30.8	379	30.8	379	30.8
	18～19歳	1.4	1,517	29.6	1,517	29.6	1,517	29.6	1,517	29.6	1,561	30.5	1,561	30.5	1,561	30.5	1,561	30.5	1,561	30.5	1,561	30.5
	20～54歳	1.3	8,880	9.7	8,937	9.7	8,937	9.7	9,132	9.9	10,331	11.2	10,353	11.3	10,553	11.5	10,571	11.5	10,618	11.6	10,777	11.7
	55～59歳	1.2	1,731	11.1	1,753	11.2	1,753	11.2	1,779	11.4	1,987	12.7	1,987	12.7	1,987	12.7	1,987	12.7	2,090	13.4	2,134	13.7
	60～64歳	2.1	2,087	17.0	2,087	17.0	2,087	17.0	2,087	17.0	2,205	17.9	2,205	17.9	2,205	17.9	2,205	17.9	2,205	17.9	2,227	18.1
	65歳以上	5.8	4,288	24.8	4,305	24.9	4,339	25.1	4,370	25.2	4,856	28.1	4,856	28.1	4,910	28.4	4,945	28.6	5,007	28.9	5,084	29.4
(4) 男女別	男性	1.8	3,581	6.8	3,619	6.9	3,653	7.0	3,717	7.1	4,199	8.0	4,221	8.0	4,221	8.0	4,274	8.1	4,335	8.3	4,373	8.3
	女性	1.9	15,259	16.8	15,316	16.8	15,316	16.8	15,503	17.0	17,121	18.8	17,121	18.8	17,375	19.1	17,375	19.1	17,525	19.3	17,790	19.5
(5) 女性	17歳以下	0.0	280	29.0	280	29.0	280	29.0	280	29.0	302	31.3	302	31.3	302	31.3	302	31.3	302	31.3	302	31.3
	18～19歳	1.9	1,111	29.8	1,111	29.8	1,111	29.8	1,111	29.8	1,133	30.4	1,133	30.4	1,133	30.4	1,133	30.4	1,133	30.4	1,133	30.4
	20～54歳	1.3	7,488	13.3	7,506	13.4	7,506	13.4	7,669	13.7	8,757	15.6	8,757	15.6	8,957	15.9	8,957	15.9	9,004	16.0	9,126	16.2
	55～59歳	1.4	1,584	14.4	1,606	14.6	1,606	14.6	1,631	14.8	1,817	16.5	1,817	16.5	1,817	16.5	1,817	16.5	1,920	17.5	1,964	17.9
	60～64歳	2.8	1,880	22.1	1,880	22.1	1,880	22.1	1,880	22.1	1,998	23.5	1,998	23.5	1,998	23.5	1,998	23.5	1,998	23.5	2,020	23.8
	65歳以上	5.5	2,916	27.4	2,932	27.6	2,932	27.6	2,932	27.6	3,113	29.3	3,113	29.3	3,167	29.8	3,167	29.8	3,167	29.8	3,244	30.5

最低賃金の影響を受ける労働者の実態

階層		未満率	時間額 917円		時間額 918円		時間額 919円		時間額 920円		時間額 921円		時間額 922円		時間額 923円		時間額 924円		時間額 925円		時間額 926円	
			人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率
(1) 地域最賃適用業種計		1.9	22,649	15.7	22,799	15.8	22,884	15.9	22,884	15.9	24,918	17.4	24,956	17.4	25,103	17.5	25,136	17.5	25,187	17.5	25,575	17.8
(2) 事業所規模	1人～9人	3.2	10,934	17.2	10,934	17.2	10,999	17.3	10,999	17.3	11,992	18.8	11,992	18.8	12,075	19.0	12,109	19.0	12,142	19.1	12,295	19.3
	10人～29人	0.9	9,980	15.3	10,115	15.5	10,135	15.6	10,135	15.6	10,928	16.8	10,949	16.8	11,012	16.9	11,012	16.9	11,012	16.9	11,142	17.1
	30人～99人	0.2	1,734	11.8	1,750	11.9	1,750	11.9	1,750	11.9	1,997	13.6	2,015	13.7	2,015	13.7	2,015	13.7	2,032	13.8	2,138	14.6
(3) 年齢別	17歳以下	0.0	379	30.8	379	30.8	379	30.8	379	30.8	432	35.1	432	35.1	432	35.1	432	35.1	432	35.1	432	35.1
	18～19歳	1.4	1,595	31.1	1,595	31.1	1,595	31.1	1,595	31.1	1,703	33.2	1,703	33.2	1,765	34.5	1,765	34.5	1,765	34.5	1,765	34.5
	20～54歳	1.3	11,177	12.2	11,290	12.3	11,290	12.3	11,290	12.3	12,660	13.8	12,698	13.8	12,720	13.8	12,720	13.8	12,771	13.9	13,046	14.2
	55～59歳	1.2	2,134	13.7	2,134	13.7	2,188	14.0	2,188	14.0	2,356	15.1	2,356	15.1	2,356	15.1	2,356	15.1	2,356	15.1	2,429	15.5
	60～64歳	2.1	2,279	18.5	2,301	18.7	2,332	19.0	2,332	19.0	2,465	20.1	2,465	20.1	2,465	20.1	2,499	20.3	2,499	20.3	2,499	20.3
	65歳以上	5.8	5,084	29.4	5,100	29.5	5,100	29.5	5,100	29.5	5,302	30.6	5,302	30.6	5,365	31.0	5,365	31.0	5,365	31.0	5,404	31.2
(4) 男女別	男性	1.8	4,433	8.4	4,449	8.5	4,449	8.5	4,449	8.5	4,935	9.4	4,935	9.4	4,935	9.4	4,935	9.4	4,935	9.4	5,010	9.5
	女性	1.9	18,216	20.0	18,350	20.2	18,435	20.3	18,435	20.3	19,983	22.0	20,021	22.0	20,168	22.2	20,201	22.2	20,252	22.3	20,565	22.6
(5) 女性	17歳以下	0.0	302	31.3	302	31.3	302	31.3	302	31.3	333	34.5	333	34.5	333	34.5	333	34.5	333	34.5	333	34.5
	18～19歳	1.9	1,133	30.4	1,133	30.4	1,133	30.4	1,133	30.4	1,189	31.9	1,189	31.9	1,250	33.6	1,250	33.6	1,250	33.6	1,250	33.6
	20～54歳	1.3	9,500	16.9	9,612	17.1	9,612	17.1	9,612	17.1	10,700	19.0	10,738	19.1	10,760	19.2	10,760	19.2	10,811	19.2	11,011	19.6
	55～59歳	1.4	1,964	17.9	1,964	17.9	2,018	18.3	2,018	18.3	2,113	19.2	2,113	19.2	2,113	19.2	2,113	19.2	2,113	19.2	2,186	19.9
	60～64歳	2.8	2,072	24.4	2,094	24.6	2,125	25.0	2,125	25.0	2,258	26.6	2,258	26.6	2,258	26.6	2,292	27.0	2,292	27.0	2,292	27.0
	65歳以上	5.5	3,244	30.5	3,244	30.5	3,244	30.5	3,244	30.5	3,390	31.9	3,390	31.9	3,453	32.5	3,453	32.5	3,453	32.5	3,493	32.9

最低賃金の影響を受ける労働者の実態

階層		未満率	時間額 927円		時間額 928円		時間額 929円		時間額 930円		時間額 931円		時間額 932円		時間額 933円		時間額 934円		時間額 935円		時間額 936円	
			人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率
(1) 地域最賃適用業種計		1.9	25,631	17.9	25,685	17.9	25,706	17.9	25,807	18.0	28,401	19.8	28,401	19.8	28,441	19.8	28,637	20.0	28,709	20.0	29,040	20.2
(2) 事業所規模	1人～9人	3.2	12,295	19.3	12,316	19.3	12,316	19.3	12,316	19.3	13,476	21.2	13,476	21.2	13,498	21.2	13,611	21.4	13,653	21.4	13,653	21.4
	10人～29人	0.9	11,198	17.2	11,219	17.2	11,240	17.3	11,341	17.4	12,360	19.0	12,360	19.0	12,378	19.0	12,461	19.1	12,482	19.2	12,725	19.5
	30人～99人	0.2	2,138	14.6	2,150	14.6	2,150	14.6	2,150	14.6	2,565	17.5	2,565	17.5	2,565	17.5	2,565	17.5	2,574	17.5	2,662	18.1
(3) 年齢別	17歳以下	0.0	432	35.1	432	35.1	432	35.1	432	35.1	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2
	18～19歳	1.4	1,765	34.5	1,765	34.5	1,765	34.5	1,765	34.5	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9
	20～54歳	1.3	13,103	14.3	13,124	14.3	13,124	14.3	13,225	14.4	14,741	16.0	14,741	16.0	14,760	16.1	14,869	16.2	14,940	16.3	15,173	16.5
	55～59歳	1.2	2,429	15.5	2,450	15.7	2,470	15.8	2,470	15.8	2,730	17.5	2,730	17.5	2,730	17.5	2,751	17.6	2,751	17.6	2,795	17.9
	60～64歳	2.1	2,499	20.3	2,511	20.4	2,511	20.4	2,511	20.4	2,690	21.9	2,690	21.9	2,711	22.1	2,711	22.1	2,711	22.1	2,766	22.5
	65歳以上	5.8	5,404	31.2	5,404	31.2	5,404	31.2	5,404	31.2	5,617	32.5	5,617	32.5	5,617	32.5	5,684	32.8	5,684	32.8	5,684	32.8
(4) 男女別	男性	1.8	5,066	9.6	5,066	9.6	5,066	9.6	5,066	9.6	5,547	10.6	5,547	10.6	5,547	10.6	5,581	10.6	5,601	10.7	5,619	10.7
	女性	1.9	20,565	22.6	20,619	22.7	20,640	22.7	20,740	22.8	22,853	25.1	22,853	25.1	22,894	25.2	23,057	25.3	23,107	25.4	23,421	25.7
(5) 女性	17歳以下	0.0	333	34.5	333	34.5	333	34.5	333	34.5	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9
	18～19歳	1.9	1,250	33.6	1,250	33.6	1,250	33.6	1,250	33.6	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5
	20～54歳	1.3	11,011	19.6	11,033	19.6	11,033	19.6	11,134	19.8	12,332	22.0	12,332	22.0	12,350	22.0	12,459	22.2	12,510	22.3	12,725	22.6
	55～59歳	1.4	2,186	19.9	2,206	20.1	2,227	20.2	2,227	20.2	2,487	22.6	2,487	22.6	2,487	22.6	2,508	22.8	2,508	22.8	2,552	23.2
	60～64歳	2.8	2,292	27.0	2,304	27.1	2,304	27.1	2,304	27.1	2,464	29.0	2,464	29.0	2,486	29.3	2,486	29.3	2,486	29.3	2,540	29.9
	65歳以上	5.5	3,493	32.9	3,493	32.9	3,493	32.9	3,493	32.9	3,666	34.5	3,666	34.5	3,666	34.5	3,699	34.8	3,699	34.8	3,699	34.8

最低賃金の影響を受ける労働者の実態

階層		未満率	時間額 937円		時間額 938円		時間額 939円		時間額 940円		時間額 941円		時間額 942円		時間額 943円		時間額 944円		時間額 945円		時間額 946円	
			人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率	人数	影響率
(1) 地域最賃適用業種計		1.9	29,040	20.2	29,293	20.4	29,407	20.5	29,570	20.6	30,301	21.1	30,403	21.2	30,479	21.2	30,512	21.3	30,595	21.3	30,768	21.4
(2) 事業所規模	1人～9人	3.2	13,653	21.4	13,831	21.7	13,831	21.7	13,898	21.8	14,140	22.2	14,220	22.3	14,242	22.4	14,275	22.4	14,358	22.5	14,358	22.5
	10人～29人	0.9	12,725	19.5	12,801	19.6	12,864	19.7	12,930	19.8	13,375	20.5	13,395	20.6	13,416	20.6	13,416	20.6	13,416	20.6	13,572	20.8
	30人～99人	0.2	2,662	18.1	2,662	18.1	2,712	18.5	2,742	18.7	2,787	19.0	2,787	19.0	2,820	19.2	2,820	19.2	2,820	19.2	2,838	19.3
(3) 年齢別	17歳以下	0.0	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2	631	51.2
	18～19歳	1.4	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9	1,991	38.9	2,024	39.5	2,024	39.5	2,024	39.5
	20～54歳	1.3	15,173	16.5	15,379	16.7	15,434	16.8	15,452	16.8	15,963	17.4	15,996	17.4	16,030	17.4	16,030	17.4	16,077	17.5	16,139	17.6
	55～59歳	1.2	2,795	17.9	2,795	17.9	2,795	17.9	2,795	17.9	2,919	18.7	2,939	18.8	2,939	18.8	2,939	18.8	2,939	18.8	2,939	18.8
	60～64歳	2.1	2,766	22.5	2,813	22.9	2,856	23.2	3,001	24.4	3,041	24.7	3,088	25.1	3,088	25.1	3,088	25.1	3,088	25.1	3,088	25.1
	65歳以上	5.8	5,684	32.8	5,684	32.8	5,700	32.9	5,700	32.9	5,756	33.3	5,756	33.3	5,799	33.5	5,799	33.5	5,835	33.7	5,946	34.4
(4) 男女別	男性	1.8	5,619	10.7	5,666	10.8	5,683	10.8	5,816	11.1	5,908	11.2	5,908	11.2	5,926	11.3	5,926	11.3	5,973	11.4	6,069	11.6
	女性	1.9	23,421	25.7	23,627	26.0	23,725	26.1	23,754	26.1	24,393	26.8	24,494	26.9	24,553	27.0	24,586	27.0	24,622	27.1	24,699	27.1
(5) 女性	17歳以下	0.0	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9	472	48.9
	18～19歳	1.9	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5	1,433	38.5	1,466	39.4	1,466	39.4	1,466	39.4
	20～54歳	1.3	12,725	22.6	12,931	23.0	12,969	23.1	12,987	23.1	13,406	23.9	13,439	23.9	13,455	23.9	13,455	23.9	13,455	23.9	13,495	24.0
	55～59歳	1.4	2,552	23.2	2,552	23.2	2,552	23.2	2,552	23.2	2,675	24.3	2,696	24.5	2,696	24.5	2,696	24.5	2,696	24.5	2,696	24.5
	60～64歳	2.8	2,540	29.9	2,540	29.9	2,583	30.4	2,595	30.5	2,636	31.0	2,683	31.6	2,683	31.6	2,683	31.6	2,683	31.6	2,683	31.6
	65歳以上	5.5	3,699	34.8	3,699	34.8	3,715	34.9	3,715	34.9	3,771	35.5	3,771	35.5	3,814	35.9	3,814	35.9	3,850	36.2	3,887	36.6

最低賃金の「未満率」及び「影響率」の算出方法について

1 最低賃金の「未満率」とは、現在適用されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことで、「影響率」とは、最低賃金額を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。いずれも、最低賃金基礎調査結果から算出する。

2 具体的な算出方法について

最低賃金額 896 円を 926 円に改正した場合、「未満率」及び「影響率」の算出は次のとおりとなる。

参照資料「奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種の実態調査結果一覧表」

未満率

ア 最低賃金が適用される全労働者のうち、現行の最低賃金額 896 円を下回る賃金額で働く労働者の割合を算出する。

イ 最低賃金が適用される全労働者数は 143,517 人であるが、このうち最低賃金 896 円を下回る累積労働者数（つまり 895 円以下の累積労働者数）は、2,701 人である。

ウ つまり、最低賃金が適用される全労働者数のうち最低賃金額を下回る賃金額で働く労働者の占める割合は、

$$\frac{2,701 \text{ 人}}{143,517 \text{ 人}} \times 100 = 1.88\%$$

となり、未満率は「1.9」といえる。

影響率

ア 最低賃金が適用される全労働者のうち、改正後（予定）の最低賃金額 926 円を下回ることになる労働者の割合を算出する。このことは、最低賃金額が 896 円から 926 円に引き上げられた場合に影響を受ける労働者の割合を表している。

イ 最低賃金が適用される全労働者数は 143,517 人であるが、改正後の最低賃金額 926 円を下回る累積労働者数（つまり 925 円以下の累積労働者数）は、25,575 人である。

ウ つまり、最低賃金対象全労働者数のうち改正後（予定）の最低賃金額を下回る労働者（最低賃金の引き上げにより影響を受ける労働者）の割合は、

$$\frac{25,575 \text{ 人}}{143,517 \text{ 人}} \times 100 = 17.82\%$$

となり、影響率は「17.8」といえる。

奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種影響率一覧表

令和5年6月

賃金額 （３手当を除く）	地域最低賃金		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用	
	適用業種合計		製造業		卸売・小売業		飲食店・宿泊業		医療・福祉		サービス業	
合　　計	%	143,517人	%	28,505人	%	39,180人	%	22,368人	%	29,652人	%	10,760人
～ 885 円	1.6	2,351	1.0	297	1.9	733	1.3	282	1.6	464	3.7	400
886 ～ 886	1.6	2,351	1.0	297	1.9	733	1.3	282	1.6	464	3.7	400
887 ～ 887	1.7	2,393	1.0	297	1.9	733	1.3	282	1.6	464	4.1	442
888 ～ 888	1.7	2,419	1.0	297	1.9	733	1.3	282	1.6	464	4.1	442
889 ～ 889	1.7	2,444	1.0	297	1.9	733	1.3	282	1.6	464	4.3	467
890 ～ 890	1.8	2,579	1.0	297	2.0	766	1.3	282	1.9	566	4.3	467
891 ～ 891	1.8	2,579	1.0	297	2.0	766	1.3	282	1.9	566	4.3	467
892 ～ 892	1.8	2,641	1.0	297	2.0	766	1.3	282	2.0	587	4.7	509
893 ～ 893	1.9	2,659	1.1	315	2.0	766	1.3	282	2.0	587	4.7	509
894 ～ 894	1.9	2,701	1.1	315	2.0	766	1.3	282	2.0	587	5.1	550
895 ～ 895	1.9	2,701	1.1	315	2.0	766	1.3	282	2.0	587	5.1	550
896 ～ 896	4.1	5,951	4.8	1,375	4.2	1,641	2.3	518	2.7	800	5.5	592
897 ～ 897	4.1	5,951	4.8	1,375	4.2	1,641	2.3	518	2.7	800	5.5	592
898 ～ 898	4.1	5,951	4.8	1,375	4.2	1,641	2.3	518	2.7	800	5.5	592
899 ～ 899	4.2	6,026	4.9	1,394	4.3	1,697	2.3	518	2.7	800	5.5	592
900 ～ 900	11.9	17,030	9.1	2,600	15.1	5,899	16.0	3,582	7.6	2,264	8.2	884
901 ～ 901	11.9	17,089	9.3	2,638	15.1	5,899	16.0	3,582	7.7	2,286	8.2	884
902 ～ 902	12.0	17,179	9.5	2,695	15.1	5,932	16.0	3,582	7.7	2,286	8.2	884
903 ～ 903	12.0	17,235	9.5	2,695	15.1	5,932	16.0	3,582	7.7	2,286	8.4	909
904 ～ 904	12.3	17,603	9.5	2,695	15.8	6,196	16.2	3,629	7.8	2,307	8.4	909
905 ～ 905	12.8	18,350	9.5	2,695	17.1	6,715	17.1	3,815	7.9	2,350	8.4	909
906 ～ 906	13.1	18,840	10.9	3,095	17.2	6,749	17.1	3,815	7.9	2,350	8.7	934
907 ～ 907	13.2	18,935	11.1	3,168	17.3	6,771	17.1	3,815	7.9	2,350	8.7	934
908 ～ 908	13.2	18,969	11.1	3,168	17.3	6,771	17.1	3,815	7.9	2,350	8.7	934
909 ～ 909	13.4	19,221	11.1	3,168	17.4	6,804	17.2	3,852	7.9	2,350	10.1	1,084
910 ～ 910	14.9	21,320	12.0	3,419	19.9	7,799	18.7	4,186	8.9	2,646	11.6	1,251
911 ～ 911	14.9	21,342	12.0	3,419	20.0	7,821	18.7	4,186	8.9	2,646	11.6	1,251
912 ～ 912	15.0	21,596	12.0	3,419	20.6	8,055	18.7	4,186	9.0	2,667	11.6	1,251
913 ～ 913	15.1	21,648	12.2	3,471	20.6	8,055	18.7	4,186	9.0	2,667	11.6	1,251
914 ～ 914	15.2	21,860	12.2	3,480	20.6	8,055	19.3	4,327	9.0	2,667	11.6	1,251
915 ～ 915	15.4	22,163	12.3	3,518	21.2	8,320	19.3	4,327	9.0	2,667	11.6	1,251
916 ～ 916	15.8	22,649	12.8	3,637	22.2	8,686	19.3	4,327	9.0	2,667	11.6	1,251
917 ～ 917	15.9	22,799	12.8	3,653	22.4	8,775	19.3	4,327	9.1	2,688	11.6	1,251
918 ～ 918	15.9	22,884	12.8	3,653	22.5	8,808	19.3	4,327	9.1	2,708	11.6	1,251
919 ～ 919	15.9	22,884	12.8	3,653	22.5	8,808	19.3	4,327	9.1	2,708	11.6	1,251
920 ～ 920	17.4	24,918	13.7	3,919	24.2	9,493	22.2	4,973	10.0	2,966	11.6	1,251
921 ～ 921	17.4	24,956	13.8	3,937	24.2	9,493	22.2	4,973	10.1	2,986	11.6	1,251
922 ～ 922	17.5	25,103	13.8	3,937	24.3	9,515	22.2	4,973	10.3	3,049	11.6	1,251
923 ～ 923	17.5	25,136	13.8	3,937	24.4	9,548	22.2	4,973	10.3	3,049	11.6	1,251
924 ～ 924	17.5	25,187	13.9	3,954	24.5	9,581	22.2	4,973	10.3	3,049	11.6	1,251
925 ～ 925	17.8	25,575	14.2	4,060	24.9	9,770	22.2	4,973	10.5	3,112	11.6	1,251
926 ～ 926	17.9	25,631	14.4	4,117	24.9	9,770	22.2	4,973	10.5	3,112	11.6	1,251
927 ～ 927	17.9	25,685	14.5	4,128	24.9	9,770	22.2	4,973	10.6	3,154	11.6	1,251
928 ～ 928	17.9	25,706	14.5	4,128	24.9	9,770	22.2	4,973	10.7	3,175	11.6	1,251
929 ～ 929	18.0	25,807	14.5	4,128	24.9	9,770	22.2	4,973	11.0	3,276	11.6	1,251
930 ～ 930	19.8	28,401	16.7	4,767	26.7	10,477	25.5	5,696	12.8	3,801	11.6	1,251
931 ～ 931	19.8	28,401	16.7	4,767	26.7	10,477	25.5	5,696	12.8	3,801	11.6	1,251
932 ～ 932	19.8	28,441	16.8	4,786	26.7	10,477	25.5	5,696	12.9	3,823	11.6	1,251
933 ～ 933	20.0	28,637	16.8	4,786	26.9	10,543	25.7	5,744	13.2	3,905	11.6	1,251
934 ～ 934	20.0	28,709	16.8	4,795	26.9	10,543	25.7	5,744	13.2	3,926	12.0	1,293
935 ～ 935	20.2	29,040	17.1	4,882	27.2	10,675	26.0	5,818	13.4	3,963	12.0	1,293
936 ～ 936	20.2	29,040	17.1	4,882	27.2	10,675	26.0	5,818	13.4	3,963	12.0	1,293
937 ～ 937	20.4	29,293	17.3	4,938	27.3	10,698	26.6	5,959	13.4	3,963	12.0	1,293
938 ～ 938	20.5	29,407	17.5	4,989	27.4	10,720	26.6	5,959	13.5	4,005	12.0	1,293
939 ～ 939	20.6	29,570	17.6	5,018	27.7	10,852	26.6	5,959	13.5	4,005	12.0	1,293
940 ～ 940	21.1	30,301	17.8	5,082	28.4	11,139	27.0	6,033	13.6	4,047	12.7	1,369
941 ～ 941	21.2	30,403	17.8	5,082	28.5	11,173	27.2	6,080	13.7	4,067	12.7	1,369
942 ～ 942	21.2	30,479	17.9	5,116	28.5	11,173	27.2	6,080	13.9	4,110	12.7	1,369
943 ～ 943	21.3	30,512	17.9	5,116	28.6	11,206	27.2	6,080	13.9	4,110	12.7	1,369
944 ～ 944	21.3	30,595	17.9	5,116	28.6	11,206	27.4	6,127	13.9	4,110	12.7	1,369
945 ～ 945	21.4	30,768	18.0	5,133	28.7	11,250	27.9	6,239	13.9	4,110	12.7	1,369
946 ～ 946	21.5	30,908	18.1	5,151	28.8	11,272	27.9	6,239	14.2	4,211	12.7	1,369
947 ～ 949	21.7	31,170	18.1	5,169	29.0	11,372	27.9	6,239	14.3	4,253	13.7	1,470
950 ～ 959	26.8	38,515	22.6	6,453	33.4	13,089	40.4	9,044	15.7	4,654	14.7	1,578
960 ～ 969	28.6	41,074	24.6	7,021	35.4	13,864	42.8	9,583	17.0	5,055	15.1	1,620
970 ～ 979	30.8	44,194	26.1	7,450	37.4	14,640	49.1	10,994	18.1	5,370	15.3	1,645
980 ～ 989	32.3	46,299	27.9	7,954	38.9	15,249	50.4	11,276	19.5	5,786	15.7	1,687
990 ～ 999	33.2	47,635	28.6	8,153	40.3	15,779	50.8	11,360	20.6	6,113	16.8	1,812
1,000 ～ 1,099	47.5	68,184	40.6	11,575	51.6	20,213	74.7	16,713	36.0	10,678	28.2	3,038
1,100 ～ 1,199	56.4	80,965	48.7	13,873	59.1	23,159	86.2	19,287	46.4	13,752	34.6	3,725
1,200 ～ 1,299	63.5	91,148	56.2	16,027	64.5	25,270	91.3	20,416	56.4	16,720	44.3	4,771
1,300 ～ 1,399	69.4	99,612	63.4	18,067	69.2	27,119	93.8	20,982	63.1	18,715	53.7	5,773
1,400 ～ 1,499	73.7	105,841	70.3	20,034	71.4	27,958	96.3	21,531	68.2	20,226	61.0	6,568
1,500 ～	100.0	143,517	100.0	28,505	100.0	39,180	100.0	22,368	100.0	29,652	100.0	10,760
第１・二十分位数	900		900		900		900		900		894	
第１　・　十分位数	900											

奈良県最低賃金（地域最賃）適用業種影響率一覧表（パートのみ）

令和5年6月

賃金額 （3手当を除く）	地域最低賃金		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用		地域最低賃金適用	
	適用業種合計		製造業		卸売・小売業		飲食店・宿泊業		医療・福祉		サービス業	
合 計	%	64026人	%	6636人	%	18796人	%	15049人	%	16564人	%	2630人
～ 885 円	1.5	958	0.0		2.0	378	0.6	94	1.6	258	6.3	167
886 ～ 886	1.5	958	0.0		2.0	378	0.6	94	1.6	258	6.3	167
887 ～ 887	1.5	958	0.0		2.0	378	0.6	94	1.6	258	6.3	167
888 ～ 888	1.5	958	0.0		2.0	378	0.6	94	1.6	258	6.3	167
889 ～ 889	1.5	958	0.0		2.0	378	0.6	94	1.6	258	6.3	167
890 ～ 890	1.7	1,072	0.0		2.2	411	0.6	94	2.0	339	6.3	167
891 ～ 891	1.7	1,072	0.0		2.2	411	0.6	94	2.0	339	6.3	167
892 ～ 892	1.8	1,134	0.0		2.2	411	0.6	94	2.2	359	7.9	208
893 ～ 893	1.8	1,134	0.0		2.2	411	0.6	94	2.2	359	7.9	208
894 ～ 894	1.8	1,134	0.0		2.2	411	0.6	94	2.2	359	7.9	208
895 ～ 895	1.8	1,134	0.0		2.2	411	0.6	94	2.2	359	7.9	208
896 ～ 896	5.5	3,490	9.8	650	6.1	1,152	2.2	329	3.2	529	9.5	250
897 ～ 897	5.5	3,490	9.8	650	6.1	1,152	2.2	329	3.2	529	9.5	250
898 ～ 898	5.5	3,490	9.8	650	6.1	1,152	2.2	329	3.2	529	9.5	250
899 ～ 899	5.6	3,564	10.1	669	6.4	1,208	2.2	329	3.2	529	9.5	250
900 ～ 900	19.6	12,525	24.4	1,620	25.2	4,744	19.0	2,859	11.6	1,928	12.7	333
901 ～ 901	19.6	12,547	24.4	1,620	25.2	4,744	19.0	2,859	11.8	1,950	12.7	333
902 ～ 902	19.7	12,603	25.3	1,676	25.2	4,744	19.0	2,859	11.8	1,950	12.7	333
903 ～ 903	19.7	12,603	25.3	1,676	25.2	4,744	19.0	2,859	11.8	1,950	12.7	333
904 ～ 904	20.1	12,861	25.3	1,676	26.2	4,920	19.3	2,906	11.8	1,950	12.7	333
905 ～ 905	20.9	13,388	25.3	1,676	27.8	5,218	20.5	3,092	12.0	1,993	12.7	333
906 ～ 906	21.5	13,734	30.5	2,022	27.8	5,218	20.5	3,092	12.0	1,993	12.7	333
907 ～ 907	21.5	13,769	31.0	2,057	27.8	5,218	20.5	3,092	12.0	1,993	12.7	333
908 ～ 908	21.6	13,803	31.0	2,057	27.8	5,218	20.5	3,092	12.0	1,993	12.7	333
909 ～ 909	21.8	13,954	31.0	2,057	27.8	5,218	20.5	3,092	12.0	1,993	18.4	483
910 ～ 910	24.6	15,770	34.0	2,254	32.3	6,080	22.8	3,426	13.4	2,224	24.7	650
911 ～ 911	24.7	15,792	34.0	2,254	32.5	6,102	22.8	3,426	13.4	2,224	24.7	650
912 ～ 912	25.1	16,046	34.0	2,254	33.7	6,336	22.8	3,426	13.6	2,245	24.7	650
913 ～ 913	25.1	16,046	34.0	2,254	33.7	6,336	22.8	3,426	13.6	2,245	24.7	650
914 ～ 914	25.1	16,046	34.0	2,254	33.7	6,336	22.8	3,426	13.6	2,245	24.7	650
915 ～ 915	25.4	16,267	34.0	2,254	34.9	6,557	22.8	3,426	13.6	2,245	24.7	650
916 ～ 916	26.1	16,716	35.2	2,336	36.8	6,924	22.8	3,426	13.6	2,245	24.7	650
917 ～ 917	26.3	16,844	35.4	2,352	37.2	6,990	22.8	3,426	13.7	2,265	24.7	650
918 ～ 918	26.4	16,898	35.4	2,352	37.4	7,023	22.8	3,426	13.8	2,286	24.7	650
919 ～ 919	26.4	16,898	35.4	2,352	37.4	7,023	22.8	3,426	13.8	2,286	24.7	650
920 ～ 920	29.0	18,539	37.8	2,511	39.8	7,486	27.1	4,072	15.0	2,479	24.7	650
921 ～ 921	29.0	18,539	37.8	2,511	39.8	7,486	27.1	4,072	15.0	2,479	24.7	650
922 ～ 922	29.1	18,603	37.8	2,511	39.9	7,508	27.1	4,072	15.2	2,521	24.7	650
923 ～ 923	29.1	18,603	37.8	2,511	39.9	7,508	27.1	4,072	15.2	2,521	24.7	650
924 ～ 924	29.1	18,621	38.1	2,528	39.9	7,508	27.1	4,072	15.2	2,521	24.7	650
925 ～ 925	29.4	18,833	39.7	2,634	40.2	7,553	27.1	4,072	15.6	2,584	24.7	650
926 ～ 926	29.4	18,833	39.7	2,634	40.2	7,553	27.1	4,072	15.6	2,584	24.7	650
927 ～ 927	29.5	18,887	39.9	2,646	40.2	7,553	27.1	4,072	15.9	2,626	24.7	650
928 ～ 928	29.5	18,908	39.9	2,646	40.2	7,553	27.1	4,072	16.0	2,647	24.7	650
929 ～ 929	29.7	19,009	39.9	2,646	40.2	7,553	27.1	4,072	16.6	2,748	24.7	650
930 ～ 930	33.3	21,352	47.3	3,136	43.6	8,204	31.6	4,748	19.8	3,273	24.7	650
931 ～ 931	33.3	21,352	47.3	3,136	43.6	8,204	31.6	4,748	19.8	3,273	24.7	650
932 ～ 932	33.4	21,374	47.3	3,136	43.6	8,204	31.6	4,748	19.9	3,294	24.7	650
933 ～ 933	33.5	21,462	47.3	3,136	43.6	8,204	31.9	4,795	20.1	3,336	24.7	650
934 ～ 934	33.6	21,483	47.3	3,136	43.6	8,204	31.9	4,795	20.3	3,356	24.7	650
935 ～ 935	34.0	21,777	48.6	3,224	44.3	8,336	32.4	4,869	20.3	3,356	24.7	650
936 ～ 936	34.0	21,777	48.6	3,224	44.3	8,336	32.4	4,869	20.3	3,356	24.7	650
937 ～ 937	34.2	21,927	48.6	3,224	44.5	8,358	33.0	4,964	20.3	3,356	24.7	650
938 ～ 938	34.3	21,969	48.6	3,224	44.5	8,358	33.0	4,964	20.5	3,398	24.7	650
939 ～ 939	34.3	21,981	48.8	3,236	44.5	8,358	33.0	4,964	20.5	3,398	24.7	650
940 ～ 940	35.3	22,589	49.6	3,291	45.9	8,623	33.5	5,038	20.8	3,440	27.6	726
941 ～ 941	35.4	22,657	49.6	3,291	45.9	8,623	33.8	5,085	20.9	3,461	27.6	726
942 ～ 942	35.5	22,699	49.6	3,291	45.9	8,623	33.8	5,085	21.1	3,503	27.6	726
943 ～ 943	35.5	22,699	49.6	3,291	45.9	8,623	33.8	5,085	21.1	3,503	27.6	726
944 ～ 944	35.5	22,746	49.6	3,291	45.9	8,623	34.1	5,132	21.1	3,503	27.6	726
945 ～ 945	35.6	22,823	49.9	3,308	46.0	8,645	34.3	5,169	21.1	3,503	27.6	726
946 ～ 946	35.8	22,924	49.9	3,308	46.0	8,645	34.3	5,169	21.8	3,604	27.6	726
947 ～ 949	36.2	23,167	49.9	3,308	46.5	8,745	34.3	5,169	22.0	3,646	31.4	827
950 ～ 959	45.1	28,895	65.9	4,374	54.1	10,164	47.4	7,132	23.8	3,942	35.6	936
960 ～ 969	48.4	31,005	71.6	4,753	57.5	10,817	51.0	7,672	26.2	4,343	35.6	936
970 ～ 979	52.2	33,411	74.1	4,914	61.3	11,527	59.9	9,008	27.2	4,510	35.6	936
980 ～ 989	54.4	34,848	77.8	5,166	63.9	12,014	61.7	9,290	29.5	4,884	37.2	977
990 ～ 999	56.0	35,878	78.7	5,221	66.3	12,466	62.3	9,375	31.5	5,212	38.7	1,019
1,000 ～ 1,099	75.4	48,271	92.1	6,115	81.1	15,240	87.7	13,199	52.2	8,649	64.1	1,685
1,100 ～ 1,199	83.1	53,228	95.4	6,329	87.3	16,405	96.1	14,457	62.6	10,365	74.3	1,953
1,200 ～ 1,299	87.7	56,124	97.3	6,459	89.8	16,877	99.1	14,917	71.2	11,797	82.5	2,170
1,300 ～ 1,399	90.0	57,631	97.6	6,478	91.1	17,132	99.7	15,002	76.0	12,581	90.2	2,371
1,400 ～ 1,499	91.2	58,417	98.3	6,524	91.6	17,221	99.7	15,002	79.3	13,129	91.7	2,413
1,500 ～	100.0	64,026	100.0	6,636	100.0	18,796	100.0	15,049	100.0	16,564	100.0	2,630
第1・二十分位数		896		896		896		900		900		833
第1・十分位数		900		899		900		900		900		900
第1・四分位数		912		902		900		920		962		940
中 位 数		970		950		950		960		1,075		1,000
平 均 値		—		—		—		—		—		—

令和5年度 奈良地方最低賃金審議会専門部会日程（案） 【7～8月（地域別最低賃金関係）】

R5年			専門部会日程 (案)	(参考)		審 議 の 内 容 等
				本審日程	運営小委員会日程	
月	日	曜日				
7	24	月	① 15:00			
	25	火				
	26	水				
	27	木				
	28	金				
	29	土				
	30	日				
	31	月				
8	1	火	② 15:00 (本審終了後)	13:30		
	2	水				
	3	木	③ 13:30			
	4	金	④ 13:30			
	5	土				
	6	日				
	7	月	⑤(予備) 13:30	【答申】 15:00		
	18	金			13:30	
	23	水		【異議審】 10:00		
発効日			令和5年10月1日			